

| 特。集 | 2 |
|--|---------------------------------|
| 埼玉エコタウンプロジェクト | 2 |
| 本編 | 5 |
| 第1章 環境行政の総合的推進 | |
| 第 1 節 埼玉県環境行政の体系 第 2 節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム | 6 6 |
| 第2章 環境の現状と対策 | |
| I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり 第1節 大気環境の保全 第2節 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止 第3節 化学物質対策の推進 第4節 身近な生活環境の保全 第5節 水循環の健全化と地盤環境の保全 第6節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 | 8 11 13 16 19 21 |
| II 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり 第7節 河川等の保全と再生 第8節 みどりの保全と再生 第9節 森林の整備と保全 第10節 生物多様性の保全 | 26 29 32 34 |
| Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり第11節 地球温暖化対策の総合的推進第12節 ヒートアイランド対策の推進第13節 再生可能エネルギーの活用第14節 環境に配慮した交通の実現 | 37 41 43 45 |
| IV 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり 第15節 環境に配慮した産業・地域づくり 第16節 連携・協働による取組の拡大 第17節 環境を守り育てる次世代の人材育成 第18節 環境科学・技術の振興と国際協力の推進 | 47 51 54 58 |
| ○ 放射性物質による環境汚染への対応 | 60 |
| 環境管理事務所の取組 | 62 |
| | 65 |

特集的技术的技术的

福島第一原子力発電所の事故に伴い、以前は、電力の3割を占めていた原子力発電がほとんど停止しています。

エネルギー政策は、国が責任を持って再構築すべきですが、地方としても、 省エネや再生可能エネルギーの活用に徹底して取り組む必要があります。

1 基本理念

- ■再生可能エネルギーを中心とした創エネと徹底した省エネを市町村全体で取り組むこと により、エネルギーの地産地消を具体的に進めるモデルを全国に発信する。
- ■ストップ温暖化埼玉ナビゲーション2050に示された環境の視点を通して、暮らしやす く活力ある地域社会の創造を目指す。

既成市街地を中心にエネルギーの地産地消推進や地域活性化などに取り組む埼玉エコタウンプロジェクトは、「新たな街づくり」から始まる他のスマートシティプロジェクトとは異なり、全国のモデルになるものです。

最初のステップとして既存住宅を集中的にスマート化する重点実施街区を設定し、先行的 に創エネ・省エネ対策を行い、エネルギーの地産地消を推進します。



□ プロジェクト実施地域

埼玉県では、埼玉エコタウンプロジェクトをモデル的に展開する市町村の公募を行い、13 市町からの応募がありました。

審査の結果、坂戸市・秩父市・東松山市・本庄市・寄居町の5市町を候補地として選定し、 事業の実現可能性やポテンシャルなどの調査を行いました。

平成24年4月に調査結果をふまえ、下記のとおりプロジェクト実施市町村を決定しました。 平成24年5月1日には、埼玉県知事・5市町長による「埼玉エコタウンプロジェクト推進 に関する協定 | を締結しました。

埼玉エコタウン



本庄市

本庄早稲田の杜など 産学官連携による 先進的な街づくり



東松山市

商店街や既成市街地の エコ化を中心に 賑わいと活力を 生み出す取組



秩父市

「自然」との 共生を目指す プロジェクト

・秩父産材の活用とバイオマ スエネルギーへの展開



寄居町

「リサイクルと エネルギー」の プロジェクト

- ・メガソーラー
- ・資源循環工場をエコファクトリー化



「住」のエコ化を 先進的に進める プロジェクト

- ・ 団地の再生 (既存資産活用型)
- ・未利用市有地にスマート街区整備

埼玉エコタウン・イニシアティブプロジェクト (地域の特性を生かした

先進的なプロジェクト)

Ⅲ 既存住宅のスマートハウス化

埼玉県内には約150万戸の既存一戸建て住宅があります。既存住宅のスマートハウス化を進めることは省エネ・創エネを進める上で、大きな効果が期待できます。

埼玉エコタウンプロジェクトでは、まずは、本庄市・東松山市の重点実施街区において、 先行モデルとして、集中的にスマートハウス化に取り組みます。

県内の関連業界事業者と連携し実効性のあるスマートハウス化モデルの確立を目指します。



リフォーム サッシメーカー パネルメーカー 自動車メーカー 家電メーカー











太陽光発電



窓の高性能化

壁・床・天井等の断熱強化

EV・充電設備

HEMS

蓄電池



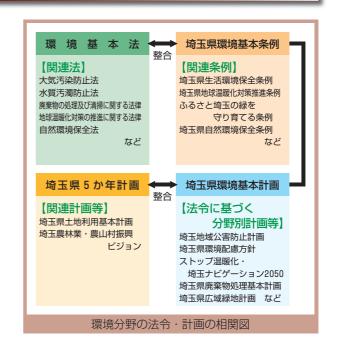
家電の省エネ化



月に改定されたものです。

第1節 埼玉県環境行政の体系

埼玉県環境基本条例(平成6年12月制定)は、環境保全分野の基本法である環境基本法(平成5年11月制定)との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したものです。法形式としては一般の条例と同じですが、環境に関する分野について、他の条例に優越する性格を持ち、他の条例が誘導されるという関係にあります。その環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定しました。社会経済や環境の状況等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直ししており、現行の環境基本計画(計画期間 平成24年度~平成28年度)は平成24年7



埼玉県環境基本条例(前文)

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をは ぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を 有するとともに、その環境を将来の世代に引き継 ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

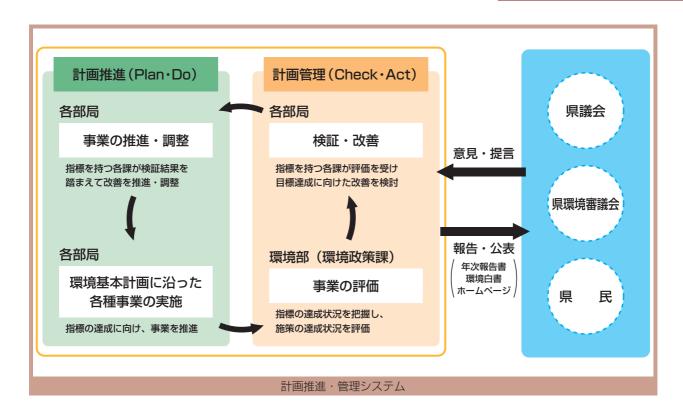
第2節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

埼玉県環境基本計画は、「本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築」を図るための総合的な計画で、「4つの長期的な目標」を設定しています。長期的な目標を実現するための「18の環境の保全と創造に関する施策展開の方向」を示し、今後5年間で行う施策、取組、施策指標を掲げています。

この計画の推進・管理については、環境部(環境政策課)において施策指標の達成状況の把握及び評価を

行い、各部局ではその評価に基づき、目的達成に向けた改善を検討し事業を推進するという、マネジメントサイクル(Plan→Do→Check→Act)に基づき実施されます。

また、計画の進捗状況の評価は、埼玉県環境審議会や「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告するとともに、環境白書及び県のホームページを通じて、広く情報の開示を行い、意見・提言を求めています。



埼玉県環境基本計画体系図

4つの長期的な目標

長期的な目標 I

環境負荷の少ない 安心・安全な循環型社会づくり

18の環境の保全と創造に関する施策展開の方向

- 大気環境の保全
- ② 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止
- 3 化学物質対策の推進
- 4 身近な生活環境の保全
- 5 水循環の健全化と地盤環境の保全
- 6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

長期的な目標 Ⅱ

再生したみどりや川に彩られ、 生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

- → 河川等の保全と再生
- ❸ みどりの保全と再生
- 9 森林の整備と保全
- 生物多様性の保全

長期的な目標 Ⅲ

生活の豊かさを実感できる エネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

- 地球温暖化対策の総合的推進
- № ヒートアイランド対策の推進
- 再生可能エネルギーの活用
- № 環境に配慮した交通の実現

長期的な目標 IV

環境の保全・創造に向けて 各主体が取り組む地域社会づくり

- 環境に配慮した産業・地域づくり
- 連携・協働による取組の拡大
- 環境を守り育てる次世代の人材育成
- 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

第1節 大気環境の保全

》現況と課題

本県は、首都圏に位置し工場などが多く立地しています。また、東京から放射状に伸びる主要幹線道路など交通量の多い道路が存在しています。

こうした状況の中、近年の大気環境は、工場・事業場の規制や自動車排出ガス対策により、二酸化窒素や 浮遊粒子状物質などについては環境基準を概ね達成しています。

一方、光化学オキシダントについては県内全域で環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報の発 令日数は全国で最も多い状況となっています。

また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、常時監視体制を整備して汚染状況を的確に把握していく必要があります。これらの課題を解決するため、原因物質の排出抑制対策や測定体制の整備を推進していきます。

》講じた施策

大気汚染は、工場・事業場などから排出されるばい 煙や粉じんのほか、自動車の排出ガスに含まれる物質 などが原因となり生じます。このため、工場・事業場 に対する規制や自動車対策の推進、さらに光化学オキシダント対策などの施策を実施しました。

1 工場・事業場に対する規制、指導の実施

(1) 工場・事業場に対する規制、指導

大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、ばい煙を発生する焼却炉やボイラーなどの施設を設置している工場や事業場に対し、随時立入検査を行い、大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を遵守するよう指導しました。

(2) 改善命令等の行政措置

立入検査の結果、ばいじん等の排出基準に違反した工場・事業場に対しては、改善命令などの行政措置を行いました。

表 1 - 1 - 1 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全 条例に基づく届出施設数

| | | | | (平成23年度) |
|------|-------|-------|--------|----------|
| ばい煙 | 大気汚染防 | 止法施設数 | 埼玉県生活現 | 環境保全条例 |
| 発生施設 | | うち焼却炉 | | うち焼却炉 |
| 県 | 4,641 | 181 | 1,059 | 979 |
| 市* | 2,557 | 79 | 466 | 451 |
| 合計 | 7,198 | 260 | 1,525 | 1,430 |

※1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、 草加市、越谷市が所管する施設数。なお、さいたま市は市条例での届出 分を含む。また、所沢市は市条例で届出している焼却炉を含む。

表 1 – 1 – 2 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全 条例に基づく立入検査及び行政措置数

(平成23年度)

| | | | | | | | | | | | | | 1786604 | |
|-------|-------|----------------------|----------------|----------------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|--------|-----------|-------------|---------|----------------|
| | | 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例 | | | | | | | | | | | | |
| 立 | | い煙 主施語 | | 粉じ 発生 施調 | Ė | 揮発 有機化 排出抗 | 合物 | 指5 炭化水 発生抗 | 素類 | 大気; 規制 | | | 合語 | t |
| 立入検査等 | 立入検査数 | 排出ガス等の検査数 | 行政措置[注意·勧告·命令] | 立入検査数 | 行政措置[注意·勧告] | 立入検査数 | 行政措置[注意·勧告] | 立入検査数 | 行政措置[注意·勧告] | 立入検査数 | 有害物質等の検査数 | 行政措置[注意・勧告] | 立入検査数 | 行政措置[注意·勧告·命令] |
| 県 | 2,576 | 213 | 9 | 1,194 | 0 | 219 | 2 | 466 | 0 | 109 | 50 | 0 | 4,564 | 11 |
| 市*1 | 928 | 156 | 26 | 130 | 0 | 20 | 0 | 156 | 0 | 11 | 34 | 0 | 1,245 | 26 |
| 合計 | 3,504 | 369 | 35 | 1,324 | 0 | 239 | 2 | 622 | 0 | 120 | 84 | 0 | 5,809 | 37 |

- ※1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、 越谷市が実施した立入検査数。なお、さいたま市は市条例での実施分を含む。また、所沢市は市条例で実施しているばい煙発生施設の焼却炉を含む。
- ※2 粉じん発生施設の立入検査数は、特定粉じん(石綿)排出等作業に 係るものは含まない。

2 自動車からの排出削減対策の推進

自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、 埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行 規制、次世代自動車導入補助や融資による普及促進を はじめ、自動車交通対策などを実施しました。

(1) ディーゼル車の運行規制

埼玉県生活環境保全条例により、粒子状物質(PM)の排出基準を満たさないディーゼル車の県内における 運行を禁止しています。この遵守徹底を図るため路上 検査等を実施し、基準に適合していない自動車の使用 者に対して警告書等を交付し、改善指導を行いました。

また、粒子状物質減少装置の装着や最新排出ガス規制適合車への買換えに対し、低利融資を行いました。

表1-1-3 平成23年度車両検査実績

| | 検査の種類 | 検査台数 | 適合車 | 適合率(%) | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|--------|--|--|--|--|--|--|
| 路上検査 | 走行車両を止めて行う検査 | 488 | 445 | 91 | | | | | | |
| 拠点検査 | 建設現場など車が集まる場所で行う検査 | 524 | 487 | 93 | | | | | | |
| 事業場検査 | 車の使用者の事業場に対して行う検査 | 3,371 | 3,228 | 96 | | | | | | |
| É | · 計 | 4,383 | 4,160 | 95 | | | | | | |

※ 上記以外にビデオカメラで走行車両を撮影して行う調査も行っています。

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及を促進するため、年間走行距離が特に長い自動車を電気自動車等に更新する事業者に対し費用の一部を補助しました。また、電気自動車用充電器の設置を支援するため、市町村や民間事業者に対し補助金を交付しました。さらに、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車のトラック・バスを導入する事業者に対し、補助等の支援を行いました。

(3) アイドリング・ストップの指導

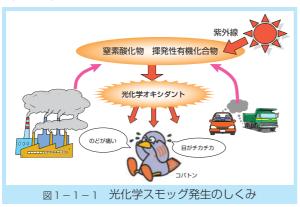
埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの遵守徹底を図るため、駐車場管理者や自動車の運転者に対する指導を行いました。また、環境に関するイベントなどの機会を利用し、リーフレットを配布するなどアイドリング・ストップの実施を県民に対し呼び掛けました。

(4) バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパス整備や交差点・踏切の改良、立体化などを 進め、交通渋滞の解消を図ることで、自動車交通によ る環境負荷を軽減しています。

3 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5)対策の推進

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの発生を抑制するとともに、新たな大気汚染物質として、その実態把握などが急務となっている微小粒子状物質 (PM2.5) 対策などの施策を展開しています。



(1)原因物質の排出抑制

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) の原因物質である揮発性有機化合物 (VOC) は、揮発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングなどの溶剤として様々な分野で使用されています。このVOCの排出抑制を目的として規制対象事業者に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行いました。

また、事業者の自主的取組を促進するため、VOCを排出する規制対象外の事業者を訪問し、自主的な削減の取組状況を把握するとともに、排出抑制に関する具体的な助言や指導を行いました。併せて、セミナーを開催するなどVOCの排出を抑制する取組の普及促進を図りました。

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の実態把握

微小粒子状物質(PM2.5)の汚染実態を把握するため、 県及びさいたま市が設置した測定局(一般環境大気測 定局3局、自動車排出ガス測定局3局)で常時監視を 行うとともに、平成23年度に、県、さいたま市、川口市及び所沢市で新たに6局の測定局を整備しました。また、微小粒子状物質(PM2.5)の発生源を把握するため、3箇所で成分分析を実施しました。

(3) 広域的な調査及び対策の推進

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) による汚染は広域にわたり、県域を越えた対策が必要なことから、東京都、神奈川県、千葉県との間で測定データを相互に交換しました。

さらに、環境省の大気汚染物質広域監視システム (愛称: そらまめ君) にデータの提供を行い、広域的 な調査研究及び対策の推進に努めました。

(4) 光化学スモッグによる健康被害の未然防止

光化学スモッグによって、目やのどの痛みなどの健康被害が発生することがあります。健康被害を防止するため、緊急時の対策として、光化学スモッグ注意報の発令等により大気汚染の状況を広く県民に周知しました。あわせて、事業者に対し、ばい煙や揮発性有機化合物(VOC)の排出削減の協力を求めました。なお、平成23年の光化学スモッグ注意報の発令日数は17日で、光化学スモッグが原因と思われる健康被害の届出は9人(2件)でした。

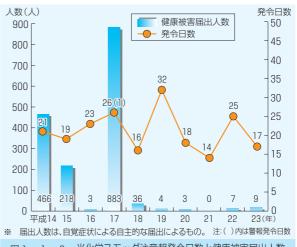


図 1 - 1 - 2 光化学スモッグ注意報発令日数と健康被害届出人数

4 監視測定の実施

(1) 大気汚染物質の監視測定の実施

県及び市*が設置する一般環境大気測定局57局と自動車排出ガス測定局27局の合計84局で大気汚染状況を常時監視しました。これらの測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)のほか、大気汚染に深く関わりのある風向風速などについて自動測定をしています。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については1局を除き、環境基準を達成しました。光化学オ

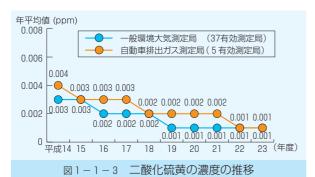
キシダント、微小粒子状物質についてはすべての測定 局で環境基準を達成することができませんでした。

また、測定データはリアルタイムでホームページに 公開し、広く県民の利用に供しています。

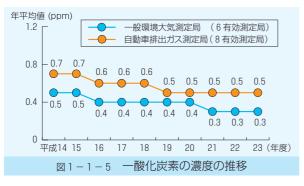
※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、戸田市

(2) 有害大気汚染物質調査

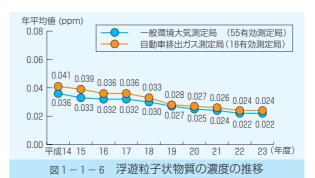
県及び市*が大気汚染防止法に基づき、人が長時間 摂取した場合に健康を損なうおそれがある有害大気汚 染物質の大気中の濃度を測定しました。その結果、環

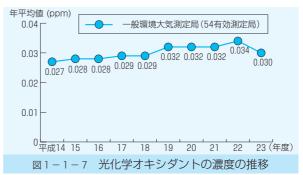


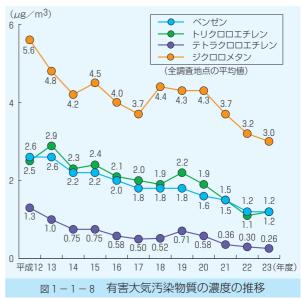




境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、すべての測定地点で環境基準を達成しました。 ※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市







| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------|--------------------------|-----------------|--|
| 次世代自動車の普 及割合 | 3.2% | 4.7% | 13.0% | (定義) 県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)の割合。 (選定理由)次世代自動車の増加は環境負荷の低い低炭素な暮らしとまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。 |
| 光化学スモッグな どの原因となる揮 発性有機化合物 (VOC)の排出量 | 41,010 †/年 | 39,723 t/年 ※H22年度値 | 33,000 t/年 | (定義) 大気中に排出される揮発性有機化合物の年間排出量。 (選定理由) 大気、水、土壌、騒音などの公害のうち、光 化学スモッグは本県を含め全国的に改善が進んでいないことから、この指標を選定。 |

第2節 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

》現況と課題

本県には、荒川・利根川の二大河川を始め、数多く の河川が流れています。県の面積に占める河川の面積 は3.9%で全国第1位、まさに本県は「川の国」です。

これらの河川の水質は、急速な都市化に伴い著しく 汚濁が進みました。その後、下水道を整備したり合併 処理浄化槽の普及を図ることにより河川の汚濁原因の 約7割を占めるといわれている生活排水対策を行って きました。併せて、工場・事業場への立入検査を行う ことにより排水基準の徹底を図り、産業系排水の負荷 も低減することにより、更なる水質の向上を図りまし た。

その結果、平成23年度の県内公共用水域(44河川94 地点、2湖沼2地点で水質測定を実施)の水質は、アユ が棲める水質(BOD「生物化学的酸素要求量 | 3 mg/L 以下)の河川の割合でみると、年度による上下はあり ますが、平成12年度の44%から63%と改善されていま す。環境基準類型が当てはめられた河川も約9割で環 境基準を達成しています。

しかし、国土交通省による全国一級河川の水質調査 において、中川と綾瀬川がワースト5に入っているこ とから、ワースト脱却を目指して、より一層の水質の 向上を図る必要があります。

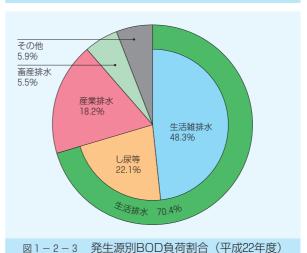
地下水の水質は、調査した地点(井戸)の内、すべ ての項目が環境基準に適合している割合は、この数年 約9割で推移しています。基準超過した項目は、硝酸 性窒素及び亜硝酸性窒素が7割を占めています。

土壌汚染については、有害物質使用特定施設の廃止 時や土地の改変時など、一定の要件を満たした場合に、 土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づき土 壌汚染状況を調査し結果を知事に報告することとして います。汚染が判明した事案については、汚染拡大を 防止するための原因調査や適正な措置の指導を行う必 要があります。





図1-2-2 発生源別BOD負荷量の推移



》講じた施策

工場・事業場に対する排水規制、 指導の実施

(1) 工場・事業場に対する排水規制、指導

工場・事業場の排水規制は、水質汚濁防止法、水質 汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定 める条例(いわゆる「上乗せ条例1)及び埼玉県生活環 境保全条例に基づいて行われています。

ま1-2-1 特定事業場数等及び立入給香状況*

| 1X 1 L | (平成23年度) | | | | | | | | | |
|-------------|---|-----------|-----------|-----------|-------------|--|--|--|--|--|
| | 届出数 | 規制 対象数 | 立入 検査数 | 排水 検査数 | 排水基準 超過数 | | | | | |
| 特定事業 場数等 | = " · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | |
| ※ 政令市等を含む。 | | | | | | | | | | |



①濃度規制

排出水の汚濁物質濃度排水基準以下にするため、水質汚濁防止法の特定施設を設置している工場・事業場 (特定事業場)と、埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設を設置している工場等(指定排水工場等)を対象に排出水の汚濁物質濃度に濃度規制を行っています。②総量規制

広域的な閉鎖性水域への流入汚濁負荷量を削減するため、総量規制を行っています。本県に係わる水域として東京湾が指定されており、規制の対象となる特定事業場数(指定地域に所在し、日平均排水量が50㎡以上)は、平成23年度末で853件です。これらの特定事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めるなどして、総量規制基準を守るよう指導しています。③立入検査指導

県と水質汚濁防止法政令市等では、特定事業場等に 立入検査を実施し、排水基準を超えた場合は改善命令 等の行政措置を行い、排水基準の遵守徹底を図りまし た。

(2) 異常水質事故対策

有害物質等の公共用水域への流出事故による人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するため、研修会を実施するなどして事業者による未然防止対策を徹底させました。併せて、異常水質事故が発生した場合は関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査、現場対応などを迅速かつ適切に行い、新たな汚染の防止や被害の拡大を防止しました。

2 土壌・地下水汚染対策の推進

土壌調査の結果、有害物質による汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法に基づき土地の改変に制限を設ける等の措置を行い汚染拡大の防止を指導しました。 平成23年度は、要措置区域12箇所、形質変更時要届出区域23箇所(いずれも政令市等を含む)の指定を行いました。

また、水質汚濁防止法の改正により地下水汚染を未然に防止するため基準等が設けられ、法制度や構造基準等を周知するため有害物質使用事業者を対象に研修会を実施しました。

また、農用地については、土壌汚染の実態と経年変化を把握するため、農林総合研究センターで分析測定を実施しています。



3 監視測定の実施

公共用水域や地下水の汚濁を防止することにより人の健康を保護し、生活環境の保全を図っていくためには、環境基準の達成状況などを常に把握することが重要となります。このため、毎年、水質測定計画に基づき平成23年度は44河川94地点、2湖沼2地点及び地下水139地点で常時監視を行いました。公共用水域については水質が上位の環境基準に達している2水域について類型指定の見直しを行いました。

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------|-----------------|-----------------|---|
| アユが ^す アユが棲める水質 の河川の割合 | 77% | 63% | 90% | (定義)河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3 mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由)日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。 |
| 全国水質ワースト 5河川(国土交通 省直轄管理区間) | 綾瀬川 ・中川 | 綾瀬川 ・中川 | 該当河川 なし | (県議会による追加指標) |

第3節 化学物質対策の推進

》現況と課題

本県は製造業を営む事業所数が多く、また化学物質 を多く排出する業種の事業所があるため、化学物質の 届出排出量(化学物質管理促進法※に基づき把握)は 平成22年度で全国第4位となっています。

化学物質は私たちの身のまわりに数多くあり、日常 生活や事業活動において欠かせないものとなっていま す。これらの中には、環境中に排出され、人の健康や 生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。

化学物質の排出を抑制し、環境リスクを減らしてい くためには、環境基準や排出基準を遵守することはも とより、事業者による自主的な管理の改善を促進する ことが必要です。また、化学物質に対する不安をなく すためには、県民・事業者・行政が化学物質に関する 正しい情報を共有し、相互に理解を深めるリスクコミ ュニケーションを継続して実施していくことが重要で す。

石綿については、建材として使用する建築物の不適 切な解体作業などによる大気中への飛散が懸念される ことから、飛散防止対策が適切に行われることが必要 です。

ダイオキシン類については、法令の規制強化により 県内総排出量は平成9年度当時に比べ大幅に減少して います。今後、更なる環境中への排出抑制を促進し、 環境リスク低減を図るためには、工場・事業場に対す る規制及び指導の徹底や環境への影響の継続的監視が 必要です。

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律

》講じた施策

環境リスクの低減

(1) 化学物質の排出量・取扱量などの把握と公表

化学物質管理促進法に基づく届出による本県の化学 物質の排出量は減少傾向で推移しています。平成22年 度の排出量は、9.114t/年であり、前年度より9%増 加しました。これは、法改正により届出の対象業種及 び対象物質が増加したためと考えられます。法改正の 前後で変更がなかった届出対象物質の排出量は、前年 度より0.3%減少しました。

化学物質管理促進法に基づく届出は1,620事業所、 埼玉県生活環境保全条例(さいたま市生活環境の保全 に関する条例を含む)に基づく報告は1,626事業所から あり、排出量などを集計した結果はホームページで公 表しました。



- ※1 経済産業省・環境省発表(H24.3.13)に基づく数値
- ※2 「新規物質」とは、物質見直しにより新たに届出対象となった186 物質
- 「削除物質」とは、物質見直しにより届出対象から外れた73物質

図1-3-1 化学物質排出量の推移*1

(2) リスクコミュニケーションの支援

県では、化学物質に対する県民の不安を解消し、化 学物質による環境リスクの低減を目指すリスクコミュ ニケーションを推進しています。

平成23年度は、新たに11事業所がリスクコミュニケ ーションを実施しました。地域の住民や近隣の企業、 県や地元の市町村などが参加し、事業所からの環境に 対する取組状況の説明や、工場見学、意見交換などを 行いました。

また、実施事業所には継続的なリスクコミュニケー ションの実施を働きかけました。(平成23年度継続実 施:7事業所)

このほか、事業者や行政職員が参加し、体験型の演 習などを行うリスクコミュニケーション研修会を開催 し、リスクコミュニケーションを企画・運営できる人 材の育成に寄与しました。

さらに、リスクコミュニケーション開催の手助けと なる実施事例集を作成するなど、リスクコミュニケー ションの普及に向けた取組を進めています。



図1-3-2 リスクコミュニケーションと効果





(3) 事業者指導と環境濃度の把握

事業者に対して化学物質の適正管理を指導するため、 県及び市(さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越 谷市)が218事業所に立入検査を実施しました。また、 県は事業者による化学物質の適正管理を促進するため の説明会を開催しました。

リスクコミュニケーション風景

さらに、工業団地周辺の状況を把握するために化学物質環境モニタリング調査を実施し、その結果をホームページで公表するとともに、平成22年度に調査を行った工業団地の事業所を対象に、調査結果を反映した化学物質の適正管理について研修を行いました。



写真1-3-2 工業団地周辺の化学物質環境モニタリング調査

2 石綿対策の推進

石綿は繊維状の鉱物で吸引により肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあることが知られています。石綿の大気中などへの飛散による健康被害を防止するため、法規制が強化され、石綿製品の使用禁止から建物解体時における除去処分まで体系的に対策が取られています。

(1) 石綿の大気中への飛散防止

吹付け石綿の除去作業は石綿繊維が飛散しやすいた



写真1-3-3 石綿除去作業周辺の 石綿濃度測定

め、大気汚染防止 法に基づく届出が を物の解体等のでは を取りますがでする。 は、これでは をでするでは では、これで でいれで でいれで

ました。

※参考基準値:大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界で大気1リットル当たり石綿繊維10本以下であること。

表1-3-1 吹付け石綿除去作業の届出数及び立入検査数の状況

(平成23年度)

| | 吹付け石綿除去作業の届出数 (大気汚染防止法) | 立入 検査数 | 行政 措置数 |
|----|----------------------------|-----------|-----------|
| 県 | 120 | 153 | 0 |
| 市* | 128 | 125 | 0 |
| 合計 | 248 | 278 | 0 |

※ 市は、さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・春日部市・上 尾市・草加市・越谷市の 9 市

(2) 石綿廃棄物の適正処理

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を1,009件実施して石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策指導指針を策定し、再生砕石への石綿含有廃棄物の混入防止を指導しました。

このほか、解体工事業者、建設業者に対して講習会 を実施し、関係法令等の周知を図りました。

(3) 大気中の石綿濃度の把握

住居地域など県内の20地点でモニタリング調査を実施し、大気中の石綿濃度を把握するとともに、ホームページにより県民や事業者に石綿に関する情報を提供しました。

表1-3-2 環境大気中の石綿濃度調査結果

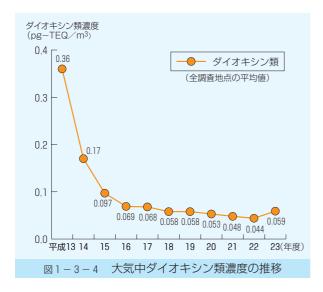
| | | | | | (平成23年度) | |
|--------|------|-------------|-------------|------|--------------------------|--|
| | 住宅地域 | 道路沿線 地 域 | その他の 地 域 | 全体 | 参考 基準値** ² | |
| 地点数 | 10地点 | 3 地点 | 7地点 | 20地点 | 10 | |
| 石綿濃度*1 | 0.11 | 0.11 | 0.16 | 0.13 | 10 | |

- ※1 石綿濃度は、大気1リットル当たりの総繊維の平均本数
- ※2 参考基準値は、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地 境界基準(大気1リットル当たりの石綿繊維の本数)

3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類による汚染状況の常時監視

県及び市*がダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気中のダイオキシン類濃度を23地点で測定しまし



た。その結果、全ての測定地点で環境基準(年間平均値: 0.6pg-TEQ/m³以下)を達成しました。

また、河川、地下水及び土壌については、100地点で実施しました。その結果、河川水質の調査では、9地点(4河川)で環境基準(1 pg-TEQ/L以下)を超過しましたが、河川底質及び地下水の調査では、すべての地点で環境基準(底質:150pg-TEQ/g以下、地下水:1 pg-TEQ/L以下)を達成しました。土壌に関しても、一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査の結果、環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)を超過しました。※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

(2) 工場・事業場に対する規制、指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却炉などを設置している工場・事業場に対し立入検査を実施し、排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。排出基準を継続して超過するおそれのある施設に対しては行政措置を行うなど、排出基準の遵守の徹底を図りました。



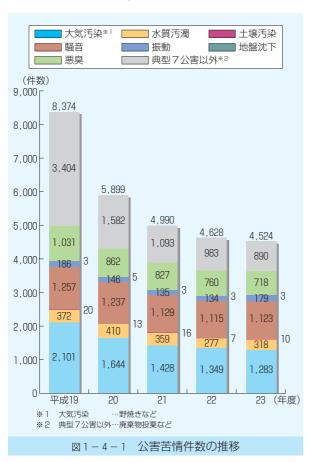
| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------|-----------------|-----------------|--|
| リスクコミュニケ ーション実施数 | 82事業所 | 100事業所 | 200事業所 | (定義) リスクコミュニケーションを実施した事業所数。 (選定理由) リスクコミュニケーションの実施は、化学 物質による環境リスクの低減と化学物質に対する不安 の解消につながることから、この指標を選定。 |
| 石綿使用建築物の 届出解体工事にお ける作業基準違反 件数 | 1件 | 0件 | 0件 | (定義) 大気汚染防止法に基づき、届出が必要な石綿使用建築物の解体工事等に課される作業基準の違反件数。 (選定理由) 石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反を無くすことにより、石綿飛散防止を図ることができることから、この指標を選定。 |

第4節 身近な生活環境の保全

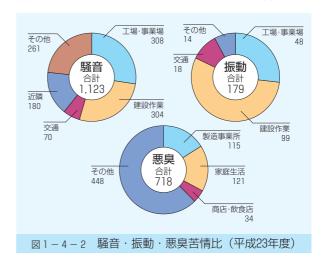
》現況と課題

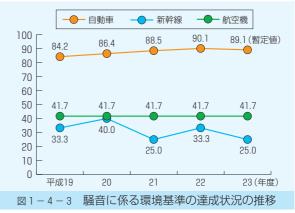
1 騒音・振動・悪臭対策の推進

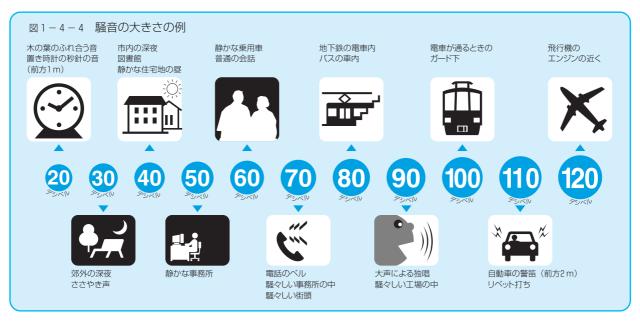
騒音・振動・悪臭公害は、各種の公害の中でも私たちの日常生活に深く関わっています。これらは人の感



覚を刺激して、うるささや不快感として受け止められる公害なので感覚公害と言われ、発生源は工場・事業場や建設作業など多種多様です。これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全することは重要な課題です。このため、工場・事業場における公害防止体制の整備促進をはじめ、事業者への意識啓発や事業者の公害







防止に関する専門知識や技能の習得への支援が不可欠です。さらに、公害苦情や公害紛争への適切な対応を 進めるとともに、苦情解決を図る行政職員の専門知識 や事業者への指導力の向上も必要となります。

また航空機騒音、自動車騒音、新幹線騒音及び振動については環境基準等への適合状況の調査を行い、調査結果に基づき関係機関に改善を働きかけています。

2 公害苦情等への対応

県では、公害に係る苦情や紛争に対して迅速かつ適切な処理を図るため、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員や埼玉県公害審査会を設置しています。

公害苦情相談員は、公害苦情に対する第一次的な処理にあたるため、県や一部の市町村に設置されており、住民の相談に応じたり、苦情処理に必要な調査・指導を行っています。

また、埼玉県公害審査会は昭和45年に発足し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の手続により、簡易・迅速かつ適正にその解決を図っています。

》講じた施策

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1)環境基準等の適合状況の調査

① 航空機騒音

入間基地及び横田基地周辺の12地点で1年を通じて常時監視を行い、環境基準の達成状況を調査しました。 平成23年度は12地点中5地点で環境基準を満たしてい



ました。

また、防衛省、外務省などの政府機関に対して、埼 玉県基地対策協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協 議会(渉外知事会)を通じて、航空機騒音の軽減及び 防音工事に関する対象施設や対象区域の拡大などの各 種の基地対策を要望しました。

② 自動車交通騒音

県内国道及び県道の30区間、総延長86.0kmの道路で 環境基準の達成状況を調査しました。平成23年度は30 区間中、道路に面する約89%の戸数が環境基準を満た していました。

また、東日本高速道路株式会社に対し、遮音壁の設置や諸調査の実施等の騒音防止対策を要望しました。 (H23.10.6 「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会|)

③ 新幹線鉄道騒音及び振動

東北新幹線及び上越新幹線周辺の12地点で調査を行い、環境基準(騒音)及び指針値(振動)の達成状況を調査しました。平成23年度は、騒音について12地点中3地点で環境基準を満たし、振動について全地点で指針値以下でした。

また、東日本旅客鉄道株式会社に対し、東北及び上越新幹線に係る防音壁の設置やレールの削正など騒音防止対策の実施について要望しました。(H23.10.6 「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10 県協議会))

(2) 市町村職員に対する研修等の推進

騒音・振動・悪臭に関する命令・届出受理その他の 事務は市町村の事務となっており、県では規制権限を 有する市町村との連携を図っています。そこで市町村 を支援するため、新規に担当となった76名の市町村職 員を対象に平成23年4月に「市町村騒音・振動・悪臭 担当事務職員研修」を開催しました。

また、平成24年2月には、悪臭防止に関する知識を深めてもらうため49名を対象に「悪臭担当者研修」を実施し、さらに「騒音・振動規制マニュアル(第二次改訂版)〔Ⅱ 施設・対策事例編ほか〕」を作成し市町村に配布しました。



写真1-4-2 市町村職員研修

2 事業所における公害防止体制の整備

(1) 工場・事業場における公害防止組織の整備促進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を徹底するため、工場・事業場における公害防止のための管理体制の整備を促進しました。埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者資格認定講習を実施しました。

(2)公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修 の推進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害防止を徹底するために工場・事業場に選任された公害防止管理者や公害防止主任者は、一度選任されると講習の受講の機会がありませんでした。そこで、フォローアップ研修を実施することにより公害防止に関するレベルを一段と向上させ、公害防止管理体制の更なる充実を図っていきます。



3 公害苦情・紛争の適正処理の推進

(1) 公害苦情処理の適正な対応

県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、 市町村への情報提供の充実を図るとともに、公害紛争 処理法に基づく苦情相談員制度の活用などにより、公 害苦情の受理及び苦情処理を適正に実施しました。

(2) 公害紛争処理法に基づく適正な対応

公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき、 あっせん、調停、仲裁の手続を迅速かつ適正に実施し ました。

平成23年度は、新たに2件の事件を受け付けし、4件の事件が終結しました。

表1-4-1 埼玉県公害審査会に係属した事件の状況

| | | 区分 | | | | | | | | | | |
|-------------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|
| 年度 | đ | あっせん | υ | | 調停 | | | 仲裁 | | | | |
| | 受付 | 終結 | 未済 | 受付 | 終結 | 未済 | 受付 | 終結 | 未済 | | | |
| 平成19 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 平成20 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 平成21 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 平成22 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 平成23 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 昭和45年度からの累計 | 0 | 0 | | 57 | 52 | | 1 | 1 | | | | |

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|---|-------------------|-----------------|-----------------|--|
| 公害防止管理者・ 主任者向けフォロ ーアップ研修の参 加事業者数 | 85人 | 139人 | 2,300人 | (定義)法令に基づき選任された公害防止管理者及び公害防止主任者の資質向上を図るために開催する研修会への参加者数。 (選定理由)国と共催する公害防止管理者等を対象とした再教育研修に加えて、平成24年度から公害防止主任者等も対象とした再教育研修を実施する。当該研修により事業所の公害防止体制の充実が図られるため、研修参加者数(累積)を指標として選定。 |

第5節 水循環の健全化と地盤環境の保全

》現況と課題

水は「降水→土壌水→地下水→地表水(河川・湖沼) →海洋(→蒸発→降水)」という循環系を形成しています。この中で特に地下水は、水量の確保と水質の浄化という点で自然の水循環系に不可欠の役割を果たしています。しかし、多量な地下水の汲み上げは地盤沈下を引き起こす原因となっています。

近年は、地下水採取規制により水源転換が進み、年間の地盤沈下量は減少していますが、中長期的に見ると地盤はいまだ沈下の傾向を示しています。特に渇水期は、地下水依存度の上昇により沈下が顕著に現われることから、今後も地盤沈下対策の推進が必要となっています。

平成23年度は、東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響で本県を含めた東日本の広い範囲で地盤沈下が観測されました。

このため水準測量による地盤沈下状況調査は、地下

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake 滑り分布モデルから計算される上下変動 Vertical deformation calculated from slip distribution model 429 419 40° 399 38 37 36 100 km 35° 139 1439 145 138° 赤色:隆起、青色:沈降 Red: Uplift, Blue: Subsidence コンター間隔:0.5m Contour Interval:0.5m ※この上下変動図は電子基準点(GPS連絡戦測点)データからプレート境界面上での滑り分布モデルを推定し、そのモデルから計算される上下変動の推定値を図示したものです。従って実際の変動量とは必ずしも一致するのではありません。 国土地理院 Geospatial Information Authority of Japan

図1-5-1 平成23年東北地方太平洋沖地震の滑り分布 モデルから計算される上下変動

水の汲み上げによる地盤沈下と地殻変動による地盤沈下の合計となっています。従前から調査を行っている地下水のくみ上げによる地盤沈下のみの評価ができないため平成23年度の調査結果(図1-5-2)は参考扱いとします。



》講じた施策

1 水利用の合理化等の推進

雨水や一度使った水を処理して、飲用水ほどの質が 求められないトイレの洗浄水や散水用水などに再利用 する雑用水利用は、水を有効に利用する方法の一つで す。施設整備や維持管理面で、水道水を利用した場合 に比べコストが高い等の課題がありますが、これまで 着実な取組がなされています。

平成23年度現在の雑用水利用施設数は480施設で、そのうち約7割は雨水の利用施設です。

2 地下水の洒養

(1)河川流域における雨水の一時的な貯留及び浸透 施設の設置

雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置を推進し、河川の洪水氾濫の抑止や水循環の健全化を図っています。平成24年3月現在、新河岸川·不老川流域内の既存住宅に雨水浸透桝を13,210基設置しました。

(2) 透水性アスファルト舗装による歩道整備

雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の涵養を図っています。

3 地盤沈下防止対策の推進

(1) 地下水採取規制の的確な運用

地盤沈下を防止し、県民の快適な生活環境を保持するよう地下水の採取規制の遵守徹底を図りました。

(2) 地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測

地盤沈下を未然に防止するため、39観測所(66観測井)で地盤変動や地下水の変動を監視しています。また、9観測所に遠隔監視システムを設置しリアルタイムで地下水の水位を観測しています。

(3) 国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討 国及び関東地方平野部の都県・政令市と地盤沈下調 査測量協議会を構成し、地盤沈下に関する情報の共有化を図っています。関東地方の1年間及び平成10年から20年までの10年間の累積地盤沈下量図を作成しました。

(4)河川表流水による水道用水供給事業及び工業用 水道事業の実施

水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施により、 地下水から河川表流水への水源転換の促進に努めています。

平成23年度は、水道用水供給事業は55団体(58市町、 茨城県五霞町を含む。年度末現在)に6億4,976万㎡/ 年を、工業用水道事業は163事業所(年度末現在)に 4,337万㎡/年を供給しました。



| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------------|-----------------|---|
| 5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合(平成23年度を除く) | 97.8% | 97.8% ※H22年度値 | 99.0% | (定義)地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量4cm未満の箇所数の割合。 (選定理由)昭和50年代に国で地盤沈下を調査した結果、2cm/年未満の箇所では被害が確認されなかったため、年2cm未満は国の目安となっている。しかし、地盤沈下の中期的な状況を示すとともに国より厳しい数値を採用し、指標として選定。 |

第6節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

》現況と課題

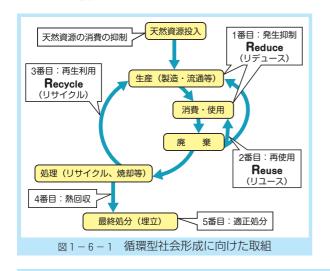
県内の廃棄物排出量(発生量)は、一般廃棄物及び 産業廃棄物ともに年々減少傾向にあります。

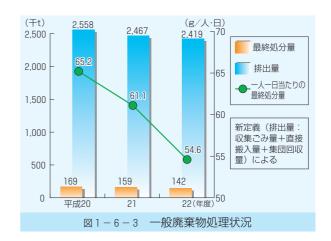
また、廃棄物の最終処分量も減少しています。平成22年度は一般廃棄物が14.2万t、産業廃棄物は1.9万tとなっています。

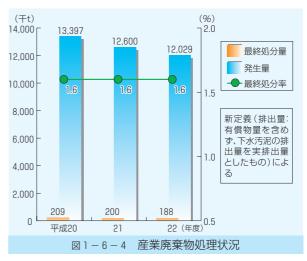
一般廃棄物については、平成22年度の一日一人当たりの最終処分量は55g/人・日となっており、前年度から約9%減少しました。今後も最終処分量の削減のため、ごみを出さないライフスタイルの定着を図る必要があります。

一方、産業廃棄物については、平成22年度の最終処分率が1.6%と横ばいでしたが、最終的な処分の多くを県外に依存しています。また、不法投棄や不適正な保管が後を絶たない状況が続いており、負の遺産である「産業廃棄物の山」も撤去の努力にもかかわらず、いまだに残っています。不法投棄等の未然防止とともに、不法投棄をした者や排出事業者などに撤去するよう厳しく指導し続けていくことが大切です。

また、循環型社会形成に向けて、分別など排出者に 対する啓発、優良事業者の峻別、更には、環境負荷の 低減に寄与する産業の集積など、環境と経済の両立を 図るための措置が必要となっています。







》講じた施策

1 資源の有効利用とごみ減量化の推進

循環型社会の形成のためには、県民、事業者、行政が連携して廃棄物の発生を抑制することが必要です。それでも排出された循環資源*は、再使用・再生利用やエネルギー回収など循環的な利用に努め、循環的な利用ができないものについては適正に処理することが必要です。そこで県では、平成23年3月に策定した第

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの 汚物や、自分で利用したり他人に売却したりでき ないために不要になったもので、液状又は固形状 のものすべてを言います。

家庭などから発生するごみやし尿などの一般廃棄物は、市町村の責任の下に処理されます。工場などから発生する燃え殻、汚泥などの産業廃棄物は、事業者の責任で処理されます。

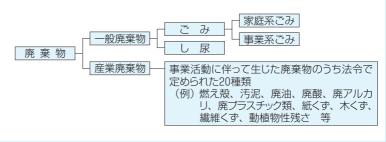


図1-6-2 廃棄物とは

7次廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化と 適正処理を推進するため次のような施策に取り組みま した。

※廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物の うち有用なものを「循環資源」と言う。

(1) 廃棄物の発生抑制の推進

ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみの削減を図るリデュースの取組として、マイボトルやマイバッグの利用を推進しています。

外出時に水筒(マイボトル)などを携帯する「みんなでマイボトル運動」の普及を図るため、サイクリングフェスティバルや日本スリーデーマーチなどのイベントにおいて、パネル展示や啓発品の配布など行いました。また、マイボトルに飲み物を提供するなどマイボトルの普及に協力する「マイボトル運動協力店」は、コーヒー店、緑茶店、飲食店、百貨店、ゴルフ場など、393店舗まで広がっています。



写真 1 - 6 - 1 埼玉サイクリングフェスティバルにおける展示

レジ袋の削減を図るため、「マイバッグ持参運動・レジ袋削減運動」を推進しています。 市町村や事業者と連携して、イベントや広報紙を通じて啓発を行いました。

食品残さの削減を図るため、埼玉B級グルメ王決定 戦においてパネル展示などを行いました。また、小盛 りメニューやハーフサイズの設定、量り売りの実施な ど、食品残さの削減に取り組む店舗を認定する「彩の 国エコぐるめ事業」を立ち上げました。また、民間企 業が主催するクッキング講座等において啓発を行いま した。

(2) リサイクルに係る仕組みの充実

研修会等の機会を通じて、新たに施行される使用済

小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)について市町村及び一部事務組合に情報提供を行いました。また、国からの照会に基づき、使用済小型電子機器等回収の現状等について調査を行いました。

また、都市部の植栽から多量に排出される剪定枝を、 既存の民間廃棄物処理施設においてチップ化し、発電 施設での燃料として有効活用を図るモデル事業を実施 しました。

(3) 未利用バイオマス活用の推進

バイオマス活用推進基本法(平成21年9月施行)に 基づく国のバイオマス活用推進計画(平成22年12月閣 議決定)を踏まえ、平成24年3月「埼玉県農山村バイ オマス利活用推進計画」を策定しました。

当該計画に基づき、食品廃棄物や間伐材、家畜排せつ物などの農山村に広く賦存するバイオマス資源について、利活用促進を図っています。

2 廃棄物の適正処理とリサイクルの ための施設整備

(1)環境と経済の両立に向けた取組

持続可能な循環型社会を構築し、真に豊かな県民生活と活力に満ちた生産・経済活動を支えていくためには、廃棄物の適正処理やリサイクルに向けた取組など、資源循環に対応した産業の育成が求められています。

このため、環境分野に関する先端技術産業を誘致・ 集積し、民間の有する技術力・経営力と公共の有する 計画性・信頼性を活かした資源循環モデル施設として 「彩の国資源循環工場」を整備し、平成18年6月に全 面オープンしました。

県では、さらなる循環型社会の構築に向け、「彩の国 資源循環工場第2期事業」を推進し、環境負荷の軽減 に寄与する産業の施設の集積を図っています。

また、主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定し、具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図る「彩の国リサイクル製品認定制度」の導入に向け、検討を進めました。

(2) 彩の国資源循環工場の整備・拡張

県では、公共関与による透明性の高い安全管理システムの下、先端技術を有する環境産業の集積と県営の 最終処分場の整備をしています。

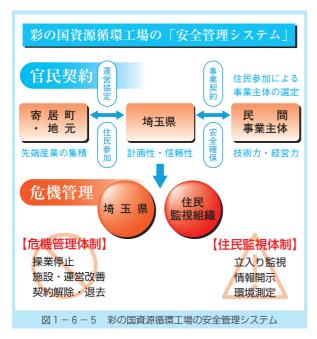
①彩の国資源循環工場

廃棄物の適正処理とリサイクルの一層の促進を図るため、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備しました。この工場は、公共の計画性・信頼性と民間の経営力・技術力を生かすため、

PFI及び借地方式により、さまざまなリサイクルを行う民間の施設を集積したものです。

施設の整備に当たっては、法律や条例の基準を上回る厳しい公害防止対策や工場排水のクローズドシステムなど、高度な環境対策を講じています。また、運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用するなど、開かれた運営を通じ、安心・安全な操業を確保しています。

工場には8社のリサイクル施設が操業しており、相互に連携しながら効果的・効率的な廃棄物の再資源化と技術の向上に取り組んでいます。



②彩の国資源循環工場第2期事業

持続可能な循環型社会の実現に向け、環境整備センター隣接地において「彩の国資源循環工場第2期事業」を実施し、最終処分場と工場用地を一体的に整備しています。

最終処分場は、面積5.7ha、埋立容量617,000㎡ (50 万t) の管理型処分場です。

工場用地は、面積15.0ha(平場面積11.2ha、緑地面積3.8ha)です。ここに環境負荷の軽減に寄与する製



造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などの 誘致に取り組んでいます。

(3)環境整備センター(最終処分場)の運営

県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、全国初の県直営の最終処分場として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、平成23年度の埋立て重量は4万1,691tで、供用開始から約148万t(全容量の55%)を受け入れました。

表1-6-1 環境整備センターの埋立実績

(単位: t)

| | | | (単位・1) | | |
|-------|-------------|-----------|---------|--|--|
| 年度 | ## = | 埋立量の内訳 | | | |
| +皮 | 埋立量 | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 | | |
| 19 | 65,653 | 47,380 | 18,273 | | |
| 20 | 56,694 | 39,145 | 17,549 | | |
| 21 | 45,189 | 35,709 | 9,480 | | |
| 22 | 42,679 | 31,927 | 10,752 | | |
| 23 | 41,691 | 30,593 | 11,098 | | |
| 埋立量累計 | 1,484,508 | 1,314,442 | 170,066 | | |
| | | | | | |

※ 平成元年2月供用開始

(4)一般廃棄物会計基準の導入促進など廃棄物処理 施設整備等の推進

市町村の一般廃棄物処理に係る費用対効果を明確にし、公共サービスの質の向上と効率化を図るため、研修会等により一般廃棄物会計基準の導入を支援しました。また、市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省所管循環型社会形成推進交付金の活用を支援しました。

3 廃棄物処理の技術の向上と 安全の確保

効率的な廃棄物処理システムの研究や安心・安全な 最終処分場の研究に取り組みました。

また、産業廃棄物の不法投棄、保管と称する悪質な野積み、野外焼却などが後を絶たない状況にあることから、こうした不適正な処理に対する監視や指導の充実・強化を図りました。さらに、産業廃棄物の大量たい積への取組を推進しました。

(1) 廃棄物処理に関する技術の向上

廃棄物処理に投入するエネルギー、廃棄物処理コスト、温室効果ガス排出量削減の3つの視点から、将来を見据えた効率的な廃棄物処理、循環型社会システムの研究を行うとともに、安心・安全な最終処分場のための構造や資材の研究を進め、最終処分場において使用できる浄化システムの構築に取り組みました。

(2) 不適正処理監視指導体制の充実

①監視 · 指導体制

県土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察本部との連携を強化するために設置した埼玉県産業廃棄物不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、秩父を除く各環境管理事務所に廃棄物不適正 処理監視指導員を配置し粗暴事案等への対応能力を高 めました。悪質事案に対しては警察本部との連携を図 り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員 併任制度により、平成23年度末現在で54市町村の職員 に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正 処理の早期発見、早期対応に努めました。



写真1-6-3 産業廃棄物運搬車両路上検査

表1-6-2 監視・指導状況

| 年度 | | 合計 | | | | |
|----|------|--------|--------|-----|--------|--|
| 平段 | 不法投棄 | 不適正処理 | 適正処理 | その他 | | |
| 14 | 157 | 5,446 | 2,355 | 249 | 8,207 | |
| 15 | 73 | 11,171 | 2,498 | 201 | 13,943 | |
| 16 | 156 | 6,154 | 2,713 | 358 | 9,381 | |
| 17 | 154 | 7,893 | 3,083 | 401 | 11,531 | |
| 18 | 340 | 7,322 | 5,852 | 570 | 14,084 | |
| 19 | 313 | 5,894 | 12,046 | 568 | 18,821 | |
| 20 | 277 | 4,051 | 11,259 | 565 | 16,152 | |
| 21 | 184 | 2,839 | 8,948 | 653 | 12,624 | |
| 22 | 103 | 2,485 | 8,701 | 293 | 11,582 | |
| 23 | 102 | 2,001 | 7,627 | 278 | 10,008 | |

②民間監視等

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的なパトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間142日実施しました。

また、運送業をはじめとする企業、組合など23の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

さらに、県民の方から、フリーダイヤルで24時間不 法投棄に関する苦情・通報を受け付ける「産業廃棄物 不法投棄110番」(0120-530-384:ごみをみはるよ) で70件の通報を受け付けました。

③指導·行政処分

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、社団法人埼玉県産業廃棄物協会と連携して適正処理講習会を開催するなど、関係法令や適正処理のための制度について、周知を図りました。特に不法投棄などの不適正処理の多い建設系廃棄物については、県外産業廃棄物事前協議制度*を運用することにより、その排出事業者に対して適正処理指導を行いました。

※ 県外産業廃棄物事前協議制度:県外で発生した建 設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理す る場合に排出事業者に対し県への事前協議を義務づ ける制度

また、建設リサイクル法に基づき、家屋解体現場等への立入指導を行った際には、廃棄物の適正処理はもとより、再資源化についても指導を徹底しました。

一定規模以上の多量排出事業者に対しては廃棄物処理の状況や再生利用の計画策定とその実施状況等の報告が義務づけられていることから、その報告徴収等により指導を行いました。

さらに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管 事業者に対しては、保管状況等の届出や適正保管の徹 底について指導を行いました。

表1-6-3 産業廃棄物排出事業者・処分業者に 対する行政処分等の状況

| | | 行政処分 | | 行政 | 指導 | 報告 | |
|----|----------------|--------------|----|----------|----------|----|-------|
| 年度 | 年度 許可 取消 | 業務停止 施設停止 | | 文書 勧告 | 口頭 指導 | 徴収 | 合計 |
| 14 | 15 | 3 | 25 | 46 | 2,702 | 28 | 2,819 |
| 15 | 28 | 1 | 17 | 37 | 2,489 | 24 | 2,596 |
| 16 | 52 | 1 | 6 | 21 | 6,363 | 19 | 6,462 |
| 17 | 35 | 1 | 10 | 56 | 7,368 | 34 | 7,504 |
| 18 | 38 | 0 | 7 | 55 | 7,410 | 24 | 7,534 |
| 19 | 25 | 0 | 5 | 55 | 5,787 | 17 | 5,889 |
| 20 | 33 | 0 | 3 | 11 | 4,264 | 14 | 4,325 |
| 21 | 44 | 2 | 2 | 9 | 3,169 | 1 | 3,227 |
| 22 | 38 | 0 | 3 | 6 | 2,871 | 4 | 2,922 |
| 23 | 11 | 5 | 4 | 21 | 2,379 | 53 | 2,473 |

(3) 産業廃棄物の山の撤去など負の遺産の解消

廃棄物が大量に積まれて山となった場所は、「捨て 得は絶対許さない」という基本方針のもと、山を築い た行為者などに対して徹底した撤去指導を行っていま す。 また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など 県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・ 改善対策を進めています。平成23年度は、長年放置されていた石綿管の事案 1 件を解決しました。

(4) 土砂の排出、たい積等の規制

無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく規制・指導を行いました。平成23年度は、土砂のたい積の許可を54件行うとともに、不適正なたい積行為に対しては厳格に対処しました。

(5) 自動車リサイクル法の施行に関すること

使用済自動車の適正な処理とリサイクルを図り、生活環境の保全等に寄与することを目的に、自動車リサイクル法に基づく規制・指導を行いました。

4 循環型社会を支える人づくり

(1)循環型ライフスタイルの定着に向けた支援

循環型社会の構築には個人の取組が必要であり、年々環境問題に対する個人意識は高まっています。ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、3R(発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」)に関する取組を積極的に行う方を3R推進員として登録しています。平成23年度末の登録者数は966人です。

(2) 3 Rに係る情報の発信

ごみの減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して、情報の発信や意見交換を行いました。また、特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連絡会が主催した「エコ・リサイクル交流集会2012」を後援しました。

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|---|----------------------------|------------------------|-----------------|---|
| レジ袋削減に積極 的に取り組んでい るスーパーマーケ ット等の店舗数 | 375店舗 | 382店舗 | 760店舗 | (定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。 |
| 一般廃棄物の1人 1日当たりの最終 処分量 | 61g/人·日 ※H21年度値 | 55g/人·日 ※H22年度値 | 54g/人·日 | (定義) 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。*1人1日当たりの最終処分量:年間最終処分量(県外含む)/(県人口×年間日数)(選定理由)一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。 |
| 産業廃棄物の最終 処分率 | 1.6% ※H21年度値 | 1.6% ※H22年度値 | 1.3% | (定義) 産業廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。 (選定理由) 産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。 |
| 新たな産業廃棄物 の山(大量たい積) の発生件数 | 0件 (H24年度~H28年度) | | | (定義) 新たな3千㎡以上の産業廃棄物のたい積事案の発生件数。 (選定理由)廃棄物の山(大量たい積)は、廃棄物の不適正処理事案で最も重大なもので、県民の安心・安全な生活環境に大きな支障となるため、この指標を選定。 |
| 県と民間団体との 不法投棄通報協定 団体数 | 18団体 | 23団体 | 36団体 | (定義) 業務中に発見した不法投棄を県等に通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは充分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。 |
| 3 R推進員の登録 者数 | 70人 | 966人 | 10,000人 | (定義)3 Rに関する取組を積極的に行う意志を有する 者の登録者数。 (選定理由)3 R推進の県民運動の広がりを示す数値で あることから、この指標を選定。 |

第7節 河川等の保全と再生

》現況と課題

県内の河川などの公共用水域の水質は、アユが棲める水質(BOD「生物化学的酸素要求量」3 mg/L以下)の河川の割合でみると、平成12年度の44%から平成23年度の63%と着実に改善してきています。一方で水質の改善が進んでいない河川も残されています。

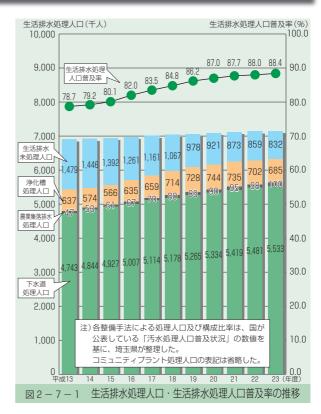
河川の汚濁原因の約7割は家庭からの生活排水です。特に、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭の台所や風呂から出る未処理の排水(生活雑排水)は汚濁原因全体の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理人口の割合を高めることが重要です。

平成23年3月に改定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%達成を目標としています。生活排水処理人口普及率は年々伸びているものの、引き続き、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。

県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度からの4年間に県内100か所で「川の再生」を図る「水辺再生100プラン」を進めました。あわせて、家庭からの生活排水対策や河川清掃活動などの県民運動を展開してきました。

平成24年度からは「水辺再生100プラン」のスポット的な水辺再生から、1つの市町村若しくは複数の市町村を流れる川を上流から下流までまるごと対象にして、まちづくりと一体となった川の再生へとステップアップする「川のまるごと再生プロジェクト」が10の河川・農業用水で始動しました。市町村、住民、川の再生に取り組む団体、県が連携して川の再生を進めていきます。

川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐため、今後は、川の再生に取り組む地域団体である 「川の国応援団」などが核となり、地域に運動を定着



させていくことが重要です。「川の国応援団」は平成24年5月末現在で478団体が登録しており、県内各地で河川清掃や環境学習、生物調査などの様々な活動に取り組んでいます。

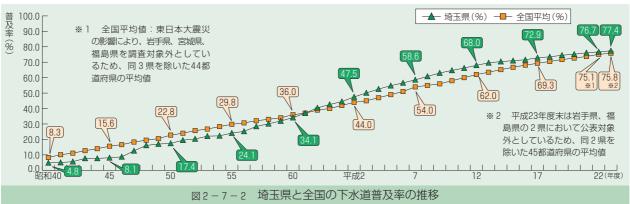
》講じた施策

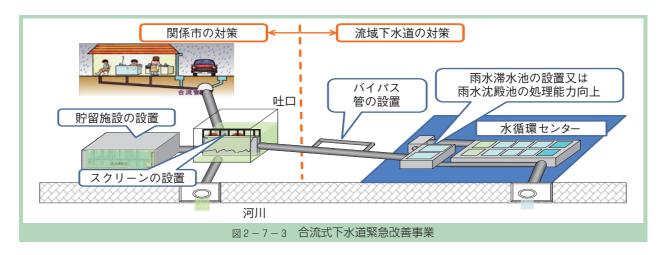
1 河川等の水質保全

(1) 下水道等の整備の促進

埼玉県の平成23年度末の下水道普及率は、77.4%となりました。

県の流域下水道は、汚水と雨水を1つの管で排除するシステムを採用している市の公共下水道(さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、熊谷市、行田市、川越市、所沢市、久喜市、秩父市、飯能市、東松山市)と連携し、雨天時における河川への汚濁負荷を削減するため





に、合流式下水道緊急改善事業に取り組んでいます。

平成23年度に県では、下水を一時貯留する雨水滞水 池や汚濁負荷量を削減する雨水沈殿池高度化施設の設 計を行いました。市の公共下水道では、貯留施設の設 置やスクリーンの設置等を整備しています。

さらに、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やリンの富栄養化物質を除去するため、県の荒川水循環センター等において高度処理対応の水処理施設を整備しています。

また、平成23年度末の農業集落排水の計画人口に対する普及率は96.5%となりました。

(2) 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進 ①転換に対する補助制度の充実

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

県では、平成23年度を浄化槽元年と位置付け、補助



制度を大幅に見直し個人負担の軽減を図るとともに、 市町村が主体となって浄化槽を設置する市町村整備型 の導入を促進しています。平成23年度には、45市町村 894基に対して補助金を交付しました。

②浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽の適正な維持管理を進めるため、浄化槽管理 者に対し維持管理や法定検査(定期水質検査)の受検 についての啓発・指導を行いました。

③生活排水対策重点地域の指定及び生活排水対策推進 計画

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として、平成14年度までに6流域(不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槻川・都幾川上流域)を指定しています。各地域では、行政・住民が一体となって生活排水対策を推進しています。

2 川の再生の推進

(1) 水辺空間の再生・創出

県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実 感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、 水辺空間の再生・創造に取り組んでいます。

平成20年度を「川の再生元年」と位置付け、「清流の復活」「安らぎとにぎわいの空間創出」を目指して川の再生に着手しました。

リーディング事業である水辺再生100プランでは、 4年間で100か所の水辺を整備し、平成23年度に事業 が終了しました。

この事業は計画段階から市町村、自治会等の地域の 方々と検討を行い、整備後の維持管理も地域の方々に 担っていただきました。

このうち、芝川、藤右衛門川、柳瀬川、元荒川の4河川と農業用水である東京葛西用水については、川の再生を最大限にアピールするモデル箇所として、当初の2年間で集中的に整備しました。

(2)川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

川の再生に向けた草の根活動を行う「彩の国水すましクラブ」と河川の美化活動に取り組む「水辺のサポ

ーター」を平成24年4月1日に「川の国応援団」として統合しました。平成24年5月末現在で478団体が登録し、県内すべての市町村で、河川清掃、河川浄化、環境学習、生物調査などの川の再生活動に取り組んでおり、平成23年度末現在、美化運動に取り組む河川の延長は400kmとなっています。

県では、こうした「川の国応援団」の活動がより活発に行われるよう、活動資機材の提供や貸出し、情報交換会の開催、情報発信など様々な支援を行っています。

(3)川の国埼玉検定の実施

次世代を担う川の守り人を育成し、川の再生活動の レベルアップを図るため、毎年「川の国埼玉検定」を 実施しています。

川の国埼玉検定「入門編」は主に子どもたちを対象に、 川への関心と知識を深めてもらうことを目的としてお り、平成23年度は155名が参加し、全員が合格しました。 「中・上級編」は一定の期間川の再生活動に取り組ま れている方を対象に、専門的な知識を問う問題を出題しています。平成23年度は25名の方が受験し、上級合格者が18名、中級合格者が5名でした。上級合格者の方は「川の国アドバイザー」として登録いただき、川の国応援団の活動に対するアドバイスや環境学習の講師などを行う川の再生活動のリーダーとしての役割を担っていただいています。

(4) 五感による河川環境指標の活用

河川の水質評価の代表的な指標であるBODは一般の方にとってわかりにくいことから、平成23年度に「見る、聞く、嗅ぐ」などの五感を使って河川の環境を評価できる指標を作成しました。「川の国応援団」など川の再生活動を行っている多くの県民の方が、自ら河川環境の調査や評価を行うことにより、活動の成果を実感していただくことができます。県では、継続的な川の再生活動を行っていただくためのツールとして、今後、広く普及に取り組んでいきます。



| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------|-----------------|-----------------|--|
| (再掲) アユが棲 める水質の河川の 割合 | 77% | 63% | 90% | (定義)河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3 m/L以下の測定地点の割合。 (選定理由)日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。 |
| (再掲)全国水質 ワースト 5 河川 (国土交通省直轄 管理区間) | 綾瀬川・中川 | 綾瀬川 ・中川 | 該当河川 なし | (県議会による追加指標) |
| 生活排水処理率 | 88.0% | 88.4% | 92.0% | (定義)下水道、農業集落排水や浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合。 (選定理由)生活排水処理率の向上により河川水質が改善されることから、この指標を選定。 |
| 県民が川の再生に 取り組む河川の延 長 | 371 _{km} | 400km | 550km | (定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。 |

みどりの保全と再生 第8節

》現況と課題

本県には、武蔵野の面影を残す平地林や豊かに広が る田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれて きた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化 の進展に伴う人口急増や土地利用の変化などにより、 この30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平 地林が減少しています。



こうした身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与える とともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機 能を有しています。そのため、都市近郊の貴重な緑地 空間の保全・活用を進めるとともに、身近な緑を積極 的に創出し、ゆとりと潤いのある空間を将来に引き継 いでいく必要があります。

講じた施策

身近な緑の保全の推進

(1)特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安ら ぎのある都市景観の形成など多様な機能を有していま す。これらの緑を保全するため、都市計画区域の良好

表2-8-1 地域制緑地*の指定状況

| (平成23年度末現在) | | | | | |
|-------------|--------|--|--|--|--|
| 区数 | 面積(ha) | | | | |
| | | | | | |

| 地域制緑地 | 地区数 | 面積(ha) |
|----------------------------------|------|---------|
| 特別緑地保全地区 (都市緑地法) | 14地区 | 19.9 |
| 近郊緑地保全地区 | 5地区 | 5,232.0 |
| うち近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法) | 1地区 | 60.4 |
| ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例) | 28地区 | 403.92 |

地域制緑地:一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境等の保全 を図ることを目的に法律等でその土地利用を規制する緑地のこと。

な自然環境をもつ「特別緑地保全地区」、首都圏の近郊 整備地帯に良好な自然環境を持つ「近郊緑地保全地区」、 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき優れた景 観を有する樹林地をもつ「ふるさとの緑の景観地」を 指定しています。

(2)公有地化の推進

相続の発生などで公有地化する以外に保全すること が困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの 緑の景観地等を取得し、平成4年から66か所17.3haを 公有地化しました。

また、都市周辺の多様な生き物が暮らす空間等や地 域住民のオアシスとして親しまれる身近で貴重な緑を 保全することを目的として、平成20年から3年間で5 か所、3.7haの湧水地や平地林を公有地化し、まちの エコオアシスとして保全を行いました。

(3) ふるさとの緑の景観地の維持・拡大

埼玉らしさを感じさせる樹林を中心としたすぐれた 景観を保全するために、ふるさと埼玉の緑を守り育て る条例に基づき「ふるさとの緑の景観地」を指定し、 平成23年度末までに28地区、404haを指定しています。

また、ふるさとの緑の景観地においては、その保全 と管理のための方針及びその他必要な事項を定める管 理計画を策定することとしており、平成23年度末まで に12地区において保全計画を策定しました。

(4) 見沼田圃の保全・活用

見沼田圃の保全については、見沼田圃の保全・活用 ・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等とし ての土地利用の指導を行うとともに、基本方針にそぐ わない土地利用を防止するために公有地化を図りまし た。平成10年度から平成23年度までの公有地化面積は 29.0ha (買取面積21.9ha、借受け面積7.1ha) となり、 NPO等の団体に農地の管理を委託し農業体験イベン トを開催しました。

また、見沼農業の活性化を図るため、担い手に対し て農業経営及び栽培技術の指導を行うとともに、都市 住民と農業の交流活動として「見沼緑陰大学」を開催 したほか、公有地を活用して景観作物の栽培や収穫体 験農園の設置などを行いました。

(5) 三富地域における循環型農業の維持継承

平地林管理活動の促進支援については、下草刈りや 落ち葉掃きなど、平地林を良好に管理するボランティ ア組織「さんとめねっと」の運営を支援しました。ま た2企業がCSR活動の場として三富地域で平地林管 理活動を行いました。さらに、農家の直接支援を希望

する都市住民と、受入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度を立上げました。

三富地域を活動エリアとする生産者グループや NPO等による新たな取組の支援については、生産者 が自ら、三富地域の農業の持続的発展のために行う PR活動などに対し支援を行いました(5団体)。

都市住民の農業体験促進については、都市住民に対し、農業体験ツアー等を4回(延べ参加者約480名)開催したほか、歴史・文化に対する理解を深めてもらうことを目的としたシンポジウムを1回(参加者約380名)開催しました。

(6) 都市農業の維持・発展

都市及び都市周辺の農業情報を都市住民に発信する とともに、農業者側の受入体制などを支援し、農業者 と都市住民との交流を促進しました。

また、防災協定の締結促進を行い、10市*(87か所、87,218㎡)が締結しています。

※朝霞市、草加市、志木市、和光市、新座市、北本市、 川越市、八潮市、三郷市、吉川市

2 身近な緑の再生(創出)の推進

(1)壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

壁面・屋上緑化や駐車場緑化などモデル的な緑の創出事業を行う民間事業者に対し費用の一部を助成し、 県民の暮らしに潤いと安らぎをもたらす都市部の身近な緑を創出しました。

(2) 校庭等の芝生化

みどりにふれあう環境を整備するとともに、県内に身近な緑を創出するため、公立・私立の幼稚園・保育所のうち園庭の芝生化に取り組む41園に対して費用の一部を助成しました。また、校庭の芝生化に取り組む公立・私立の小学校6校、中学校1校、高等学校1校に対して費用の一部を助成しました。

(3) 緑化計画届出制度の充実

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、建築確認の申請前に「緑化計画届出書」を作成し、届出を行う緑化計画届出制度を平成17年10月から施行しています。3,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合は、敷地の一定規模以上の面積を緑化することとし、敷地、建築物の屋上や壁面、駐車場の緑化を推進しています。平成23年度は360件の届出により、109haの新たな緑が創出されました。

なお、都市環境の更なる改善を図るとともに、緑の 街並みを創出するため平成24年4月からは対象敷地面 積を1,000㎡に引き下げ、同制度を施行しています。

(4) 県有施設などの身近な場所の緑化

県の事業として所沢地方庁舎など3施設で屋上緑化を、皆野高校など17の学校や施設で壁面緑化による緑化を進めました。また、坂戸市民総合運動公園第1多目的運動場など14の施設や県立高校などで芝生化を、三郷市におどり公園など10の施設や学校などで植樹による緑化を進めました。

(5) 県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や 憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所など、 都市における良好な生活環境を保持するための大きな 役割を持つ都市公園を整備しています。

平成23年度は、権現堂公園 (10.7ha) 及びさきたま 古墳公園 (5.5ha) の供用区域を拡大しました。

3 緑の保全・再生のための財源対策

緑の保全と創出を県民参加により積極的に進め、埼 玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全するために、 安定した財源として彩の国みどりの基金やさいたま緑 のトラスト基金を適切に活用しています。

彩の国みどりの基金については、平成23年度に13億4,445万2,763円の積み立てを行い、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を図るために26事業を実施し、11億47万9,205円の基金を活用しました。平成23年度末の基金残高は12億7,490万5,758円となっています。

また、さいたま緑のトラスト基金の平成23年度末の 累計額は53億4,831万5,474円となっており、そのうち、 41億8,772万9,485円を土地の取得と保全管理のために 繰り出し、基金の残高は11億6,058万5,989円となって います。

4 緑の保全・再生のための県民運動 の推進

(1) 県民、市民団体、企業などとの連携による緑地 保全の推進

みどりの再生を県民運動として展開するために、一



30



人一本植樹運動として卒業記念樹の配布及びイベントでの苗木の配布や植樹を行い、平成21年度からの植樹本数の総数は約311万本となりました。

また、みどりや川の価値、重要性に関する県民の理解と関心を高め、県民参加によるみどりの再生を図るためのイベントとして「みどりの再生とことんトーク」を開催するとともに、「みどりの埼玉づくり県民提案事業」によりNPO等の民間団体が行う里山の保全や植

樹など55の取組を支援しました。

(2) 彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充 実

みどりの再生を県民運動として展開するために、植樹等の活動を通じて緑の保全や創出を進めている企業・団体等による「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動を実施しました。

(3) さいたま緑のトラスト運動の拡大

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用し、11か所の緑のトラスト地を(公財)さいたま緑のトラスト協会に委託して保全管理を行っています。平成23年度にはトラスト保全12号地として上尾市の「原市の森」を選定しました。

また、緑のトラスト運動の普及啓発及びトラスト基金の募金活動のため、緑のトラスト夏まつりや保全地におけるタケノコ掘り、自然観察会などの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑の十円玉募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

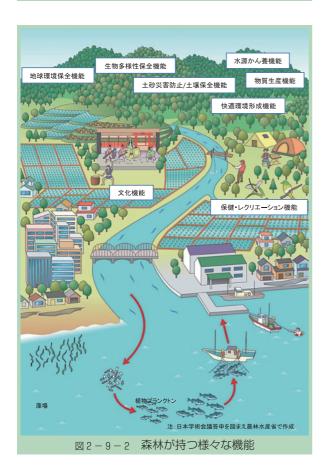
| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|--|
| 緑の保全面積 | 488 _{ha} | 495 ha | 542 _{ha} | (定義)特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計。 (選定理由)これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。 |
| 身近な緑の創出面 積 | 576 _{ha} | 689 _{ha} | 1,060 _{ha} | (定義)「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面 積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑 化計画届出制度による緑化面積の合計。 (選定理由)身近な緑を創出する取組の成果を示す数値 であることから、この指標を選定。 |
| 彩の国みどりのサ ポーターズクラブ 入会団体数 | 77団体 | 122団体 | 200団体 | (定義)緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由)緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。 |

第9節 森林の整備と保全

》現況と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、森林は木材を生産するだけでなく、水源の涵養や二酸化炭素の吸収・貯蔵など多くの重要な役割を果たしています。しかし、間伐などの手入れが行き届かない人工林や燃料(薪炭)や堆肥としての利用がなくなり荒廃した里山・平地林が一部に見られます。一方で、本県の森林は大都市圏から近く、森林ボラン

和有林等
県有林
国有林
●旅谷市
●旅谷市
●旅谷市
●旅谷市
● 旅俗市
● おいたま市
● 所沢市

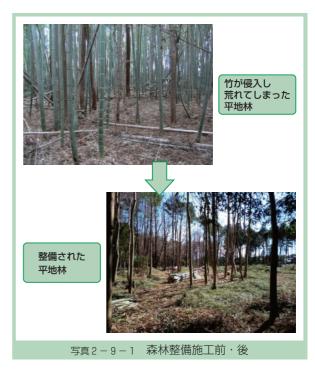


ティアの活動の場として活用しやすいことから、活動を希望する企業や団体が多くあります。そこで、林業経営が難しく、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森林づくりを進め、水源の涵養など森林の有する多面的機能を十分に発揮させることが必要です。また、温暖化防止対策として公共施設や民間住宅などでの木材の利用拡大や地産地消を推進し、木材利用や木材輸送距離の短縮による二酸化炭素の貯蔵・排出削減を図ることが必要です。

》講じた施策

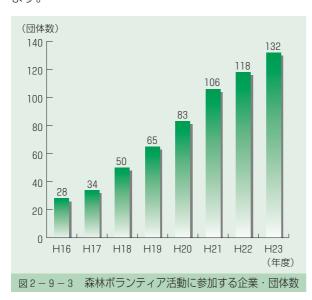
1 適正な森林整備と保全の推進

水源涵養や土砂災害防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、浦山ダムなど6つのダム上流域の水源地域での森林整備や、竹やササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、この基金を活用した事業により平成20年度から23年度までの4年間で3,200haの森林を整備しました。また、獣害防止対策としてシカによる造林木の食害を防護するための柵の設置やスギ花粉削減対策として間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。



2 県民参加の森林づくりの推進

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森林づくりを進め、平成23年度末までに、132の企業・団体が森づくりに参加しています。また、平成20年1月には埼玉県森づくりサポートセンターを立ち上げ、森林づくりの相談業務、技術指導等を行う仕組みづくりを行い、新たに森林づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しています。



3 県産木材の利用促進及び率先活用

公共施設での利用拡大を図るため、県の管理する学校、福祉施設、医療施設等で積極的に県産木材の利用を進めるとともに、市町村の施設に対しても、木材の調達方法や補助制度の導入などの支援を行いました。また、民間住宅における利用拡大を図るため、「県産木材住宅」の建設に取り組む「さいたま県産木材住宅促進センター」やNPO等の活動を支援しました。さらに、このような県産木材の利用拡大を図るためには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、木材加工施設の整備等に対して支援しました。



| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|-------------------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|---|
| 森林の整備・保全面積 | Ι | 2,467 _{ha} | 14,000 ha (H24~28年度) | (定義)人工林において、間伐、針広混交林化、伐採跡 地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由)森林整備を通じて多様で健全な森づくりを 進める必要があることから、この指標を選定。 |
| 森林ボランティア 活動に参加する企 業・団体数 | 118団体 | 132団体 | 220団体 | (定義)森林をフィールドにして、植栽、下草刈り、間 伐などのボランティア活動に参加する企業・団体の数。 (選定理由)森林の整備・保全等のボランティア活動を 行う企業・団体が増加することは、県民が森林の多面的 機能等を理解し、活用することの指標となることから、 この指標を選定。 |
| 県産木材の供給量 | 75,000 ㎡/年 | 81,000 ㎡/年 | 111, 000 ㎡/年 | (定義) 県内の森林から伐採・搬出され、製材工場など へ供給された木材量。 (選定理由) 県産木材の利用を増やすことにより森林の 循環利用が促進され、林業の収益力が向上することか ら、この指標を選定。 |

第10節 生物多様性の保全

》現況と課題

本県には、多くの野生生物が生息・生育していますが、都市化の進展に伴い、絶滅のおそれのある種が多数にのぼっています。(動物787種、植物1,031種)

また、近年はニホンジカやイノシシ等一部の野生動物が増加し、生息地域の森林生態系に影響を与えるとともに、中山間地域における人口減少などとあいまって、農林業に大きな被害を与えています。ブラックバスやアライグマ等の外来生物も増えており、生態系への悪影響も懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって損なうことなく自然と人間との共生を確保するため、希少な野生生物から身近な生物までを含めた全ての生物を生態系として総合的に保全する方策を講じる必要があります。

》講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 生物多様性保全の全県展開

(1) 生物多様性保全県戦略の普及

これまでの県の生物多様性保全の取組と県内の自然環境保護団体の活動内容などを取りまとめた「人と自然が共生する埼玉へーグリーンアクションデータブックー」及び「生物多様性保全県戦略」の概要版「生物多様性を考えよう」を配布し、生物多様性を保全する意義や行動の重要性を普及啓発しています。

(2) 県民による自然環境保全活動の推進

①県民参加生き物モニタリングの実施

県内の生物多様性の現状と変遷などの基礎資料にするため、生物多様性保全活動を実施するNPOや環境保護団体等による生き物モニタリング調査を平成23年度は31地点で実施しました。

②希少野生動植物保護推進員等との連携 県内の希少野生動植物種について、希少野生動植物 保護推進員8名と連携して保全しています。

③傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携 傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託し て、平成23年度は52の保護診療機関を指定し、855羽

(頭)を治療しました。

さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまで 保護する傷病野生鳥獣保護ボランティア事業を実施し ており、平成23年度は、個人のボランティア96人と学 校8校を保護ボランティアとして連携して、野生復帰 を目指してリハビリを行いました。

④埼玉県自然公園指導員等との連携

自然公園指導員66名を委嘱し、公園利用のマナー向上、自然解説等、利用者の事故の予防、情報提供等を行っています。

2 希少野生動植物保護増殖の推進

(1) 希少野生動植物の継続的調査と普及啓発

県内に生息・生育する野生生物の中から保護の必要性が高い希少野生動植物の指定を行うとともに、保護施策の基礎資料としてレッドデータブックを作成し、概ね6年ごとに見直しを行っています。現在、3訂版となる「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、希少野生動植物の保護増殖の重要性を普及啓発しています。

〈動物編〉

「さいたまレッドデータブック動物編」(平成8年3月) 「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」(平成14年3月) 「埼玉県レッドデータブック2008動物編」(平成20年3月)

〈植物編〉

「さいたまレッドデータブック植物編」(平成10年3月) 「改訂・埼玉県レッドデータブック2005植物編」(平成17年3月) 「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(平成24年3月)

(2) 保護増殖活動の推進

希少野生動植物の種の保護を図り、県民共通の財産 として次代に継承するため、平成12年3月に埼玉県希 少野生動植物の種の保護に関する条例を制定しました。 平成12年12月には、ムサシトミヨ、サクラソウなど17







写真 2-10-1 ムサシトミヨ

写真 2-10-2

種、平成13年12月にはトダスゲなど5種、あわせて22 種を県内希少野生動植物種に指定して、その捕獲・採 取を制限しています。平成21年度までに、このうちの 15種の保護管理事業計画を策定し、保護対策を実施し ています。

また、オオタカの保護のため生息状況調査を実施し ています。

野生鳥獣の適正な保護管理 3

(1) 野生鳥獣による生態系などの被害の防止

県の鳥獣保護に関する施策の推進を図るため、「人 間と鳥獣との共生|や「生物多様性の保全|を基本理 念とする第11次鳥獣保護事業計画(計画期間:平成24 年~平成28年度)を策定しました。また、生息域の拡 大により農林業被害が著しいニホンジカ、イノシシに ついて、被害防除対策、個体数調整及び狩猟制限の緩 和などを科学的かつ総合的に行う第3次特定鳥獣保護 管理計画(計画期間:平成24年~平成28年度)を策定 しました。この計画に基づき、二ホンジカについては、 狩猟期間の延長(1か月)、イノシシについては、保護 管理を行う市町村の拡大(入間市を追加)を行いました。

また、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の適正化 を図るため、平成23年度までに、鳥獣保護区65か所 30.452ha、特定猟具使用禁止区域(銃) 126か所 198,218.7ha等を指定しています。鳥獣保護区は、鳥 獣の保護繁殖を図るために指定するもので、区域内で は狩猟を禁止しています。特定猟具使用禁止区域(銃) では、銃猟による危険を未然に防止するために指定し ています。

(2) 野生鳥獣の生息状況調査や狩猟などによる個体 数管理

森林生態系や農林業に大きな被害を与えている二ホ ンジカの生息数や生息密度を把握するためのニホンジ 力生息状況調査や県内の水産業等に被害を与えている カワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査 などを行いました。また、県内のガン、カモ、ハクチ ョウ類の冬季生息状況等を把握するためガンカモ科鳥 類生息調査を平成24年1月7日~9日を中心に県内 171か所の河川、池沼、湿地等で行い、21種32,012羽の 生息を確認しました。

狩猟及び有害鳥獣捕獲によって、平成23年度、イノ



シシ635頭、ニホンジカ1,500頭、カワウ129羽を捕獲し ました。また、カワウについては営巣地における巣落 としも実施しました。

(3) 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の資質の 向上を図り、狩猟の一層の適正化を図るため、狩猟免 許試験、適性検査等を実施しており、平成23年度は新 たに135人に狩猟免許を与えるとともに、470人の狩猟 免許を更新しました。平成23年度末の有効免許所持者 数は、5.599人です。

鳥獣保護員(平成23年度は84人)を設置し、狩猟の 取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポス ターの原画の募集を行い、平成23年度は651点の応募 がありました。

(4) 野鳥における鳥インフルエンザ等対策の実施

野生鳥獣の異常死が確認された場合、関係機関と協 力して、死因の究明に努めるとともに、住民に不安が 生じないよう適切に対応しました。平成23年度に実施 した死亡野鳥等の調査は22件で、鳥インフルエンザの 簡易検査・確定検査の結果はすべて陰性でした。

また、早期発見のためガンカモ類の糞便採取調査を 3回実施し、全て陰性でした。

侵略的外来生物の計画的駆除

(1) 外来生物の情報収集及び駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に





関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている 生物のうち、県内において生態系や人の生命・身体及 び農林水産業への被害防止対策が必要な生物は、アラ イグマ、カミツキガメ、コクチバス、オオクチバス、 ブルーギルの5種類です。

本県の生物多様性が将来にわたって損なわれることがないように被害防止のため駆除を実施しています。

(2) アライグマの計画的捕獲

アライグマについては、平成19年に策定した「埼玉県アライグマ防除実施計画」の見直しを行い、計画期間を平成33年3月まで延長するとともに、県内全ての市町村と連携して計画的な防除を進めています。

また、市町村が実施している計画防除に加えて、県

が緊急的な防除を実施し、捕獲圧を強めています。



写真2-10-6 主な県内希少野生動植物種



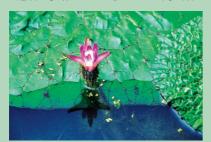
アカハライモリ 秩父地域や県西部地域などの山間部の 池沼、水路などに生息している両生類。



ソボツチスガリ 秩父地域と県北部のごく限られた場所 に生息するハチの仲間。



サクラソウ さいたま市の田島ケ原など限られた場 所に生育。「県の花」に指定されている。



オニバス 絶滅したと考えられていたが、加須市(旧北 川辺町)の水路で休眠していた種子から復活。



チチブイワザクラ武甲山に固有の植物。多年草で4~5月に直径3cmほどの花が咲く。



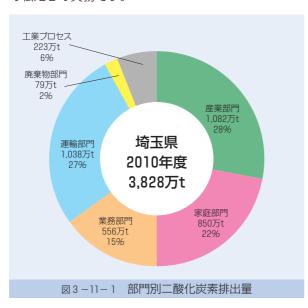
ミヤマスカシユリ 秩父地域で最初に発見。その後茨城県 にも分布することがわかった。

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------|-----------------|-----------------|---|
| 希少野生動植物種 の保護など生物多 様性保全活動に取 り組む団体数 | 38団体 | 48団体 | 200団体 | (定義) 希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。 |
| 希少野生動植物の 保護増殖箇所数 | 54か所 | 60か所 | 90か所 | (定義) 希少野生動植物の保護に関する条例で、県内希 少野生動植物に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物に指定されている種を 保全していくためには、保護増殖の取組を推進してい く必要があることから、この指標を選定。 |

第11節 地球温暖化対策の総合的推進

》現況と課題

本県の温室効果ガス排出量は、原子力発電所の稼働などの影響を除くと、近年横ばいから減少の傾向にありますが、1990年と比較すると人口や世帯数の増加に加え、家電製品や自動車などの増加により、家庭やオフィス、自動車から排出されるCO2の排出量は増加しています。温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化にストップをかけることは、現代を生きる私たちが取り組むべき課題であり、子どもや孫など将来の世代への私たちの責務です。

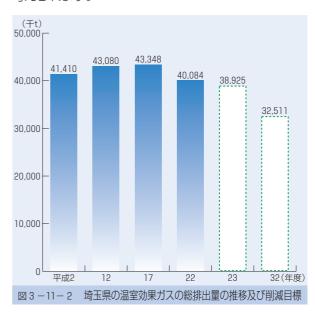


そこで、温室効果ガス排出量を2020年に2005年比25%(1990年比21%)削減することを目標とした「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」(埼玉県地球温暖化対策実行計画)を平成21年2月に策定すると

ともに、同年3月には埼玉県地球温暖化対策推進条例を制定しました。

この実行計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、 県民総ぐるみで英知を集めて温暖化対策を進めていく 必要があります。

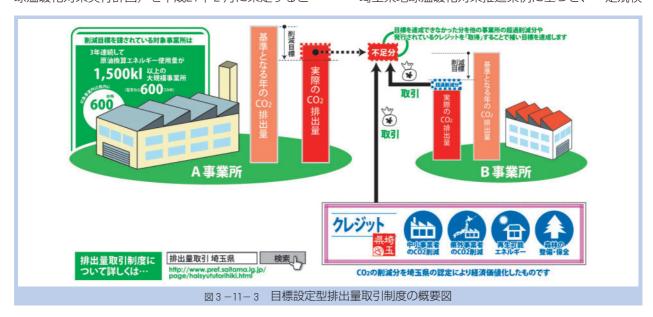
なお、東日本大震災による国内の電力需給のひっ迫を契機とした省エネルギー化の徹底的な推進や節電の 取組などは、地球温暖化対策にも寄与していくものと 考えられます。



》講じた施策

1 低炭素型で活力ある産業社会の構築

(1) 地球温暖化対策計画制度の着実な運用及び普及拡大 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模



以上の事業者に、温室効果ガスの排出量を削減するための「地球温暖化対策計画」の作成・提出・公表を義務付けています。平成23年度は、772事業者(1,149事業所)が計画書を提出しました。このうち計画書を任意に提出している事業者は123事業者で、温室効果ガスの着実な削減を進めるため、今後、任意提出事業者のさらなる拡大に努めます。

(2) 目標設定型排出量取引制度の円滑な運用

平成23年度から、大規模事業所を対象とした目標設定型排出量取引制度を導入しました。対象となる事業所には、第1計画期間(平成23~26年度)において基準排出量に対する目標削減率(6%又は8%)を設定しており、CO2排出量削減に取り組んでいただいています。平成22年度の大規模事業所のCO2排出量は、基準排出量に対し17.8%削減されました。

事業所のCO₂削減を支援するため、CO₂排出削減設備の導入に対し、平成23年度は30件、382,880千円の補助を行いました。また、エネルギーの使用状況や省エネ対策の実施状況を把握するため、150件の現地調査を実施しました。

(3) 事業者の自主的な取組の推進

環境マネジメントに積極的に取り組み、CO2削減に優れた取組をしている中小規模事業者を認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図りました。平成23年度は15事業所を認証し、認証事業所は延べ60事業所となりました。

中小企業等に対して、簡単なチェックシート方式の「やさしいCO2削減シート」を配布し、省エネ・省CO2対策を促進しました。また、省エネに関する専門知識・経験を有する省エネナビゲーター(省エネ診断員)を事業所に派遣し、32事業所で省エネ診断を実施しました。

2 埼玉エコタウンの推進

市民、NPO等との協働により、地域一体となってエネルギー地産地消の推進と環境の視点をとおした暮らしやすく活力ある地域社会の創造を目指します。

事業を進めるに当たっては、民間事業者のアイデア や資金など、民間活力を最大限に活用して埼玉エコタ ウンを推進していきます。

3 低炭素型ビジネススタイル・ライフスタイルへの転換

(1) 地球温暖化防止活動推進員への支援

地域における普及啓発活動の中核である地球温暖化 防止活動推進員を委嘱(任期2年)し、資質向上のためのセミナー等を開催しました。平成23年度の推進員



延べ活動数は3,400回となりました。

また、推進員の活動団体名簿を作成し、推進員の相 互交流を促進することで、活動の活性化を図っていま す

(2) エコライフDAY、ライフスタイルキャンペーン などの県民運動の推進

平成23年度は、東日本大震災を契機とした電力不足への対応、エネルギーの大量消費型社会や県民のライフスタイルの見直しを図るための各種取組を実施しました。

夏期の家庭の電力使用量の削減を目的として実施した「家庭の電気ダイエットコンクール」では、前年度比12倍となる15,512世帯の参加をいただき、参加世帯全体で24.4%の節電という成果をあげました。



また、「夏のライフスタイルキャンペーン」の取組としては、夏期の電力使用量前年度比15%以上の削減を達成するため、主に家庭向けの節電の啓発に努めました。節電リーフレットの配布のほかNPOと協働し「埼玉夏の節電コンソーシアム・2011」の開催、浦和レッズ、大宮アルディージャ、西武ライオンズの協力を得て各スタジアムで節電呼びかけのビデオメッセージを放映(計17試合)しました。

「冬のライフスタイルキャンペーン」では、節電に限らず、省エネ全般の取組を推進するため、暖房の適温設定とともに体を「うち」と「そと」から温める工夫のPRを実施しました。

さらに、エコライフDAYの取組として、地球にいい ことチャレンジシートとエコライフDAYチェックシ ートを合冊で作成し、県内の全小・中・高等学校へ配 布することにより、参加者数は120万人に達し、県民運 動として定着することができました。

(3) 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの 見直し

深夜化見直し・朝型生活へのシフトの支援に取り組 む事業者(店舗・オフィス等)を「夜エコ・朝活」協 力店として認定する制度の拡大を図り、平成24年3月 末現在で586店舗を協力店として認定しました。

また、平成23年10月30日に、環境NPOが主催した 「低炭素まちづくりフォーラムin埼玉 | の中で、「深夜 化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しし をテーマの1つとして県も参加しました。学生をはじ めとする幅広い県民の方々とともに、現状・課題・解 決方向について議論を深めながら、より実効性の高い 解決策を検討していくこととしています。



(4) 省エネ家電の購入等による節電の推進

平成21年10月から家電製品省エネ情報提供制度が施 行されたことにより、家電を販売する事業者に対し省 エネ家電の表示や購入者へ省エネ情報を説明すること を義務付けています。

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫に省エネラベルを表 示したり購入者へ省エネ情報を提供することにより、 省エネ家電製品の普及拡大を図り、家庭部門の二酸化 炭素排出量の抑制に努めています。

(5)環境に配慮した住宅の普及促進

エネルギー消費を可能な限り削減し、家庭部門の二 酸化炭素排出量の抑制を効果的なものとするため、平 成23年度に省エネ設備の導入を行う者に補助金を交付 しました。

県の補助金を活用して高効率給湯器やLED照明器 具の導入など複数の省エネルギー対策を同時に講じる 場合に、2種類の対策に対して補助金を交付しました。 これらの補助金を交付した住宅は187件で二酸化炭素 削減量は、約151tとなります。これは、約33haのブナ 林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

(6) 建築物環境配慮制度の推進

平成21年10月1日から、埼玉県地球温暖化対策推進 条例に基づく「建築物環境配慮制度」を施行し、建築 物の省エネルギー化をはじめとする総合的な環境配慮 の取組を促しています。

その中で、県内(さいたま市及び川越市を除く)で 建築物(延べ床面積2,000㎡以上)を新築する場合に、 建築主に「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付 けています。計画書には「CASBEE埼玉県」による自 己評価結果の添付を求め、その概要を公表しています。 平成23年度は221件の計画書が提出されました。

さらに、平成23年7月1日からは、分譲マンション を対象に「建築物環境性能表示制度」を施行しました。 この制度は、上記の「特定建築物環境配慮計画」を提 出した建築主に対して、販売広告時に自己評価結果の 表示と県への届出を求めるもので、平成23年度は、9 件の届出がありました。

(7) 県有施設の省エネルギー化

ハード面では、再生可能エネルギーの活用やエネル ギーの有効利用を図るため、県有施設への太陽光発電 の率先導入、既存施設の設備改修やESCO事業の導入 に取り組みました。

ソフト面では、平成22年度に策定した「ストップ温 暖化・埼玉県庁率先実行プラン(埼玉県地球温暖化対 策実行計画) | に基づき、県のすべての機関で空調温度 の適正化、昼休みの消灯の徹底などに取り組みました。 また、東日本大震災に伴う供給電力の不足に対応する ため、執務室・廊下等の照明の部分消灯やエレベータ 一の間引き運転などを実施しました。さらに、夏季の 2か月間を「県庁版サマータイム」とし、本庁に勤務 する職員の勤務時間を繰り上げ、冷房運転時間の短縮 や残業時の照明の使用抑制などにより、県庁舎の一層

表3-11-1 埼玉県庁の温室効果ガスの排出量

| 年 度 | 排 出 量 | 対基準年比 | 対前年比 |
|------|---------|---------------|--------|
| 平成17 | 621,885 | _ | - |
| 平成18 | 579,071 | 93.1% | 93.1% |
| 平成19 | 575,061 | 575,061 92.5% | |
| 平成20 | 550,430 | 88.5% | 95.7% |
| 平成21 | 526,148 | 84.6% | 95.6% |
| 平成22 | 536,212 | 86.2% | 101.9% |
| 平成23 | 524,076 | 84.3% | 97.7% |

の節電に努めました。

県庁の平成23年度の温室効果ガス排出量は、52万4,076t-CO2であり、平成22年度に比べて2.3%減少しています。また、基準年である平成17年度に比べると15.7%減少しています。節電の取組を徹底して実施したことや、夏季の気温が前年度より低かったことなどにより、エネルギー使用量が減少し、温室効果ガス排出量も減少しました。

①太陽光発電の率先導入

県は、これまでに県営住宅や県立高校など143(平成24年3月末現在)の県有施設に太陽光発電設備を設置しました。平成23年度は行田浄水場1,200kW、東部地域振興ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ)100kWの太陽光発電を設置するなど、あわせて13施設に導入し発電を開始しました。県有施設における総発電容量は、一般家庭1,135世帯分に相当する3,972kWとなりま



した。

②ESCO (Energy Service Company) 事業の導入 ESCO事業とは、建物の省エネルギー対策を専門とするESCO事業者との契約により、少ない経済負担で確実に省エネルギーを実施するものです。ESCO事業者が省エネ診断、改修、導入設備の保守・運転管理、効果の保証などのサービスを提供し、顧客は光熱水費の削減分からESCO経費を支払います。県では、省エネルギー化と省力化を効率的・効果的に進めるために県有施設 9 箇所で導入しています。

導入した9つの県有施設

総合リハビリテーションセンター、浦和合同庁舎、 小児医療センター、循環器・呼吸器病センター、 県民活動総合センター、障害者交流センター、環 境科学国際センター、本庁舎、嵐山郷

表3-11-2 県有施設でのESCO事業の導入結果

(平成23年度)

| 嵐L | 山郷 |
|--------------------------|----------------------------|
| 光熱水費の削減額 | 約24,392,000円 |
| ESCO事業者への支払額 を除いた県の利益 | ※54,543,000円 |
| 省エネルギー量 (原油換算) | 約185,000リットル (ドラム缶925本) |
| 二酸化炭素削減量 | 約522トン |

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|------------------------------|---------------------|--------------------------------|--|
| 産業・業務部門に おける温室効果ガ スの排出削減量 (平成17年度比) | 155 万t-CO₂ ※H21年度値 | 228万t-CO₂ | 250 万t-CO₂ | (定義) 県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。 (選定理由)本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。 |
| 環境アドバイザー、 環境教育アシスタ ント、環境学習応 援隊の派遣回数 | 227回 | 191⊡ | 280回 | (定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由)環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。 |
| (再掲) 森林の 整備・保全面積 | _ | 2,467 _{ha} | 14,000 ha (H24~28年度) | (定義) 人工林において、間伐、針広混交林化、伐 採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施し た面積。 (選定理由)森林整備を通じて多様で健全な森づく りを進める必要があることから、この指標を選定。 |

第12節 ヒートアイランド対策の推進

》現況と課題

市街化の著しい都市部では、郊外に比べて平均気温 が高くなる現象が起きています。地図上に気温の高い 都市部が「島」のように浮き出ることからヒートアイ ランド(熱の島)と呼ばれています。

本県の都市部では、ヒートアイランド現象の原因である地表面の人工被覆化と人工排熱の増加が進展しています。加えて、ほぼ全域が風の弱い内陸平野部であることから、夏場には高温化が顕著であり、熱中症の発生リスクが高いとされています。地球温暖化が進め



ば異常気象が増加し、ヒートアイランド現象とあいまって、夏場の著しい高温化の頻発が懸念されます。

》講じた施策

人工排熱の抑制対策の推進

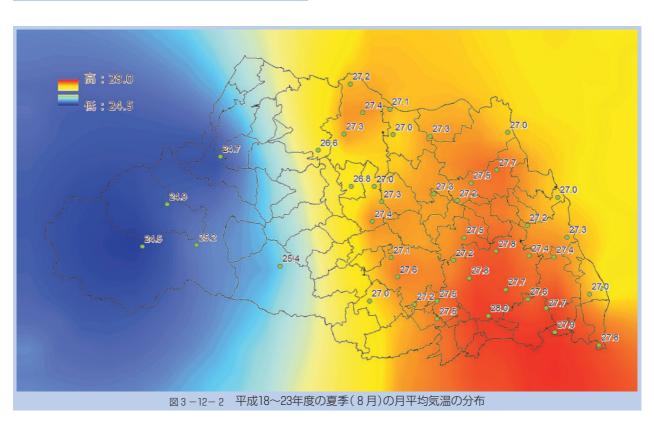
(1) 自動車地球温暖化対策計画と低燃費車の導入の 推進

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、30台以上の自動車(軽・二輪を除く)を使用する事業者に対し、自動車から排出される二酸化炭素の削減目標や削減に向けての取組等を記載した自動車地球温暖化対策計画書の提出を求めました。また、同計画書を前年度に提出した事業者に対しては、削減目標に対する実績等を記載した自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出を求めました。

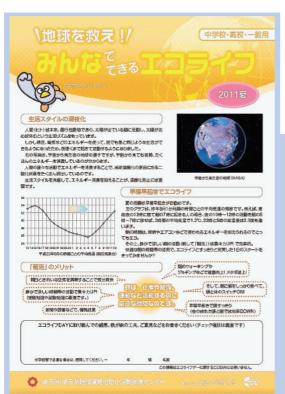
さらに、低燃費車の導入促進を図るため、200台以上 の自動車を使用する事業者に対し同条例に基づき低燃 費車導入状況の報告を求めるなど、低燃費車導入の推 進を図りました。

(2) 低炭素型ライフスタイルへの転換促進

県民のライフスタイル転換により家庭からの排熱を 抑制するため、冷暖房の適温設定などを呼びかける夏



・冬のライフスタイルキャンペーンを実施しました。 また、CO2の見える化の取組として、家庭の電気使 用量をリアルタイムで表示する「省エネナビ」の貸出 しを行うとともに、簡単なチェックシートを使って1 日エコライフを実践するエコライフDAYのキャンペ ーンを夏と冬の2回実施し、120万人の県民が参加し ました。







| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|------------------------------|-------------------|---------------------|--|
| (再掲)産業・業 務部門における温 室効果ガスの排出 削減量(平成17年 度比) | 155 万t-CO₂ ※H21年度値 | 228万t-CO₂ | 250万t-co₂ | (定義) 県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。 (選定理由)本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。 |
| (再掲)緑の保全 面積 | 488 ha | 495 ha | 542 ha | (定義)特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。 |
| (再掲)身近な緑 の創出面積 | 576 _{ha} | 689 _{ha} | 1,060 _{ha} | (定義)「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創 出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に 基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。 (選定理由)身近な緑を創出する取組の成果を示す 数値であることから、この指標を選定。 |

第13節 再生可能エネルギーの活用

》現況と課題

我が国のエネルギー自給率はおよそ7%(原子力を除く。資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」(平成22年度))で、多くを海外からの化石燃料に頼っています。過度の化石燃料への依存は、地球温暖化の問題だけでなく、エネルギー安全保障の観点からも重要な問題と考えられます。

平成23年3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国内の電力需給のひっ迫が当分の間続くと予想されます。原子力発電所を増設するとしていた国のエネルギー基本計画の見直しが進んでおり、再生可能エネルギーをエネルギー政策の重要な一つの柱として位置付け、再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大を図っていく必要があります。

平成23年8月26日には電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギー特別措置法)が成立し、再生可能エネルギーの導入拡大は、大きな流れとなっています。この流れは、今後、国のエネルギー政策が見直されても変わらないと思われます。

再生可能エネルギーは地域に存在する「重要なエネルギー源」であり、地域でのエネルギーの地産地消を 目指す埼玉エコタウンにおいても、重要な構成要素と なっています。

埼玉県では、快晴日数が日本一であるという地域特性から「太陽エネルギー」、秩父地域の豊富な森林資源などの「バイオマスエネルギー」を中心に導入を進めるとともに、電力と熱利用、両方の視点から有効活用、普及拡大を図っていきます。

》講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大

(1) 利用可能性に基づく県内への普及

本県で利用可能量が最も多い太陽エネルギーと2番目に多いバイオマスエネルギーの導入を推進しています。

しかし、再生可能エネルギーの導入には、まだ課題 も多く、様々な知恵と技術の集約化が必要になります。 そのため、研究会ワーキンググループを立ち上げ、 再生可能エネルギーに関する情報を持つ関係者を集め、 最先端かつ有効な情報を集約化、共有化に努めていま す。事業化に関心を示す関係者を呼び込み、関係者の ネットワークを拡げていくことで事業の実現可能性が 高められると考えています。

現在、埼玉県では、早稲田大学と締結した「環境エネルギー」に関する連携協定に基づいて、産学官連携による「埼玉県再生可能エネルギー普及促進研究会」 木質バイオマスワーキンググループと熱エネルギー活用ワーキンググループを共同設置して検討を行っています。平成23年度は、木質バイオマスワーキングを2回、熱エネルギー活用ワーキングを1回開催しました。

(2) 再生可能エネルギーの地産地消・面的利用の推進

快晴日数が日本一という全県的な特性や都市化の進んだ県南地域、農業が盛んな県北地域、森林資源に恵まれた秩父地域など県内各地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギーの地産地消を図り、各地域で面的な広がりを持った普及を進めています。

具体的には、太陽エネルギーでは、住宅用太陽光発電の導入を進め、家庭の電力の一部として地産地消しているほか、バイオマスについても、街路樹や公園から出る剪定枝を集約・チップ化し、県内でエネルギー原料として利用する取組を進めています。

2 太陽エネルギーの導入促進

(1) 太陽エネルギー利用の普及拡大

住宅用太陽光発電設備の飛躍的な普及拡大を図るため、平成21年度から県独自の補助制度を開始しました。平成23年度当初予算から、既存住宅に絞り補助を行った他、9月補正予算では電力100%自活住宅として既存住宅で4kW以上の太陽光発電設備を設置し、あわせて省エネルギー対策を実施する者に補助を行いました。

平成23年度に県の補助制度を活用して太陽光発電設備を設置した住宅は、6,802件になります。これらによる太陽光発電設備設置による二酸化炭素の年間削減量は約9,400tとなります。これは、約2,100haのブナ林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

県有施設においても率先導入を進め、これまでに県営住宅や県立高校など143(平成24年3月31日現在)の県有施設に太陽光発電設備を設置しました。平成23年度は行田浄水場に出力1,200kWの太陽光発電設備を設置するなど、あわせて13施設に導入し発電を開始しました。県有施設における総発電容量は、一般家庭1,135世帯分に相当する3,972kWとなりました。



また、太陽光発電に関わるソーラーメーカー、住宅メーカー、金融機関、電力会社、NPO法人などが相互に連携し太陽光発電の飛躍的な普及拡大を推進するため、埼玉県ソーラー拡大協議会を組織しました。

平成23年度は、協議会を1回、共催事業を2回行い、 県民に対して昨年作成した「住宅用太陽光発電設備 安全・安心設置のための心得と責務」の周知を図ると ともに、災害時の太陽光発電の活用方法・注意点を整 理しホームページで公表しました。

(2) 市民共同発電事業の拡大

NPO法人や自治会など市民団体等が寄付金を募り 太陽光発電設備を幼稚園などの教育施設や公民館など の公共性の高い施設に設置する市民共同発電に対し助 成を行いました。

平成23年度は、保育園と福祉サービス施設の計2施設に合計9.6kWの太陽光発電設備が設置されました。



3 バイオマスエネルギーの導入促進

バイオマス活用推進基本法(平成21年9月施行)に 基づく国のバイオマス活用推進計画(平成22年12月閣 議決定)を踏まえ、平成24年3月「埼玉県農山村バイ オマス利活用推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、間伐材や林地残材、食品廃棄物、家畜排せつ物などの農山村に広く賦存するバイオマス 資源について、再生可能エネルギーも含めた利活用促 進を図っています。

特に木質バイオマスについては、埼玉エコタウン・イニシアティブプロジェクトの一環として、秩父地域の豊富な森林資源や都市部から発生する剪定枝などから液体燃料「バイオオイル」を製造し、主に、産業分野での熱利用の取組などを進めています。

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|----------------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|---|
| 住宅用太陽光発電 設備の設置数 | 41,637基 | 58,374基 | 140,000基 | (定義)居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。 (選定理由)太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。 |
| 再生可能エネルギ ーの供給量(単位: テラジュール) | 3,070 ⊤J ※H21年度値 | _ | 5,600⊤J | (定義)太陽、風力、水力、バイオマスなどの県内の再生可能エネルギーの供給量。 (選定理由)再生可能エネルギー全体の普及を表す指標として適当なことから選定。 |

第14節 環境に配慮した交通の実現

》現況と課題

運輸部門から排出されるCO₂は、本県全体の排出量の4分の1を占めています。

そこで、自動車からのCO2の排出を削減するため、低燃費車の導入やエコドライブの推進を図るとともに、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車などの次世代自動車の普及を促進することは極めて有効です。特に、今後普及が見込まれる電気自動車は、四輪車だけではなく二輪車や電動アシスト自転車など多様な車両への展開が見込まれ、地域コミュニティとの連携や地域と産業の活性化につなげる方策が期待されています。

また、自動車交通量が増加している一方、公共交通 機関の利用者数は減少傾向にある中で、地球温暖化な どの環境問題に対応した快適な生活空間を形成してい くため、人と環境にやさしいバスなどの公共交通機関 を中心とした交通体系の確立に向けて、交通事業者と 連携して取り組む必要があります。

》講じた施策

1 次世代自動車の普及推進

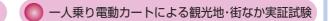
電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV) などの次世代自動車の普及を促進するため、事業者向け補助制度や低利融資制度による導入支援を行ったほか、充電インフラなどの基盤整備を実施しました。

また、EV・PHVの初期需要を創出するため、特定地域において車両導入、充電インフラ整備や普及啓発などのモデル事業を集中的に行う国の「EV・PHVタウン」の指定を受け、パークアンドライドと太陽光発電の組み合わせによる実証試験などを通じた普及促進事業を地域と協働で展開しています。

一方、県公用車については、自動車メーカーから無償で貸与されたEV及びPHVを県内各地で実際に走行させ、使い勝手等の検証を行うとともに、継続的な率先導入を図るため、平成23年度には次世代自動車49台を新たに導入しました。

EV・PHVタウン実証試験を地域と協働で実施しています

○ パークアンドライドと太陽光発電による実証試験





JR籠原駅前に設置したソーラー充電ステーションを拠点に、自宅から籠原駅までをEV車・PHV車で移動し、充電ステーションに駐車して電車で目的地まで行くパーク&ライドの実証実験を行っています。



過疎化が進む中山間地でガソリンスタンドに頼らず小回りの効く免許不要の電動カートを活用し、高齢者の移動機会の創出や、観光への利用を推進することにより街の活性化を図っていく実証実験を秩父市内で行っています。

写真 3-14-1 EV · PHVタウン実証試験

運輸・物流の低炭素化 2

(1) 自動車地球温暖化対策実施方針の取組の推進

自動車地球温暖化対策実施方針を提出した大規模荷 主や大規模集客施設、マイカー通勤が多い事業者に対 し、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき立入検査 を実施し、自動車から排出される二酸化炭素の削減に 向けた取組等の推進を図りました。

(2) 自動車使用から公共交通機関や自転車使用への 転換促進

マイカーの利用と比べて鉄道やバスなどの公共交通 機関は、一人当たりのエネルギー消費量が少なく、効 率的な交通手段です。これら公共交通機関の利用を促 すため、平成23年度は、過度なマイカー利用から公共 交通機関への自発的な転換を促すためのモビリティ・ マネジメントをはじめとするエコ通勤の取組を御稜威 ヶ原工業団地(熊谷市)内の事業所を対象に実施する とともに、路線バスの利便性・快適性の向上を図るた めに、ノンステップバスの導入に対する助成を47台に 行いました。

エコドライブの普及啓発

エコドライブは、環境にやさしい運転方法です。エ



コドライブによる燃費改善効果は10数%と見込まれ、 県民の3割がエコドライブを実践すると、県全体の二 酸化炭素排出量の1%が削減できます。

本県では、地球温暖化の防止と大気環境の改善に効 果的なエコドライブを普及・促進するため、自動車関 連団体や企業などと連携し、実践的なエコドライブ講 習会の開催やイベント時における啓発などを行いまし た。

平成23年度は、エコドライブ講習会を13回開催し、 県内事業者など860名が参加しました。

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|---------------------------|-------------------|-----------------|-----------------|---|
| (再掲)次世代自 動車の普及割合 | 3.2% | 4.7% | 13.0% | (定義) 県内の乗用車保有台数に 占める次世代自動車(電気自動車、 燃料電池自動車、天然ガス自動車、 ハイブリッド自動車、プラグイン ハイブリッド自動車)の割合。 (選定理由) 次世代自動車の増加 は環境負荷の低い低炭素な暮ら しとまちづくりに寄与できるこ とから、この指標を選定。 |
| エコドライブアド バイザーの認定者 数 | 0人 | _ | 2,500人 | (定義) 県又は県が認める団体等が実施するエコドライブ講習会を修了し、一定の成績を修め、エコドライブの普及啓発を進めるエコドライブアドバイザーの認定者数。 (選定理由) エコドライブの普及啓発は、広く事業者や一般県民と連携し、地域や事業所等に広めていく必要があることから、この指標を選定。 |

15

第15節 環境に配慮した産業・地域づくり

》現況と課題

環境問題の解決と経済の安定的成長には、積極的な 環境投資による環境ビジネスの推進を図り、環境と経 済の好循環を形成していくことが重要で、県が率先し て人材交流や推進体制の整備を図っていかなければな りません。また、企業による環境配慮活動を支援する ため、環境マネジメントシステムやグリーン購入など を推進し、事業活動における環境負荷軽減に向けた取 組を推進していく必要があります。

農業の分野では、自然循環機能などを活用し、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図り、化学合成農薬や化学肥料の使用量の一層の削減を図っていく必要があります。また、農山村の多様な資源の一つである自然環境を活用し、地域農林業の振興を図るため、グリーン・ツーリズムを推進していくことも必要です。

地域づくりでは、環境影響評価制度の適正な運用や 景観の保全などを地域と一体となって進めていく必要 があります。

》講じた施策

1 環境ビジネスの振興

(1) 環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進

県内経済の活性化と環境保全の両立を図る環境ビジネスを振興するため、環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネス企業間の交流を図る環境ビジネスセミナー(グリーンサロン)を4回開催しました。

(2) 水ビジネス関連企業との官民の推進体制づくり

県内事業者が取り組む水ビジネスの海外展開に向けた方策を検討するため、事業者、関係部局の連携による「ウォータービジネスメンバーズ埼玉」を設立しました。

また、県の水環境に関する国際協力や水ビジネスの 海外展開の取組を紹介するホームページを開設しまし た。

(3) 中小企業の環境ビジネス支援

環境科学国際センターでは、光化学オキシダント対策として揮発性有機化合物 (VOC) の排出低減を図る必要があることから、小規模事業所でも導入しやすい安価で軽易なVOC処理システムの開発を目指して民間企業と共同研究に取り組んでいます。平成23年度は、

○環境ビジネスセミナー(グリーンサロン)

第9回 テーマ「水ビジネスセミナー」

開催日: 平成23年6月15日

参加者:209名

第10回 テーマ「薄膜太陽光電池|「NAS電池|

開催日:平成23年9月12日

参加者:131名

第11回 テーマ「地中熱利用」

「スマートエネルギーネットワーク」

開催日: 平成23年11月9日

参加者:81名

第12回 テーマ「小水力発電」「バイオマス」

開催日:平成24年2月8日

参加者:87名



VOC濃度の経時的な変化を測定するとともに、VOC漏えいを抑制する方法について検討を行いました。

産業技術総合センターでは、「環境に優しい安価で 高性能な電池の開発」など、環境技術に関する研究を 実施しています。また、環境分野における技術支援 (技術相談・依頼試験・機器開放・共同研究)も行っ ています。

また、(財) 本庄国際リサーチパーク研究推進機構では、本庄スマートエネルギータウンプロジェクトを発足し、プロジェクト会員企業の技術・ノウハウを活用し地方版スマートシティモデルの構築に取り組みました。また、次世代モビリティ・エリアマネジメント研究会会員企業の新分野進出や販路拡大を支援するため講演会の開催や各種展示会に出展しました。

2 事業活動における環境負荷軽減 活動の推進

(1)環境マネジメントなどの推進

環境マネジメントに積極的に取り組み、二酸化炭素

| 環境に配慮した産業・地域づくり

の排出削減に優れた取組をしている中小規模事業者を 県が独自に認証する「エコアップ認証制度」の普及促 進を図りました。

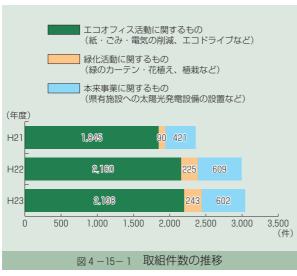
また、県も事業者として環境問題に取り組むため環境マネジメントシステムを導入しています。平成18年度まで本庁のみを対象としISO14001を取得していましたが、平成19年度から施策に環境配慮の視点を加えるとともに、対象を地域機関、県立学校を含めた全ての機関に拡大し、埼玉県独自の環境マネジメントシステムに取り組んでいます。

①オフィスにおける環境配慮

オフィスにおける環境配慮として、電気・コピー (紙)・ごみの削減をはじめとして、マイバッグ・マイボトルの活用や公用車のエコドライブなどのエコオフィス活動に取り組んでいます。

②事業における環境配慮

公共事業などの各施策についても環境配慮に取り組んでいます。県有施設への太陽光発電施設の設置、エコ資材の導入促進のほか、渋滞緩和によるCO2発生削減につながるバイパス整備事業を進めています。





(2) グリーン購入の推進

県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を

定め、古紙配合率が高い用紙類や省電力タイプの照明 器具を購入するとともに、公共工事実施の際は環境へ の負荷低減効果が認められるものを使用するなど、率 先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達 に努めてきました。

平成13年4月のグリーン購入法の施行を踏まえ、「埼玉県グリーン調達推進方針」を平成14年3月に策定し、毎年度改定を行っています。平成23年度は、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達物品にコンクリート塊再生骨材混入コンクリートを新たに追加するとともに、家電製品(電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座)、エアコンディショナー、照明(LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、電球形状ランプ)、設備(日射調整フィルム)、公共工事資材(高日射反射塗料、ビニル系床材)、役務(印刷)を調達する際の判断基準を改定しました。平成24年3月現在、特定調達物品は、19分野247品目となっています。

3 環境に配慮した農業の振興

(1) 化学合成農薬及び化学肥料の使用量削減

環境にやさしい農業と安全・安心な農産物の安定供給の実現に向け、化学合成農薬と化学肥料の50%削減(平成7年度比)を目標とした「彩の国有機100倍運動」を平成9年度から県民運動として展開してきました。

この有機100倍運動を推進するため、生産者等の資質向上を目的とした研修会を開催し、理解促進を図りました。

また、各種の病害虫防除技術を組み合わせた先進的な防除対策(IPM)を実践することにより、農薬使用量の削減に取り組むモデル的な生産者団体に対し支援を行いました。

(2) 地産地消の促進

「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会を開催し、県域・地域における活動実績や推進方向の確認を行いました。

県産農産物を積極的に利用している小売店等を「県産農産物サポート店」として登録するとともに、県ホームページなどに掲載し、サポート店のPRと県産農産物の利用拡大を図りました。(平成23年度末現在: 1.700店舗)

主原料に100%県産農産物を使用し、県内で製造された良質な加工食品を「ふるさと認証食品」として認証することを進めるとともに、県ホームページ等でPRすることで、県産加工食品及び県産農産物の評価向上と需要拡大を図りました。(平成23年度末現在:359商品)

いつでもどこでも県産農産物を購入できるよう、量 販店等に県産農産物コーナーの設置を推進しました。 (平成23年度末現在:426店舗) 食に関する知識や技術を持つ人を「食育ボランティア」として登録し、地域活動の場などでの食育活動を支援しました。(平成23年度末現在:818人・団体)

4 再生可能エネルギーの活用と 環境負荷の軽減に寄与する 産業の集積促進

農山村バイオマスの利活用の推進

県ホームページや講習会、研修会等で農山村バイオマス利活用や食品ロスに関する情報提供を行いました*。

- ※・県政出前講座1回 シンポジウム1回(100人)
 - ・彩の国食と農林業ドリームフェスタ出展
 - ・食品ロス削減啓発チラシの作成、配布(1,000部)

また、農業ビジネス支援課内に「農山村バイオマス 利活用相談窓口」を設置するとともに、シンポジウム やドリームフェスタの展示ブースにおいて、県民や事 業者からの相談に応じました。(相談件数 延べ60件)

5 環境影響評価制度の推進

県では、昭和56年2月、「環境影響評価に関する指導 要綱」を制定し、同年6月から環境影響評価制度を運 用してきました。その後、その運営をより公正・確実なものとするために条例化を図り、平成6年12月に「環境影響評価条例」を公布、翌7年12月から施行しています。さらに、平成14年4月から「戦略的環境影響評価実施要綱」に基づき計画等の立案段階において、幅広く環境配慮のあり方を検討しています。

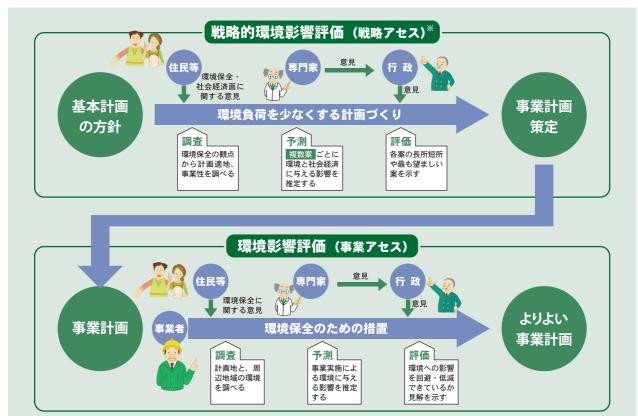
平成23年度末までの手続件数は、法によるもの4件、 条例によるもの23件でした。

また、要綱に基づく戦略的環境影響評価は平成23年度末までに、「彩の国資源循環工場第II期事業基本構想」「圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画」「圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想」等5件について実施しました。

6 グリーン・ツーリズムの推進

(1) グリーン・ツーリズム関連情報の収集及び発信

関連情報を収集・整理し、ホームページ等を活用するとともに、各種イベントなど多様な機会を捉えて情報を発信しました。また県内関連情報を掲載したグリーン・ツーリズムマップを多くの方に手に取ってもらえるよう、実験的にコンビニなどにも設置しました。



本制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、これを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

※県が策定する計画が対象。市町村が策定する計画も市町村の同意があれば適用。

図4-15-2 環境影響評価制度の仕組み

(2) 広域的ネットワークの構築、担い手育成などの 支援

都市住民等が様々な余暇活動を楽しめる都市農村交流イベントや農業体験の受入れ体制づくりを行う団体を支援しました(2団体)。

また、グリーン・ツーリズムに係る情報発信や人材 育成等の取組を通じ、ビジネスとして成立するグリーン・ツーリズムの仕組みづくりに取り組む団体を支援 しました(1団体)。

7 歴史・文化的環境及び景観の保全

(1) 史跡・名勝・天然記念物などの指定

埼玉県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、新



たに「荒川の青岩礫岩」(寄居町) など3件を県の文 化財に指定しました。

また、将来の指定に向けて、10件の候補について、 埼玉県文化財保護審議会委員による調査・検討を行い ました。

国・県指定文化財を後世に伝えるため、所有者等が 行う46件の文化財保護事業に対し補助金を交付しまし た。国指定史跡「黒浜貝塚」(蓮田市)、県指定史跡 「滝の城跡」(所沢市)、県指定天然記念物「密厳院の イチョウ」(吉川市) など。

県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」を中心とする三富新田地域の文化的景観を保全・活用していくため、その歴史的価値と現在的意義、保全の必要性について普及・啓発することを目的に、地元5市町と協力して4コースの「三富文化財ウォーキングマップ」を作成し、県民に配布しました。

(2) 地域の特性を生かした景観づくりの推進

河川をテーマにした「新河岸川広域景観形成プロジェクト」、旧街道をテーマにした「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」を通して地元NPO等と協働し、景観に対する意識を向上させるための啓発イベントを行いました。また、まちづくりの自主ルールである景観協定の作成について、市町の担当者と勉強会を開催し研究しました。

| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|----------------------------|------------------|-----------------|---|
| 環境ビジネス関連 セミナーの参加企 業数 | 349社 | 551 _社 | 580社 | (定義) 県で実施する環境ビジネス関連セミナーや交流会への参加企業数。 (選定理由) 環境ビジネスの振興を図るため、産学官、企業間等のネットワーク形成に取り組んでいくことから、この指標を選定。 |
| (再掲)住宅用太 陽光発電設備の設 置数 | 41,637基 | 58,374基 | 140,000基 | (定義) 居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。 (選定理由) 太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。 |
| (再掲) 再生可能エ ネルギーの供給量 (単位: テラジュール) | 3,070 TJ ※H21年度値 | _ | 5,600 ⊤J | (定義)太陽、風力、水力、バイオマスなどの県内の再生可能エネルギーの供給量。 (選定理由)再生可能エネルギー全体の普及を表す指標として適当なことから選定。 |

16

第16節 連携・協働による取組の拡大

》現況と課題

里山に代表される自然環境を保全・再生するためには、県民、市民団体、企業、教育機関、行政などあらゆる主体が連携・協働して進めて行くことが重要です。このため、県が積極的に連携・協働の体制づくりを支援していかなければなりません。

また、地域における様々な主体の自立的な環境保全活動を支援するほか、九都県市などと広域的な連携も進め、複雑で多様化した環境問題を解決していく必要があります。

》講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 地域が主体となった環境保全活動 の推進

(1) 生物多様性保全活動団体の活動支援

ムサシトミヨなど希少野生動植物の保護、外来生物の駆除や生き物モニタリング調査などそれぞれの地域で生物多様性保全活動を行っている団体への支援を行い、県民参加による生物多様性保全活動を進めています。



(2) 地域の清掃活動団体の活動支援

ごみ散乱防止の普及啓発や事業者、関係機関との推進体制の整備を促進するため、ボランティア清掃活動団体の活動を支援しています。平成23年度末の登録団体数は330団体です。

(3) 彩の国ロードサポート団体の活動支援

快適で美しい道路環境づくりを推進するため、彩の



国ロードサポート団体の活動を支援しています。

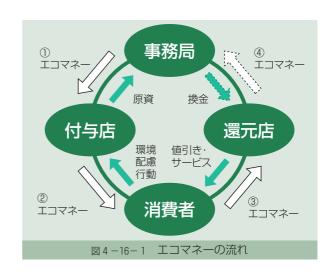
団体へのお知らせや活動団体の紹介を行うロードサポートニュースの発行を行ったほか、美化(花植え)活動団体を対象に、花苗を長く美しく保つ方法や種から育てる方法についての講座を開催しました。

また、8月には、「道路ふれあい月間」などにちなんだイベントを通じて、ロードサポートの普及・啓発活動を行いました。更に、2月には「道路愛護の集い」の中で、優れた活動をされた団体の表彰や活動内容の発表を行い、道路愛護思想の普及啓発を図りました。

(4)地域エコマネー制度の県内各地域への拡大

地域における地球温暖化防止の取組を促進することを目的に、「地域エコマネー制度」(地域において環境に配慮した行動にポイントや地域商品券等の地域通貨を交付し、それらを値引きその他の特典と交換する制度)の導入等を行う団体に対し、補助金を交付しました

·平成23年度助成団体: 2団体



2 企業、学校、市町村と連携した 環境保全への取組の推進

(1) 企業や団体と連携した廃棄物の不法投棄防止の 推進

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

運送業をはじめとする企業、組合など23の団体と 「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、 不法投棄の情報提供をお願いしています。

(2)企業と連携したレジ袋削減の推進

ごみを出さないライフスタイルへ転換するため、マイバッグを持参してレジ袋を辞退する「マイバッグ持参運動」を推進しています。レジ袋の使用削減に取り組む事業者と協力して、マイバッグマナーポスターを掲示するなど啓発を行いました。



(3) ボランティアや企業と連携した環境学習の一層 の推進

地域における自主的な環境保全活動を推進するため、 住民団体などが開催する研修会や講演会に「環境アドバイザー」を派遣しました。平成23年度のアドバイザー登録者数は72名、派遣件数95件、受講者数8,064名でした。

また、小・中・高等学校における環境学習や、こどもエコクラブ・こども会などの環境学習に「環境教育アシスタント」を派遣しました。平成23年度の環境教育アシスタント登録者数は97名、派遣件数67件、受講



者数5,151名でした。

さらに、企業のもつノウハウや環境学習プログラム、 学習教材などをご提供いただき、総合的な学習の時間 や理科、社会科、家庭科などの授業で取り組む環境学 習の支援として、「環境学習応援隊」を派遣しました。 平成23年度の環境学習応援隊企業登録者数は23社、派 遣件数29件、受講者数1,717名でした。また、「環境学 習応援隊」登録企業の開拓に努め、新規に3企業に登 録いただきました。

3 広域的な連携の推進

環境問題への取組は、本県だけでなく、首都圏の各自治体と連携して取り組むことで、より効果的で効率的に対応することができます。このため、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)で連携し、3Rの普及促進などの広域的な取組を行っています。

平成23年度においては域内に本拠地を置くJリーグ10チームの協力を得て、マイボトル使用を呼びかけ、特にリデュース・リユースに対する啓発などを行いました。



| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------------|-----------------|-----------------|--|
| (再掲) 希少野生 動植物種の保護な ど生物多様性保全 活動に取り組む団 体数 | 38団体 | 48団体 | 200団体 | (定義) 希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。 |
| (再掲) 希少野生 動植物の保護増殖 箇所数 | 54か所 | 60か所 | 90か所 | (定義) 希少野生動植物の保護に関する条例で、県内希 少野生動植物に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物に指定されている種を 保全していくためには、保護増殖の取組を推進してい く必要があることから、この指標を選定。 |
| (再掲)県民が川 の再生に取り組む 河川の延長 | 371 _{km} | 400km | 550km | (定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。 |
| (再掲)彩の国み どりのサポーター ズクラブ入会団体 数 | 77団体 | 122団体 | 200団体 | (定義)緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由)緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。 |
| 地域清掃活動団体 の登録数 | 327団体 | 330団体 | 530団体 | (定義) 地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPO や企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。 (選定理由) 地域の美化活動状況を示す数値であること から、この指標を選定。 |
| 彩の国ロードサポ ート団体数 | 531団体 | 603団体 | 780団体 | (定義) 美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の美化活動に取り組む制度に認定している団体数。 (選定理由)多くの県民が道路の清掃美化活動に参加することで、美しい道路環境づくりが推進されるとともに道路愛護精神の向上が図られることから、この指標を選定。 |
| (再掲)県と民間 団体との不法投棄 通報協定団体数 | 18団体 | 23団体 | 36団体 | (定義) 業務中に発見した不法投棄を県等に通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは充分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。 |
| (再掲) レジ袋削減 に積極的に取り組ん でいるスーパーマー ケット等の店舗数 | 375店舗 | 382店舗 | 760店舗 | (定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。 |
| (再掲)環境アド バイザー、環境教 育アシスタント、 環境学習応援隊の 派遣回数 | 227回 | 191回 | 280回 | (定義)環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由)環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。 |

第17節 環境を守り育てる次世代の人材育成

》現況と課題

複雑で多様化する環境問題を解決していくためには、 県民、市民団体、企業、教育機関、行政など全てが環境とのかかわりを正しく理解し、これまでのライフスタイルや事業活動を見直すことが不可欠です。私たち一人一人が環境とのかかわりについて、理解と知識を持ち、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動へと実践に移していく必要があります。

県では、「環境アドバイザー」、「環境教育アシスタント」、「環境学習応援隊」の各制度を活用して環境教育を推進するほか、環境学習に取り組む学校、市民団体を支援しています。また、環境科学国際センターにおいては、実践的な環境保全活動に結びつくよう各種講座の開催など環境学習の機会を提供しています。

また、ライフスタイルの変化から、学校、家庭、地域や職場において自然に親しむ機会が失われつつあります。身近な自然を将来に残していくためにも、一人一人が自然環境について考え、美しい景観、多様な生物に育まれた自然を実感することも必要です。特に次世代を担う子どもたちが、自然に触れ体験できる機会を増やしていく必要があります。

》講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 環境学習の機会の拡大

(1) ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

地域における自主的な環境保全活動を推進するため、 住民団体などが開催する研修会や講演会に「環境アドバイザー」を派遣しました。平成23年度のアドバイザー登録者数は72名、派遣件数95件、受講者数は8,064名でした。

また、小・中・高等学校における環境学習や、こどもエコクラブ・こども会などの環境学習に「環境教育アシスタント」を派遣しました。平成23年度の環境教育アシスタント登録者数は97名、派遣件数67件、受講者数5,151名でした。

さらに、企業のもつノウハウや環境学習プログラム、 学習教材などをご提供いただき、総合的な学習の時間 や理科、社会科、家庭科などの授業で取り組む環境学 習の支援として、「環境学習応援隊」を派遣しました。 平成23年度の環境学習応援隊企業登録者数は23社、派 遣件数29件、受講者数1,717名でした。

(2) 子どもの自主的な環境活動の支援

小中学校やこどもエコクラブを対象に、環境学習に

関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成(「地球にいいことチャレンジ事業」)しました。平成23年度は、助成件数35件、7.207.500円助成金を交付しました。

環境に配慮したライフスタイルを定着させ、低炭素 社会を担う人材を育成するため、小中学校やこどもエ コクラブの活動を支援しました。次世代を担う子ども たちに対し、環境活動や環境学習の機会を提供し、日 常生活において環境を大切にする意識づけを目指しま した。



また、こどもエコクラブの活動展示、活動発表の機会をつくるものとして「こどもエコクラブフェスティバル」を12月に開催するとともに、全メンバーに情報紙を1万2000部配布するなど取組の活性化を図りました。なお、「こどもエコクラブフェスティバル」は「ストップ温暖化SAITAMAフェア」と合同開催し、387名の参加者がありました。

(3)環境科学国際センターによる各種公開講座や彩 の国環境大学の実施

環境科学国際センターでは、子どもから大人まで、 環境問題に興味を持ち、気軽に楽しく環境学習ができ



るよう体感型展示施設を開設しており、平成23年度に は42.608人の利用者がありました。また、試験研究機 関の特色を活かし、研究員の活用も図った各種講座を 開催し、平成23年度は延べ3.225人の参加者がありま した。



写真4-17-3 公開講座(川の生物で環境調査をしよう)

さらに、環境保全活動や環境学習活動を行うリーダ 一を育成するため、環境に関する広範かつ専門的な講 義を行う彩の国環境大学を開催し、平成23年度は基礎 課程に58人、実践課程に41人、合計99人が受講しまし た。



(4) 自然の博物館による学校支援、レファレンス対 応の充実

「過去から未来へ 埼玉3億年の旅 そして自然と 人との共生」をテーマとした常設展、「多様な埼玉の生 きもの」をテーマにした収蔵資料を活用した企画展等 を通じ、観覧者に対して県内の自然環境について学習 する機会を提供しました。23年度は9月から施設改修 のため休館となりましたが、4月から8月までの期間 に、学校利用64校5,364名を含む39,914名の観覧があり ました。

川の博物館の特別展の企画や、県内各地の博物館・ 社会教育施設における共催展を通じて、広く県民に対 して自然環境に関する学習の機会を提供しました。 「カエデ&もみじ -埼玉の山はカエデの宝庫」(埼玉 県自然学習センター)、「特定外来動物にご注意 アラ イグマとカミツキガメ | (春日部市郷土資料館)、「雑木 林と春の息吹1(三芳町立歴史民俗資料館)、「森の賢者 狭山丘陵のフクロウ展 (いきものふれあいの里センタ 一)、「埼玉の希少植物」「虫たちの素顔」(県庁渡り廊 下) ほか。

学校等に出向いて理科や総合的な学習の時間などを 支援する出張授業や体験学習等の支援を、53件2,863 名に対して行いました。また、県政出前講座など、自 然学習に関する講座を29件976名に対して実施しまし た。

学校・社会教育施設における自然学習の指導者を養 成するため、「授業に役立つ自然史体験講座」を開催し、 また各種教員研修等への支援を行いました。295名の 教員・公民館等職員の利用がありました。

県民、来館者、マスコミ等から寄せられる自然環境 に関する疑問に対して、自然科学の専門家として回答 しました。レファレンス対応件数535件(電話・メール · 来館)。

野外観察会や博物館における体験学習、研究発表会 等を通じて、県民に自然とのふれあいや学習の機会を 提供しました。

自然工房・体験教室・自然史講座7回243名、野 外観察会8回118名、友の会観察会5回106名、研 究発表会 2回37名、ふれあいトーク16回510名、県 民の日・地質の日・国際博物館の日記念事業3回 1.964名。

自然とのふれあいの推進

(1) 自然体験・学習施設の利用促進

自然とのふれあいのための施設を設置しており、平 成18年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行う とともに、自然観察会など生物多様性の保全に関する 事業等を実施しました。





(2) 自然公園、自然歩道などの利用促進

県内の自然公園における歩道や園地などの施設については、利用者が安心して快適に利用できるよう適正な管理を行いました。また、自然の大切さや仕組みを学ぶことを支援・指導する役割を担う指導員の育成と



その活動支援を行いました。「彩の国ナチュラリスト」は、自然とのふれあいを通じて自然の大切さや仕組みを学ぶことを支援するボランティアで、平成23年度末現在登録者数は、335人でした。

施設名・施設の案内

埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園(北本市)

平成4年開設。北本自然観察公園は、都市に自然を呼び戻し、身近な自然とふれあえる都市公園(アーバンエコロジーパーク(自然生態観察公園))。自然学習センターは北本自然観察公園内にあり、自然について学習し理解を深めるための施設。館内観察ロビーからは望遠鏡を使って公園内の生き物を観察できる。





主な事業実施状況(平成23年度)

1 白然観察会

白然組密合

| 2 | 自然工作教室 | 61回 |
|----|----------------------|-----|
| 3 | 自然に親しむイベントデー | 7 🗆 |
| 4 | 自然観察オリエンテーリング | 6 回 |
| 5 | やわらかテーマから考える | |
| | 「環境かみしばい」 | 62回 |
| 6 | キッズ生きもの研究室 | 7 🗖 |
| 7 | すくすくクラブ~自然の中で子どもとすごす | |
| | ための講座 | 3 回 |
| [⊢ | 123 λ 館老数:77 730 k 】 | |

121回

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター (所沢市)

平成6年開設。狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さ、自然と人とのかかわりを考える施設。センターエリアの他、それぞれのテーマを持つ5か所の自然観察スポットがあり、歩きながら自然とふれあうことができる。 指定管理者:

(公財)トトロのふるさと基金



| - 1 | 日然既宗云 | IJL |
|-----|------------------|-----|
| 2 | ガイドウオーク | 20回 |
| 3 | 里山体験講座 | 9 回 |
| 4 | 里山維持管理に関する講座 | 4 回 |
| 5 | いきふれ探検 | 16回 |
| 6 | 狭山丘陵ウオーキング | 4 回 |
| 7 | 歴史陽だまり散歩 | 2 回 |
| 8 | フクロウ展連動企画講座 | 2 回 |
| [⊦ | H23入館者数:25,328人】 | |

さいたま緑の森博物館

(入間市·所沢市)

平成7年開設。狭山丘陵の雑木林 や湿地など自然そのものを野外展示 物として、エリア内の自然観察路を 散策しながら自然とふれあい、観察 できる施設。

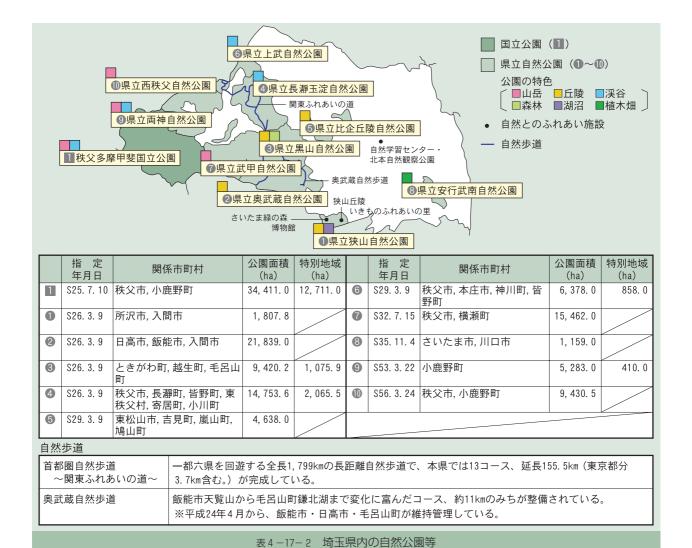
指定管理者:

(株)自然教育研究センター



| 1 | 自然観察会 | 9 💷 |
|----|-----------------------|-----|
| 2 | 親子わくわく自然体験 | 12回 |
| 3 | 集まれジュニアレンジャー | 2 🗆 |
| 4 | 里山体験教室「雑木林の管理を体験しよう!」 | 4 🗆 |
| 5 | 食育体験教室「お米を育ててみよう!」 | 7 🗆 |
| 6 | 食育体験教室「畑で野菜を作ろう!」 | 7 🗆 |
| 7 | 緑の森フェスタ | 2 🗆 |
| 8 | みどり森ふれあい朝市 | 6 回 |
| [⊢ | 123入館者数:33,083人】 | |

表4-17-1 自然とのふれあい施設の整備・運営状況



| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|--|-------------------|-----------------|-----------------|---|
| (再掲)環境アド バイザー、環境教 育アシスタント、 環境学習応援隊の 派遣回数 | 227⊡ | 191⊡ | 280⊡ | (定義)環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由)環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。 |
| 環境科学国際センター展示館の入館者数(平成12年度からの累計) | 536,931人 | 579,539人 | 807,000人 | (定義)環境科学国際センター展示館の平成12年開設時からの入館者数。 (選定理由)児童・生徒をはじめ広く県民が、環境問題に興味を持ち、気軽に楽しく学習できる場を提供することは重要であるため、展示館入館者を指標として選定。 |

18

第18節 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

》現況と課題

1 環境科学・技術の振興

複雑・多様化した環境問題に県民・事業者・NPO・ 行政などが、連携・協働して取り組んでいくためには、 環境問題の現状や取組に関する情報を提供するととも に、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興 が不可欠となっています。

このため県では、平成12年4月に開設した環境科学 国際センターを中心に、環境情報の提供を進めるとと もに、各種調査・研究による環境科学の振興に積極的 に取り組んでいます。

引き続き、多様化する環境問題に適切に対応するため、環境に関する総合的・学際的な「環境科学」の視点から、身近な生活環境から自然環境まで広い範囲を対象とした時宜に応じた環境情報の収集や提供と環境科学の一層の振興を図る必要があります。

2 国際協力の推進

公害問題を克服してきた日本の地方自治体が持っている経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地域には非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題への対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。

このようなことから、本県は諸外国の環境改善に役立つように海外機関への技術支援、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動を推進しています。

》講じた施策

(第4次埼玉県環境基本計画における「今後の施策と主な取組」を参照)

1 環境情報の収集及び提供

(1) 試験研究や地質地盤情報などの環境情報の発信

適切な環境保全対策を図るため、各種環境情報システムにより、大気、水質、地質地盤、自然等に関する環境情報を収集・整理しました。これらの環境情報は、県民・事業者・市町村・教育機関・NPO等のニーズに対応するため、ホームページ、各種パンフレット・リーフレットなど様々な広報媒体を活用し、情報の提供を行いました。

特に、環境科学国際センターでは、環境情報の収集・発信拠点として、環境情報・試験研究などの各種関連情報をホームページに登載(平成23年度アクセス数112,315件)するとともに、研究員が研究成果を発表す

るセンター講演会を平成24年1月に開催したほか、年4回ニュースレターを発行し、研究内容などの情報を広く県民に向けて発信しました。

(2) 自然史標本の収集及び登録と生物多様性標本情報データベースへの情報提供及び公開

植物標本や昆虫標本、動物はく製等の自然史標本は、ある時代、ある地域の自然環境の状態を物語る証拠資料であり、レッドデータブック作成の際などにも、過去の分布を明らかにしたり、区別の難しい種を再検討したりする上で、重要な役割を果たしています。自然の博物館では、このような自然史資料の収集・整理を日常的に行い、平成23年度には2,849件の資料を登録しました。

収蔵標本を良好な状態で保管し後世に伝えるため、 温湿度管理やIPMと呼ばれる総合的病害虫管理によって収蔵庫の適切な管理を行いました。また、収蔵資料を有効に活用するため、1,876点を展示に利用し、80点を館外における学習活動等に貸出し、112点を学術研究等の特別利用(熟覧・撮影等)に供しました。

県民に郷土埼玉の生物多様性について理解を深めてもらうため、また国際的な生物多様性情報データベース構築の取組に協力するため、自然の博物館が収蔵している標本の情報65,350件を地球規模生物多様性情報機構(GBIF)に提供しました。これにより地球規模生物多様性情報機構(http://data.gbif.org/)や国立科学博物館が管理しているサイエンスミュージアムネット(http://science-net.kahaku.go.jp/)のホームページから、県内外の自然史標本の情報に誰でもアクセスできるようになりました。

収集した自然環境に関する資料・情報を正しく理解し、またその価値を明らかにして県民に伝えるため、分野ごとに研究テーマを設定し、埼玉の自然及び自然と人との関わりに関する調査研究をすすめました。23年度は、原著論文5編と短報3編を掲載した『自然の博物館研究報告第6号』を刊行し、2回の研究発表会において計12件の研究発表を行い、またそれぞれの専門分野で23件の学会発表・報文の公表を行いました。

2 産学官と交流及び連携した共同研究の推進

環境科学国際センターでは、大学、企業、国立環境研究所、県試験研究機関と連携した共同研究を行っています。平成23年度は、中小企業でも取り組みやすい揮発性有機化合物(VOC)対策に関する研究を民間企業や大学と共同して推進するなど、延べ41の大学、国の研究機関及び企業と共同研究を行いました。

18

3 海外の研究機関等との共同研究、 人的交流の推進

(1) 海外研究機関等と協力した調査試験分析や研究 発表などの実施

環境科学国際センターでは、中国上海大学と中国各地のごみ焼却灰のダイオキシン類分析に関する共同研究を行うなど、海外の研究機関等との共同研究を推進しました。また、延べ44人の研修員を海外に派遣するとともに、41人の研究員・研修員・視察を受け入れるなど人的交流の推進を図りました。

(2) 国際学会における研究発表の推進

環境科学国際センターでは、アメリカ地球物理学連合秋季大会やベルギーで開催されたダイオキシンシンポジウムなど、海外の様々な学会やセミナー等に研究員を派遣して、研究成果の発表等を行いました。

4 環境技術の提供による国際貢献

(1) 海外からの研修員の受入れ

環境科学国際センターでは、姉妹友好州省である山西省の環境改善に協力するため、平成23年度も2名の研修員を受入れました。また、平成21年度に山西省と締結した「環境分野における技術交流に関する合意書」に基づき、廃棄物管理対策を課題とする技術支援のため、平成23年11月に5名の研究員・研修員の受入れを

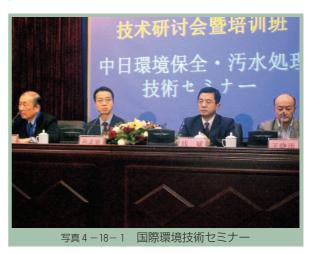
行いました。

(2) 海外研究機関等と共同した環境技術に関する技術支援

スリランカにおける廃棄物処分場の汚染防止と修復 技術の構築に関する国際共同研究に参加し、スリラン カ各地の廃棄物処分場の現地調査を行いました。

(3) 海外における環境技術研修の実施

環境科学国際センターでは、海外の公的機関からの要請に基づき、環境保全技術を習得するための日中環境技術セミナーを10月に中国貴州省で実施しました。中国国内からは113名の参加がありました。日本企業も12社が参加し、現地でビジネス展示会を開催しました。



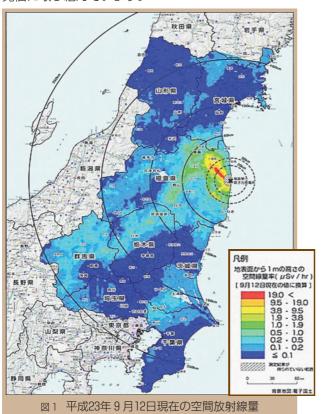
| 施策指標 | 目標設定時 (H22年度末) | 現状値 (H23年度末) | 目標値 (H28年度末) | 指標の定義・選定理由 |
|---|-------------------|-----------------|-----------------|---|
| 環境科学国際センターの共同研究数 (平成12年度からの累計) | 236件 | 236件 277件 | | (定義)環境科学国際センターにおける大学や企業等との共同研究の数。 (選定理由)レベルの高い研究や技術開発を推進するためには、大学や企業等との研究交流が重要であるため、この指標を選定。 |
| 環境科学国際センター研究発表数 (平成12年度からの累計) | 1,464件 | 1,680件 | 2,430件 | (定義)環境科学国際センターにおける学会等での年間研究発表数。 (選定理由)研究成果の普及による社会貢献を推進するためには、着実に研究成果を発表していくことが重要であるため、この指標を選定。 |
| 海外からの環境分 野の研修員などの 県受入者数 (平成 12年度からの累計) | 210人 | 251人 | 365人 | (定義) 環境科学国際センターにおける海外からの環境 分野の研修員等の県受入者数。 (選定理由)海外からの訪問者数は、研究機関として国 際的に認知された証明の1つであるため、この指標を 選定。 |
| 海外との環境分野 の交流のための県 派遣者数(平成12 年度からの累計) | 213人 | 257人 | 365人 | (定義)環境科学国際センターにおける海外との環境分野の研究交流のための県派遣者数。 (選定理由)海外への研究員派遣者数は、環境科学国際センターの機能の環境面における国際貢献の指標の1つであるため、この指標を選定。 |

○ 放射性物質による環境汚染への対応

》現況と課題

放射線の状況

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲の環境汚染をもたらし、その影響は約200km離れた本県にまで及びました。県では、放射線の監視体制の強化と低減化に努めるとともに、平成24年度から環境政策課に放射線対策担当を新設し迅速でわかりやすい情報発信に取り組んでいます。



出典: 文部科学省 航空機モニタリングの測定結果

》講じた施策

1 空間放射線量等の監視

(地表1m)の状況

①モニタリングポストによる空間放射線量の連続監視 さいたま市(衛生研究所)の1か所に設置していた モニタリングポストを、平成24年3月に熊谷市(熊谷 地方庁舎)、秩父市(秩父地方庁舎)、加須市(環境科 学国際センター)、狭山市(狭山保健所)及び三郷市 (三郷高校)の5か所に増設し、県全体を6か所のモニタリングポストで監視する体制を整備しました。本 県の6か所をはじめ全国のモニタリングポストの空間 放射線量のデータについては、文部科学省ホームページ「放射線モニタリング情報」においてリアルタイム で公表しています。

6か所のモニタリングポストのうち三郷市を除く5か所の空間放射線量は、平成24年4月において毎時0.045マイクロシーベルトから0.084マイクロシーベルトでした。これは、事故以前の平成22年度におけるさいたま市の状況(0.031~0.060)とほぼ同程度です。また、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点



図2 モニタリングポストの設置状況

調査地域に指定されている三郷市の空間放射線量は毎時0.164マイクロシーベルトから0.182マイクロシーベルトで他の5かあよりである。



②学校校庭や公園などの空間放射線量の定点測定

空間放射線量は 徐々に低下する傾 向にあり、平成24



年3月以降、除染の基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを超過する地点はなくなりました。

表 1 空間放射線量の測定箇所

| 衣 工門成別派里の別 | |
|------------|----------|
| さいたま市 | 春野中学校 |
| 川越市 | 上戸小学校 |
| 熊谷市 | 中条小学校 |
| 川口市 | 鳩ヶ谷小学校 |
| 秩父市 | 大滝小学校 |
| 秩父市 | 秩父特別支援学校 |
| 所沢市 | 若松小学校 |
| 飯能市 | 吾野小学校 |
| 加須市 | 加須北中学校 |
| 本庄市 | 中央小学校 |
| 東松山市 | 大岡小学校 |
| 春日部市 | 藤塚小学校 |
| 深谷市 | 明戸小学校 |
| 北本市 | 中丸東小学校 |
| 八潮市 | 八潮南高校 |
| 三郷市 | 県営みさと公園 |
| 吉川市 | 吉川高校 |
| 比企郡滑川町 | 福田小学校 |
| 比企郡川島町 | 八ツ保小学校 |
| 秩父郡横瀬町 | 横瀬小学校 |
| 秩父郡皆野町 | 皆野小学校 |
| 秩父郡小鹿野町 | 小鹿野小学校 |
| 秩父郡東秩父村 | 東小学校 |
| 南埼玉郡宮代町 | 百間小学校 |

③飲料水や食品中の放射性物質の検査

平成23年3月から県内5か所の浄水場(大久保、庄和、行田、新三郷及び吉見浄水場)で、毎日、水道水中の放射性物質を検査し安全性の確認を行っています。また、米、野菜、茶などの県産農産物中の放射性物質の検査も実施しています。平成23年度は暫定規制値を超過した茶の製造者に対して製品の回収と廃棄を要請しました。

2 空間放射線量の低減対策

平成23年10月から平成24年1月にかけて、県有施設272施設(学校178、公園30、その他64)の空間放射線量の測定を実施し、局所的に毎時1マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を実施しました。

また、平成24年4月には、放射性物質汚染対処特措法で汚染状況重点調査地域に指定された三郷市、吉川市のうち、除染の基準となる毎時0.23マイクロシーベルトを超える数値が測定された三郷特別支援学校のグラウンドについて除染を実施し空間放射線量の低減に取り組みました。

三郷特別支援学校の除染作業

- (1) 除染作業の実施期間平成24年4月19日から21日
- (2) 除染方法
 - ・校庭の芝地部分を約2cm深刈りし除去しました。
 - ・除去した芝と土壌の混合物は敷地内に埋設保管しました。
- (3) 除染作業実施前後の空間放射線量

単位:マイクロシーベルト/時

| | 測定日 | 最高値 | 最低値 | 平均値 |
|-----|----------|------|------|-------|
| 除染前 | H24.4.16 | 0.37 | 0.13 | 0.232 |
| 除染後 | H24.4.25 | 0.19 | 0.11 | 0.144 |

(平均値は地上50cmのグラウンド5地点の平均)

写真3 除染作業写真









作業の様子



埋設保管

環境管理事務所の取組

地域の自然特性や生活環境、地域住 民のニーズ等、地域の環境の状況を総 合的に把握し、きめ細かい環境行政を 推進するため、県内7か所に環境管理 事務所を設置しています。

●主な業務内容

鳥獣の保護/野鳥の違法捕獲、飼育の取締/緑化の推進/緑のトラスト運動の推進/ディーゼル車の排出ガス規制/自動車の使用管理についての確認/アイドリング・ストップの推進/アスベスト除去工事の立入検査/水質事故の対応/工場・事業場の立入検査/里川づくり県民推進事業の展開/産業廃棄物処理業の許可/廃棄物処理の監視指導/土砂対策

中央環境管理事務所(地図①)

管内は、本県の人口及び事業所数の3分の1を占め、県内で最も都市化が進んでいる地域です。温室効果ガス排出量も県全体の3割近くを占めています。一方で、見沼田んぼ、武蔵野の雑木林などをはじめ豊かな自然環境にも恵まれています。

荒川、芝川など大小さまざまな河川が流れ、住民参加による保全活動も盛んです。鴨川流域(上尾市)では、地域に親しまれる里川づくりを目指して、河川愛護団体と連携して環境学習を4つの小学校で実施しました。児童たちは、生き物や川の観察、簡単な水質検査に熱心に取り組みました。また、住民、河川愛護団体、地元企業の従業員の方々と夏と冬の2回にわたり清掃活動「鴨川クリーン作戦」を行いました。



鴨川流域での環境学習

西部環境管理事務所(地図②)

■自然環境の保全

管内は、武蔵野の平地林や狭山丘陵などの貴重な自然景観に恵まれた地域であることから、ふるさと緑の景観地(15か所)の保全や緑化の推進、関東ふれあいの道(6コース)の巡視・補修などに努めています。

■地域と一体となった里川づくり

所沢市の柳瀬川上流域において、河川愛護団体、自治会、中学校と連携して「人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺」づくりに取り組みました。流域住民の皆様と協力し柳瀬川水質浄化作戦として、生活排水対策一斉取組や河川清掃、環境学習を実施しました。



所沢市立上山口中学校での 環境学習

東松山環境管理事務所(地図③)

管内は、本県のほぼ中央に位置し、荒川流域の低地から西に丘陵地、外秩父山 地へと続く埼玉県を縮小したような地域となっており、多彩な自然環境に恵まれ ています。

平成22年度から東松山市の北東部を流れる新福川において、地域住民の方々と連携して川の再生に取り組んでいます。

平成23年度は、流域のゴミ拾いや草刈り、木炭設置による河川の浄化、アクリルタワシなどを使って家庭からの汚れを低減する生活排水対策の一斉取組を実施しました。この期間に併せて水質の検査を実施したところ、一定の取組の効果が確認できました。



木炭の設置状況

秩父環境管理事務所(地図④)

秩父地域には、秩父多摩甲斐国立公園や長瀞玉淀ほか4箇所の県立自然公園があり、山岳や渓谷などの自然景観に恵まれた地域で、平成23年9月にジオパークに認定されています。

この自然公園の環境を保全する活動として、三峰ビジターセンターの 改修、両神山清滝小屋に環境配慮型トイレの設置などを行いました。

また、毎年、ボランティアと協働して「美の山公園魅力アップ作戦」 を実施し、美化や植栽などを行っています。

さらに、自然公園の人目につきにくい山間部などでは廃棄物の不法投棄等が頻発しやすいことから、地元市町や警察と連携して、啓発活動、通報への迅速対応、監視パトロールを積極的に実施しています。





北部環境管理事務所(地図⑤)

上武山地、北武蔵台地、妻沼低地と、変化に富んだ地形が広がり、これを北に 利根川、南に荒川という大きな川がはさむように流れています。多様な自然が身 近にある地域です。

あと一息で環境基準を達成できる元小山川の流域では、2 自治会の協力のもと、アクリルたわしやスクレーパーを使った生活排水対策の一斉取組を行いました。また、本庄市内の児童センターで環境学習を行いました。さらに、元小山川の水質調査を実施し、実態把握を行いました。

熊谷市内の元荒川源流では、ムサシトミヨ生息域の流況改善を図るため、ムサシトミヨ保全推進協議会主催の藻刈り作業に参加しました。



本庄市前原児童センターでの 環境学習

越谷環境管理事務所(地図⑥)

管内は県の南東部に位置し、東京都と千葉県に接しています。県境を流れる江戸川などの河川周辺には田園風景が広がる一方で、つくばエクスプレスやJR武蔵野線の沿線では急ピッチで宅地開発が進んでいます。

こうした中、河川浄化の重要性に対する理解を深めるため、平成22年度に引き続き、第二大場川、垳川、元荒川、大場川の流域で、市、団体、住民、学校などと協働して河川清掃活動、啓発イベント、環境学習などに取り組みました。

また、新方川では、河川浄化団体等主催の水生生物調査に協力しました。参加 した子供たちは、生き物に触れ合いながら、川を汚さないために必要なことを考 えました。



新方川の水生生物調査

東部環境管理事務所(地図⑦)

管内は、利根川など多くの河川が流れ、豊富な水と平坦な土地に恵まれた田園 風景が広がる地域で、県人口の1/8に当たる約90万人が生活している地域です。 各地でアクリルたわし作りや簡易水質実験を通じて生活排水対策の啓発を行い ました。春日部市では台所排水対策の一斉取組や浄化槽戸別訪問、中川上流域の 加須市、羽生市では小学校での環境教育を実施しました。

また、ケガや病気の野生鳥獣について、鳥獣保護員や市町村と連携しながら、 動物病院へ搬送するなどの保護に努めました。



保護したコブハクチョウの放鳥

一方、産業廃棄物対策では、処理業者への指導に加え、排出事業者への啓発指導にも重点的に取り組み、工業団地 を対象とした講習会を春日部市、白岡町(現白岡市)、加須市で開催する等、廃棄物の適正処理推進に努めています。

環境についてのお問い合わせ先

■環境政策課 ☎048-830-3015

環境基本条例に関すること 環境基本計画に関すること 公害防止計画に関すること 公害苦情・公害紛争に関すること 環境保全に係る国際協力に関すること エネルギーに関すること 環境影響評価に関すること 放射線に係る測定及び対策に関すること

■温暖化対策課 ☎048-830-3035

地球温暖化対策に関すること エネルギーに関すること 環境学習に関すること 環境みらい資金(融資)に関すること

■エコタウン課 ☎048-830-3185 埼玉エコタウンプロジェクトに関すること

■大気環境課 ☎048-830-3055 大気に関すること

自動車排出ガス対策に関すること ダイオキシン、化学物質に関すること 地球温暖化対策に関すること(自動車対策に限る)

■水環境課 ☎048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること 工場・事業場からの排水に関すること 河川等の水質に関すること 浄化槽に関すること 土壌・地下水汚染に関すること 地盤沈下に関すること ダイオキシン、化学物質に関すること

■資源循環推進課 ☎048-830-3105

リサイクルに関すること

一般廃棄物に関すること

彩の国資源循環工場の整備に関すること 廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

■自然環境課 ☎048-830-3140

自然保護に関すること 野生生物の保護に関すること

採石・砂利採取に関すること

■みどり再生課 ☎048-830-3190

縁の保全と創出に関すること さいたま緑のトラスト運動に関すること

■環境科学国際センター ☎0480-73-8331 環境に関する試験研究などに関すること

■環境整備センター ☎048-581-4070 廃棄物の広域的埋立に関すること 彩の国資源循環工場に関すること

■環境管理事務所

①中央環境管理事務所(さいたま市浦和区)

2048-822-5199

②西部環境管理事務所(川越市) ☎049-244-1250

❸東松山環境管理事務所(東松山市)

30493-23-4050

◆
株父環境管理事務所(株父市)

☎0494-23-1511

❸北部環境管理事務所(熊谷市)⑥越谷環境管理事務所(越谷市)

T048-523-2800

●東部環境管理事務所(杉戸町)

ත048-966-2311 ත0480-34-4011

■産業廃棄物指導課 ☎048-830-3125





| _ | | (8) | 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準 | |
|---------------------|-----------------------------|---------|---|-------|
| a | 環境行政全般 68 | | 人の健康の保護に関する環境基準 | 95 |
| | , | (9) | 公共用水域における健康項目の環境基準 | |
| (1) | 環境保全・創出の推進体制 68 | | 非達成の状況 | 96 |
| (2) | 市町村の環境基本計画策定状況及び環境 | (10) | 地下水の水質汚濁に係る環境基準 | 96 |
| | 保全に係る条例の制定状況 71 | (11) | 地下水水質概況調査結果 | 96 |
| (3) | 条例による環境影響評価手続フロー 76 | | ダイオキシン類に係る環境基準 | |
| | | | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく | |
| 2 | 大気関係 77) | | 常時監視結果 | 97 |
| | | - | | |
| | ばい煙発生施設設置状況 77 | (4) | 水質関係 1 | 01 |
| | 粉じん発生施設設置状況 77 | | | |
| | 指定炭化水素類発生施設設置状況 78 | | 生活環境の保全に関する環境基準 | 101 |
| | 揮発性有機化合物排出施設数 78 | (2) | 地点別BOD75%値と環境基準達成率の | |
| (5) | 有害大気汚染物質規制対象事業所数 78 | | 推移 | 103 |
| (6) | 埼玉県生活環境保全条例により県が定め | (3) | BOD環境基準適合割合の推移 | · 104 |
| | る粒子状物質排出基準 78 | (4) | 生活環境項目の地点別年度平均値 | 105 |
| (7) | 県内の自動車保有台数及び低公害車普及 | (5) | 河川水質状況 | 107 |
| | 割合の推移 79 | (6) | 主要地点におけるBOD年度平均値 | 108 |
| (8) | 県内の低公害車普及状況の推移 79 | (7) | 湖沼水質調査結果 | 108 |
| (9) | 大気の汚染に係る環境基準及びその評価 | (8) | 県全域水質汚濁発生源総括表 | 109 |
| | 方法 79 | (9) | 特定事業場・指定排水工場等の業種内容・ | 110 |
| (10) | 環境基準達成状況 80 | (10) | 埼玉県における総量規制 | 110 |
| (11) | 大気汚染常時監視局·測定結果一覧 ······ 80 | (11) | 排水基準超過に対する行政措置状況 | 111 |
| (12) | 各物質の年平均値の推移 83 | (12) | 生活排水対策重点地域の指定状況 | 111 |
| | 都道府県別光化学スモッグ注意報(警 | (13) | 浄化槽設置基数及び浄化槽整備事業の推 | |
| | 報)発令日数の推移 | | 移 | 111 |
| (14) | 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出 | (14) | 下水道普及状況 | |
| | 人数の推移 85 | | 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況 ・ | |
| (15) | 有害大気汚染物質の環境基準 86 | | 流域下水道の計画と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 有害大気汚染物質の環境基準達成状況 86 | | 異常水質事故の現象別発生件数 | |
| | 有害大気汚染物質モニタリング結果 ······· 87 | | 異常水質事故における魚類のへい死の発 | |
| | 地球環境モニタリング調査結果 87 | (12) | 生原因内訳 | 113 |
| | フロン回収破壊法・自動車リサイクル法 | (19) | 異常水質事故における油類の流出の発生 | 110 |
| (10) | の登録業者数 | (10) | 原因內訳 | 113 |
| (20) | フロン回収量実績 | (20) | 雑用水利用施設の推移 | |
| (LU) | プログロ状星大幅 00 | | 原水別・利用用途別雑用水利用の状況 … | |
| 2 | 化学物質関係 89) | | 地域別地下水採取量 | |
| C | 16子物頁與床 05 | | 地盤沈下,地下水位観測所分布図 | |
| (1) | 化学物質管理制度 | | 年間最大沈下量 経年変化 | |
| | | | | 110 |
| | 化学物質環境モニタリング調査 90 | (20) | 利根川水系·荒川水系水資源開発施設現 況図 ···································· | 110 |
| | 大気中石綿濃度調査結果一覧 91 | | | 110 |
| (4) | ダイオキシン類対策特別措置法の特定施 | | 段文 振動 西白眼区 1 | 17 |
| <i>(</i> = <i>)</i> | 設······ 92 | \odot | 騒音・振動・悪臭関係 1 | 17 |
| | 土壌の汚染に係る環境基準 94 | (3) | EQ + 1 - 15 - 7 TEL 14 + 14 + 14 + 14 + 14 + 14 + 14 + 14 | |
| (6) | 特定有害物質及び要措置区域又は形質変 | | 騒音に係る環境基準 | |
| | 更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染 | | 悪臭防止法に基づく規制内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 状態の基準(土壌汚染対策法) 94 | | 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数・ | |
| (7) | 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結 | | 自動車騒音に係る要請限度 | |
| | 果 95 | (5) | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要 … | 118 |

| (6) | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指 | | (10) | 環境整備センターの埋立実績 | 138 |
|----------|---|-------|------|-----------------------------------|-------|
| | 定の概要 | · 118 | (11) | 登録廃棄物再生事業者数 | 138 |
| (7) | 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結 | | (12) | 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数 … | 139 |
| | 果 | · 119 | (13) | 産業廃棄物処理業の許可等の内訳 | 139 |
| (8) | 航空機騒音に係る環境基準の概要 | · 119 | (14) | 産業廃棄物中間処理施設数 | 139 |
| (9) | 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の | | (15) | 産業廃棄物最終処分場数 | 140 |
| | 概要 | · 119 | | 不適正処理の内容 | |
| (10) | 航空機騒音発生状況概要 | | | 不適正処理された廃棄物の種類 | |
| | 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要 … | | | 不法投棄発生場所 | |
| | 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移 … | | | | |
| | | | 9 | 調査研究関係 | 141 |
| 6 | 公害防止制度関係 12 | 22 | | | |
| | | | (1) | 温暖化対策関係 | 141 |
| (1) | 公害防止計画 | · 122 | (2) | 大気環境関係 | 141 |
| (2) | 融資等助成制度 | · 123 | (3) | 自然環境関係 | 142 |
| _ | | | | 資源循環・廃棄物関係 | |
| σ | 自然環境関係 12 | 25 | | 化学物質関係 | |
| | HAMMAN | | | 水環境関係 | |
| (1) | 森林の現況 | · 125 | | 土壌・地下水・地盤関係 | |
| | 保安林の種類別面積 | | | | |
| | 森林整備の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | m | 埼玉県環境マネジメントシステムの取組 | 146 |
| | 県自然環境保全地域の指定状況 | | | | |
| | 特別緑地保全地区の指定状況 | | (1) | 環境マネジメントシステムによる環境配 | |
| | 近郊緑地保全区域 | | , , | 慮の推進 | 146 |
| | ふるさとの緑の景観地の指定状況 | | (2) | 平成23年度の取組状況 | |
| | 緑のトラスト保全地の取得状況 | | | 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結 | |
| | 身近な緑公有地化の状況 | | , , | 果について | 148 |
| | まちのエコ・オアシス保全推進事業 | | (4) | エコオフィス活動の実施結果について … | 154 |
| | 緑化計画届出書による創出面積 | | | | |
| | 都市公園整備状況 | | a | 埼玉県環境基本計画関係 | 155 |
| | 埼玉県レッドデータブック掲載種 | | | | 100 |
| | 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関す | | (1) | 平成24年度環境の保全と創造に関する事 | |
| | る条例に基づく指定種一覧 | · 131 | | 業一覧 | 155 |
| (15) | 鳥獣保護区 | · 132 | (2) | 環境基本計画に掲げた施策指標の推移 … | 165 |
| | 傷病野生鳥獣保護診療機関 | | | | |
| | 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化 … | | | 印刷物等の作成状況 | 168 |
| (18) | 市民管理協定の認定状況 | · 134 | | 1 1-102 123 (3 -> 11 130 16 (32 5 | |
| | | | | | |
| 8 | 廃棄物関係 13 | 35 | | 施設の設置状況 | 170 " |
| | | | | | |
| (1) | 廃棄物・リサイクル関連法の概要 | · 135 | | | |
| (2) | ごみ処理の状況 | · 136 | | 用語解説 | 173 |
| (3) | ごみ処理状況の推移 | · 136 | | | |
| (4) | ごみの総搬入量の種類別内訳 | · 136 | | | |
| (5) | 1日当たりのごみ排出量の推移 | · 137 | | 埼玉環境年表 | 181 |
| (6) | 市町村における容器包装廃棄物の分別収 | | | | |
| | 集等の状況 | · 137 | | | |
| (7) | し尿処理の状況 | · 137 | | | |
| (8) | 水洗化人口 | · 138 | | | |
| (9) | し尿の総排出量の内訳・処理の状況 | · 138 | | | |

1 環境行政全般

(1)環境保全・創出の推進体制

1 環境部の組織 (H24.4.1)

環 境 部

環境政策課

「調整担当/総務経理担当/職員担当 【企画・環境影響評価担当/放射線対策担当 /

温暖化対策課

(総務・企画調整担当/エコライフ推進担当/エコエネルギー推進担当 温暖化対策計画制度・排出量取引担当

エコタウン課

(企画担当/支援担当)

大気環境課

(総務担当/自動車対策担当/企画・監視担当) 規制担当/化学物質担当

水 環 境 課

総務・騒音・悪臭担当/土壌・地盤環境担当浄化槽転換・川の国応援団担当/水環境担当/浄化槽普及促進担当

産業廃棄物指導課

(総務担当/撤去・環境保全担当/審査担当) 収集運搬業担当/監視・指導担当

資源循環推進課

「総務・企画調整担当/一般廃棄物・リサイクル担当」 資源循環工場整備担当

自然環境課

(総務・砂利対策・自然ふれあい担当/野生生物担当)

みどり再生課

(総務・総合調整・基金担当/身近なみどり担当) 緑地保全・自然再生担当

2 附属機関(審議会等)

(ア) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第43条、自然環境保全法 第51条及び執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置されています。

環境審議会委員 (任期: H24.8.1~ H26.7.31)

(H24.9.1現在)

| 氏 名 | 所属・職名 | 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 |
|-------|--------------------|---------|-------------------|
| 大塚晃弘 | (公財)中央温泉研究所研究員 | 滝澤玲子 | 埼玉県生活協同組合連合会常務理事 |
| 小口千明 | 埼玉大学准教授 | 菱沼要治郎 | (社)埼玉県猟友会会長 |
| 小野雄策 | 日本工業大学教授 | 增井千恵子 | 埼玉県商工会議所女性会連合会副会長 |
| 金子弥生 | 東京農工大学准教授 | 矢 作 俊 信 | 埼玉県農業協同組合中央会常務理事 |
| ◎窪田陽一 | 埼玉大学大学院教授 | 北 堀 篤 | 埼玉県議会議員 |
| 関口和彦 | 埼玉大学助教 | 高橋 政雄 | 埼玉県議会議員 |
| 高松佳子 | 弁護士 | 松沢邦翁 | 埼玉県議会議員 |
| 並木美穂子 | 埼玉県女性薬剤師会副会長 | 工藤正司 | 行田市長 |
| ○吉田徳久 | 早稲田大学大学院教授 | 飯 島 希 | 公募委員 |
| 池田敦子 | (財)埼玉県生態系保護協会越谷支部長 | 寺 岡 豊 博 | 公募委員 |

◎ 会長 ○ 副会長

中央環境管理事務所

西部環境管理事務所

東松山環境管理事務所

秩父環境管理事務所

北部環境管理事務所

越谷環境管理事務所

東部環境管理事務所

環境科学国際センター

環境整備センター

(イ) 公害審査会

公害審査会は、公害に係る民事上の紛争について、あっせん・調停・仲裁の手続きにより迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法第13条に基づき設置されています。

公害審査会委員 (任期: H21.12.22~H24.12.21)

(H24.9.1現在)

| 氏 名 所属 · 職 名 | 氏 名 | 所属・職名 |
|--------------------------|---------|--------------------------------|
| ◎ 坂 下 裕 一 弁護士 | 工藤信之 | 元東京農工大学大学院技術経営研究科客員教授 |
| ○ 新 井 幸 好 弁護士 | 塩田正純 | 元工学院大学工学部教授 |
| 片 山 葉 子 東京農工大学大学院農学研究院教持 | 受 長谷川紀子 | 東京工業大学マネージメントセンター総合安全管理センター准教授 |
| 苅 田 香 苗 杏林大学医学部准教授 | 保倉明子 | 東京電機大学工学部准教授 |
| 川井理砂子 弁護士 | 山口宏樹 | 埼玉大学理事(研究·国際担当)·副学長 |

◎ 会長 ○ 会長代理

(ウ)環境影響評価技術審議会委員

環境影響評価技術審議会は、環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査審議するため、執行機関の附属機関に関する条例に基づき、昭和55年12月に設置されました。

環境影響評価技術審議会委員 (任期: H24.4.1~ H26.3.31)

(H24.9.1現在)

| 氏 名 | 所属・職名 | 氏 名 | 所属・職名 |
|------------|----------------------|---------|---------------------|
| 青 野 光 子 | (独)国立環境研究所主任研究員 | 佐藤幸世 | (一財)日本環境衛生センター次長 |
| 荒 井 歩 | 東京農業大学准教授 | 田邊潔 | (独)国立環境研究所上席主席研究員 |
| ヴィレヌーヴ 真澄美 | 埼玉大学大学院助教 | 出口浩 | 東京理科大学教授 |
| 上野佳奈子 | 明治大学准教授 | 畠 瀬 賴 子 | (一財)自然環境研究センター上席研究員 |
| 小口千明 | 埼玉大学准教授 | 松本泰尚 | 埼玉大学大学院准教授 |
| 小野美代子 | (公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団専門員 | 村上公哉 | 芝浦工業大学教授 |
| 小林哲也 | 埼玉大学大学院教授 | 柳 憲一郎 | 明治大学法科大学院教授 |
| 佐々木 寧 | 埼玉大学大学院教授 | 米 林 仲 | 立正大学学部長 |
| 佐々木裕子 | (独)国立環境研究所客員研究員 | 渡辺愛子 | 日本女子大学学術研究員 |

※ 環境管理事務所について

地域における環境保全対策は、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向、地域住民の要求等に対応して総合的に講じる必要があります。埼玉県では、地域の環境問題を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

(大気・水質関係)

(工場・事業場への立入検査)

大気汚染や水質汚濁を防止するため、工場又は事業 場に焼却炉など一定の施設を設置する場合の事前届出 を審査しています。

設置した施設については、立入検査を行い、施設の 設置者が自ら排出ガスや排出水を測定した結果により 排出基準の適合を確認しています。

また、定期的に排出ガスや排出水を測定し、測定結果が排出基準を超えた場合には、勧告や改善命令などの措置を行っています。

(浄化槽関係)

住宅その他建築物に浄化槽を設置する場合、事前に 届出をさせ、審査しています。

また、浄化槽相談員を置き、浄化槽の適正な維持管理を指導しています。

(異常水質事故)

公共用水域において油の流出、魚類の浮上・へい死 などが発生した場合、河川管理者などと連携して発生 源の特定や被害の拡散防止など応急措置を行ってい ます。

(土壌・地下水関係)

工場又は事業場の施設を廃止した場合や大規模な土地改変を行う場合に、土地の管理者等に土壌汚染状況を確認させ、汚染されていた場合には土壌の浄化を指導しています。土壌の汚染があった場合、地下水への影響を確認し、地下水汚染があったときはその浄化措置を指導しています。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取に関する規制を行っています。

(化学物質関係)

化学物質による人や環境への影響を軽減させるため、化学物質管理促進法や県生活環境保全条例に基づき、事業者から排出量や移動量、取扱量について届出を受けています。また化学物質を適正管理するための手順書や環境負荷低減主任者の届出等を受理するほか、県条例に基づき事業所への立入検査を実施しています。

自動車対策関係

ディーゼル車の運行規制や低公害車の導入等による 排出ガス対策、低燃費車の導入やエコドライブ等による CO₂削減対策を推進するため、運行車両の検査や事 業場の立入検査等を行うほか、事業者が提出する自動 車使用管理計画、自動車地球温暖化対策計画の受理等 を行っています。

廃棄物·残土関係

一般廃棄物については、市町村等の処理施設などに 立入検査を行っています。また、産業廃棄物について は、産業廃棄物処理施設や特定有害産業廃棄物排出事 業所に対して重点的に立入検査を実施しています。さ らに、悪質な不法投棄、不適正な処理が後を絶たない ため、監視パトロールを強化しています。

また、無秩序な土砂のたい積防止を目的として土砂の排出及びたい積の規制業務を行っています。

温暖化対策関係

家電製品等の省エネルギー情報提供の義務付け等に よる地球温暖化対策を推進するため、店舗への立入検 査を行うほか、事業者が提出する省エネルギー性能説 明推進者の届出の受理などを行っています。

自然保護関係

狩猟免許試験と免許の更新、県内狩猟者の登録、傷病野生鳥獣の保護、緑化の推進などの事務を行っています。

県内には秩父多摩甲斐国立公園及び10か所の県立自 然公園を指定しており、中央、西部、東松山、秩父、 北部の各環境管理事務所において建築物の新築等の許 可、届出の受理、歩道等の施設の設置・修繕等を行っ ています。

砂利関係

西部、東松山、秩父、北部、東部の各環境管理事務 所管内で砂利、岩石、土の採取が行われており、事業 者の登録、採取計画の認可のための指導等を行ってい ます。

また、随時、各事業所等への立入検査を実施して、 岩石等の崩落などによる災害の未然防止や無認可、不 法採取の監視に努めています。

3 環境保全に関する主な条例、計画等の概要

環境保全に関する主な条例

◆埼玉県環境基本条例 ------

本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示すものとして、平成7年4月から施行されました。環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築等を基本理念に、行政、事業者、県民の責務などについて定めています。

◆埼玉県生活環境保全条例 *~~~~~~*

大気汚染や水質汚濁など工場等を排出源とする産業型公害の規制措置のほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害対策や増大する廃棄物の処理対策、化学物質の適正管理対策に関する必要な事項を定めています。平成13年7月に従来の公害防止条例(昭和37年6月制定)を全部改正し、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県環境影響評価条例 -----

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめその事業の実施による影響について調査・予測を行い、環境保全のための措置を検討する手続きを定めています。平成7年12月から施行されました。

◆埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱 ~~~~~~

事業の計画案段階で、環境面の影響を社会経済面の 推計と連携させながら調査・予測することによって環 境保全のあり方を検討する制度として、平成14年4月 から施行されました。

◆埼玉県地球温暖化対策推進条例 ~~~~~~

県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務を規 定し、県民総ぐるみでの取組により、地球温暖化対策 を推進するための幅広い対策を定めています。具体的な温室効果ガス削減のための制度を盛り込み「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)」の実効性を高めています。

- ◆埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 --土砂の排出、たい積等に関し必要な規制を行うこと により、無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活 の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目 的として平成15年2月に施行されました。土砂の排出 やたい積を行うに際しての必要な手続きを定めていま す。
- ◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 緑の保全と創出を一層推進するため、市民団体等との協働による緑地の保全や、敷地面積1,000㎡以上の建築行為に際して緑化計画書の届出を行うことを定めています。平成17年3月にふるさと埼玉の緑を守る条例(昭和54年3月制定)を一部改正し、平成17年10月から施行されました。
- ◆埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 ~ 希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めています。平成12年12月から全部施行されました。

環境保全に関する主な計画

●埼玉県環境基本計画 ------

「環境基本条例」の基本理念の実現を図るための総合的な計画で、4つの長期的な目標と18の施策展開の方向を示すとともに、重要取組施策については、具体的な目標を設定しています。

●埼玉地域公害防止計画 ~~~~~

現に公害が著しいか、又は、人口及び産業の急速な 集中により公害が著しくなるおそれがある地域を対象 として、総合的な公害防止策を講じ、地域住民の健康 を保護し、生活環境を保全しようとするものです。 (昭和47年度以降9回策定)

●埼玉県環境配慮方針 -------

「環境基本計画」に基づき、県が実施する公共事業や事務事業(オフィスづくり)において、環境へ配慮すべき事項を定めました。オフィスづくり部門では、平成13年3月新たに「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を定めました。公共事業については、平成14年3月に改訂しました。

●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050

(埼玉県地球温暖化対策実行計画)

地球温暖化対策の視点から2050年の本県のあるべき 姿を描き、その達成に向けた中期目標とその実現のた めの施策を示しています。計画の最終年度の2020年に おける本県の温室効果ガス排出量を2005年比で25%削 減するという目標を定めています。

●埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

の特定地域における総量の削減等に関する特別措置 法」(自動車NOx・PM法)の規定に基づき平成15年7 月に策定しました。

国が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及び りん含有量に係る総量削減基本方針」を受けて、東京 湾に流入する汚濁負荷量の総量を削減する目的で、第 7次総量削減計画を平成24年2月に策定しました。

●埼玉県廃棄物処理基本計画 ------

県内で発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進し、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図るための具体的な施策を取りまとめたものです。第7次計画を平成23年3月に策定しました。

●彩の国豊かな自然環境づくり計画 -----

本県の自然環境を保全・創造するための基本的な考え方を示したもので、「自然ネットワークの形成」「生物多様性の確保」「自然と人とのふれあいの推進」の3つの方針を示しています。平成11年3月に策定しました。

●埼玉県広域緑地計画 ~~~~~~~~~

緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくために、平成18年3月に策定し、平成24年7月に改訂しました。

(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況

(平成24年10月1日現在)

| | 環境保全の基本的姿勢や方向 | | 7.1 | | 自然環境の保全に係 | るもの |
|-------|--|-----------------------------|--|---|---|---------------------|
| 市町村名 | (上段)条例名称 (下段)計画名称 | 制定時期 策定時期 | 条例名称 | 制定時期 | 条例名称 | 制定時期 |
| さいたま市 | さいたま市環境基本条例 さいたま市環境基本計画 | H13.5.1 H16.1 H23.3改訂 | さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 さいたま市空き地の環境保全に関する条例 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例 さいたま市環境影響評価条例 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関す る条例 さいたま市生活環境の保全に関する条例 さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排 出水の汚染状態の測定の回数を定める条例 さいたま市空き家等の適正管理に関する条例 | H13. 5. 1 H13. 5. 1 H14. 12. 26 H15. 3. 14 H19. 3. 15 H20. 10. 17 H23. 12. 27 H24. 7. 3 | さいたま市みどりの条例 | H13.5.1 |
| 川越市 | 川越市良好な環境の保全に関する基本条例 川越市環境基本計画 第二次川越市環境基本計画 | H18.9.25 H10.3 H19.3 | 川越市あき地の環境保全に関する条例 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手 続条例 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例 川越市路上喫煙の防止に関する条例 川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例 川越市地球温暖化対策条例 | S 44. 11. 1 H7. 6. 27 H11. 4. 1 H14. 12. 24 H18. 12. 22 H19. 3. 20 H19. 12. 19 | 川越市緑の基金条例 川越市地区計画区域内に おける建築物の緑化率の 最低限度に関する条例 | H2.3.26 H21.3.25 |
| 熊谷市 | 熊谷市環境基本条例 熊谷市環境基本計画 | H17.10.1 H20.3 | 熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例 熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響 調査結果の縦覧等の手続に関する条例 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整 に関する条例 熊谷市あき地の環境保全に関する条例 熊谷市基地、埋葬等に関する法律施行条例 熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例 熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 熊谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 | H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H17. 10. 1 H18. 6. 27 H19. 3. 23 H22. 10. 29 | 熊谷市ホタルの保護に関 する条例 | H18. 12. 27 |

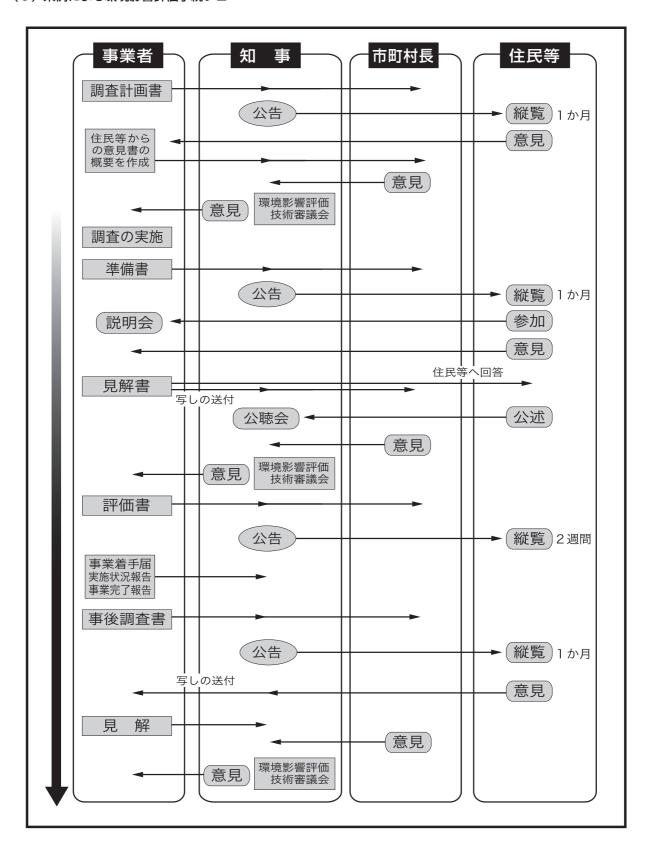
| | | | 環境保全の基本的姿勢や方向 | | 公害防止・生活環境保全に係るもの | | 自然環境の保全に係 | るもの |
|-----|-----------------|-------|------------------------|------------------|---|----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 市 | 町村 | 名 | (上段)条例名称 (下段)計画名称 | 制定時期 策定時期 | 条例名称 | 制定時期 | 条例名称 | 制定時期 |
| JII | П | 市 | (下段) 計画名称 川口市環境基本条例 | 東定時期 H10.9.28 | 川口市あき地の環境保全に関する条例 | S 43, 12, 26 | 川口市緑のまちづくり推 | H11.12.21 |
| " | Н | ,1, | 川口市環境基本計画 | H13.3 | 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例 | S 45. 4. 1 | 進条例 | 11111, 12, 21 |
| | | | 改訂川口市環境基本計画 | H20.3 | 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H7.3.16 | | |
| | | | 第2次川口市環境基本計画 | H23.3 | 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響 | H10.9.28 | | |
| | | | | | 調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 | | | |
| | | | | | 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 | H11.9.30 | | |
| | | | | | 川口市路上喫煙の防止等に関する条例 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条 | H17.3.25 H22.3.24 | | |
| | | | | | 例 | 1122.0.24 | | |
| 行 | 田 | 市 | 行田市環境基本条例 | H14.3.29 | 行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | S 47.3.30 | | |
| | | | 行田市環境基本計画 | H16.3 | 行田市あき地の環境保全に関する条例 | S47.9.27 | | |
| | | | | H21.3改定 | 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び | H14.9.30 H20.7.1 | | |
| | | | | | 調整に関する条例 | 1120.7.1 | | |
| | | | | | 行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例 | H21.3.31 | | |
| 秩 | 父 | 市 | 秩父市環境基本条例 | H18.3.24 | 秩父市環境保全条例 | H17.4.1 | | |
| | | | 秩父市環境基本計画 | H18.10 | 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鉄公主産業廃棄機関理技能の記墨第に係るが名の子門及び | H17.4.1 | | |
| | | | | | 秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び 調整に関する条例 | H18.3.24 | | |
| | | | | | 神経に関する栄例 株父市土砂等のたい積の規制に関する条例 | H18.9.26 | | |
| 所 | 沢 | 市 | 所沢市環境基本条例 | H9.4.1 | 所沢市あき地の雑草除去に関する条例 | S 44. 10. 1 | ふるさと所沢のみどりを | H23.9.30 |
| | | | 所沢市環境基本計画 | H11.3 | 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H7.12.28 | 守り育てる条例 | |
| | | | 第2期所沢市環境基本計画 | H23.3 | ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すた | H9.4.1 | | |
| | | | | | めの条例 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例 | H11.3.26 | | |
| | | | | | 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例 | H15.7.1 | | |
| | | | | | 所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例 | H18.3.27 | | |
| | | | | | 所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調 | H11.12.28 | | |
| 衙 | 能 | 市 | 飯能市環境基本条例 | H20.6.26 | <u> 査結果の縦覧等の手続に関する条例</u> 飯能市環境保全条例 | H8.3.29 | | |
| 坝 | пĽ | 111 | 飯能市環境基本計画 | H15.3 | | 110.0.40 | | |
| | | | | H20.8改定 | | | | |
| 加 | 須 | 市 | 加須市環境基本条例 | H22.3.23 | 加須市環境保全条例 | H22.3.23 | 加須市水と緑と花のまち | H22.3.22 |
| | | | 加須市環境基本計画 | H24.3 | 加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 加須市ペット霊園等の設置等に関する条例 | H22.3.23 H22.3.23 | づくり基金条例 | |
| 本 | 庄 | 市 | 本庄市環境基本条例 | H18.1.10 | 本庄市環境保全条例 | H18.1.10 | | |
| | - | | 本庄市環境基本計画 | H20.3 | 本庄市土砂のたい積の規制に関する条例 | H18.1.10 | | |
| | | | | | 本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条 | H18.1.10 | | |
| | | | | | 例 本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 | H18.1.10 | | |
| | | | | | 本庄市墓地、建築寺に関する法律施行条例本庄市自転車等放置防止条例 | H18.1.10 | | |
| | | | | | 本庄市再生資源保管・積替場所設置及び管理に関する条例 | | | |
| | | | | | 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 | H19.12.28 | | |
| | | | | | 本庄市ペット霊園の設置等の適正化に関する条例 本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例 | H21.3.27 | | |
| 事 | 松山 | 市 | 東松山市美しく住みよい環 | H8. 12. 18 | 本圧市散育場の設直等の週止化に関する条例 東松山市あき地の環境保全に関する条例 | H22.3.31 S48.3.24 | | |
| 1 | ı⊷ı ∐ | 4 113 | 境づくり基本条例 | 110, 12, 10 | 東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | S 52.4.1 | | |
| | | | 東松山市環境基本計画 | H11.3.31 | 東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制 | H15.6.30 | | |
| | | | | H23.4.1改 | に関する条例 | | | |
| 丰 | 日 刘 | 『市 | 春日部市環境基本条例 | 定 H19.3.20 | 春日部市あき地の環境保全に関する条例 | H17.10.1 | 春日部市緑の保全と緑化 | H17.10.1 |
| 一 | ы П | , II1 | 春日部市環境基本計画 | H20.3 | 春日部市土砂のたい積の規制に関する条例 | H17. 10. 1 | の推進に関する条例 | 1111.10.1 |
| | | | | | 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 | H17.10.1 | | |
| A1- | ₇ 1- | | 外山,十四岭+上 A M | 110 0 00 | 春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 | H22. 12. 17 | V+1, + 4∃ N.1L. \L → 2013 · · | 0.45.0.00 |
| 狭 | Щ | 巾 | 狭山市環境基本条例 狭山市環境基本計画 | H9.9.30 H10.3 | 狭山市あき地の環境保全に関する条例 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 | S 44. 12. 27 H7. 12. 26 | 狭山市緑化推進及び緑地 保全に関する条例 | S 47.9.29 |
| | | | 扒山中水児坐平 时四 | H15.3改定 | | H 10, 12, 28 | 小土に肉りる木門 | |
| | | | 第2次狭山市環境基本計画 | H24.3 | 狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響 | H11.3.19 | | |
| | | | | | 調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 | . | | |
| | | | | | 狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H11.7.1 H14.3.28 | | |
| | | | | | 狭山市工ヴ寺による工地の理立く寺の規制に関する条例 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続きに関する条例 | H 14. 3. 28 H 16. 6. 22 | | |
| | | | | | 狭山市歩きたばこ等の防止に関する条例 | H19.9.27 | | |
| 羽 | 生 | 市 | 羽生市環境基本条例 | H13.3.30 | 羽生市空き地等の環境保全に関する条例 | S 56. 10. 1 | | |
| | | | 羽生市環境基本計画 | H15.3 | 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 | H5.6.25 | | |
| | | | 第2期羽生市環境基本計画 | H23.3 | 羽生市空き缶等の散乱防止に関する条例 羽生市飼い犬ふん害等防止条例 | H7.3.30 H7.3.30 | | |
| | | | | | 羽生市自転車等の放置防止に関する条例 | H7.3.30 | | |
| | | | | | 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H14.3.29 | | |
| | | | | | - | | | |

| | | | 環境保全の基本的姿勢や方向 | 可を示すもの | 公害防止・生活環境保全に係るもの | | 自然環境の保全に係 | るもの |
|----|----|---|--|---|--|--|---|---|
| 市岡 | 丁村 | 名 | (上段)条例名称 (下段)計画名称 | 制定時期策定時期 | 条例名称 | 制定時期 | 条例名称 | 制定時期 |
| 羽 | 生 | 市 | (下秋) 时四石物 | 水疋时州 | 羽生市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調 査結果の縦覧等の手続に関する条例 | H14.12.20 | | |
| 鴻 | 巣 | 市 | 鴻巣市環境基本条例 鴻巣市環境基本計画 | H12.6.30 H15.3 H20.3改定 | 鴻巣市あき地の環境保全に関する条例 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | S 45. 4. 20 S 47. 4. 3 H 18. 3. 30 H 18. 3. 30 H 19. 10. 1 | 鴻巣市緑化推進条例 | S 53. 3. 30 |
| 深 | | 市 | 深谷市環境基本条例 深谷市環境基本計画 | H18.1.1 H20.3 | 深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例 深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 深谷市くらしの環境美化条例 深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 深谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 深谷市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調 査結果の縦覧等の手続に関する条例 | H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H19.3.30 H22.3.29 H23.12.19 | | |
| 上 | 尾 | 市 | 上尾市環境基本条例 上尾市環境基本計画 第二次上尾市環境基本計画 | H9. 9. 30 H10. 3 H22. 3 | 上尾市公害対策審議会条例 (~平成6年8月1日) 上尾市あき地の環境保全に関する条例 上尾市自転車駐車場条例 上尾市自転車放置防止条例 上尾市環境審議会条例 上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 上尾市ボイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例 上尾市嘉場条例 上尾市嘉地等の経営の許可等に関する条例 上尾市ペット霊園の設置等に関する条例 上尾市の野産薬物処理施設建設金条例 上尾市一般廃棄物処理施設建設金条例 上尾市山上を動物上の調和のとれた世界に関する条例 | \$50 \$52.12.26 \$58.7.1 \$58.12.26 H6.6.23 H7.9.29 H11.3.30 H14.12.27 H15.9.26 H16.9.27 H17.12.28 H22.3.25 H22.3.25 | 上尾市自然環境保全と緑 化推進に関する条例 上尾市みどりの基金条例 上尾市自然学習館条例 | S 48. 12. 25 H2. 3. 29 H11. 9. 30 |
| 草 | 加 | 市 | 草加市環境基本条例 草加市環境基本計画 | H12.3.28 H12.3 H17.3改定 H22.3改定 | | H22.6.30 S47.9.30 S51.7.1 H16.9.17 H18.3.24 | 草加市みどりの条例 | S 62. 3. 24 |
| 越 | 谷 | 市 | 越谷市環境条例 越谷市環境管理計画 | H12.3.31 S58.3 H23.12改定 | 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 越谷市まちをきれいにする条例 越谷市路上喫煙の防止に関する条例 | H5. 3. 24 H12. 3. 31 H19. 12. 25 | | |
| 蕨 | | 市 | 蕨市環境基本条例 蕨市環境基本計画 | H13.3.30 H15.3 | 蕨市さわやか環境条例 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例 | H10.6.23 H19.3.26 | | |
| 戸 | 田 | 市 | 戸田市環境基本条例 戸田市環境基本計画 | H12.3.28 H14.3 H19.3改訂 | 戸田市あき地の環境保全に関する条例 戸田市自転車放置防止条例 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 戸田市ボイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 戸田市地球温暖化対策条例 | | 戸田市緑化推進条例 | S49.7.1 |
| 入 | 間 | 市 | 入間市環境基本条例 入間市環境基本計画 第二次入間市環境基本計画 | H10.9.30 H12.3.21 H21.3 | 人間市空関地の環境保全に関する条例 入間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 入間市産業廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺環境の保 全に関する条例 | S 45.3.28 H14.6.28 H16.6.29 | 入間市樹林等の保護及び 緑化推進に関する条例 | S 60. 12. 25 |
| 朝 | 雷良 | 市 | 朝霞市住み良い環境づくり 基本条例 朝霞市環境基本計画 第2次朝霞市環境基本計画 | H8. 9. 30 H14. 3 H24. 3 | 朝霞市あき地の環境保全に関する条例 朝霞市自転車等放置防止条例 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 朝霞市路上喫煙の防止に関する条例 | S 44. 12. 25 S 62. 1. 7 H 10. 12. 24 H 12. 3. 21 H 18. 3. 28 | 朝霞市緑化推進条例 朝霞市みどりの基金条例 | S 64. 1. 6 H 14. 3. 22 |
| 志 | 木 | | 志木市環境基本条例 志木市環境基本計画 第二期志木市環境基本計画 | H15.12.24 H11.3 H21.3 | 志木市あき地の環境保全に関する条例 志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する 条例 志木市ポイ捨て防止に関する条例 志木市路上喫煙防止条例 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 | S45.9.21 H11.3.3 H11.12.22 H18.3.24 H23.3.22 | 志木市みどりの条例 志木市自然再生条例 | S 51. 3. 23 H 13. 10. 1 |
| 和 | 光 | 市 | 和光市環境基本条例 和光市環境基本計画 和光市環境基本計画(改訂 版) 第二次和光市環境基本計画 | H15.3.25 H15.5 H20.3 H23.3 | 和光市あき地の環境保全に関する条例 和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止 に関する条例 和光市路上喫煙の防止に関する条例 和光市墓地等の経営の許可等に関する条例 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例 | S 48. 6. 30 H 10. 12. 24 H 13. 12. 27 H 18. 3. 20 H 18. 3. 20 H 18. 6. 15 | 和光市緑の保護及び緑地 保全に関する条例 | S 49. 3. 25 |

| | 環境保全の基本的姿勢や方向 | | 公害防止・生活環境保全に係るもの | | 自然環境の保全に係 | るもの |
|-----------|---------------------------|-----------------------|--|----------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 市町村名 | (上段)条例名称 (下段)計画名称 | 制定時期策定時期 | 条例名称 | 制定時期 | 条例名称 | 制定時期 |
| 新 座 市 | 新座市環境基本条例 | H9.12.25 | 新座市あき地の環境保全に関する条例 | S 46. 12. 23 | 1771-22-17 | Н3.3.29 |
| | 新座市環境基本計画 新座市環境基本計画(見直 | H12.3.31 H19.11.30 | 新座市飼い犬ふん害等防止条例 新座市ダイオキシン類規制条例 | H8.3.29 H11.3.29 | り条例 | |
| | し | | 新座市ポイ捨ての防止に関する条例 | H13.3.30 | | |
| | 第2次新座市環境基本計画 | H23.3.31 | 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例 | H15.3.31 | | |
| | | | 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新座市路上喫煙の防止に関する条例 | H15.9.30 H18.3.28 | | |
| 桶川市 | 桶川市環境基本計画 | H12.3 | 桶川市あき地の環境保全に関する条例 | S 47.11.1 | 桶川市みどりの保全及び | H4.4.1 |
| | | H24.3改定 | 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例 桶川市路上喫煙の防止に関する条例 | H16.10.1 H20.4.1 | 推進に関する条例 | |
| 久 喜 市 | | | 人喜市空き地の環境保全に関する条例 | H22.3.23 | 久喜市街路樹等の管理及 | H22.3.23 |
| | | | 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H22.3.23 | び選定に関する条例 | ***** |
| | | | 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止 に関する条例 | H22.3.23 | 久喜市自然環境の保全に 関する条例 | H22.3.23 |
| | | | 久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条 | H22.3.23 | N) W K I | |
| | | | 例 久喜市路上喫煙の防止に関する条例 | II 22 10 E | | |
| 北本市 | 北本市環境基本条例 | H10.6.26 | 北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H23. 10. 5 S 47. 6. 23 | | |
| | 北本市環境基本計画 | H12.3 | 北本市空き地環境保全に関する条例 | S 49.6.20 | | |
| | 北本市環境基本計画<改訂版> | H20.3 | 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例 北本市墓地等の経営の許可等に関する条例 | H17.6.30 H18.3.31 | | |
| | | | 北本市ペット霊園の設置等に関する条例 | H18.3.31 | | |
| 八潮市 | | | あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 | S 45. 3. 14 | 八潮市緑の基金条例 | H21.3.23 |
| | 八潮市環境基本計画 | H21.4.1 | 八潮市公害防止条例 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 | S 49. 12. 24 H 5. 6. 17 | | |
| | | | 八潮市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条 | H7.3.24 | | |
| | | | 例 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例 | H14.9.25 | | |
| | | | 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止 | H16.9.28 | | |
| | | | に関する条例 | H10 10 04 | | |
| | | | 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例 | H16.12.24 H18.3.22 | | |
| | | | 八潮市屋外広告物条例 | H19.3.23 | | |
| 富士見市 | 富士見市環境基本条例 | Ш19 19 15 | 八潮市路上喫煙防止条例 富士見市あき地等環境保全条例 | H21.8.12 | みどりの保護及び緑化の | S 56. 10. 8 |
| 日 工 九 川 | 富士見市環境基本計画 | H15.3 | 富士兄巾のさ地寺塚境床玉朱内 富士見市をきれいにする条例 | H 19. 6. 25 | 推進に関する条例 | 3 30. 10. 0 |
| → beg -1- | | H20.3.31 | - tends by by the confidents A to HH 1 or for both | 2 10 0 00 | - templa et l'ala au fer fest | 2.40.0.14 |
| 三郷市 | 三郷市環境基本条例 三郷市環境基本計画 | H13.6.15 H18.3 | 三郷市あき地の環境保全に関する条例 三郷市公害防止条例 | S 48. 9. 29 S 50. 6. 18 | 三郷市みどりの条例三郷市みどりの基金条例 | S 63. 3. 16 H4. 3. 21 |
| | | | 三郷市自転車等の放置の防止に関する条例 | S 58. 6. 16 | | |
| | | | 三郷市ラブホテルの建築規則に関する条例 三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例 | S 60. 12. 16 H 9. 3. 21 | | |
| | | | 三郷市墓地等の経営の許可に関する条例 | H17.3.29 | | |
| | | | 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例 | H17.6.16 | | |
| | | | 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防 止に関する条例 | H21.3.23 | | |
| 蓮 田 市 | 蓮田市環境基本条例 | H13.3.27 | 蓮田市空閑地の環境保全に関する条例 | S 46. 2. 15 | | |
| | 蓮田市環境基本計画 | H15.3 | 蓮田市環境保全条例 蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H14.9.30 H17.3.29 | | |
| 坂戸市 | 坂戸市環境基本条例 | H14.3.27 | 坂戸市環境保全条例 | H9. 12. 18 | | |
| | 坂戸市環境基本計画 | H15.12 | 坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | H13.3.30 | | |
| | 坂戸市環境基本計画(中間 年次改訂版) | H20.2 | | | | |
| 幸手市 | 幸手市環境基本条例 | H17.12.27 | | S 51. 10. 13 | | |
| | 幸手市環境基本計画 | H16.12 | 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例 幸手市自転車等の放置防止に関する条例 | H16.3.22 H21.3.19 | | |
| | | | 幸手市自転車等の放置的正に関する米内幸手市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び | H21. 12. 18 | | |
| | | | 調整に関する条例 | 1100 0 00 | | |
| 鶴ヶ島市 | 美しく住みよい鶴ヶ島市の | H11.12.22 | 幸手市墓地等の経営の許可等に関する条例 鶴ヶ島市の環境を保全する条例 | H22.3.23 H11.12.22 | 鶴ヶ島市水土里の基金条 | H21.3.26 |
| | 環境づくりの基本を定める | | | | 例 | |
| | 条例 鶴ヶ島市環境基本計画 | H 15. 1 | | | | |
| 日高市 | 日高市環境基本条例 | H22.4.1 | 日高市空き地の環境保全に関する条例 | S 48. 3. 27 | 日高市緑の基金条例 | H4.3.19 |
| 4 m 2: | | | 日高市環境保全条例 | H9.9.30 | | II.4 0 0.1 |
| 吉川市 ふじみ野市 | 吉川市環境保全指針 ふじみ野市環境基本条例 | H12.3.9 H19.3.22 | 吉川市環境保全条例 ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例 | H10.3.23 H17.10.1 | 吉川市みどりの条例 ふじみ野市みどりの条例 | H4.3.24 H17.10.1 |
| 3.75011 | ふじみ野市環境基本計画行 | H20.3 | ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 | H20.12.19 | ふじみ野市緑の基金条例 | H23.3.23 |
| | 動計画 | | ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 | H23.3.23 | | |

| | | | 環境保全の基本的姿勢や方向 | 可を示すもの | 公害防止・生活環境保全に係るもの | | 自然環境の保全に係 | るもの |
|------|-------------|---------------|-----------------------------|--------------------|--|---------------------------|---|---------------|
| 市 | 町村 | 名 | (上段) 条例名称 | 制定時期 | 条例名称 | 制定時期 | 条例名称 | 制定時期 |
| | tost | -1- | (下段) 計画名称 | 策定時期 | | | *************************************** | 104 62-77 641 |
| H | 崮 | 市 | 白岡市環境基本条例 | H22.9.29 | 白岡市空き地等の環境保全に関する条例 | S 47.3.25 | | |
| 伊 | な | 町 | 白岡市環境基本計画 伊奈町環境基本条例 | H23.3 H12.12.27 | 伊奈町あき地の環境保全に関する条例 | S47.1.10 | 伊奈町緑の保全及び緑化 | H11.3.31 |
| TP | 示 | μј | 伊奈町環境基本計画 | H15.3 | 伊宗町のさ地の泉境休主に関する宋門 | 547.1.10 | の推進に関する条例 | П11.3.31 |
| Ξ | 芒 | 町 | 三芳町環境基本計画 | H15.3 | 三芳町ダイオキシン類排出抑制に関する条例 | H11.3.18 | 三芳町みどりの保護育成 | H2.3.20 |
| |), | r-J | 一刀門水光坐平川門 | 1110.0 | 二分刊 / 14 1 / 4 | 1111.0.10 | 及び活用に関する条例 | 112.0.20 |
| 丰 | 呂 山 | HT | | | 毛呂山町環境保全条例 | H8.4.2 | 及り個別に関する水内 | |
| | - н | | | | 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例 | H19.12.12 | | |
| 越 | 生 | 町 | | | 越生町環境保全条例 | H16.6.10 | | |
| | | | | | 越生町土砂のたい積の規制に関する条例 | H16.6.10 | | |
| 滑 | Ш | 町 | | | 滑川町公災害防止条例 | S 44.9.30 | | |
| | | | | | 滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に | H16.9.10 | | |
| | | | | | 関する条例 | | | |
| | | | | | 滑川町の環境をよくする条例 | H15.3.7 | | |
| 嵐 | Щ | 町 | 嵐山町環境基本条例 | H23.6.10 | 嵐山町環境保全条例 | H7.3.17 | 嵐山町の緑を豊かにする | H2.6.25 |
| | | | | | 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H18.3.9 | 条例 | |
| | | | | | 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例 | H23.6.10 | 嵐山町里地里山づくり条 | H19.4.1 |
| ļ., | | Plus | I recommend to the terminal | **** | I to be some lab to A. A. A. A. | **** | 例 | |
| 小皿 | | $\overline{}$ | 小川町環境基本計画 | H14.10 | 小川町環境保全条例 | H16.12.17 | | |
| Ш | 局 | 町 | | | 川島町公害防止条例 | S 48. 6. 12 | | |
| | | | | | 川島町あき地等の環境保全に関する条例 川島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | S 58. 12. 23 H7. 9. 25 | | |
| | | | | | 川島町産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全 | | | |
| | | | | | 川島町産業廃業物処理施設の設直寺に保る同辺環境の保全に関する条例 | H18.3.22 | | |
| 吉 | 見 | 町 | 吉見町環境基本条例 | H23.4.1 | 吉見町あき地の環境保全に関する条例 | S 51. 10. 6 | | |
| | 兀 | M) | 吉見町環境基本計画 | H23.4.1 | 吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H6.3.10 | | |
| 鳩 | Ш | 町 | 日元司禄先至于时日 | 1120, 1, 1 | 鳩山町環境保全条例 | H5. 12. 15 | | |
| / 10 | 144 | . , | | | 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例 | H15.12.18 | | |
| 노 き | らがれ | 可盯 | ときがわ町環境基本条例 | H 19. 3. 15 | ときがわ町環境保全条例 | H18.2.1 | | |
| | | İ | ときがわ町環境基本計画 | H20.3 | | | | |
| 横 | 瀬 | 町 | 横瀬町環境基本条例 | H22.12.10 | 横瀬町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例 | H3.12.18 | 横瀬町みどりの基金条例 | H20.12.11 |
| | 野 | | 皆野町環境基本条例 | | 皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H3.12.17 | | |
| 長 | | | 長瀞町環境基本条例 | | 長瀞町環境美化の促進に関する条例 | S 57. 10. 3 | | |
| 小月 | 東 野 | 町 | 小鹿野町生活環境保全条例 | H17.10.1 | 小鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H17.10.1 | | |
| | | | | | 小鹿野町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条 | H17.10.1 | | |
| | | | | | 例 Literature Table (All Italian Will Table) Table (All Itali | | | |
| -t | OL /S | | | | 小鹿野町浄化槽設置及び管理等に関する条例 | H17.10.1 | | |
| | <u></u> 供 父 | | 美里町環境基本条例 | Ш19 4 1 | 東秩父村埋土及び盛土等規制条例 | Н1.5.1 | | |
| 夫 | 里 | 町 | 美里町環境基本条例 美里町環境基本計画 | H13.4.1 | 美里町土砂のたい積の規制に関する条例 美里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 | H16.3.24 H17.3.24 | | |
| | | | 大王門保児巫平司門 | 1114.0 | 実生町産業廃業物処理施設の設直寺の初ず予防余例 美里町環境保全条例 | H22.10.1 | | |
| 抽 | III | HT | 神川町環境基本条例 | H18.1.1 | 神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H18.1.1 | | |
| 144 | 711 | 1-1 | 神川町環境基本計画 | H19.1.17 | 神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する | H18.1.1 | | |
| | | | 11/41-24 公民/第四十二十二 | H23.4.1 | 条例 | 1110.1.1 | | |
| J | 里 | 町 | 上里町環境基本条例 | H12.9.13 | 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | H11.12.10 | | |
| | _ | - | 上里町環境基本計画 | H15.3.31 | 上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 | H15.1.22 | | |
| 寄 | 居 | 町 | 寄居町環境基本条例 | H14.12.24 | | H10.6.26 | | |
| | | İ | 寄居町環境基本計画 | H17.3 | 寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例 | H14.12.24 | | |
| 宮 | 代 | 町 | 宮代町環境基本計画 | H13.3 | 宮代町あき地環境保全条例 | S 62.3.18 | | |
| | | | | | 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 | H15.3.27 | | |
| | | | | | 宮代町きれいなまちづくり条例 | H18.6.12 | | |
| | | | | | 宮代町自転車等の放置の防止に関する条例 | H19.3.19 | | |
| 杉 | 戸 | 町 | 杉戸町環境基本条例 | H15.3.28 | 杉戸町あき地の環境保全に関する条例 | S 46. 12. 20 | | |
| | | | 杉戸町環境基本計画 | H15.3 | 杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | S 50. 10. 1 | | |
| | | | 杉戸町環境基本計画(第2 | H20.3 | 杉戸町自転車の放置防止に関する条例 | S 62. 3. 19 | | |
| | | | 期実施計画書) | | 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | H13.12.21 | | |
| L. | 伏 | III-r | | | 杉戸町墓地、埋葬等に関する条例 | H14.3.29 | | |
| | 4 | 間 | | | 松伏町環境保全条例 | H 12. 3. 15 | | |

(3)条例による環境影響評価手続フロー



2 大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H24.3.31現在)

| | 大気汚染防止法(ばい | //煙) | | | 埼玉県生活環境保全条例(指定ばい煙) | | | | | | | | |
|-----|-------------------------|-------|-------|-------|--------------------|-------------------------|-----------------|----------------|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 項番号 | 施設の種類 | 県 | 市 | 計 | 項番号 | 方 | 6 設 | 0) | 種 | 類 | 県 | 市 | 計 |
| 1 | ボイラー(小型ボイラーを除く) | 1,292 | 944 | 2,236 | | | | | | | | | |
| 1 | 小型ボイラー | 1,708 | 619 | 2,327 | 1 | 焙焼 | 炉及び | *焼結 | 炉 | | 35 | 0 | 35 |
| 2 | ガス発生炉及び加熱炉 | 1 | 0 | 1 | | | | | | | | | |
| 3 | 焙焼炉及び焼結炉等 | 1 | 0 | 1 | | ΔE | 小京柳 炉 | | | | | | |
| 5 | 金属溶解炉 | 166 | 64 | 230 | 2 | 金属溶解炉 (精錬又は鋳造用) | | | 27 | 5 | 32 | | |
| 6 | 金属加熱炉 | 130 | 21 | 151 | | 【作用》 | 衆人(は) | 対氾り | 11) | | | | |
| 7 | 石油加熱炉 | 4 | 0 | 4 | | 海出 | :vFi | | | | | | |
| | セメント焼成炉 | 7 | 0 | 7 | 3 | | 焼成炉 (釉薬瓦製造用) | | | 0 | 0 | 0 | |
| 9 | 窯業用溶融炉 | 6 | 0 | 6 | | (不由き | 采儿教. | 坦用) | | | | | |
| | その他の焼成炉 | 19 | 1 | 20 | | 凉郁 | 次 <i>和</i> .后 | | | | | | |
| 10 | 反応炉及び直火炉 | 38 | 1 | 39 | 4 | 溶解炉(銅・鉛・亜鉛の精錬用) | | 0 | 0 | 0 | | | |
| 11 | 骨材乾燥炉 | 37 | 16 | 53 | | (列刊 | (刺・疝・里疝の)相採用/ | | | | | | |
| 11 | その他の乾燥炉 | 109 | 16 | 125 | | 溶解炉 (鉛の第二次精錬用等) | | | | 1 | | | |
| 12 | 製鋼用等の電気炉 | 3 | 2 | 5 | 5 | | | 1 | 0 | | | | |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 181 | 79 | 260 | | | | | | | | | |
| 14 | 銅・亜鉛等精錬用溶解炉 | 2 | 3 | 5 | | 溶解炉 | | | | | | | |
| 19 | 塩化水素反応施設 | 2 | 0 | 2 | 6 | | ・パン レミニウ | 1 <i>1.</i> 0 | 一次: | 結補田) | 17 | 10 | 27 |
| 21 | 複合肥料反応施設 | 0 | 0 | 0 | | ()) | | 40) | 一 グ(| 11月3水/171/ | | | |
| 21 | 複合肥料等溶解炉 | 3 | 0 | 3 | | | 焼却食 | Ŀ+ı | | | | | 71 |
| 24 | 鉛精錬用溶解炉 | 7 | 3 | 10 | | 廃 | 100kg | | DI E | | 52 | 19 | |
| 25 | 鉛蓄電池製造用溶解炉 | 17 | 0 | 17 | | | | | <i>М</i> | | | | |
| 29 | ガスタービン(常用) | 18 | 9 | 27 | | 棄 | 焼却育 | | | | | | |
| 23 | ガスタービン (非常用) | 164 | 193 | 357 | 7 | 物 | 100kg | | | | 219 | 80 | 299 |
| 30 | ディーゼル機関(常用) | 113 | 29 | 142 | ' | 焼 | 30kg/ | 一時以 | <u> </u> | | | | |
| 30 | ディーゼル機関(非常用) | 547 | 498 | 1,045 | | 却 | | | | | | | |
| 31 | ガス機関(常用) | 63 | 56 | 119 | | 炉 | 焼却育 | | | | 708 | 352 | 1.060 |
| | ガス機関(非常用) | 3 | 3 | 6 | | ^沖 30kg/時未満 | | 100 | 302 | 1,000 | | | |
| 32 | ガソリン機関(常用) | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| | 施 設 数 計 4,641 2,557 7,1 | | | 7,198 | | 施 | | | 計 | | 1,059 | 466 | 1,525 |
| | (届出事業所数) | 1,849 | 1,233 | 3,082 | | (屋 | 出事業 | 能所数 | 女) | | 984 | 444 | 1,428 |
| | | ŧ | 規制対象 | 象施設数 | 放合計 | 8,723 | 3 | | | | | | |

規制対象施設数合計 8,723 (規制対象事業所数 4,049)

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H24.3.31現在)

| | 大気汚染防止法(一般) | 粉じん) | | | | 埼玉県生活環境保全条例(| 指定粉 | じん) | | |
|-----|---------------------|-------|-----|-------|-----|-------------------------|-------|-----|-------|--|
| 項番号 | 施設の種類 | 県 | 市 | 計 | 項番号 | 施設の種類 | 県 | 市 | 計 | |
| 1 | コークス炉 | 0 | 0 | 0 | 1 | たい積場 | 92 | 28 | 120 | |
| 1 | | U | U | U | 2 | コンベア | 1,325 | 312 | 1,637 | |
| 2 | たい積場 | 208 | 65 | 273 | 3 | 破砕機、摩砕機 (鉱物、岩石、セメント) | 89 | 12 | 101 | |
| 3 | ベルトコンベア | 757 | 121 | 878 | 4 | 破砕機(コンクリート) | 44 | 19 | 63 | |
| | | 131 | 121 | 010 | 5 | 分級機 | 24 | 0 | 24 | |
| 4 | 破砕機及び摩砕機 | 161 | 18 | 179 | 6 | ふるい | 89 | 25 | 114 | |
| 4 | W 中 K ∪ F 中 K | 101 | 10 | 179 | 7 | クリンカクーラー | 7 | 0 | 7 | |
| 5 | ふるい | 114 | 8 | 122 | 8 | ホッパー及び バッチャープラント | 251 | 53 | 304 | |
| | 施設数計 | 1,240 | 212 | 1,452 | | 施設数計 | 1,921 | 449 | 2,370 | |
| | (届出事業所数) | 204 | 87 | 291 | | (届出事業所数) | 281 | 110 | 391 | |

規制対象施設数合計 3,822 (規制対象事業所数 501)

※特定粉じん発生施設はありません。

(3)指定炭化水素類発生施設設置状況 (H24.3.31現在) **(4)揮発性有機化合物排出施設数** (H24.3.31現在)

| | 埼玉県生活環 | 境保全组 | 条例 | |
|-----|-------------------|-------|-------|-------|
| 項番号 | 施設の種類 | 県 | 市 | 計 |
| 1 | 貯蔵用 屋外タンク | 7 | 0 | 7 |
| 2 | 給油用 地下タンク | 1,514 | 800 | 2,314 |
| 3 | 出荷用ローディ ングアーム | 6 | 0 | 6 |
| 4 | ドライクリーニ ング用乾燥機 | 155 | 72 | 227 |
| 5 | 製造設備 | 1,485 | 677 | 2,162 |
| 6 | 使用施設 ※ | 108 | 24 | 132 |
| | 施設数計 | 3,275 | 1,573 | 4,848 |
| 規制 | 対象事業所数 1, | 075(県 | 731、市 | 344) |

[※] 使用施設は事業所数を記載しています。

| (7) 1= | | (112 | 4.0.0. | レクいエノ | | | | | |
|----------|--|------|--------|-------|--|--|--|--|--|
| | 大気汚染防止法 | | | | | | | | |
| 項番号 | 施設の種類 | 県 | 市 | 計 | | | | | |
| 1 | 揮発性有機化合物を溶剤として 使用する化学製品の製造の用に 供する乾燥施設 | 4 | 0 | 4 | | | | | |
| 2 | 吹付塗装施設 | 22 | 1 | 23 | | | | | |
| 3 | 塗装の用に供する乾燥施設 | 38 | 0 | 38 | | | | | |
| 4 | 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙 又は包装材料の製造に係る接着 の用に供する乾燥施設 | 71 | 10 | 81 | | | | | |
| 5 | 接着の用に供する乾燥施設 | 34 | 4 | 38 | | | | | |
| 6 | オフセット輪転印刷の用に供す る乾燥施設 | 33 | 3 | 36 | | | | | |
| 7 | グラビア印刷の用に供する乾燥 施設 | 64 | 7 | 71 | | | | | |
| 8 | 工業の用に供する揮発性有機化 合物による洗浄施設 | 5 | 0 | 5 | | | | | |
| 9 | ガソリン、原油、ナフサその他の 揮発性有機化合物の貯蔵タンク | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | 施設数計 | 271 | 25 | 296 | | | | | |
| | 規制対象事業所数 83 (県72、市11) | | | | | | | | |

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H24.3.31現在)

| | | | 埼玉県 | 具生活理 | 環境保全 | 条例 | | | |
|-----|--------------|----|-----|------|------|--------------|-----|-----|-----|
| 項番号 | 規制対象物質 | 県 | 市 | 計 | 項番号 | 規制対象物質 | 県 | 市 | 計 |
| 1 | アクリロニトリル | 5 | 4 | 9 | 10 | トリクロロエチレン | 34 | 13 | 47 |
| 2 | エチレンオキシド | 5 | 2 | 7 | 11 | ニッケル化合物 | 48 | 17 | 65 |
| 3 | 六価クロム化合物 | 28 | 13 | 41 | 12 | 砒素及びその化合物 | 1 | 0 | 1 |
| 4 | クロロエチレン | 0 | 0 | 0 | 13 | 1,3- ブタジエン | 0 | 0 | 0 |
| 5 | クロロホルム | 11 | 6 | 17 | 14 | ベリリウム及びその化合物 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 1,2- ジクロロエタン | 2 | 2 | 4 | 15 | ベンゼン | 20 | 2 | 22 |
| 7 | ジクロロメタン | 74 | 20 | 94 | 16 | ホルムアルデヒド | 31 | 7 | 38 |
| 8 | 水銀及びその化合物 | 0 | 0 | 0 | 17 | マンガン及びその化合物 | 46 | 13 | 59 |
| 9 | テトラクロロエチレン | 17 | 4 | 21 | | 合 計 | 322 | 103 | 425 |

(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

| 粒子状物質対策 自動車の種別 | 粒子状物質の | 測定方法 | | |
|-----------------------------|--------------|-------------|--------------------|--|
| (車両総重量) | 平成15年10月1日から | 平成18年4月1日から | 例 足 万 伝 | |
| 1,700キログラム以下 | 0.08 g /km | 0.052 g /km | 10・15モード | |
| 1,700キログラム超 2,500キログラム以下 | 0.09 g /km | 0.06 g /km | 10・15モード | |
| 2,500キログラム超 | 0.25 g ∕kWh | 0.18 g ∕kWh | ディーゼル自動車用 13モード | |

(7) 県内の自動車保有台数及び低公害車普及割合の推移

| 項目 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 登録自動車数 | 2,795,872 | 2,763,546 | 2,698,478 | 2,667,303 | |
| 低公害車数 | 853,776 | 973,882 | 1,070,663 | 1,194,899 | |
| 普 及 割 合 | 30.5% | 35.2% | 39.7% | 44.8% | |

(軽自動車・自動二輪を除く/関東運輸局調べ)

※低公害車=天然ガス自動車、電気自動車(燃料電池車を含む。)、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、 メタノール自動車、国土交通省が認定する低燃費かつ低排出ガス自動車

(8) 県内の低公害車普及状況の推移

(単位:台)

| 車種 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|
| 電気自動車 | 5 | 6 | 6 | 6 | |
| プラグインハイブリッド車 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| 天然ガス自動車 | 1,460 | 1,636 | 1,768 | 1,825 | |
| メタノール自動車 | 3 | 2 | 1 | 1 | |
| ハイブリッド自動車 | 18,088 | 22,741 | 28,317 | 51,984 | |
| 次 世 代 自 動 車 | 19,556 | 24,385 | 30,092 | 53,819 | |
| 低燃費低排出ガス車 | 834,220 | 949,497 | 1,040,571 | 1,141,080 | |
| 合 計 | 853,776 | 973,882 | 1,070,663 | 1,194,899 | |

(軽自動車・自動二輪を除く/関東運輸局調べ)

(9) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法

ア環境基準

| 物質 | 環境上の条件 | 測定方法 | 告示年月日 |
|----------------------------------|---|---|--------------|
| 二酸化硫黄(SO2) | 1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm 以下であること。 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 ^{*4} | 昭和48年 5 月16日 |
| 二 酸 化 窒 素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 又はオゾンを用いる化学発光法 ^{**5} | 昭和53年7月11日 |
| 一 酸 化 炭 素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 | 昭和48年5月8日 |
| 光化学オキシダント ^{*1} (Ox) | 1 時間値が0.06ppm以下であること。 | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光 光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又 はエチレンを用いる化学発光法 ^{※6} | |
| 浮遊粒子状物質*2 (SPM) | 1 時間値の1日平均値が0.10mg/ m以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m以下であること。 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又 はこの方法によって測定された重量 濃度と直線的な関係を有する量が得 られる光散乱法、圧電天びん法若し くはベータ線吸収法*7 | 昭和48年5月8日 |
| 微小粒子状物質 ^{*3} (PM2.5) | 1年平均値が15μg/㎡以下であり、 かつ、1日平均値が35μg/㎡以下 であること。 | 濾過捕集による質量濃度測定方法又 はこの方法によって測定された質量 濃度と等価な値が得られると認めら れる自動測定機による方法 | 平成21年9月9日 |

- ※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- ※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μ m以下のものをいう。 ※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒 装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- ※4 平成8年10月25日、紫外線蛍光法が追加された。
- ※5 平成8年10月25日、オゾンを用いる化学発光法が追加された。
- ※6 平成8年10月25日、紫外線吸光法及びエチレンを用いる化学発光法が追加された。 ※7 昭和56年6月17日、圧電天びん法とベータ線吸収法が追加された。

イ 環境基準の評価方法(要約)

| 物質 | 評 価 方 法 |
|--|---|
| 二酸化硫黄一酸化炭素浮遊粒子状物質 | 長期的評価 (1日平均値の2%除外値) 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の 範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行 う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と 評価する。 |
| 二酸化窒素 | 長期的評価 (98%値評価) 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98% 目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。 |
| 微小粒子状物質 | 長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。 |
| 二 酸 化 硫 黄 一 酸 化 炭 素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質 | 短期的評価 連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。 |

(注) この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

(10) 環境基準達成状況

(平成23年度)

| 物質 | 測定局 | 有効局数 | 達成局数 | 非達成局数 | 達成率 (%) |
|--------------------|-----------|------|------|-------|---------|
| 二酸化硫黄 | 一般環境大気測定局 | 33 | 33 | 0 | 100.0 |
| 一路儿咖里 | 自動車排ガス測定局 | 5 | 5 | 0 | 100.0 |
| 二酸化窒素 | 一般環境大気測定局 | 56 | 56 | 0 | 100.0 |
| 一、政心、主系 | 自動車排ガス測定局 | 27 | 27 | 0 | 100.0 |
| 一酸化炭素 | 一般環境大気測定局 | 6 | 6 | 0 | 100.0 |
| 取 儿 灰 糸 | 自動車排ガス測定局 | 10 | 10 | 0 | 100.0 |
| 光化学オキシダント | 一般環境大気測定局 | 56 | 0 | 56 | 0.0 |
| 浮遊粒子状物質 | 一般環境大気測定局 | 56 | 56 | 0 | 100.0 |
| 子 姓 杜 丁 仏 初 貝 | 自動車排ガス測定局 | 24 | 23 | 1 | 95.8 |
| 微小粒子状物質 | 一般環境大気測定局 | 3 | 0 | 3 | 0.0 |
| 1以 / 1 位 丁 / 1 初 貝 | 自動車排ガス測定局 | 3 | 0 | 3 | 0.0 |

(注)有効局とは、年間の測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

(11) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧(平成23年度)

アー般環境大気測定局

| | | 二酸 | 化硫黄 | Ė. | 二 | 酸化窒 | 素 | —i | 酸化炭 | :素 | 光化学 | オキシ | ダント | 浮遊 | 粒子状 | 物質 | 微小 | 粒子状 | 物質 | |
|-----------|-----------|----------|------|------------|-------|----------------|------------|---------|-------|------------|---------|-----------------|------------|---------|---------|------------|---------|-----------------|------------|-----|
| 測定局 | 測定場所 | 年 平 均 値 | 平均値の | 環境基準の適否 | 均 | 日平均値の 日平均値の | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の | 環境基準の適否 | 昼間の1時間値 | 昼間の1時間値 の最高値 | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の 年間98%値 | 環境基準の適否 | 設置主 |
| | | (ppm) (p | | 商○ 否×) | (ppm) | (ppm) | (適〇 否×) | (ppm) | (ppm) | (適○ 否×) | (ppm) | (ppm) | (適○ 否×) | (mg/m³) | (mg/m³) | (適〇 否×) | (μg/m³) | (μg/m³) | (適○ 否×) | 体 |
| さいたま市役所 | 市 役 所 | 0.002 0. | .004 | 0 | 0.018 | 0.035 | 0 | 0.3 | 0.7 | 0 | 0.029 | 0.138 | × | 0.022 | 0.050 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市根岸 | 根岸東児童公園 | | | (| 0.018 | 0.035 | \circ | | | | 0.030 | 0.150 | × | 0.022 | 0.057 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市駒場 | 駒場運動公園 | 0.001 0. | .002 | 0 | 0.017 | 0.033 | 0 | | | | 0.029 | 0.136 | × | 0.019 | 0.049 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市大宮 | 大宮小学校 | 0.001 0. | .003 | 0 | 0.018 | 0.035 | 0 | | | | 0.028 | 0.138 | × | 0.021 | 0.052 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市宮原 | 宮原中学校 | | | (| 0.021 | 0.037 | 0 | | | | 0.028 | 0.136 | × | 0.028 | 0.059 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市春里 | 春里中学校 | | | (| 0.019 | 0.036 | 0 | | | | 0.030 | 0.153 | × | 0.018 | 0.050 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市指扇 | 指扇小学校 | 0.002 0. | .003 | 0 | 0.017 | 0.034 | \circ | 0.4 | 0.7 | 0 | 0.028 | 0.129 | × | 0.024 | 0.053 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市片柳 | 片柳中学校 | 0.003 0. | .005 | 0 | 0.014 | 0.030 | 0 | | | | 0.029 | 0.132 | × | 0.024 | 0.053 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市岩槻 | 岩槻区役所 | | | (| 0.017 | 0.035 | \circ | | | | 0.029 | 0.145 | × | 0.022 | 0.053 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市城南 | 城南中学校 | 0.001 0. | .003 | 0 | 0.017 | 0.035 | 0 | | | | 0.030 | 0.134 | × | 0.020 | 0.052 | 0 | | | | 政 |
| 衛 生 研 究 所 | 衛 生 研 究 所 | | | (| 0.016 | 0.034 | 0 | | | | 0.031 | 0.143 | × | 0.023 | 0.054 | 0 | | | | 県 |
| 川越市川越 | 市所有地 | 0.001 0. | .002 | 0 | 0.016 | 0.030 | \circ | | | | 0.030 | 0.134 | × | 0.019 | 0.054 | 0 | | | | 政 |
| 川越市高階 | 歌声の杜公園 | 0.001 0. | .002 | \bigcirc | 0.016 | 0.032 | 0 | | | | 0.031 | 0.141 | × | 0.021 | 0.054 | 0 | | | | 政 |

| | | = | 酸化硫 | 黄 | = | 酸化窒 | 素 | _ | 酸化炭 | 素 | 光化学 | オキシ | ダント | 浮遊 | 粒子状 | 物質 | 微小 | 粒子状 | 物質 | |
|------------------|---------------------------------------|-------|-------|-----|-------|--------|-----|---------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|----------|-----------------|-----|-----|
| | | 年 | 丑 | 環 | 年 | 日 | 環 | 年 | 日 | 環 | 岳 | 岳 | 環 | 年 | 显 | 環 | 年 | 显 | 環 | 設 |
| | | 平 | 平均 | 境基 | 平 | 平均 | 境基 | 平 | 平均 | 境基 | 間の | 間の | 境基 | 平 | 平均 | 境基 | 平 | 平均 | 境基 | |
| 加占日 | 加合担能 | , | 2値%の | 準 | | 年間の | 準 | | 2値%の | 準の | の1年時 | の時 | 準の | | 2値%の | 準 | | 年値 | 準 | 置 |
| 測 定 局 | 測定場所 | 均 | 2%除外に | の適 | 均 | 198 | の適 | 均 | 2%除外 | の適 | 干平時 | の最高に時間値 | の適 | 均 | 2%除外 | の適 | 均 | 98 % | の適 | 主 |
| | | 値 | 値 | 否 | 値 | % 値 | 否 | 値 | 値 | 否 | の年平均値 | 一個個 | 否 | 値 | 外 値 | 否 | 値 | % 値 | 否 | |
| | | (nnm) | (ppm) | (適〇 | | (ppm) | (適〇 | (nnm) | (ppm) | (適〇 | | (ppm) | (適〇 | | (mg/m³) | (適〇 | | (μg/m³) | (適〇 | 体 |
| 111 +4 + 47 , 18 | D. 数 医 然 E 妇 bl. | | | 否X) | | | 否×) | (ppiii) | (ppiii) | 否×) | | | 否×) | | | 否X) | (μg/III) | (µg/III) | 否X | - |
| | 伊勢原第5緑地 | | | 0 | | 0.031 | 0 | 0.0 | 0.0 | | | 0.132 | × | 0.021 | | 0 | | | | 政 |
| | | 0.001 | 0.002 | 0 | 0.013 | | 0 | 0.3 | 0.6 | 0 | 0.032 | | × | 0.022 | | 0 | | | | 県 |
| 熊谷妻沼東川口市横曽根 | 妻沼中央公民館 西 中 学 校 | | | | 0.015 | 0.028 | 0 | | | | 0.032 | 0.130 | × | 0.024 | | 0 | | | | 県政 |
| 川口市南平 | 東スポーツセンター | 0.003 | 0.005 | 0 | 0.019 | | 0 | | | | 0.027 | 0.137 | × | 0.020 | | | | | | 政政 |
| 川口市新郷 | 新郷浄水場 | 0.003 | 0.003 | | | 0.043 | 0 | | | | | 0.137 | × | 0.013 | | 0 | | | | 政政 |
| 川口市芝 | 樋ノ爪児童公園 | | | | 0.015 | | 0 | | | | | 0.123 | × | 0.020 | | 0 | | | | 政政 |
| 行田 | | | | | 0.013 | | 0 | | | | | 0.148 | × | 0.025 | | 0 | | | | 県 |
| 秩 父 | 農林振興センター | 0.001 | 0.002 | 0 | | 0.019 | 0 | | | | 0.028 | | × | 0.023 | | | | | | 県 |
| 所沢市東所沢 | | 0.001 | | 0 | | 0.013 | 0 | | | | 0.029 | | × | 0.020 | | | | | | 政 |
| 所沢市北野 | | 0.001 | | | | 0.032 | 0 | | | | 0.030 | | × | 0.020 | | | | | | 政 |
| 所沢市中富 | 所沢市民武道館 | | | | 3.313 | | | | | | 0.029 | | × | | | Ť | | | | 政 |
| 飯能 | 県土整備事務所 | | | | 0.010 | 0.019 | 0 | | | | 0.032 | | × | 0.020 | 0.048 | | | | | 県 |
| 加須 | 礼羽小学校 | | | | | 0.028 | 0 | | | | | 0.138 | × | 0.024 | | 0 | | | | 県 |
| 環境科学国際C | 環境科学国際センター | 0.001 | 0.003 | 0 | | 0.030 | 0 | | | | 0.032 | | × | 0.022 | | 0 | | | | 県 |
| 本 庄 | 本庄東中学校 | 0.001 | 0.002 | 0 | 0.013 | 0.025 | 0 | | | | 0.032 | 0.134 | × | 0.023 | 0.055 | 0 | | | | 県 |
| 本 庄 児 玉 | 児玉児童公園 | | | | 0.009 | 0.017 | 0 | | | | 0.035 | 0.138 | × | 0.020 | 0.047 | 0 | | | | 県 |
| 東 松 山 | 五領町近隣公園 | | | | 0.015 | 0.028 | 0 | | | | 0.032 | 0.147 | × | 0.020 | 0.051 | 0 | | | | 県 |
| 春日部 | 谷原第1公園 | 0.001 | 0.003 | 0 | 0.016 | 0.034 | 0 | | | | 0.031 | 0.159 | × | 0.023 | 0.058 | 0 | | | | 県 |
| 狭 山 | 堀兼公民館 | | | | 0.016 | 0.029 | 0 | | | | 0.030 | 0.133 | × | 0.025 | 0.062 | 0 | | | | 県 |
| 羽 生 | 中央公園 | 0.001 | 0.003 | 0 | 0.013 | 0.028 | 0 | | | | 0.033 | 0.136 | × | 0.031 | 0.062 | 0 | | | | 県 |
| 鴻巣 | 市 役 所 | 0.003 | 0.007 | 0 | 0.014 | 0.027 | 0 | | | | 0.033 | 0.150 | × | 0.026 | 0.064 | 0 | 15.0 | 39.3 | × | 県 |
| 深谷 | 桜ヶ丘小学校 | | | | 0.012 | 0.023 | 0 | | | | 0.035 | 0.139 | × | 0.021 | 0.055 | 0 | | | | 県 |
| 上 尾 | 浅間台大公園 | 0.001 | 0.003 | 0 | 0.014 | 0.028 | 0 | | | | 0.033 | 0.149 | × | 0.027 | 0.057 | 0 | | | | 県 |
| 草加市西町 | 草加保健所 | 0.001 | 0.004 | 0 | 0.020 | 0.041 | 0 | 0.2 | 0.4 | 0 | 0.030 | 0.150 | × | 0.022 | 0.050 | 0 | | | | 市 |
| 越谷市東越谷 | 東越谷第二公園 | 0.001 | 0.004 | 0 | 0.019 | 0.038 | 0 | | | | 0.028 | 0.151 | × | 0.022 | 0.054 | 0 | | | | 政 |
| 戸田・蕨 | 旧川口保健所戸田・蕨分室 | 0.001 | 0.003 | 0 | 0.021 | 0.042 | 0 | | | | 0.030 | 0.154 | × | 0.027 | 0.058 | 0 | | | | 県 |
| 戸田市中町 | | 0.001 | | 0 | 0.018 | 0.037 | 0 | 0.3 | 0.7 | 0 | | 0.140 | × | 0.022 | 0.050 | 0 | | | | 市 |
| 入間 | | 0.001 | 0.002 | 0 | | 0.027 | 0 | | | | 0.031 | | | 0.021 | | 0 | | | | 県 |
| 鳩 ヶ 谷 | | | | | | 0.038 | | | | | | 0.122 | | 0.023 | | | | | | 県 |
| | 第四小学校 | | _ | _ | | 0.039 | | | | | | 0.127 | | 0.023 | | | | | | 県 |
| - | 水道管理センター | | 0.002 | 0 | | 0.038 | | | | | | 0.123 | | 0.024 | | _ | | | | 県 |
| | 久喜南中学校 | | 0.05- | | | 0.035 | | | | | | 0.148 | | 0.022 | | | 10- | | | 県 |
| 八潮 | | 0.001 | 0.003 | 0 | | 0.043 | | | | | | 0.122 | × | 0.026 | | | 16.0 | 41.4 | × | 県 |
| | 市役所 | 0.001 | 0.000 | | | 0.032 | | | | | | 0.127 | × | 0.021 | | | | | | 県 |
| | 早稲田小学校 | | 0.003 | 0 | | 0.041 | | | | | | 0.137 | × | 0.023 | _ | _ | | | | 県 |
| | 蓮田中央小学校 | | | | | 0.036 | | | | | | 0.154 | × | 0.023 | | | | $\vdash \vdash$ | | 県 |
| | 芦山公園 | 0.001 | 0.000 | | | 0.026 | | | | | | 0.143 | | 0.024 | | | 10.4 | 47.0 | | 県 |
| 幸手 | | _ | _ | 0 | | 0.030 | | | | | 0.031 | | | 0.030 | _ | _ | 18.4 | 47.6 | × | 県 |
| | 高麗川南公民館 | | | 0 | _ | 0.022 | | | | | | 0.136 | × | 0.020 | | | | | | 県県 |
| | 福祉会館 | | 0.002 | 0 | | 0.019 | | | | | | 0.132 | × | 0.025 | | _ | | | | 県 |
| 東 秩 父 | | | 0.001 | 0 | | 0.018 | | 0.2 | 0.3 | 0 | | 0.155 | × | 0.020 | | | | | | 県 |
| | 寄居小学校 | | | _ | | 0.009 | | 0.2 | 0.5 | | | 0.123 | | 0.017 | _ | _ | | | | 県 |
| [四 店 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 0.001 | 0.002 | | 0.007 | 0.013 | 0 | | | | 0.034 | 0.140 | ^ | 0.017 | 0.044 | | | | | 717 |

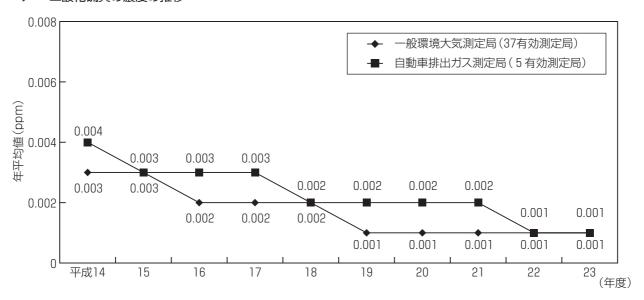
イ 自動車排出ガス測定局

| | | = | 酸化硫 | 黄 | = | 酸化窒 | 素 | _ | 酸化炭 | 素 | 浮遊 | 粒子状 | :物質 | 微小 | 粒子状 | 物質 | |
|-------------|--------------|---------|-------|------------|---------|-----------------|------------|---------|-------|------------|---------|---------|------------|---------|-----------------|------------|------|
| 測定局 | 測定場所 | 年 平 均 値 | 日平均値の | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の 年間98%値 | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の | 環境基準の適否 | 年 平 均 値 | 日平均値の 年間98%値 | 環境基準の適否 | 設置主体 |
| | | (ppm) | (ppm) | (適〇 否×) | (ppm) | (ppm) | (適〇 否×) | (ppm) | (ppm) | (適〇 否×) | (mg/m³) | (mg/m³) | (適〇 否×) | (μg/m³) | (μg/m³) | (適〇 否×) | |
| さいたま市曲本自排 | 国道17号新大宮バイパス | 0.001 | 0.002 | 0 | 0.026 | 0.046 | \circ | | | | 0.028 | 0.064 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市辻自排 | 東京外環自動車道 | | | | 0.026 | 0.045 | \circ | 0.5 | 0.9 | 0 | 0.028 | 0.054 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市三橋自排 | 国道17号新大宮バイパス | | | | 0.028 | 0.048 | \circ | 0.4 | 0.8 | 0 | 0.026 | 0.058 | 0 | 19.3 | 50.9 | × | 政 |
| さいたま市大和田自排 | 県道さいたま菖蒲線 | | | | 0.020 | 0.035 | \circ | | | | 0.021 | 0.055 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市与野公園自排 | 国道17号新大宮バイパス | | | | 0.025 | 0.042 | \circ | | | | 0.020 | 0.051 | 0 | | | | 政 |
| さいたま市西原自排 | 東北縦貫自動車道 | | | | 0.025 | 0.043 | \circ | | | | 0.021 | 0.054 | 0 | | | | 政 |
| 川越市仙波 | 国 道 1 6 号 | | | | 0.024 | 0.041 | \circ | 0.3 | 0.6 | 0 | 0.021 | 0.049 | 0 | | | | 政 |
| 熊谷肥塚自排 | 国道17号熊谷バイパス | 0.001 | 0.002 | 0 | 0.025 | 0.040 | \circ | 0.4 | 0.7 | 0 | 0.025 | 0.058 | 0 | | | | 県 |
| 川口市安行 | 県道足立川口線 | | | | 0.028 | 0.047 | \circ | | | | 0.023 | 0.057 | 0 | | | | 政 |
| 川口市神根 | 東京外環自動車道 | | | | 0.025 | 0.045 | \circ | 0.4 | 0.7 | 0 | 0.024 | 0.058 | 0 | | | | 政 |
| 所沢市航空公園 | 国 道 4 6 3 号 | | | | 0.019 | 0.033 | \circ | | | | 0.020 | 0.049 | 0 | | | | 政 |
| 所 沢 市 和 ヶ 原 | 国 道 4 6 3 号 | | | | 0.020 | 0.036 | 0 | 0.6 | 0.9 | 0 | 0.022 | 0.057 | 0 | | | | 政 |
| 東松山岩鼻自排 | 国 道 4 0 7 号 | | | | 0.019 | 0.032 | \circ | | | | | | | | | | 県 |
| 春日部増戸自排 | 国 道 1 6 号 | | | | 0.024 | 0.044 | \circ | | | | 0.025 | 0.059 | 0 | | | | 県 |
| 鴻巣天神自排 | 国 道 1 7 号 | 0.001 | 0.002 | 0 | 0.023 | 0.037 | \circ | | | | 0.028 | 0.061 | 0 | 15.8 | 39.4 | × | 県 |
| 深谷原郷自排 | 国 道 1 7 号 | | | | 0.015 | 0.028 | \circ | | | | | | | | | | 県 |
| 草加市花栗自排 | 国道4号草加バイパス | 0.003 | 0.005 | 0 | 0.025 | 0.049 | \circ | | | | 0.024 | 0.057 | 0 | | | | 市 |
| 草加市原町自排 | 東京外環自動車道 | | | | 0.027 | 0.045 | \circ | | | | 0.023 | 0.059 | 0 | | | | 市 |
| 戸田美女木自排 | 国道17号新大宮バイパス | 0.001 | 0.003 | 0 | 0.034 | 0.054 | \circ | 0.6 | 1.0 | 0 | 0.025 | 0.055 | 0 | 19.4 | 46.7 | × | 県 |
| 戸田市早瀬 | 国道17号新大宮バイパス | | | | 0.033 | 0.052 | \circ | 0.5 | 0.9 | 0 | 0.024 | 0.056 | 0 | | | | 市 |
| 国設入間自排※ | 国 道 1 6 号 | | | | 0.023 | 0.035 | 0 | 0.4 | 0.6 | 0 | 0.025 | 0.047 | 0 | (13.3) | (31.7) | _ | 国 |
| 鳩ヶ谷三ツ和自排 | 国 道 1 2 2 号 | | | | 0.029 | 0.050 | 0 | | | | 0.025 | 0.057 | 0 | | | | 県 |
| 朝霞幸町自排 | 国 道 2 5 4 号 | | | | 0.032 | 0.053 | 0 | 0.6 | 0.9 | 0 | 0.023 | 0.059 | 0 | | | | 県 |
| 和光新倉自排 | 東京外環自動車道 | | | | 0.023 | 0.038 | 0 | | | | 0.025 | 0.059 | 0 | | | | 県 |
| 久喜本町自排 | 県道さいたま栗橋線 | | | | 0.028 | 0.047 | 0 | | | | 0.027 | 0.062 | × | | | | 県 |
| 鶴ヶ島自排 | 首都圏中央連絡自動車道 | | | | 0.019 | 0.033 | 0 | | | | 0.022 | 0.053 | 0 | | | | 県 |
| 寄居桜沢自排 | 国 道 1 4 0 号 | | | | 0.020 | 0.032 | 0 | | | | | | | | | | 県 |

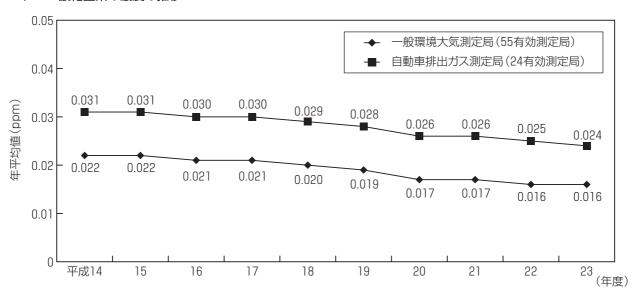
注) ※国設入間自排局は、国が設置し、県が管理する測定局です。 () を付した国設入間自排局の微小粒子状物質については、標準測定法と等価性を有すると評価された機種で測定されたものではないため 参考値扱いとしました。

(12) 各物質の年平均値の推移

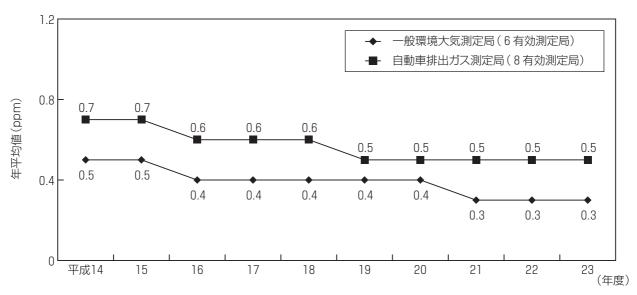
ア 二酸化硫黄の濃度の推移



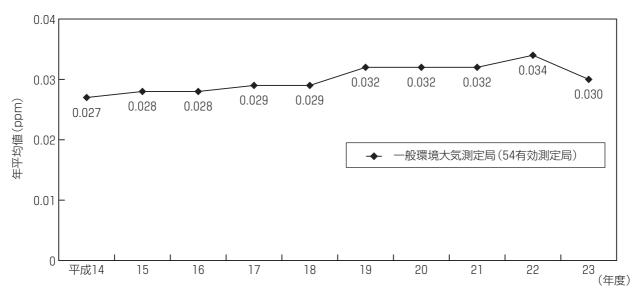
イ 二酸化窒素の濃度の推移



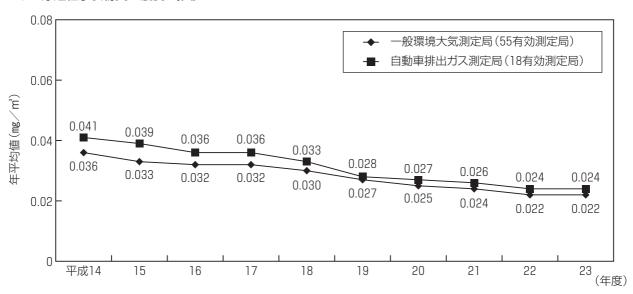
ウ 一酸化炭素の濃度の推移



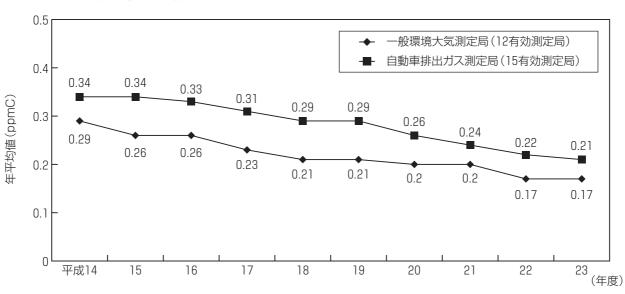
エ 光化学オキシダントの濃度の推移



オ 浮遊粒子状物質の濃度の推移



カ 非メタン炭化水素濃度の推移



(単位:日)

(13) 都道府県別光化学スモッグ注意報 (警報) 発令日数の推移

| 都用 | · 特県 | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-----|---------|------|---------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| Ш | 形 | 県 | | | | | | | | 1 | | |
| 福 | 島 | 県 | 1 | | 2 | 1 | 1 | | | 3 | 1 | |
| 茨 | 城 | 県 | 13 | 14 | 18 | 13 | 10 | 15 | 5 | 6 | 14 | 2 |
| / 栃 | 木 | 県 | 11 | 8 | 7 | 14 | 8 | 16 | 5 | 7 | 16 | 11 |
| 群 | 馬 | 県 | 15 | 2 | 15 | 10 | 5 | 8 | 11 | 6 | 12 | 10 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 埼 | 玉 | 県 | 21 | 19 | 23 | 26(1) | 16 | 32 | 18 | 14 | 25 | 17 |
| 千 | 葉 | 県 | 21(2) | 11 | 28 | 28 | 11 | 17 | 12 | 3 | 15 | 11 |
| 東 | 京 | 都 | 19 | 8 | 18 | 22 | 17 | 17 | 19 | 7 | 20 | 9 |
| 神 | 奈 川 | 県 | 11 | 6 | 16 | 7 | 14 | 20 | 11 | 4 | 10 | 5 |
| Ш | 梨 | 県 | 12 | 5 | 5 | 9 | 12 | 15 | 4 | 3 | 11 | 2 |
| 長 | 野 | 県 | | | | | | | 1 | | | |
| 新 | 潟 | 県 | | | | | | 1 | | | | |
| 福 | 井 | 県 | 1 | | | | | | | | | |
| 富 | 山 | 県 | 1 | | 2 | | | 1 | | | | |
| 静 | 岡 | 県 | 4 | 1 | 5 | | 9 | 7 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| 愛 | 知 | 県 | | 1 | | 1 | 2 | 5 | 9 | 9 | 1 | 1 |
| 三 | 重 | 県 | | | 1 | 2 | 2 | | | | 2 | |
| 岐 | 阜 | 県 | 3 | | 3 | 1 | 4 | 2 | 4 | 3 | | |
| 滋 | 賀 | 県 | 4 | 2 | 2 | 7 | 6 | 5 | 2 | 6 | 4 | 1 |
| 京 | 都 | 府 | 5 | | 3 | 7 | 7 | 10 | 6 | 4 | 11 | 1 |
| 大 | 阪 | 府 | 11 | 14 | 10 | 10 | 17 | 11 | 7 | 13 | 12 | 4 |
| 兵 | 庫 | 県 | 8 | 7 | 6 | 9 | 8 | 4 | 6 | 5 | 2 | |
| 奈 | 良 | 県 | 5 | 2 | 5 | 7 | 3 | | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 和 | 歌 山 | 県 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | | |
| 岡 | Ш | 県 | 3 | 1 | | 1 | 8 | 6 | 6 | 4 | 9 | 3 |
| 広 | 島 | 県 | 9 | 4 | 13 | 8 | 9 | 6 | 5 | 6 | 7 | 1 |
| Ш | | 県 | 4 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | | |
| 徳 | 島 | 県 | 1 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | | | |
| 香 | Ш | 県 | | | | | | 1 | | | | |
| 愛 | 媛 | 県 | | 1 | 1 | | | 3 | 1 | 3 | 3 | |
| 高 | 知 | 県 | | | | | | | | | | 1 |
| 福 | 畄 | 県 | | | | | | 4 | 2 | 2 | | |
| 佐 | 賀 | 県 | | | | | | | 1 | 2 | 1 | |
| 長 | 崎 | 県 | | | | | 1 | 3 | | 2 | 1 | 1 |
| 熊 | 本 | 県 | | | | | 1 | 4 | | 2 | | |
| 大 | | 県 | | | | | | 1 | | 3 | | |
| 鹿 | 児 島 | 県 | | | | | | | | 1 | | |
| 合 | | 計 | 184(2) | 108 | 189 | 185(1) | 177 | 220 | 144 | 123 | 182 | 82 |
| | | 11.1 | - · \-/ | | | \ - / | | | | | | |

^()内は警報発令延日数(内数)

(14) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位:人)

| 都府 | :県 | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|---|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 福 | 島 | 県 | | | 140 | 13 | | | | 95 | | |
| 茨 | 城 | 県 | | 6 | | 5 | 9 | | | | 33 | |
| 栃 | 木 | 県 | | | 11 | 16 | 1 | 21 | 20 | | | 1 |
| 群 | 馬 | 県 | 8 | | 3 | | | 2 | | | | 58 |
| 埼 | 玉 | 県 | 466 | 218 | 3 | 883 | 36 | 4 | 3 | | 7 | 9 |

| 都用 | · 特県 | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|---------|---|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|----|
| 千 | 葉 | 県 | 290 | 1 | 71 | | 13 | 1 | 3 | | 14 | |
| 東 | 京 | 都 | 410 | 12 | 159 | 247 | 2 | | 94 | | 18 | |
| 神 | 奈 川 | 県 | 124 | 17 | 4 | 276 | 199 | 4 | 14 | 5 | 26 | 1 |
| 新 | 潟 | 県 | | | | | | 352 | | | | |
| 福 | 井 | 県 | 6 | | | | | | | | | |
| 静 | 畄 | 県 | | | | | 3 | 204 | 3 | 21 | | |
| 愛三 | 知 | 県 | | | | 2 | | 771 | | 733 | 12 | |
| | 重 | 県 | | | | 9 | | | | | | |
| 岐 | 阜 | 県 | | | | | | 3 | | | | |
| 京 | 都 | 府 | 1 | | 1 | 3 | | | | | | |
| 大 | 阪 | 府 | 4 | | | 41 | | | | | 1 | |
| 兵 | 庫 | 県 | 38 | | | | | | | | | |
| 岡 | Ш | 県 | | | | | 26 | 3 | 82 | | 4 | |
| 広 | 島 | 県 | | | | | | | 3 | 6 | | |
| Ш | | 県 | | | | | | | | 6 | | |
| 徳 | 島 | 県 | | | 1 | | | | | | | |
| 愛 | 媛 | 県 | | | | | | 1 | 10 | | 8 | |
| 福 | 畄 | 県 | | | | | | 513 | 168 | 33 | | |
| 佐 | 賀 | 県 | | | | | | | | 4 | 5 | |
| 長 | 崎 | 県 | | | | | | 28 | | 1 | | |
| 熊 | 本 | 県 | | | | | | 3 | | 2 | | |
| 大 | 分 | 県 | | | | | | | | 1 | | |
| 鹿 | 児 島 | 県 | | | | | | | | 3 | | |
| 合 | | 計 | 1,347 | 254 | 393 | 1,495 | 289 | 1,910 | 400 | 910 | 128 | 69 |

(15) 有害大気汚染物質の環境基準

| 物質 | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|---------|------------------------------|------------------------------|---------------|----------------------------|
| 環境上 の条件 | 1 年平均値が0.003mg/㎡ 以下であること | 1 年平均値が0.2mg/㎡であ | ること | 1 年平均値が0.15mg/㎡ 以下であること |
| 測定方法 | キャニスター若しくは捕タ これと同等以上の性能をマ | 集管により採取した試料をガ 有すると認められる方法 | スクロマトグラフ質量分析言 | †により測定する方法又は |
| 告 示 年月日 | | 平成9年2月4日 | 平成13年4月20日 | |

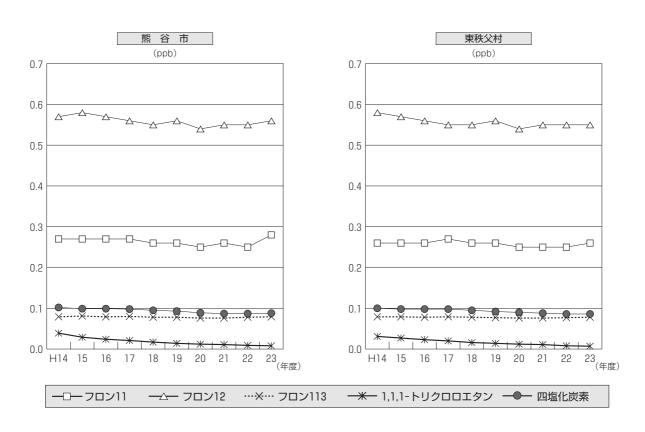
(16) 有害大気汚染物質の環境基準達成状況 (平成23年度)

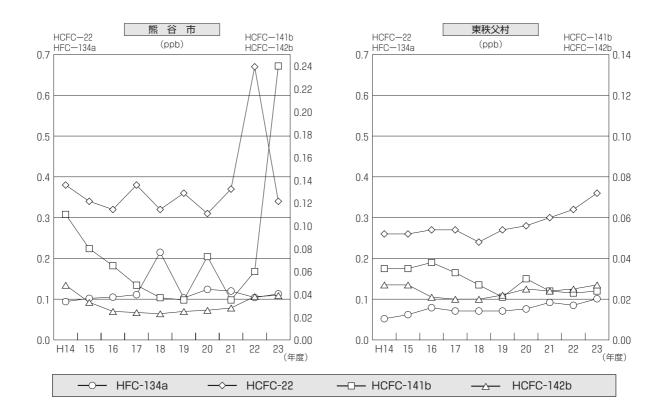
| | 測定地点数 | 達成地点数 | 達成率(%) |
|------------|-------|-------|--------|
| ベンゼン | 25 | 25 | 100 |
| トリクロロエチレン | 20 | 20 | 100 |
| テトラクロロエチレン | 20 | 20 | 100 |
| ジクロロメタン | 20 | 20 | 100 |

(17) 有害大気汚染物質モニタリング結果(平成23年度)

| 測定物質名 | 環境基準 | 単位 | 一般環境 | 地点数 | 固定発生源周辺 | 地点数 | 沿道 | 地点数 |
|--------------|-------|-------|---------------------|-----|---------|-----|-------------|-----|
| ベンゼン | 3以下 | | $0.92 \sim 1.6$ | 16 | 1.1 | 1 | 1.2~1.6 | 8 |
| トリクロロエチレン | 200以下 | | 0.51~2.7 | 16 | 1.5 | 1 | 1.1~1.4 | 3 |
| テトラクロロエチレン | 200以下 | | 0.10~0.55 | 16 | 0.23 | 1 | 0.18~1.2 | 3 |
| ジクロロメタン | 150以下 | | 1.6~5.8 | 16 | 3.4 | 1 | 2.1~7.0 | 3 |
| アクリロニトリル | _ | | 0.020~0.087 | 16 | 0.064 | 1 | 0.036~0.062 | 3 |
| 塩化ビニルモノマー | _ | | $0.0072 \sim 0.041$ | 16 | 0.026 | 1 | 0.017~0.026 | 3 |
| クロロホルム | _ | - /3 | 0.10~0.26 | 16 | 0.20 | 1 | 0.16~0.19 | 3 |
| 1,2-ジクロロエタン | _ | μg/m³ | $0.087 \sim 0.13$ | 16 | 0.11 | 1 | 0.10 | 3 |
| 1,3-ブタジエン | _ | | $0.071 \sim 0.13$ | 16 | 0.12 | 1 | 0.15~0.22 | 8 |
| キシレン類 | _ | | 1.5~3.1 | 9 | 2.5 | 1 | 2.2~6.1 | 7 |
| トルエン | _ | | 9.5~12 | 9 | 18 | 1 | 11~26 | 7 |
| アセトアルデヒド | _ | | 1.4~3.0 | 10 | _ | _ | 1.7~3.1 | 5 |
| ホルムアルデヒド | _ | | 1.8~2.9 | 10 | _ | _ | 1.8~3.0 | 5 |
| 酸化エチレン | _ | | 0.058~0.10 | 11 | _ | _ | 0.12 | 1 |
| ベンゾ [a] ピレン | _ | | $0.083 \sim 0.17$ | 9 | 0.12 | 1 | 0.14~0.23 | 6 |
| クロム及びその化合物 | _ | | 2.8~6.4 | 11 | 2.7 | 1 | _ | _ |
| 水銀及びその化合物 | _ | | 2.0~2.6 | 11 | _ | _ | _ | _ |
| ニッケル化合物 | _ | | 2.6~6.6 | 12 | 2.4 | 1 | _ | _ |
| ヒ素及びその化合物 | _ | | $0.69 \sim 1.7$ | 12 | 0.56 | 1 | _ | _ |
| ベリリウム及びその化合物 | _ | ng/m³ | $0.0079 \sim 0.064$ | 11 | 0.017 | 1 | _ | _ |
| マンガン及びその化合物 | _ | | 15~28 | 11 | 13 | 1 | _ | _ |
| 亜鉛及びその化合物 | _ | | 60~86 | 8 | 63 | 1 | _ | _ |
| バナジウム及びその化合物 | _ | | 2.9~4.0 | 8 | 3.9 | 1 | _ | _ |
| カドミウム及びその化合物 | _ | | 0.25~0.35 | 8 | 0.17 | 1 | _ | _ |
| 鉛及びその化合物 | _ | | 0.011~12 | 8 | 5.6 | 1 | _ | _ |

(18) 地球環境モニタリング調査結果





(19) フロン回収破壊法・自動車リサイクル法の登録業者数

(H24.3.31現在)

| | | 事業 | 所数 | 事業 | 者数 |
|--------------|------------|-------|-------|-------|-------|
| フロン回収破壊法 | 第1種フロン回収業者 | 2,0 |)80 | 1,9 | 981 |
| 白動車1144人为11分 | 自動車引取業者 | 2,091 | 2 604 | 1,431 | 1 069 |
| 自動車リサイクル法 | フロン回収業者 | 593 | 2,684 | 432 | 1,863 |

[※]自動車リサイクル法については、さいたま市と川越市を除く

(20) フロン回収量実績

| 左应 | フロン回収破壊法 (業務用冷凍空調機器) | | | | | AC I | | | | |
|----|-------------------------|------|-------|------|-------|------|------|-------|--|--|
| 年度 | 廃棄 | 整備 | 合計 | 県 | Ħ | ī | 合計 | 総計 | | |
| | 光 | 金 畑 | | | さいたま市 | 川越市 | | | | |
| 19 | 97.2 | 28.8 | 126.0 | 35.6 | 10.7 | 6.7 | 53.0 | 179.0 | | |
| 20 | 103.3 | 60.5 | 163.8 | 37.9 | 11.6 | 9.3 | 58.8 | 222.6 | | |
| 21 | 98.7 | 62.0 | 160.7 | 42.0 | 13.7 | 10.0 | 65.7 | 226.4 | | |
| 22 | 110.1 | 61.6 | 171.7 | 36.5 | 11.7 | 8.7 | 56.9 | 228.6 | | |
| 23 | 131.3 | 69.6 | 200.9 | 21.5 | 7.7 | 7.2 | 36.4 | 237.3 | | |

^{**}フロン回収破壊法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備(修理)の際に回収したフロン

[※]自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出。

3 化学物質関係

(1) 化学物質管理制度

| | | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律(化学物質管理促進法) | 埼 玉 県 生 活 環 境 保 全 条 例 (県条例) |
|-----|------------------------|--|--|
| 対 | 業種 | 製造業等 | 等24業種 |
| 象 | 従 業 員 数 | 21 人以」 | 上(全社) |
| 事業所 | 事業所ごとの 年間取扱量等 | 特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設(*2)(量に関係なく届出) | 0.5トン以上 |
| 対象 | 化学物質(*1) | 第一種指定化学物質 462物質 (特定第一種指定化学物質を含む。) | 特定化学物質 601物質 ○第一種指定化学物質 462 (特定第一種指定化学物質を含む。) ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 39 |
| 届出 | (報告) 内容 | 環境中への排出量、事業所外への移動量 | 取扱量(使用量、製造量、取り扱う量) |
| | 者による管理 善や環境保全 取組 | 化学物質管理指針に基づく適正管理 | 特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出(*3) ・環境負荷低減主任者の選任 |

備考 政令及び県条例の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質の物質数が変わった。

(*1) 対象化学物質

第一種指定化学物質:人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する 化学物質

特定第一種指定化学物質:第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質

第二種指定化学物質:人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質

県 独 自 に 定 め た 物 質: 化学物質管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用 の疑いのある物質など。

- (*2) 特別要件施設:下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。
- (*3) 適正管理のための手順書:各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

ア 化学物質の排出量・移動量及び取扱量の集計結果(平成22年度データ/平成23年度届出)

事業所から届出された化学物質の排出量等の集計結果は次のとおりです。

埼玉県の届出排出量は、全国第4位と多く、トルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物が多いことが特徴です。

なお、化学物質管理促進法と県条例では、届出等の要件が異なるために、件数や取扱量は一致しません。 また、県条例に基づく集計結果については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく報告データ も含んでいます。

(ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位:トン/年)

| | _ | | | | | | | (1 1 | | |
|----------------------------------|-----|-------|-----|---------|-----|---------|-------|-------|-----------|--|
| 業種 | | 化学 | 生物質 | 質管理促进 | 進法 | | 県 条 例 | | | |
| 未 俚 | 件 | 数 | 排出 | ∃量 (*4) | 移動 | J量 (*5) | 件 | 数 | 取扱量(*6) | |
| 製造業 | | 793 | | 8,649 | | 8,513 | | 879 | 386,895 | |
| 出版・印刷・同関連産業 | | 63 | 1 | 1,260 | 4 | 786 | | 68 | 15,059 | |
| 化学工業(医薬品製造業、農薬製造業を含む。) | 2 | 177 | 3 | 1,246 | 1 | 3,538 | 2 | 186 | 2 228,785 | |
| プラスチック製品製造業 | 4 | 92 | 2 | 1,247 | 3 | 812 | 4 | 93 | ⑤ 23,132 | |
| 金属製品製造業 | 3 | 116 | (5) | 1,045 | 2 | 1,249 | 3 | 135 | 7,103 | |
| 電気機械器具製造業(電気計測器製造業を含む。) | | 61 | | 172 | (5) | 690 | (5) | 70 | 4 62,187 | |
| 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、舶用機関製造業を含む。) | | 57 | 4 | 1,150 | | 304 | | 67 | 4,409 | |
| 石油卸壳業 | | 20 | | 5 | | 0 | | 19 | ③ 77,275 | |
| 燃料小壳業 | 1 | 636 | | 122 | | 0 | 1 | 613 | ① 351,267 | |
| 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。) | (5) | 70 | | 1 | | 7 | | 31 | 724 | |
| その他 | | 101 | | 337 | | 212 | | 84 | 9,636 | |
| 合 計 | | 1,620 | | 9,114 | | 8,732 | | 1,626 | 825,797 | |

(注)○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(*4) 排出量:事業所の生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への排出が全体の97%を占める。

(*5) 移動量:事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99%を占める。

(*6) 取扱量:使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し

替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ)物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量 (単位:トン/年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

| 物質名 | | 化 | 学物質 | 質管理促進 | 法 | | 県 条 例 | | | | |
|--------------------|-----|-----|-----|--------|-----|--------|-------|-----|-----|---------|--|
| 物 質 名 | 件数 | | 扌 | 排出量 | | 移動量 | | 件数 | | 取扱量 | |
| エチルベンゼン | 4 | 696 | (5) | 357 | | 211 | 3 | 697 | | 31,551 | |
| 塩化第二鉄 | | 59 | | 1 | 3 | 655 | | 63 | | 3,306 | |
| キシレン | 2 | 892 | 2 | 906 | 4 | 440 | 1 | 917 | 2 | 106,445 | |
| ジクロロメタン (別名塩化メチレン) | | 147 | 3 | 602 | | 227 | | 98 | | 1,682 | |
| ヘキサメチレンテトラミン | | 8 | | 0 | 2 | 762 | | 9 | | 1,096 | |
| 1,2,4ートリメチルベンゼン | 3 | 701 | | 125 | | 49 | 4 | 686 | 3 | 56,474 | |
| トルエン | 1 | 901 | 1 | 5,422 | 1 | 3,677 | 2 | 914 | 1 | 257,700 | |
| 鉛 | | 18 | | 0 | | 2 | | 21 | (5) | 43,464 | |
| フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) | | 59 | | 8 | (5) | 427 | | 63 | | 16,367 | |
| ノルマルーヘキサン | | 613 | 4 | 484 | | 170 | (5) | 603 | 4 | 52,543 | |
| ベンゼン | (5) | 642 | | 13 | | 0 | | 556 | | 10,852 | |
| ダイオキシン類 | | 162 | | (4.07) | | (81.4) | | _ | | - | |
| 塩化水素(塩酸を含む) | | _ | | _ | | _ | | 186 | | 10,346 | |
| 硝酸 | | _ | | _ | | _ | | 111 | | 8,497 | |
| メタノール | _ | | | _ | | _ | | 205 | | 19,432 | |
| メチルエチルケトン(別名MEK) | _ | | | _ | _ | | | 166 | | 31,745 | |
| 硫酸 (三酸化硫黄を含む) | | _ | | _ | | _ | | 225 | | 35,756 | |

(注)○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

表中、塩化水素以下は化学物質管理促進法の対象外物質(県条例規則で定める物質のうち取扱量上位5物質まで表示)

(ウ) 大気への排出量(上位5物質)(単位:トン/年) (エ) 公共用水域への排出量(上位5物質)(単位:トン/年)

| 加岩 | | 届出排 | 出量 | 加岩 | |
|----|-------------------|----------------|--------|----|------|
| 恒位 | 物質名 | (大気への に占める割 | | 恒位 | |
| 1 | トルエン | 5,419 | (61.5) | 1 | ほう素化 |
| 2 | キシレン | 906 | (10.3) | 2 | ふっ化力 |
| 3 | ジクロロメタン(別名塩化メチレン) | 602 | (6.8) | 3 | マンガン |
| 4 | ノルマルーヘキサン | 484 | (5.5) | 4 | 亜鉛のフ |
| 5 | エチルベンゼン | 357 | (4.0) | 5 | ペルオニ |

| 加岩 | | 届出排出量 | | | |
|----|---------------|-------------------------|--|--|--|
| 順位 | 物質名 | (公共用水域への排 出量に占める割合%) | | | |
| 1 | ほう素化合物 | 104 (34.6) | | | |
| 2 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 91 (30.3) | | | |
| 3 | マンガン及びその化合物 | 36 (11.9) | | | |
| 4 | 亜鉛の水溶性化合物 | 24 (7.9) | | | |
| 5 | ペルオキソ二硫酸の水溶性塩 | 13 (4.3) | | | |

イ 化学物質管理促進法に基づく届出以外の化学物質の排出量推計結果(平成22年度データ/平成23年度届出)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対 象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量 を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア)総排出量(届出排出量+届出外排出量)

(単位:トン/年)

| 届出排出量 | | 総排出量 | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 油山外山里 | 対象業種 | 非対象業種 | 家 庭 | 移動体 | 届出外計 | 1 税 |
| 9,114 (45.9%) | 2,715 (13.6%) | 2,023 (10.2%) | 2,886 (14.5%) | 3,138 (15.8%) | 10,762 (54.1%) | 19,876 (100%) |

(イ)移動体からの排出量

(ウ) 家庭からの排出量(上位5物質)

(上位5物質)(単位:トン/年)

(単位:トン/年)

| 順位 | 物質名 | 排出量 |
|----|----------|-------|
| 1 | トルエン | 1,224 |
| 2 | キシレン | 749 |
| 3 | ベンゼン | 333 |
| 4 | ホルムアルデヒド | 256 |
| 5 | エチルベンゼン | 196 |

| 順位 | 物 質 名 | 製品の例 | 排出量 |
|----|-----------------------------------|-------------|-----|
| 1 | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル | 台所用合成洗剤、化粧品 | 996 |
| 2 | ジクロロベンゼン | 防虫剤、消臭剤 | 670 |
| 3 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 洗濯用合成洗剤 | 488 |
| 4 | ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | シャンプー、合成洗剤 | 125 |
| 5 | 2-アミノエタノール | 合成洗剤の中和剤 | 87 |

(2) 化学物質環境モニタリング調査(平成23年度)

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

川越狭山工業団地周辺(川越市、狭山市)、富士見工業団地(行田市)

イ 調査内容

調査地点:工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点(対照地点)

調査方法:各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果(平均値)

(ア) 川越狭山工業団地

(単位: µg/m³)

| 調査地点名 | | | | Щ | 越狭 | 山工 | 業団 | 地 | | |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| | 環境基準 | 北 | 北東 | 東 | 南東 | 南 | 南西 | 西 | 北西 | 対照 |
| | 水元至中 | 川越市 | 川越市 | 狭山市 | 狭山市 | 狭山市 | 狭山市 | 狭山市 | 川越市 | 狭山市 |
| 調査対象物質 | | 大袋新田 | 南台 | 青柳 | 青柳 | 東三ツ木 | 新狭山 | 新奥富 | 藤倉 | 入間川 |
| トルエン | _ | 11 | 10 | 10 | 10 | 12 | 10 | 9.1 | 10 | 8.7 |
| キシレン | _ | 2.6 | 3.4 | 2.2 | 2.7 | 4.2 | 2.2 | 2.0 | 2.4 | 1.5 |
| エチルベンゼン | _ | 2.0 | 2.1 | 2.0 | 2.8 | 4.7 | 2.0 | 1.7 | 2.4 | 1.5 |
| 1,3,5-トリメチルベンゼン | _ | 0.25 | 0.19 | 0.20 | 0.24 | 0.43 | 0.18 | 0.17 | 0.21 | 0.13 |
| ベンゼン | 3以下 | 1.5 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 0.97 |
| 1,3ーブタジエン | _ | 0.15 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.10 | 0.077 |
| 四塩化炭素 | _ | 0.56 | 0.55 | 0.56 | 0.56 | 0.56 | 0.57 | 0.56 | 0.55 | 0.56 |

(イ) 富士見工業団地

(単位: µg/m³)

| 調査地点名 | | | | | 富士り | 見 工 第 | 美 団 地 | 1 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 環境基準 | 北 | 北東 | 東 | 南東 | 南 | 南西 | 西 | 北西 | 対照 |
| | 水况坐中 | 行田市 行田市 | 行田市 |
| 調査対象物質 | | 若小玉 | 若小玉 | 若小玉 | 小針 | 長野 | 長野 | 長野 | 富士見町 | 荒木 |
| トルエン | _ | 12 | 10 | 10 | 12 | 10 | 11 | 12 | 12 | 9.5 |
| キシレン | _ | 1.7 | 1.5 | 1.7 | 1.8 | 1.5 | 1.8 | 2.1 | 1.8 | 1.5 |
| エチルベンゼン | _ | 1.8 | 1.6 | 1.8 | 1.9 | 1.6 | 1.7 | 2.1 | 1.8 | 1.7 |
| スチレン | _ | 1.2 | 0.31 | 2.2 | 0.97 | 0.42 | 0.53 | 0.48 | 0.48 | 0.30 |
| N,N-ジメチルホルムアミド | _ | 1.2 | 1.7 | 4.1 | 4.2 | 2.6 | 2.5 | 3.9 | 4.7 | 0.42 |
| ジクロロメタン | 150以下 | 3.6 | 3.3 | 4.7 | 2.5 | 2.8 | 2.3 | 2.7 | 2.9 | 2.6 |
| ベンゼン | 3以下 | 0.88 | 0.89 | 0.94 | 0.92 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.91 |
| 1,3ーブタジエン | _ | 0.087 | 0.079 | 0.079 | 0.085 | 0.082 | 0.092 | 0.11 | 0.084 | 0.084 |
| 四塩化炭素 | _ | 0.55 | 0.55 | 0.54 | 0.54 | 0.55 | 0.54 | 0.54 | 0.56 | 0.54 |

(3) 大気中石綿濃度調査結果一覧(平成23年度)

| | | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 総繊維数 | 濃度(本/リット | ル) |
|-----|---------|-------|---------------------------------------|-------|------------|-------|
| No. | 測定地域種別 | 市町村名 | 測定場所 | 夏季調査 | 冬季調査 | 年平均 |
| | | | | | 12/8~12/17 | |
| 1 | 住 宅 地 域 | 熊谷市 | 熊谷市久下公民館 | 0.11 | 0.085 | 0.098 |
| 2 | 住 宅 地 域 | 秩 父 市 | 秩父市文化体育センター | 0.081 | 0.097 | 0.089 |
| 3 | 住 宅 地 域 | 飯能市 | 飯能市役所 | 0.19 | 0.15 | 0.17 |
| 4 | 住 宅 地 域 | 本庄市 | 本庄市児玉総合支所 | 0.11 | 0.079 | 0.095 |
| 5 | 住 宅 地 域 | 春日部市 | 春日部市役所 | 0.11 | 0.063 | 0.087 |
| 6 | 住 宅 地 域 | 羽生市 | 羽生市役所 | 0.099 | 0.056 | 0.078 |
| 7 | 住 宅 地 域 | 深谷市 | 深谷市幡羅公民館 | 0.10 | 0.084 | 0.092 |
| 8 | 住 宅 地 域 | 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市北公民館 | 0.12 | 0.23 | 0.18 |
| 9 | 住 宅 地 域 | 小川町 | 小川町総合福祉センター | 0.11 | 0.15 | 0.13 |
| 10 | 住 宅 地 域 | 久 喜 市 | 久喜市鷲宮東コミュニティセンター | 0.084 | 0.056 | 0.070 |
| 11 | 道路沿線地域 | 草加市 | 草加市花栗自排局 | 0.056 | 0.067 | 0.062 |
| 12 | 道路沿線地域 | 戸田市 | 戸田美女木自排局 | 0.098 | 0.095 | 0.097 |
| 13 | 道路沿線地域 | 入間市 | 国設入間自排局 | 0.26 | 0.11 | 0.19 |
| 14 | その他の地域 | 上尾市 | 上尾市北部浄水場 | 0.17 | 0.056 | 0.11 |
| 15 | その他の地域 | 久 喜 市 | 久喜菖蒲公園 | 0.070 | 0.070 | 0.070 |
| 16 | その他の地域 | 八潮市 | 西袋排水機場 | 0.056 | 0.078 | 0.067 |
| 17 | その他の地域 | 三 芳 町 | 三芳町清掃工場 | 0.10 | 0.063 | 0.082 |
| 18 | その他の地域 | 滑川町 | 滑川町文化スポーツセンター | 0.18 | 0.073 | 0.13 |
| 19 | その他の地域 | 吉 見 町 | 吉見町越中公園 | 0.11 | 0.063 | 0.087 |
| 20 | その他の地域 | 加須市 | 埼玉県環境科学国際センター | 0.59 | 0.57 | 0.58 |

^{** 1}地域ごとに 2 か所、連続する 3 日間で試料採取を実施(1地域ごとに 2 か所× 3 日間= 6 検体)。

^{※ 1}地域の平均値は6検体の数値の幾何(相乗)平均値。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 大気基準適用施設設置状況

(H24.3.31現在)

| 項番号 | | 施 | 景度 | <i>D</i> | の種類 | | | 施設数 | ζ | 事業所数 | | |
|---------------------------------------|------------|----------|---------------------|------------|-----|--|-----|-----|-----|------|----|-----|
| り り り り り り り り り り り り り り り り り り り | | 旭 | 記 | V) | | | 県 | 市 | 計 | 県 | 市 | 計 |
| 1 | 焼結鉱の | 製造の用に | 供する焼約 | 吉炉 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 製鋼用電 | 気炉 | | | | | 3 | 2 | 5 | 3 | 2 | 5 |
| 3 | 亜鉛回収: | 施設 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | アルミニ | ウム合金製 | 造施設 | | | | 46 | 2 | 48 | 10 | 2 | 12 |
| | | 4 t/時以. | Ŀ. | | | | 31 | 26 | 57 | | | |
| | | 2 t / 時以 | 2 t / 時以上~ 4 t /時未満 | | | | | | 85 | | | |
| 5 | 廃棄物 焼却炉 | 200kg/ 民 | | t /時未満 | | | 81 | 11 | 92 | | | |
| | が云いか | 200kg/ 禺 | 持未満 | | | | 110 | 21 | 131 | | | |
| | | | 1 | | 計 | | 297 | 68 | 365 | 207 | 49 | 256 |
| | | 合 | - | | 計 | | 346 | 72 | 418 | 220 | 53 | 273 |

(イ) 水質基準対象施設

(H24.3.31現在)

| 番号 | 施 設 の 種 類 | | 施設数 | | 事業場数 | | | |
|----|--|-----|-----|-----|------|----|-----|--|
| 宙力 | 791 | 県 | 市 | 計 | 県 | 市 | 計 | |
| 1 | 硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | |
| 3 | 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 | アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 5 | 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設の うち廃ガス洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 6 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 7 | カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施 設、廃ガス洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス 洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設 及び廃ガス洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 10 | 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス 洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 11 | ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジ オキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | |
| 13 | 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 14 | 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設 及び廃ガス洗浄施設 | 49 | 0 | 49 | 4 | 0 | 4 | |
| | 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、展ガス洗浄施設、湿式集じん施設 | 125 | 20 | 145 | 56 | 9 | 65 | |
| 15 | 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で 灰の貯留施設 | 39 | 14 | 53 | 19 | 9 | 28 | |
| | あって汚水又は廃液を排出するもの 小 計 | 164 | 34 | 198 | 75 | 18 | 93 | |
| 16 | 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施 設及び分離施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 17 | フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設 | 6 | 0 | 6 | 3 | 0 | 3 | |
| 18 | 下水道終末処理施設 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 | 10 | |
| 19 | 水質基準対象施設(下水道終末処理施設を除く)を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 合 計 | 230 | 35 | 265 | 93 | 19 | 112 | |

事業場数は、複数の特定施設を有する場合、最も事業内容を反映する施設区分で集計した。

(ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(平成23年度)

| | ÷14 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 行 武大 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 行政措置件数 | | | | | |
|----------|-------|---------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|--------|---|-----|-----|--|--|
| | 立入検査数 | | 行政検査数 | | 命 | 令 | 行 政 | 指 導 | | |
| | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | | |
| 大気基準対象施設 | 344 | 64 | 31 | 23 | 3 | 0 | 2 | 4 | | |
| 水質基準対象施設 | 131 | 4 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

イ 設置者による測定結果報告

(ア) 大気基準適用施設

(平成23年度)

| 施設の種類 | | | | 報告加 | 拖 設 数 | 測定結果 (最小~最大) | 基準値を超 | えた施設数 | | |
|--------|--------|----|----|--------|--------|-----------------|-------|-------------------|---|---|
| | | | | | | 県 | 市 | $(ng-TEQ / m^3N)$ | 県 | 市 |
| 製 | 鋼 | 用 | 電 | 気 | 炉 | 3 | 2 | $0.004 \sim 3.3$ | 0 | 0 |
| ア 合 | ル 金 | ミ製 | 二造 | ウ 施 | ム 設 | 37 | 2 | 0.0~0.69 | 0 | 0 |
| 廃 | 棄 | 物 | 焼 | 却 | 炉 | 233 | 62 | $0.0 \sim 9.5$ | 0 | 1 |
| | 合 | | | 計 | | 273 | 66 | _ | 0 | 1 |

(イ) ばいじん及び燃え殻

(平成23年度)

| | 項 | 目 | | 報告施設数 | | 測定結果 (最小~最大) | 基準値を超えた施設数 | | |
|---|----|---|---|-------|----|------------------------------|------------|---|--|
| | | | | 県 | 市 | $(ng\text{-TEQ} \nearrow g)$ | 県 | 市 | |
| ば | γ, | じ | ん | 210 | 50 | $0.0 \sim 160$ | 29 | 4 | |
| 燃 | 7 | え | 殼 | 199 | 52 | 0.0~ 9 | 1 | 1 | |
| | 合 | 計 | | 210 | 54 | _ | 30 | 5 | |

- %1 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1 施設として計上しているため、合計は一致しない。 %2 市とは、法令等により事務が移譲されているさいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市を表す。

(ウ) 水質基準適用事業場

(平成23年度)

| , , | · · · - | | | | |
|-------------|--------------------|-----|----------------|--------|--------|
| 特 定 施 設 | 報告事 | 業場数 | 測定結果(pg-TEQ/L) | 基準値を超え | えた事業場数 |
| 村 化 旭 苡 | 県 | 市 | (最小~最大) | 県 | 市 |
| 廃棄物焼却炉に係る施設 | 4 | 7 | 0.000055~0.95 | 0 | 0 |
| フロン類の破壊施設 | 2 | 0 | 0.0~0.053 | 0 | 0 |
| 下水道終末処理施設 | 10 | 0 | 0.00039~0.26 | 0 | 0 |
| 合 計 | 16 | 7 | _ | 0 | 0 |

(エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値(抜粋)

| 特 | 定 | 施 | 武 | | 排出基準(pg-TEQ/L) |
|----------------------------------|----------|---|-----------|--------|----------------|
| カーバイド法アセチレンの製造 | に供するアセ | チレン洗浄施 | 設 | | |
| アルミニウム又はその合金の製 スを処理する施設のうち、廃力 | | , | | ら発生するガ | |
| 担体付き触媒からの金属の回収の | 目に供する施設の | うち、ろ過施 | 設、精製施設及び廃 | ガス洗浄施設 | 10 |
| 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 | 施設、湿式集 | じん施設及び | 灭の貯留施設 | | |
| フロン類の破壊の用に供する施設の | のうち、プラズマ | 7反応施設、廃 | ガス洗浄施設及び湿 | 式集じん施設 | |
| 下水道終末処理施設 | | | | | |

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgに |
| | つき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。) において |
| | は、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| シスー1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |

備考

- 1 検液とは、土壌を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度 に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の 濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていな い場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準(土壌汚染対策法)

| | 特定有害物質の種類 | 土壌溶出量基準 | 土壌含有量基準 | | |
|-----|------------------|-------------------|------------------|--|--|
| 第 | 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | | | |
| 33 | 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | | | |
| - | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | | | |
| 種 | シスー1,2ージクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | | | |
| 特 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 | | | |
| 定 | ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | | | |
| 有 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | | | |
| 害 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 | | | |
| 物 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 | | | |
| 質 | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 | | | |
| 貝 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 | | | |
| | カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 | | |
| 有第 | 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | 250mg/kg以下 | | |
| 有害物 | シアン化合物 | 検出されないこと | (遊離シアン)50mg/kg以下 | | |
| 質特 | │ │ 水銀及びその化合物 | (総水銀)0.0005mg/L以下 | 15mg/kg以下 | | |
| 質特定 | /小姚/又して ジルロ 物 | (アルキル水銀) 検出されないこと | 15Hig/ kgt// | | |
| | セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 | | |

| | 特定有害物質の種類 | 土壌溶出量基準 | 土壌含有量基準 |
|------------------|------------|-------------|--------------|
| 有第 | 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 |
| | 砒素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 |
| 青 物 質 特 | ふっ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 4,000mg/kg以下 |
| 定 | ほう素及びその化合物 | 1 mg/L以下 | 4,000mg/kg以下 |
| 有第 | シマジン | 0.003mg/L以下 | |
| 害三 | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 | |
| 物種 | チウラム | 0.006mg/L以下 | |
| 質特定 | PCB | 検出されないこと | |
| 上上 | 有機りん化合物 | 検出されないこと | |

備考

- 土壌溶出量基準は25の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。 1
- 土壌溶出量基準は、(5)土壌の汚染に係る環境基準の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。 2
- 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準は、溶出量基準と同じであるが、含有量基準は設定されていない。

(7)農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

| | | | | | | 調査 | Σ地点σ | 分析測 | 定結果 | | | | | | |
|-----|---------------|------|---------|-------|-------|------|-------|-------|--------|--------------------|------|----------|------|--|--|
| ⇒国: | | | 土壌中(乾物) | | | | | | | | | 玄米中 (現物) | | | |
| 同月(| 工十尺 | 銅 | (基準化 | 直125m | g/kg) | 砒素 | 素 (基準 | 连值15m | ng/kg) | カドミウム(基準値0.4mg/kg) | | | | | |
| | | 最高 | 最低 | 平均 | 調査地点 | 最高 | 最低 | 平均 | 調査地点 | 最高 | 最低 | 平均 | 調査地点 | | |
| 一巡目 | (54~57) 全県 | 32.3 | 0.1 | 11.3 | 90 | 11.8 | tr | 1.9 | 90 | 0.37 | 0.02 | 0.11 | 46 | | |
| 二巡目 | (59~62) 全県 | 23.6 | 0.1 | 9.0 | 90 | 5.3 | tr | 1.4 | 90 | 0.30 | nd | 0.09 | 48 | | |
| 三巡目 | (元~4) 全県 | 21.6 | 0.3 | 9.3 | 90 | 8.0 | tr | 1.8 | 90 | 0.38 | tr | 0.09 | 46 | | |
| 四巡目 | (6~9) 全県 | 28.7 | 0.2 | 9.4 | 87 | 13.1 | tr | 2.2 | 87 | 0.30 | tr | 0.06 | 31 | | |
| 五巡目 | (11~14) 全県 | 30.8 | 0.1 | 11.2 | 180 | 11.3 | 0.1 | 2.0 | 180 | 0.28 | tr | 0.09 | 50 | | |
| 六巡目 | (16~19) 全県 | 21.5 | tr | 8.9 | 180 | 6.4 | 0.1 | 1.7 | 180 | 0.31 | tr | 0.06 | 47 | | |
| 七巡目 | (21~23) 全県 | 21.7 | tr | 8.9 | 126 | 7.9 | tr | 1.5 | 126 | 0.22 | tr | 0.03 | 26 | | |

(注) 県農林総合研究センター (旧県農業試験場) の分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年は 各調査巡の取りまとめ年である。 nd:検出限界以下 tr:極微量検出

(8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

| | 人の 医療の | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------------|-----------|---------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項目 | 基 準 値 | 項 | 目 | 基 準 値 | | | | | | | | |
| カドミウム | 0.003mg/L以下** | 1,1,2-トリク | ロロエタン | 0.006mg/L以下 | | | | | | | | |
| 全シアン | 検出されないこと。 | トリクロロエ | チレン | 0.03mg/L以下 | | | | | | | | |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | テトラクロロ | エチレン | 0.01mg/L以下 | | | | | | | | |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | 1,3-ジクロロ | プロペン | 0.002mg/L以下 | | | | | | | | |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | チウラム | | 0.006mg/L以下 | | | | | | | | |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | シマジン | | 0.003mg/L以下 | | | | | | | | |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | チオベンカル | ブ | 0.02mg/L以下 | | | | | | | | |
| PCB | 検出されないこと。 | ベンゼン | | 0.01mg/L以下 | | | | | | | | |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | セレン | | 0.01mg/L以下 | | | | | | | | |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 硝酸性窒素及び | (亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 | | | | | | | | |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | ふっ素 | | 0.8mg/L以下 | | | | | | | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ほう素 | | 1 mg/L以下 | | | | | | | | |
| シスー1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 1,4ージオキサ | ・ン | 0.05mg/L以下 | | | | | | | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 | | | | | | | | | | | |
| j | 産 成 期 間 | | 青 | 亥 当 水 域 | | | | | | | | |
| 直ちに達成され、維 | 持されるように努めるもの。 | とする。 | 全公共用水域 | | | | | | | | | |

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1測定方法の欄に掲げる方法により測定した場 合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- カドミウムの環境基準は、平成23年10月27日に改正された。(旧基準値:0.01mg/L以下)

(9)公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

| 河川名 | 地点名 (所在地) | 項目名 | 総検 体数 | 基準値超 過検体数 | 最大値 | 平均值 | 環 境 基準値 |
|------|---------------------|-------------------|----------|--------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 元小山川 | 県道本庄妻沼線交差点 (本庄市) | 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 | 12 | 4 | 28mg/L (2.8) | 11mg/L (1.1) | 10mg/L |

※()内は基準値の何倍かを示す。

(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基 準 値 | 項目 | 基 準 値 |
|--------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下* | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ほう素 | 1 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した 場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ※ カドミウムの環境基準は、平成23年10月27日に改正された。(旧基準値:0.01mg/L以下)

(11) 地下水水質概況調査結果

ア 項目別検出状況 (平成23年度)

| 項目 | 調査井戸数 | 基準超過本数 | 基準適合率 (%) |
|----------------|-------|--------|-----------|
| カドミウム | 139 | 0 | 100.0 |
| 全シアン | 139 | 0 | 100.0 |
| 鉛 | 139 | 1 | 99.3 |
| 六価クロム | 139 | 0 | 100.0 |
| 砒素 | 139 | 3 | 97.8 |
| 総水銀 | 139 | 0 | 100.0 |
| アルキル水銀 | 15 | 0 | 100.0 |
| PCB | 139 | 0 | 100.0 |
| ジクロロメタン | 139 | 0 | 100.0 |
| 四塩化炭素 | 139 | 0 | 100.0 |
| 塩化ビニルモノマー | 138 | 0 | 100.0 |
| 1,2-ジクロロエタン | 139 | 0 | 100.0 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 139 | 0 | 100.0 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 139 | 0 | 100.0 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 139 | 0 | 100.0 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 139 | 0 | 100.0 |
| トリクロロエチレン | 139 | 0 | 100.0 |
| テトラクロロエチレン | 139 | 0 | 100.0 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 139 | 0 | 100.0 |
| チウラム | 139 | 0 | 100.0 |
| シマジン | 139 | 0 | 100.0 |
| チオベンカルブ | 139 | 0 | 100.0 |
| ベンゼン | 139 | 0 | 100.0 |
| セレン | 139 | 0 | 100.0 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 139 | 13 | 90.6 |

| 項目 | 調査井戸数 | 基準超過本数 | 基準適合率 (%) |
|-----------|-------|--------|-----------|
| ふっ素 | 139 | 0 | 100.0 |
| ほう素 | 139 | 0 | 100.0 |
| 1,4-ジオキサン | 139 | 0 | 100.0 |

イ 環境基準超過地点

(平成23年度)

| 項目 | 地 点 | 濃 度 (mg/L) | 基準値(mg/L) |
|---------------|------|-------------|-----------|
| 鉛 | 1 地点 | 0.035 | 0.01以下 |
| 砒素 | 3 地点 | 0.011~0.095 | 0.01以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 13地点 | 11~53 | 10以下 |

ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

| 年度 | 調査市町村数 | 調査地点数 (井戸本数) | 環境基準適合地点数 (井戸本数) | 環境基準適合地点数 の割合 (%) |
|----|--------|-----------------|---------------------|----------------------|
| 19 | 55 | 146 | 127 | 87.0 |
| 20 | 58 | 147 | 126 | 85.7 |
| 21 | 56 | 145 | 134 | 92.4 |
| 22 | 55 | 145 | 126 | 86.9 |
| 23 | 56 | 139 | 122 | 87.8 |

(12) ダイオキシン類に係る環境基準

| 大気 | 水 | 質 | 土 | 壌 | 河 | Ш | 底 | 質 |
|---------------------------------------|-------------------|--------|-----------|---------|----|--------|-------|---|
| 年間平均値が 0.6pg-TEQ/m [*] 以下 | 年間平均値な 1 pg-TE | IQ/L以下 | 1,000pg-7 | TEQ/g以下 | 15 | 0pg-TE | EQ/g以 | 下 |

(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果(平成23年度) ア大気

| 地域 | | 無木址上 | 調査結果(pg-TEQ/㎡) | | | | | |
|------------|--------|--------------------|----------------|---------|----------|---------|--------|--|
| 分類 | 調査機関 | 調査地点 (測定局名) | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 平均値 | |
| 75 758 | | (MACAS-E) | 5/18-25 | 7/21-28 | 10/19-26 | 1/12-19 | 1.5016 | |
| | | 八潮局 (水道部) | 0.034 | 0.021 | 0.050 | 0.076 | 0.045 | |
| | | 新座局 (水道管理センター) | 0.027 | 0.021 | 0.058 | 0.11 | 0.054 | |
| | | 富士見局(市役所) | 0.039 | 0.023 | 0.053 | 0.090 | 0.051 | |
| | | 日高局(高麗川南公民館) | | 0.35 | _ | 0.026 | 0.19 | |
| | | 久喜局 (久喜南中学校) | 0.043 | 0.028 | 0.054 | 0.080 | 0.051 | |
| | 埼 玉 県 | 加須局(礼羽小学校) | 0.034 | 0.021 | 0.058 | 0.080 | 0.048 | |
| | (12地点) | 鴻巣局 (市役所) | 0.046 | 0.029 | 0.082 | 0.15 | 0.077 | |
| | | 東松山局 (五領町近隣公園) | 0.031 | 0.021 | 0.059 | 0.075 | 0.047 | |
| én. | | 小川局 (小川高校) | 0.016 | 0.022 | 0.029 | 0.019 | 0.022 | |
| 一 般 環 境 | | 深谷局(桜ヶ丘小学校) | 0.032 | 0.039 | 0.099 | 0.063 | 0.058 | |
| 塚 児 | | 本庄児玉局 (児玉児童公園) | 0.015 | 0.026 | 0.036 | 0.021 | 0.025 | |
| | | 秩父局 (農林振興センター) | _ | 0.017 | _ | 0.016 | 0.017 | |
| | さいたま市 | さいたま市大宮局 (大宮区役所) | 0.044 | 0.029 | 0.067 | 0.034 | 0.044 | |
| | (2地点) | さいたま市役所局 | 0.074 | 0.030 | 0.061 | 0.071 | 0.059 | |
| | 川越市 | 川越市川越局(川越市宮下町2丁目) | 0.032 | 0.021 | 0.054 | 0.072 | 0.045 | |
| | 川口市 | 川口市芝局(樋ノ爪児童公園) | _ | 0.024 | _ | 0.099 | 0.062 | |
| | 所 沢 市 | 所沢市教育センター | 0.057 | 0.035 | 0.052 | 0.071 | 0.054 | |
| | (2地点) | 所沢市東所沢 | 0.049 | 0.059 | 0.061 | 0.27 | 0.11 | |
| | 越谷市 | 越谷市役所 | 0.043 | 0.052 | 0.050 | 0.098 | 0.061 | |
| 固定発生源周辺 | 埼 玉 県 | 三ヶ尻 (熊谷市三ヶ尻) | 0.034 | 0.029 | 0.065 | 0.087 | 0.054 | |
| | | 戸田美女木自排局(西部福祉センター) | 0.067 | 0.035 | 0.080 | 0.061 | 0.061 | |
| 沿道 | 埼玉県 | 草加市花栗自排局(花栗中学校) | 0.054 | 0.11 | 0.047 | 0.077 | 0.072 | |
| | (3地点) | 朝霞幸町自排局(旧朝霞第4小学校) | 0.026 | 0.019 | 0.057 | 0.084 | 0.047 | |

※1 所沢市(2地点)の測定期間は、第2回は7/25-8/1

イ 公共用水域 (河川水・河川底質)

| | | | | | | 1/2/15 | | | 調査結果 | | 1 | |
|---------------|------------|----------|-------|------------|--------------|--------|-------|----------------------|-------------|----------|------------|--|
| | `-, ' | <i>F</i> | | ⇒m → | . 1.1 | L- | 備 | lst π→ □ | | | | |
| NO. | 河 | III 名 | | 調査 | 地 | 点 | 備考 | 採取日 | ^ | g-TEQ/L] | 河川底質 | 調査機関 |
| | | | | | | | | | 測定値 | 年平均値 | [pg-TEQ/g] | |
| 2 | | | | 秋ヶ濱 | | | | H23.10.25 | 0.082 | 0.082 | 0.24 | 国土交通省 |
| 3 | 荒 | | Ш | | 水 | 橋 | 基 | H23.10.25 | 0.097 | 0.097 | 0.52 | 国工人起目 |
| 8 | الر | , | ''' | 親 | 鼻 | 橋 | 基 | H23.11. 8 | 0.017 | 0.017 | 0.11 | 埼玉県 |
| 9 | | | | 中津川 | 合流点 | 点前 | 基 | H23.11.8 | 0.016 | 0.016 | 0.10 | 利上东 |
| 10 | 芝 | | Ш | 八 | 丁 | 橋 | 基 | H23.10.27 | 0.94 | 0.67 | 4.3 | さいたま市 |
| 10 | 2 | | ., | | | IIF) | 2007 | H24.1.28 | 0.39 | 0.01 | _ | C + 7C & 1 3 |
| 12 | 新 | 芝 | | Ш | 王 | 橋 | 基 | H23.10.12 | 0.75 | 0.81 | 3.7 | 川口市 |
| | 121 | | | | | 11-3 | | H24.1.13 | 0.86 | 0.02 | _ | /11 - 11 |
| 18 | | | | 中土 | : 手 | 橋 | 基 | H23.10.27 | 0.45 | 0.34 | 1.3 | |
| | 鴨 | | Ш | | | 11.4 | | H24. 1 .28 | 0.23 | 0.00 - | _ | さいたま市 |
| 19 | • | | · | 加茂 | ŧ JII | 橋 | | H23.10.27 | 0.32 | 0.21 | 11.0 | |
| | | | | | | | | H24. 1.28 | 0.094 | | _ | 111 45 4 |
| 22 | 入一 | 間 | Ш | | 雁 | 橋 | -1-1- | H23.10.14 | 0.012 | 0.012 | 0.11 | 川越市 |
| 25 | | | 111 | 給食セ | | | 基 | H23.11. 4 | 0.02 | 0.02 | 3.7 | |
| 31 | 槻 | | | 兜川台 | | | 基 | H23.11. 7 | 0.027 | 0.027 | 0.15 | 埼玉県 |
| 41 | 和田 | 古 野 / | /11 | 吉 | 見 | 橋 | 基 | H23.11. 7 | 0.42 | 0.42 | 3.3 | |
| | | | | | | | | H23.6.6 | 1.4 | | _ | |
| 45 | 中 | | Ш | 潮 | 止 | 橋 | | H23. 8.17 | 0.72 | 0.77 | | |
| | | | | | | | | H23.10.18 | 0.34 | | | |
| | | | | | | | | H23.11.28 | 0.61 | | | |
| | | | | | | | | H23.6.6 | 4.0 | | 13 | |
| 52 | | | | 内 | 匠 | 橋 | 基 | H23. 8.17 | 1.7 | 1.8 | _ | |
| | | | | | | | | H23.11. 1 | 0.54 | | _ | |
| | | | | | | | | H23.11.28 H23.6.6 | 0.97 3.8 | | _ | 国土交通省 |
| | | | | | | | | H23. 8.17 | 1.1 | | | |
| 53 | | | | 手 | 代 | 橋 | | H23.11.1 | 0.98 | 1.6 | 2.7 | |
| | 綾 | 頼 | Ш | | | | | H23.11.28 | 0.66 | | | |
| | | | | | | | | H23.6.6 | 2.8 | | _ | |
| | | | | | | | | H23. 8.17 | 1.2 | | _ | |
| 54 | | | | 槐 | 戸 | 橋 | | H23.11. 1 | 0.31 | 1.3 | 39 | |
| | | | | | | | | H23.11.28 | 0.77 | | _ | |
| | | | | | | | | H23.10.27 | 1.6 | | 14 | |
| 55 | | | | 畷 | | 橋 | 基 | H24. 1 .28 | 0.23 | 0.92 | _ | さいたま市 |
| | | | | | | | | H23.4.4 | 2.2 | | _ | |
| | <i>i</i> — | , . | | <i>,</i> — | | 15. | | H23.7.15 | 1.8 | | _ | |
| 56 | 伝った | 右 | | 伝 | 右 | 橋 | | H23.11.25 | 1.4 | 1.5 | 130 | |
| | | | | | | | | H24. 1 .12 | 0.76 | 1 | _ | |
| | | | | | | | | H23.4.4 | 0.9 | | _ | 埼玉県 |
| _{E7} | 古綾 | 油石 | 111 | 綾瀬川 | △ 汰 | 노 ;;; | 基 | H23.7.15 | 1.8 | 1.0 | _ | |
| 57 | 白 筱 | (棋) | /11 | 被烟川 | 1合 沉 . | 7. 川 | 垄 | H23.11.25 | 1.6 | 1.2 | 38 | |
| | | | | | | | | H24.1.12 | 0.56 | | _ | |
| 60 | 元 | 荒 | Ш | 中 | 島 | 橋 | 基 | H23.11.29 | 0.35 | 0.35 | 0.69 | |
| | | | | | | | | H23.4.21 | 0.94 | | _ | |
| 64 | 新 | 方 | | 昭 | 和 | 橋 | 基 | H23.7.15 | 4.9 | 1.8 | _ | |
| 04 | 77/ | /J) | '' | ΗЦ | 石山 | 们问 | 45 | H23.11.29 | 0.56 | 1.0 | 6.6 | |
| | | | | | | | | H24.1.26 | 0.61 | | _ | 越谷市 |
| | | | | | | | | H23.4.21 | 0.98 | | _ | |
| 65 | 大孩士 | 利相 | III | ふれ | あい | 棰 | 基 | H23.7.15 | 0.71 | 0.61 | _ | |
| | ハロト | TTTTK. | , ' ' | N3- 110 | <i>u)</i> v. | III | _±> | H23.11.29 | 0.38 | 0.01 | 2.4 | |
| | | | | | | | | H24.1.26 | 0.39 | | _ | |
| 69 | 新 河 | 岸 | | いろ | は | | 基 | H23.11.4 | 0.24 | 0.24 | 7.6 | 埼玉県 |
| 70 | 421 1°J | 71117 | - 1 | 旭 | | 橋 | | H23.10.14 | 0.018 | 0.018 | 1.3 | 川越市 |

| | | | | | | | | £11. | | 調査結果 | | | | | |
|--------------|-------|-------|-----|-------|------------|-------|------|------|------------|--------|----------|------------|------------|----------|-------|
| NO. | 河 | Ш | 名 | 調 | 査 | 地 | 点 | 備考 | 採 取 日 | 河川水 [p | g-TEQ/L] | 河川底質 | 調 | 查機 | 関 |
| | | | | | | | | 45 | | 測定値 | 年平均值 | [pg-TEQ/g] | | | |
| 71 | 白 | 子 | JII | 三 | 園 | , | 橋 | 基 | H23.11.4 | 0.12 | 0.12 | 0.33 | 埼 | 玉 | 県 |
| 77 | 不 | 老 | Л | 不 | | | 橋 | 基 | H23.10.14 | 0.018 | 0.018 | 1.1 | Л | 越 | 市 |
| 80 | 利 | 根 | Ш | 利 | 根 | | 堰 | 基 | H23.10.17 | 0.073 | 0.073 | 1.9 | | 上交通 | _ |
| 87 | 福 | | Л | 昭 | 和 | | 橋 | 基 | H23.11.7 | 0.17 | 0.17 | 0.49 | | | |
| 92 | | 小 山 | Л | | 本庄妻沼 | | | 基 | H23.11.7 | 0.27 | 0.27 | 1.7 | | | |
| | | | | | | | | | H23.4.4 | 2.1 | | _ | | | |
| _D | | | | 7v4- | 277 | 工新 | 抚 | | H23.7.15 | 0.88 | 1.0 | _ | | | |
| В | | | | 松 | 江. | 新 | 橋 | | H23.11.25 | 1.6 | 1.3 | 93 | | | |
| | | 6本 Hz | 111 | | | | | | H24.1.12 | 0.6 | | _ | | | |
| | 白 | 綾 瀬 | Ш | | | | | | H23.4.4 | 0.41 | | _ | 上大 | - | ın l |
| | | | | 4 | ~ | | 坏 | | H23.7.15 | 2.9 | 1.6 | _ | 埼 | 玉 | 県 |
| C | | | | 弁 | 天 | | 橋 | | H23.11.25 | 1.9 | 1.6 | 92 | | | |
| | | | | | | | | | H24.1.12 | 1.3 | | _ | | | |
| | | | | | | | | | H23.4.4 | 1.2 | | _ | | | |
| | | | | 佐 | 藤 | | 橋 | | H23. 7 .15 | 1.5 | 0.00 | _ | | | |
| D | | | | 化 | 月 祭 | | 倘 | | H23.11.25 | 0.87 | 0.96 | _ | | | |
| | | | | | | | | | H24.1.12 | 0.27 | | _ | | | |
| Е | | | | 新 | 簣 | 子 | 橋 | | H23.10.27 | 0.94 | 0.57 | 17 | ٧ ١. | ったき | ± ± |
| E | 綾 | 瀬 | Ш | 朴川 | 貝 | 1 | //向 | | H24.1.28 | 0.19 | 0.57 | _ | - v | 1/_ 6 | Y 1 1 |
| F | | | | 関 | | | 橋 | | H23.11.25 | 0.24 | 0.24 | _ | | | |
| | | | | | | | | | H23.4.4 | 0.57 | | _ | | | |
| G | | | | 上 | 綾 | 瀬 | 橋 | | H23.7.15 | 2.3 | 0.91 | _ | 埼 | 玉 | 県 |
| 0 | | | | | 小父 | 怀只 | 们间 | | H23.11.25 | 0.64 | 0.91 | _ | | | |
| | | | | | | | | | H24.1.12 | 0.13 | | _ | | | |
| Н | 不 | 老 | Ш | 金 | 井 | | 橋 | | H23.11.4 | 0.077 | 0.077 | 11 | 所 | 沢 | 市 |
| I | 柳 | 瀬 | Ш | 清 | 柳 | | 橋 | | H23.11.4 | 0.046 | 0.046 | 0.28 | <i>[7]</i> | 0 | 111 |
| | | | | | | | | | H23.4.21 | 1.5 | | _ | | | |
| J | 綾 | 瀬 | Ш | 綾 | 瀬 | Ш | 橋 | | H23.7.15 | 3.3 | 1.5 | _ | 越 | 谷 | 市 |
| ' | 11200 | 1/1共 | /11 | 11900 | 1/154 | /11 / | lle) | | H23.11.29 | 0.57 | 1.0 | 4.8 | | П | 1111 |
| | | | | | | | | | H24.1.26 | 0.58 | | _ | | | |
| K | 浦 | Щ | Ш | 浦 | | | ム | | H23.10.25 | 0.067 | 0.067 | 1.5 | | L交i | 新名 |
| L 2 | 荒 | | Ш | | 瀬 | ダ | ム | 基 | H23.10.25 | 0.067 | 0.067 | 0.68 | | | 四.日 |

注1) NO.欄の数字は、平成23年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号、アルファベットは、同測定計画にない地点を 示しています。 注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

ウ 地下水常時監視結果 (平成23年度)

環境基準:1 [pg-TEQ/L]以下

| NO. | 調査機関 | 調 | 查 地 点 | 採取日 | 調 査 結 果 [pg-TEQ/L] | |
|-----|---------------------------------------|-------|-------|------------|-----------------------|--|
| 1 | さいたま市 | さいたま市 | 西区西遊馬 | H 23.10.3 | 0.015 | |
| 2 | 川越市 | 川越市 | 山城 | H 23.10.6 | 0.023 | |
| 3 | ** 工旧 | 熊谷市 | 三ヶ尻 | H23.11.21 | 0.020 | |
| 4 | 埼玉県 | шп- | 里 | H23.9.9 | 0.017 | |
| 5 | 川口市 | · 川口市 | 緑町 | H23. 5.25 | 0.029 | |
| 6 | | 行田市 | 北河原 | H 23.12.15 | 0.014 | |
| 7 | 埼玉県 | 春日部市 | 銚子口 | H23.11.22 | 0.015 | |
| 8 | 「「「「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 | 狭山市 | 水野 | H23.11.14 | 0.015 | |
| 9 | | 上尾市 | 平方 | H 23.12.14 | 0.015 | |
| 10 | 越谷市 | 越谷市 | 新川町 | H 23.12.14 | 0.014 | |
| 11 | | 久喜市 | 東大輪 | H23.11.29 | 0.047 | |
| 12 | 埼玉県 | 毛呂山町 | 阿諏訪 | H23.10.21 | 0.018 | |
| 13 | 坷玉宗 | ときがわ町 | 西平 | H23.11.2 | 0.016 | |
| 14 | | 美里町 | 猪俣 | H23.12.15 | 0.022 | |

工 土壌常時監視結果(平成23年度)

(ア) 一般環境把握調査(調査機関:市)

環境基準:1,000[pg-TEQ/g]

| NO. | 調 | 査 地 点 | 採取日 | 調 査 結 果 [pg-TEQ/g] |
|-----|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
| 1 | さいたま市 | 番場公園 | H23.10.3 | 0.20 |
| 2 | | 今成小学校 | H24.2.3 | 0.26 |
| 3 | 川越市 | 川越市立教育センター | H24.2.3 | 0.041 |
| 4 | | かし野台地内 | H24.2.3 | 13 |
| 5 | | 中福受水場 | H24.2.3 | 6.8 |
| 6 | | 安行天沼公園 | H 23.12.19 | 0.27 |
| 7 | 川口市 | 本町一丁目広場遊園 | H 23.12.19 | 1.9 |
| 8 | | 仲町公園 | H 23.12.19 | 49 |
| 9 | | 太子公園 | H23.8.4 | 5.4 |
| 10 | 行田市 | 向町公園 | H23.8.4 | 0.99 |
| 11 | | つきみちした公園 | H23.8.4 | 0.88 |
| 12 | | 飯能第一小学校 | H23.11.30 | 0.080 |
| 13 | 飯能市 | 双柳小学校 | H23.11.30 | 1.4 |
| 14 | | 美杉台小学校 | H23.11.30 | 0.11 |
| 15 | | 東吾野小学校 | H23.11.30 | 0.038 |
| 16 | | 原市場中学校 | H23.11.30 | 0.74 |
| 17 | 本庄市 | 共和保育所 | H23.11.24 | 0.068 |
| 18 | | 岩瀬小学校 | H23.9.7 | 0.12 |
| 19 | ਹਰ ਮ . → | 手子林小学校 | H23.9.7 | 0.017 |
| 20 | 羽生市 | 三田ヶ谷小学校 | H23.9.7 | 1.7 |
| 21 | | 新郷第一小学校 | H23.9.7 | 0.046 |
| 22 | = = = | 戸田市役所 | H24.1.10 | 35 |
| 23 | 戸田市 | 北部公園 (市営球場) | H24.1.10 | 49 |
| 24 | | 宮戸保育園 | H23.7.22 | 0.81 |
| 25 | ±11.45-1- | 栄町第五児童遊園地 | H23.7.22 | 4.1 |
| 26 | 朝霞市 | 膝折町一丁目児童遊園地 | H23.7.22 | 2.8 |
| 27 | | 向原公園 | H23.7.22 | 0.32 |
| 28 | — 5an — | 戸ヶ崎みなみ公園 | H23.10.7 | 0.086 |
| 29 | 三郷市 | 彦成公園 | H23.10.7 | 1.6 |
| 30 | F=+ | 入西公民館 | H23.8.19 | 11 |
| 31 | 坂戸市 | 勝呂公民館 | H23.8.19 | 7.7 |
| 32 | 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市富士見公民館 | H24.1.12 | 8.1 |
| 33 | | 西小学校 | H24.2.8 | 1.4 |
| 34 | → 1× 7. 田マーナ | 三角小学校 | H24.2.8 | 1.3 |
| 35 | ふじみ野市 | 大井西中学校 | H24.2.8 | 1.7 |
| 36 | | 大井東中学校 | H24.2.8 | 0.57 |

(イ)発生源周辺状況把握調査(調査機関:県)

環境基準:1,000[pg-TEQ/g]

| NO. | 調 | 査 地 点 | 採取日 | 調 査 結 果 [pg-TEQ/g] |
|-----|------------|-------------|------------|-----------------------|
| 1 | 連田市 | 久伊豆神社 | H23.12.26 | 24 |
| 2 | 建山川 | 平野団地自治会館 | H 23.12.26 | 15 |
| 3 | | 伊奈学園総合高等学校 | H23.12.26 | 23 |
| 4 | | 伊奈町立小針中学校 | H 23.12.26 | 0.36 |
| 5 |] 伊奈町 | 伊奈町中継第一ポンプ場 | H 23.12.26 | 7.2 |
| 6 |] 伊尔門 | 伊奈はなぞの幼稚園 | H 23.12.26 | 0.023 |
| 7 | | 県民活動総合センター | H23.12.26 | 1.4 |
| 8 | | 伊奈町制施行記念公園 | H23.12.26 | 1.1 |

4 水質関係

(1) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川 (湖沼を除く。)

(ア)

| 項目 | | | 基 | 準 | 値 | |
|-------|---|------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| 類型 | 利用目的の適応性 | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| A A | 水 道 1 級 自 然 環 境 保 全 及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1 mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 50MPN /100mL以下 |
| A | 水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2 mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1,000MPN /100mL以下 |
| В | 水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3 mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5 mg/L以上 | 5,000MPN /100mL以下 |
| С | 水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5 mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5 mg/L以上 | |
| D | 工業用水2級 農業用水水 及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8 mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2 mg/L以上 | |
| Е | 工 業 用 水 3 級 環 境 保 全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2 mg/L以上 | _ |
| 該当 水域 | 全公共用水域のうち、水域類型 | ごとに指定する | る水域 | | | |
| 備考 | : 1 基準値は、日間平均値とする | る。(湖沼もこれ | こに準ずる。) | | | |

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水 道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - ク 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - ッ 3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(1)

| 項目 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 | 单 値 | 該当水域 |
|-------|---|------------|--------------|------------------|
| 類型 | 小生生物 <i>9</i>)生总状况》则心性 | 全 亜 鉛 | ノニルフェノール※ | 該当小城 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 全公共用水域 のうち、水域 |
| 生 物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 類型ごとに指 定する水域 |
| 生物特B | 生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | |
| 備 考: | 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼もこれ | に準ずる。) | | |

※ 平成24年8月22日環境省告示

イ 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖) (ア)

| 項目 | | | 基 | 準 | 値 | |
|-------|---|-----------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| 類型 | 利用目的の適応性 | 水素イオン 濃度(pH) | 化学的酸素 要 求 量 (COD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| A A | 水 道 1 級 水 産 1 級 自 然 環 境 保 全 及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1 mg/L以下 | 1 mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 50MPN /100mL以下 |
| A | 水 道 2 、3 級 水 産 2 級 水 浴 及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3 mg/L以下 | 5 mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| В | 水 産 3 級 工 業 用 水 農 業 用 水 及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5 mg/L以下 | 15mg/L以下 | 5 mg/L以上 | _ |
| С | 工 業 用 水 2 級 環 境 保 全 | 6.0以上 8.5以下 | 8 mg/L以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2 mg/L以上 | _ |
| 該当 水域 | 全公共用水域のうち、水域類型 | ごとに指定する | る水域 | | | |
| 備考 | :水産1級、水産2級及び水産3約 | 吸については、 | 当分の間、浮遊 | 生物質量の項目 | の基準値は適用 | しない。 |

- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (注) 1
 - 道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 2 水
 - 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用 3 水

 - 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 4
 - 2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(1)

| (1) | | | | |
|-----|---|-----------|-------------|------------|
| 項目 | | 基基 | 準 値 | |
| 類型 | 利用目的の適応性 | 全 窒 素 | 全 燐 | 該当水域 |
| I | 自 然 環 境 保 全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L以下 | 0.005mg/L以下 | |
| П | 水 道 1 、 2 、 3 級 (特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L以下 | 0.01mg/L以下 | 全公共用水域のうち、 |
| Ш | 水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L以下 | 0.03mg/L以下 | 水域類型ごとに指定す |
| IV | 水 産 2 種 及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 | る水域 |
| V | 水 産 3 種 工 業 用 水 農 業 用 水 環 境 保 全 | 1 mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | |
| | | | | |

- 基準値は、年間平均値とする。 備考:1
 - 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、 2 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 - 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 水
- 道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特 殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 3

 - 3種:コイ、フナ等の水産生物用
 - 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

| 項目 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 | 单 値 | 該当水域 |
|------|---|------------|--------------|-------------------------|
| 類型 | // 全生物 ◇/ 生态状况 ◇ / 過心性 | 全 亜 鉛 | ノニルフェノール | 00 三八以 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生 物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | |
| 生物特A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 全公共用水 域のうち、 水域類型ご |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | トの政規型と とに指定す る水域 |
| 生物特B | 生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 37,377 |

(2) 地点別BOD75%値と環境基準達成率の推移

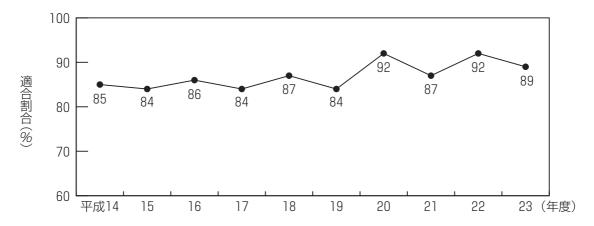
| \bigcirc | : 環境基準達成 | \times | : | 環境基準非達成 | 当 | 色位 | : | mg/ | /L |
|------------|----------|----------|---|---------|---|----|---|-----|----|
| | | | | | | | | | |

| | D/370 | | 京児母学達以挙の推移 | | O . | 水児 | 松华 连月 | K. | ^ · 塚 | 児至二 | 毕升连队 | 4 | 卑似.□ | lig/ L |
|---------|----------|-----------|-------------------|-----|------------|----|--------------|---------|-------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|--------|
| 水域名 | 番号 | 基準点 | 地 点 名 | 類型 | 平成19 | 年度 | 平成20 | 年度 | 平成21 | 年度 | 平成22 | 年度 | 平成23 | 年度 |
| 荒川下流(1) | 1 | 0 | 笹目橋 | C | 5.0 | 0 | 4.6 | 0 | 5.4 | × | 7.3 | × | 4.4 | |
| | 3 | | 治水橋 | Α | 1.5 | | 0.9 | | 1.1 | | 1.3 | | 1.1 | |
| 荒 川 中 流 | 4 | | 開平橋 | A | 1.4 | 0 | 1.1 | \circ | 1.8 | \bigcirc | 1.4 | \bigcirc | 1.0 | |
| | 6 | | 久下橋 | A | 1.1 | | 0.8 | | 1.0 | | 1.2 | | 0.9 | |
| 荒川上流(2) | 7 | | 正喜橋 | A | 0.9 | 0 | 0.7 | 0 | 0.7 | 0 | 0.6 | 0 | 0.6 | |
| 元川工机(2) | 8 | | 親鼻橋 | A | 1.0 | | 1.3 | | 1.2 | | 0.7 | | 0.8 | |
| 荒川上流(1) | 9 | | 中津川合流点前 | AA | < 0.5 | 0 | 0.9 | 0 | 0.8 | \circ | < 0.5 | 0 | < 0.5 | 0 |
| 芝川 | 10 | | 八丁橋 ※ | Е | 5.8 | 0 | 6.1 | 0 | 6.5 | 0 | 5.4 | \circ | 4.9 | |
| | 12 | | 山王橋 ※ | Е | 5.5 | | 5.0 | | 5.2 | | 5.5 | | 5.7 | |
| 鴨川 | 18 | | 中土手橋 | C | 7.4 | × | 10 | × | 8.3 | \times | 6.2 | \times | 4.4 | 0 |
| 入間川下流 | 20 | | 入間大橋 | A | 2.1 | × | 1.3 | 0 | 1.4 | \circ | 1.9 | \bigcirc | 1.5 | |
| 人间川下洲 | 21 | 0 | 落合橋 | A | 0.7 | | 0.5 | | 1.0 | \circ | 1.0 | \circ | 0.7 | |
| 入間川上流 | 25 | 0 | 給食センター前 | A | 0.7 | 0 | 1.1 | 0 | 1.3 | 0 | < 0.5 | 0 | < 0.5 | 0 |
| 越辺川下流 | 26 | | 落合橋 | В | 2.6 | 0 | 1.3 | 0 | 1.6 | 0 | 1.8 | \circ | 1.9 | 0 |
| 越辺川上流 | 27 | 0 | 今川橋 | A | 1.1 | 0 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 0.6 | 0 | 0.9 | 0 |
| 都 幾 川 | 29 | | 東松山橋 | A | 0.5 | 0 | 0.5 | 0 | 0.6 | 0 | 0.7 | 0 | 0.5 | 0 |
| 槻 川 | 31 | 0 | 兜川合流点前 | В | 2.3 | 0 | 1.5 | 0 | 2.5 | 0 | 2.3 | 0 | 1.6 | 0 |
| 高 麗 川 | 33 | | 高麗川大橋 | A | < 0.5 | 0 | 0.5 | Ô | < 0.5 | Ō | < 0.5 | Ō | < 0.5 | Ō |
| 小 畔 川 | 35 | 0 | 莿橋 | В | 2.0 | 0 | 1.4 | 0 | 1.7 | 0 | 2.0 | 0 | 2.2 | 0 |
| 霞 川 | 36 | 0 | 大和橋 | В | 2.3 | 0 | 1.7 | 0 | 2.7 | 0 | 1.2 | 0 | 1.2 | |
| 成 木 川 | 37 | Ŏ | 成木大橋 | Α | 0.7 | Ŏ | 1.6 | Ŏ | 1.5 | Ŏ | 0.5 | Ŏ | 0.5 | Ŏ |
| 市野川下流 | 38 | Ŏ | 徒歩橋 | С | 3.3 | Õ | 2.7 | Ŏ | 4.2 | Õ | 2.6 | Õ | 3.9 | Ŏ |
| 市野川上流 | 39 | Ŏ | 天神橋 | В | 2.3 | Ŏ | 2.0 | Ŏ | 2.9 | Ŏ | 2.0 | Ŏ | 2.0 | Ŏ |
| 和田吉野川 | 41 | Ŏ | 吉見橋 | В | 3.0 | Ŏ | 2.1 | Õ | 2.6 | Õ | 2.8 | Õ | 2.6 | Ŏ |
| 赤 平 川 | 42 | Ŏ | 赤平橋 | AA | 0.8 | Õ | 0.9 | Ŏ | 1.2 | × | < 0.5 | Ŏ | 0.7 | Ŏ |
| 横 瀬 川 | 43 | Ŏ | 原谷橋 | Α | 1.2 | Õ | 1.6 | Õ | 1.4 | \bigcirc | 1.0 | Õ | 1.1 | Ŏ |
| 中川中流 | 46 | Ŏ | 八条橋 | С | 4.4 | Õ | 2.7 | Õ | 3.5 | Õ | 2.5 | Õ | 3.5 | Õ |
| 中川上流 | 48 | Ŏ | 豊橋 | C | 4.4 | Ŏ | 3.4 | Ŏ | 3.4 | Ŏ | 3.0 | Ŏ | 3.8 | Ŏ |
| 綾瀬川下流 | 52 | Ŏ | 内匠橋 | C | 4.0 | Ŏ | 3.9 | Ŏ | 4.4 | Ŏ | 3.4 | Ŏ | 4.8 | Ŏ |
| 綾瀬川上流 | 55 | Ŏ | | C | 4.8 | Ŏ | 4.0 | Ŏ | 4.1 | Ŏ | 3.2 | Ŏ | 3.4 | Ŏ |
| 古綾瀬川 | 57 | Ŏ | 綾瀬川合流点前 | D | 6.5 | Ŏ | 7.1 | Ŏ | 4.9 | Ŏ | 4.5 | Õ | 7.0 | Ŏ |
| 大 場 川 | 59 | Ŏ | 葛三橋 | С | 3.5 | Ŏ | 4.2 | Ŏ | 4.8 | Ŏ | 4.0 | Ŏ | 4.0 | Ŏ |
| 元 荒 川 | 60 | Ŏ | 中島橋 | C | 3.9 | Ŏ | 4.1 | Ŏ | 2.6 | Ŏ | 3.7 | Ŏ | 5.7 | × |
| 新 方 川 | 64 | Ŏ | 昭和橋 | C | 3.2 | Õ | 4.0 | Ŏ | 3.0 | Ŏ | 3.9 | Ŏ | 5.3 | × |
| 大落古利根川 | 65 | Ŏ | ふれあい橋 | C | 3.2 | Ŏ | 4.4 | Ŏ | 2.9 | Ŏ | 2.5 | Ŏ | 4.0 | |
| | 68 | Ŏ | 笹目橋 | D | 4.2 | | 3.7 | | 3.7 | | 2.9 | | 4.1 | |
| 新河岸川 | 69 | Ŏ | いろは橋 | D | 2.1 | 0 | 2.3 | \circ | 2.3 | \circ | 1.8 | \circ | 2.2 | |
| 白 子 川 | 71 | Ŏ | 三園橋 | D | 3.6 | 0 | 2.1 | 0 | 2.4 | \bigcirc | 2.2 | \bigcirc | 2.8 | 0 |
| 黒目川 | 72 | Ŏ | 東橋 | C | 1.4 | Ŏ | 1.8 | Ŏ | 1.8 | Ŏ | 1.7 | Ŏ | 1.7 | Ŏ |
| 柳瀬川 | 74 | Ŏ | · 栄橋 | C | 1.6 | Ŏ | 2.6 | Ŏ | 2.5 | Ŏ | 2.0 | Ŏ | 3.3 | Ŏ |
| 不 老 川 | 77 | Ŏ | 不老橋 ※ | E | 4.7 | Ŏ | 3.8 | Ŏ | 4.6 | Ŏ | 4.9 | Õ | 5.3 | Õ |
| , | 79 | Ŏ | 果橋 | A | 1.4 | | 1.2 | | 2.0 | | 1.5 | | 1.6 | |
| 利根川中流 | 80 | Ŏ | 利根大堰 | A | 1.4 | 0 | 0.9 | 0 | 1.6 | \bigcirc | 1.3 | \bigcirc | 1.0 | |
| 10 100 | 83 | Ŏ | 坂東大橋 | A | 1.5 | | 0.7 | _ | 1.6 | _ | 1.5 | _ | 1.5 | |
| 江戸川上流 | 84 | Ŏ | 流山橋 | A | 1.7 | 0 | 1.5 | 0 | 1.5 | 0 | 1.8 | 0 | 1.3 | |
| 福川 | 87 | Ŏ | 昭和橋 | В | 9.0 | | 6.4 | × | 6.8 | | 3.2 | × | 5.3 | |
| 小山川下流 | 88 | Ŏ | 新明橋 | В | 3.5 | X | 2.7 | Ô | 2.6 | Ô | 2.7 | Ô | 2.6 | Ô |
| 小山川上流 | 89 | Ŏ | 一の橋 | A | 2.8 | X | 1.9 | Ŏ | 2.2 | × | 1.5 | Ŏ | 2.2 | X |
| 唐 沢 川 | 91 | Ŏ | 森下橋 | В | 3.7 | X | 2.3 | ŏ | 2.8 | $\overline{\bigcirc}$ | 2.6 | ŏ | 3.0 | Ô |
| 元小山川 | 92 | Ŏ | 県道本庄妻沼線交差点 | В | 6.1 | × | 4.1 | × | 4.3 | × | 7.2 | × | 5.6 | × |
| 神流川(3) | 93 | Ŏ | 神流川橋 | A | 0.7 | Ô | 0.9 | Ô | 0.8 | $\overline{\bigcirc}$ | 0.8 | $\overline{\bigcirc}$ | 0.6 | Ô |
| 神流川(2) | 94 | Ŏ | 藤武橋 | A | 0.7 | Ŏ | 0.8 | ŏ | 0.6 | ŏ | 0.7 | $\overline{\circ}$ | 0.6 | ŏ |
| | 境基 | | 達成数 | - 1 | J., | 37 | 3.0 | 41 | 3.0 | 38 | J., | 40 | 0.0 | 39 |
| 理 t | 音基准 | 達成 | 率 (%) | | | 84 | | 93 | | 86 | | 91 | | 89 |
| -7K 5 | /u <=> + | - X-: 190 | 1 \ / 0 / | | | UT | | 70 | L | | | U.I | | - 55 |

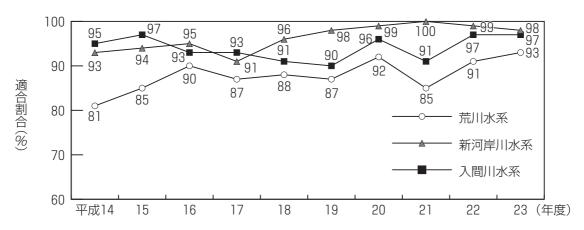
[※] 平成24年2月24日の埼玉県告示により、芝川はD類型に、不老川はC類型に指定された(平成23年度の環境基準は旧類型で評価)。

(3) BOD環境基準適合割合の推移

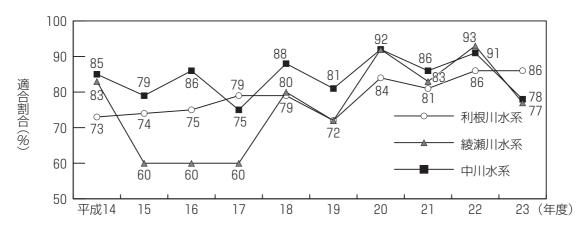
ア 全水域における環境基準適合状況 (85地点・35河川45水域)



イ 水域別(荒川水系)



ウ 水域別(利根川水系)



- 注1) 環境基準適合割合(%)=環境基準に適合する日数/測定日数×100
- 注2) 類型指定されていない測定地点のデータは含まれていない

(4) 生活環境項目の地点別年度平均値(平成23年度)

ア河川

|) /- | ו/ ני | • | | Irl. | 2 | k字 子Щ | 44.1 | /. L. | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------------|-------------|----------|------|----|-------|----------|---------------|----|----------------|----------|---------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|-----------------|
| | | | | 地点番号 | 5 | 類境基準 | 基/1 | 焦点 | | | | | | BOD | COD | SS | DO | 大腸菌群数 | 全亜鉛 |
| 区分 | 河 | Ш | 名 | 番 | | 基 | _ | 生 | | 地点 | [名 | <u></u> | pН | | | (mg/L) | | (MPN/100mL) | 主 里 坦 (mg/L) |
| | | | | 号 | 3 | 型準 | 般 | 物 | | | | | | (IIIg/ L) | (IIIg/ L) | (IIIg/ L) | (IIIg/ L) | (IVII I IV I COME) | (IIIg/ L) |
| | | | | 1 | С | 生物B | 0 | | 笹 | E | 1 | 橋 | 7.5 | 3.2 | 6.7 | 10 | 8.5 | 24,000 | 0.017 |
| | | | | 2 | A | 生物B | | | 秋 | | | 火 堰 | 7.7 | 1.2 | 3.2 | 11 | 9.8 | 8,800 | _ |
| | | | | 3 | A | 生物B | 0 | | 治 | <u> </u> | | 橋 | 7.6 | 1.0 | 3.1 | 12 | 9.7 | 11,000 | 0.005 |
| | | | | 4 | | 生物B | 0 | | 開 | | | 橋 | 7.6 | 1.1 | 3.5 | 19 | 9.8 | 5,300 | 0.003 |
| | -1,1 | | 111 | _ | A | | | | | | | | | | | | | | 0.007 |
| | 荒 | | Ш | 5 | A | 生物B | | _ | 御 | 成 | | 橋 | 7.6 | 0.6 | 2.8 | 15 | 10 | 5,600 | |
| | | | | 6 | A | 生物B | 0 | 0 | 久 | <u> </u> | | 橋 | 7.8 | 0.7 | 2.5 | 6 | 10 | 5,000 | 0.003 |
| | | | | 7 | A | 生物特B | 0 | 0 | 正 | 喜 | | 橋 | 7.9 | 0.6 | 2.0 | 5 | 10 | 4,400 | 0.002 |
| | | | | 8 | A | 生物A | 0 | 0 | 親 | 鼻 | | 橋 | 8.4 | 0.8 | 1.8 | 4 | 11 | 4,700 | 0.005 |
| | | | | 9 | AA | 生物A | 0 | 0 | 中 | 津川台 | 流流 | 点前 | 7.8 | 0.5 | 1.0 | 5 | 11 | 830 | 0.007 |
| 荒川 | - - - | | 111 | 10 | Е | 生物B | 0 | 0 | 八 | 丁 | - | 橋 | 7.4 | 4.1 | 6.1 | 23 | 5.5 | 200,000 | 0.022 |
| | 芝 | | Ш | 11 | Е | 生物B | | | 境 | | | 橋 | 7.4 | 3.3 | 5.1 | 11 | 5.5 | 74,000 | 0.042 |
| | 新 | 芝 | Л | 12 | Е | 生物B | 0 | 0 | Ш | E | : | 橋 | 7.3 | 4.8 | 6.2 | 16 | 5.9 | 24,000 | 0.011 |
| | <i>,</i> | | | 13 | | | | | 論 | 處 | दे | 橋 | 7.6 | 5.5 | 5.7 | 3 | 6.8 | 120,000 | 0.008 |
| | 滕石 | 「衛 門 | り川 | 14 | | | | | 柳 | | | 橋 | 7.6 | 3.1 | 3.9 | 14 | 6.3 | 220,000 | 0.017 |
| | 菖 | 蒲 | Ш | 15 | | | | | | 川合 | 流点 | | 7.3 | 3.2 | 6.8 | 14 | 6.6 | _ | 0.014 |
| | | | | 16 | | | | | 笹 | | 樋. | 管 | 7.3 | 3.0 | 6.2 | 13 | 6.9 | _ | 0.017 |
| | 笹 | 目 | Ш | 17 | | | | | | 立浦和 | | | 7.5 | 3.3 | 5.3 | 7 | 5.7 | 25,000 | 0.022 |
| | | | | 18 | С | 生物B | 0 | \cap | 中 | 土 | 手 | 橋 | 7.5 | 4.1 | 5.9 | 23 | 7.4 | 45,000 | 0.022 |
| | 鴨 | | Ш | 19 | С | 生物B | \vdash | $\overline{}$ | 加 | <u>-</u> 茂 | <u> </u> | 橋 | 7.4 | 3.5 | 5.8 | 12 | 5.6 | 25,000 | 0.031 |
| | | | | | _ | | | | | <u>/火</u> 間 | | | | | | _ | | | |
| | | | | 20 | A | 生物B | | 0 | 入 | | 大 | 橋 | 7.6 | 1.4 | 3.7 | 10 | 9.6 | 6,300 | 0.006 |
| | | | | 21 | A | 生物B | 0 | \cup | 落 | | | 橋 | 7.7 | 0.6 | 2.2 | 5 | 10 | 2,900 | 0.005 |
| | 入 | 間 | Ш | 22 | Α | 生物B | | | 初 | 雁 | | 橋 | 7.7 | 1.1 | 2.3 | 4 | 11 | 4,800 | 0.005 |
| | • | 1. 3 | | 23 | A | 生物B | | | 富 | 士 | 見 | 橋 | 7.8 | 1.0 | 2.9 | 2 | 10 | 4,000 | 0.005 |
| | | | | 24 | A | 生物B | | | 豊 | カ | | 橋 | 7.8 | 1.1 | 2.9 | 2 | 10 | 4,000 | 0.004 |
| | | | | 25 | A | 生物A | 0 | 0 | 給: | 食セン | / タ、 | 一前 | 7.9 | 0.6 | 1.4 | 1 | 11 | 6,700 | 0.001 |
| | | | | 26 | В | 生物B | 0 | \circ | 落 | £ | ì | 橋 | 7.6 | 1.8 | 3.9 | 8 | 8.8 | 8,700 | 0.007 |
| | 越 | 辺 | Ш | 27 | A | 生物B | 0 | 0 | 今 | JI | | 橋 | 7.9 | 0.8 | 2.3 | 3 | 11 | 19,000 | 0.005 |
| 7 88 111 | | | | 28 | Α | 生物A | | 0 | Ш | 吵 | 7 | 橋 | 7.9 | 0.8 | 2.0 | 1 | 10 | 22,000 | 0.003 |
| 入間川 | Lara | | | 29 | Α | 生物B | 0 | 0 | 東 | 松 | Ш | 橋 | 7.8 | 0.6 | 1.6 | 3 | 11 | 2,200 | 0.002 |
| | 都 | 幾 | Ш | 30 | Α | 生物A | | Ō | 明 | | | 覚 | 7.7 | 0.7 | 1.6 | 1 | 10 | 47,000 | 0.002 |
| | | | | 31 | В | 生物B | 0 | Ō | | 川合 | 流 | | 8.0 | 1.3 | 2.4 | 2 | 10 | 31,000 | 0.004 |
| | 槻 | | Ш | 32 | | 生物A | | | | <u></u> 为沢川· | | | 8.2 | 0.6 | 1.5 | 1 | 11 | 13,000 | 0.002 |
| | | | | 33 | A | 生物B | 0 | | 高 | 麗川 | | | 7.6 | 0.5 | 0.9 | 2 | 9.7 | 1,400 | 0.002 |
| | 高 | 麗 | Ш | 34 | | 生物A | | | 天 | 和 | | 橋 | 8.1 | 0.5 | 1.2 | 3 | 10 | 5,000 | 0.002 |
| | J. | msk | 111 | | A | | | | | <u>ተ</u> | ľ | | | | | | | - | |
| | 小電 | 畔 | <u> </u> | 35 | В | 生物B | 0 | 0 | 莿 | 41 | 1 | 橋 | 7.8 | 1.6 | 5.2 | 19 | 9.6 | 16,000 | 0.012 |
| | 霞 | _1 - | Ш | 36 | В | 生物B | 0 | 0 | 大 | 利 | | 橋 | 8.1 | 1.0 | 3.2 | 3 | 11 | 68,000 | 0.012 |
| | 成 | 木 | Ш | 37 | A | 生物A | 0 | 0 | 成 | 木 | 大 | 橋 | 8.1 | 0.5 | 1.6 | 1 | 10 | 12,000 | 0.002 |
| | 市 | 野 | Ш | 38 | C | 生物B | 0 | 0 | 徒 | 步 | | 橋 | 7.9 | 2.8 | 6.3 | 11 | 10 | _ | 0.015 |
| | , , | | | 39 | В | 生物B | 0 | 0 | 天 | 祁 | | 橋 | 8.5 | 1.6 | 5.5 | 4 | 12 | 35,000 | 0.021 |
| | 滑 | | Ш | 40 | | | | | 八 | 帷 | | 橋 | 8.2 | 3.3 | 6.9 | 8 | 11 | 230,000 | 0.009 |
| 荒川 | 和日 | 吉里 | 予川 | 41 | В | 生物B | 0 | \bigcirc | 岩 | 見 | | 橋 | 7.7 | 2.0 | 4.3 | 16 | 8.8 | 6,300 | 0.017 |
| | 赤 | 平 | Ш | 42 | AA | 生物A | 0 | \bigcirc | 赤 | 3 | Ž. | 橋 | 8.3 | 0.7 | 1.6 | 5 | 10 | 9,000 | 0.009 |
| | 横 | 瀬 | Ш | 43 | A | 生物A | 0 | 0 | 原 | 名 | È | 橋 | 8.5 | 1.0 | 2.2 | 2 | 11 | 34,000 | 0.008 |
| | 中 | 津 | Ш | 44 | | | | | 落 | <u>{</u> | ì | 橋 | 8.1 | 0.6 | 1.6 | 4 | 11 | 520 | 0.008 |
| | | | | 45 | С | 生物B | | | 潮 | Т | | 橋 | 7.5 | 4.9 | 5.9 | 16 | 7.3 | _ | 0.016 |
| | | | | 46 | С | 生物B | 0 | 0 | 八 | | | 橋 | 7.5 | 3.4 | 5.4 | 13 | 7.8 | _ | 0.013 |
| | | | | 47 | C | 生物B | | | 弥 | 生 | | 橋 | 7.4 | 3.0 | 5.7 | 21 | 7.3 | _ | 0.015 |
| 中川 | 中 | | Ш | 48 | C | 生物B | 0 | | 豊 | | | 橋 | 7.3 | 2.7 | 6.0 | 30 | 6.9 | _ | 0.020 |
| ' '' | | | 74 | 49 | C | 生物B | | | 松 | 信 | r. | 橋 | 7.3 | 2.7 | 5.8 | 29 | 7.7 | 15,000 | 0.020 |
| | | | | 50 | C | 生物B | | | 行 | 幸 | | 橋 | 7.3 | 3.2 | 6.2 | 22 | 7.7 | - | 0.013 |
| | | | | _ | - | | | | | 主 | - | | | | | | | | |
| | | | | 51 | C | 生物B | | | 道 | | | 橋 | 7.3 | 10 | 9.9 | 24 | 6.6 | _ | 0.041 |

| | | | | 地 | 2 | 類 環 | 基準 | ŧ点. | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----|----------|--|----------|--------|--------------|------------|------------|----|------|------------|------------|----|-----|----------|---------------|----------|--------------|----------------------|---------------|
| 区分 | γĒ | 可川 | 名 | 点番号 | | 類環境基 | _ | 生 | | 地 | 点 | 名 | | рН | | COD (mg/L) | SS | DO (ma/I) | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | 全亜鉛 (mg/L) |
| | | | | 号 | 3 | 型準 | 般 | 物 | | | | | | | (IIIg/L) | (IIIg/L) | (IIIg/L) | (IIIg/L) | (MPN/100IIIL) | (IIIg/L) |
| | | | | 52 | С | 生物B | 0 | 0 | 内 | | 丘 | | 橋 | 7.4 | 3.7 | 6.6 | 16 | 4.7 | _ | 0.028 |
| | 綾 | 瀬 | Ш | 53 | С | 生物B | | | 手 | , | 代 | | 橋 | 7.3 | 4.0 | 7.0 | 16 | 5.1 | _ | 0.033 |
| | 液 | クタ | 711 | 54 | C | 生物B | | | 槐 | , | 戸 | | 橋 | 7.4 | 3.9 | 6.5 | 14 | 6.4 | _ | 0.019 |
| 綾瀬川 | | | | 55 | C | 生物B | 0 | 0 | 畷 | | | | 橋 | 7.5 | 3.2 | 5.4 | 23 | 7.7 | 29,000 | 0.029 |
| | 伝 | 右 | Ш | 56 | | | | | 伝 | | 右 | | 橋 | 7.3 | 3.3 | 6.0 | 10 | 5.1 | _ | 0.032 |
| | 古 | 綾瀬 | | 57 | D | 生物B | 0 | 0 | | 頼川 | | 荒 点 | _ | 7.2 | 6.0 | 11 | 15 | 5.0 | _ | 0.041 |
| | 毛 | 長 | Ш | 58 | | | | | 水 | | 神 | | 橋 | 7.3 | 3.4 | 6.0 | 15 | 5.6 | _ | 0.023 |
| | 大 | 場 | Ш | 59 | С | 生物B | 0 | 0 | 葛 | | Ξ. | | 橋 | 7.4 | 3.6 | 7.4 | 19 | 5.3 | _ | 0.018 |
| | | -11. | | 60 | С | 生物B | 0 | \circ | 中 | | 島 | | 橋 | 7.5 | 4.4 | 5.9 | 17 | 8.1 | 15,000 | 0.010 |
| | 元 | 荒 | Ш | 61 | С | 生物B | | | 八 | | 幡 | | 橋 | 7.3 | 4.5 | 6.3 | 23 | 7.0 | 42,000 | 0.014 |
| | | | | 62 | С | 生物B | | | 渋 | | 井 | D.J | 橋 | 7.3 | 2.1 | 4.4 | 12 | 7.1 | 200,000 | 0.013 |
| 中川 | 忍 | | <u> </u> | 63 | ~ | 1 11/- D | | | 前 | 屋 | | | 橋 | 7.3 | 2.5 | 4.6 | 19 | 6.6 | 53,000 | 0.017 |
| | 新 | 方 | Ш | 64 | С | 生物B | | 0 | 昭 | | 和 | | 橋板 | 7.4 | 3.9 | 6.5 | 23 | 6.7 | 30,000 | 0.011 |
| | | ヒーエ | 4 1 111 | 65 | С | 生物B | 0 | 0 | £ | | あ | Λ, | 橋 | 7.6 | 4.2 | 5.9 | 16 | 8.6 | 20,000 | 0.008 |
| | 天 | 客古利 | 恨川 | 66 | C | 生物B | | | 小 | | 渕上 | 111 | 橋板 | 7.2 | 3.3 | 5.2 | 16 | 7.5 | 37,000 | 0.009 |
| | | | | 67 | С | 生物B | | | 杉笹 | | 古目 | | 橋板 | 7.3 | 3.7 | 5.8 | 22 | 7.3 | 77,000 | 0.014 |
| | 新 | 河岸 | 111 E | 68 69 | D | 生物 B 生物 B | 0 | 0 | 世い | ろ | | は | 橋橋 | 7.3 | 3.4 | 6.2 | 11 12 | 7.1 6.9 | 77,000 140,000 | 0.020 |
| | 利 | 刊片 | ± /// | 70 | D D | 生物B | | 0 | 旭 | 0 | (| | 橋 | 7.0 | 1.8 | 3.8 | 14 | 7.4 | 24,000 | 0.019 |
| | 白 | 子 | Щ | 71 | D D | 生物B | | \bigcirc | 三 | | 園 | | 橋 | 7.3 | 2.5 | 5.0 | 5 | 6.8 | 79,000 | 0.014 |
| | | 1 | 711 | 72 | С | 生物B | | | 東 | | 2 8 | | 橋 | 7.7 | 1.3 | 2.6 | 7 | 10 | 59,000 | 0.015 |
| 新河岸川 | 黒 | Ħ | Ш | 73 | C | 生物B | | | 都 | 県: | | 地 | 点 | 7.5 | 0.9 | 2.4 | 7 | 9.6 | 42,000 | 0.008 |
| WII.17#711 | | | | 74 | С | 生物B | | \bigcirc | 栄 | >N . | -76 | | 橋 | 7.2 | 2.8 | 6.6 | 9 | 7.4 | 120,000 | 0.029 |
| | 柳 | 瀬 | Ш | 75 | С | 生物B | | | | | 柳 | | 橋 | 7.8 | 1.6 | 2.5 | 2 | 10 | _ | 0.005 |
| | 東 | | Ш | 76 | | 工 1,7 12 | | | 中 | | 12F | | 橋 | 7.5 | 2.0 | 3.4 | 6 | 9.4 | _ | 0.012 |
| | | t.a | | 77 | Е | 生物B | | | 不 | - | 老 | | 橋 | 7.6 | 3.9 | 6.4 | 3 | 11 | 180,000 | 0.018 |
| | 不 | 老 | Ш | 78 | E | 生物B | | | 入 | | 曽 | | 橋 | 7.6 | 3.5 | 7.0 | 2 | 9.2 | _ | 0.022 |
| | | | | 79 | Α | 生物B | | 0 | 栗 | | | | 橋 | 7.4 | 1.4 | 3.1 | 18 | 9.6 | 12,000 | 0.013 |
| | | | | 80 | A | 生物B | 0 | 0 | 利 | 根 | - | | 堰 | 7.5 | 1.0 | 2.6 | 10 | 10 | 4,800 | 0.009 |
| | 利 | 根 | Ш | 81 | A | 生物B | | | 刀 | , | 水 | | 橋 | 7.5 | 1.3 | 3.3 | 19 | 10 | 7,400 | 0.017 |
| | | | | 82 | A | 生物B | | | 上 | 武 | - | 大 | 橋 | 7.5 | 1.1 | 3.1 | 17 | 10 | 7,800 | 0.011 |
| | | | | 83 | A | 生物B | 0 | 0 | 坂 | 東 | - | 大 | 橋 | 7.4 | 1.2 | 3.2 | 18 | 11 | 19,000 | 0.011 |
| | | | | 84 | A | 生物B | \bigcirc | \bigcirc | 流 | 1 | Ш | | 橋 | 7.6 | 1.1 | 3.8 | 23 | 9.8 | 7,400 | 0.010 |
| | 江 | 戸 | Ш | 85 | A | 生物B | | | 野 | | 田 | | 橋 | 7.6 | 1.1 | 4.2 | 20 | 9.8 | 5,700 | 0.009 |
| 利根川 | 11. | \vdash | 711 | 86 | A | 生物B | | | 関 | ; | 宿 | | 橋 | 7.5 | 1.0 | 3.6 | 15 | 9.6 | 17,000 | 0.008 |
| 行功代/月 | | | | 87 | В | 生物B | 0 | 0 | 昭 | | 和 | | 橋 | 7.4 | 4.4 | 5.7 | 9 | 6.2 | 350,000 | 0.020 |
| | | | | 88 | В | 生物B | 0 | 0 | 新 | l | 明 | | 橋 | 8.1 | 2.0 | 4.5 | 9 | 12 | 69,000 | 0.015 |
| | 小 | Щ | Ш | 89 | A | 生物B | 0 | 0 | | | の | | 橋 | 7.9 | 1.7 | 3.8 | 6 | 11 | 47,000 | 0.011 |
| | | | | 90 | A | 生物A | | 0 | 新 | 元 | | Η | 橋 | 8.0 | 0.6 | 1.7 | 2 | 11 | 8,900 | 0.008 |
| | 唐 | 沢 | Ш | 91 | В | 生物B | 0 | 0 | 森 | | 下 | | 橋 | 8.4 | 2.3 | 5.0 | 10 | 12 | 120,000 | 0.013 |
| | 元 | 小山 |]]]] | 92 | В | 生物B | 0 | 0 | | 本庄妻 | | | | 7.5 | 4.2 | 6.7 | 8 | 8.1 | 370,000 | 0.030 |
| | 神 | 流 | Щ | 93 | A | 生物A | 0 | 0 | 神 | 流 | | | 橋 | 7.8 | 0.6 | 1.6 | 2 | 9.9 | 9,700 | 0.002 |
| | | | / · I | 94 | A | 生物A | | 0 | 藤 | Ī | 武 | | 橋 | 7.9 | 0.6 | 1.8 | 3 | 10 | 19,000 | 0.002 |

イ 湖 沼

| | • • | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------|----------|------|---------|------|---|-----|-----|---------------|-----------------------------|--------------|----------------------|---------------|-------|---------------|
| 湖沼 | 名 | 地点 番号 | 環境類 | 基準 型 | 基準一般 | | 地点名 | рН | COD (mg/L) | $\frac{\rm SS}{(\rm mg/L)}$ | DO (mg/L) | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | 全窒素 (mg/L) | | 全亜鉛 (mg/L) |
| 下久保ダム | . 貯水池 湖) | L1 | 湖沼AⅢ | 湖沼生物A | 0 | 0 | 湖心 | 8.3 | 2.3 | 3 | 11 | 242 | 1.3 | 0.023 | 0.002 |
| 二瀬ダム (秩 父 | | L2 | 湖沼AⅢ | 湖沼生物A | 0 | 0 | 湖心 | 7.7 | 1.7 | 2 | 9.2 | 2,970 | 0.45 | 0.013 | 0.005 |



(6)主要地点におけるBOD年度平均値

ア BOD年度平均値の低い地点

| 順位 | | 河川名 | | 地 点 名(所在地) | BOD年 | 度平均 | 的値(m | ng/L) | |
|------|---|-----|---|------------------|------|------|------|-------|-----|
| 川貝丁丛 | | 円川石 | | 地点名(所在地) | 23年度 | 224 | F度 | 21년 | 下度 |
| | 譠 | 麗 | Ш | 高麗川大橋 (坂戸市) | 0.5 | 1 | 0.5 | 1 | 0.5 |
| 1 | 荒 | | Ш | 中津川合流点前(秩父市) | 0.5 | 1 | 0.5 | 3 | 0.7 |
| 1 | 成 | 木 | Ш | 成木大橋(飯能市) | 0.5 | 1 | 0.5 | | 1.5 |
| | 恒 | 麗 | Ш | 天神橋 (日高市) | 0.5 | 8 | 0.6 | 9 | 0.9 |
| | 中 | 津 | Ш | 落合橋 (秩父市) | 0.6 | 1 | 0.5 | (11) | 1.0 |
| | 入 | 間 | Ш | 給食センター前(狭山市) | 0.6 | 1 | 0.5 | 20 | 1.2 |
| | 槻 | | Ш | 大内沢川合流点前(東秩父村) | 0.6 | 1 | 0.5 | | 1.3 |
| | 都 | 幾 | Ш | 東松山橋(東松山市) | 0.6 | 8 | 0.6 | 2 | 0.6 |
| 5 | 荒 | | Ш | 正喜橋(寄居町) | 0.6 | 8 | 0.6 | 3 | 0.7 |
| | 神 | 流 | Ш | 藤武橋(上里町・群馬県藤岡市) | 0.6 | 8 | 0.6 | 3 | 0.7 |
| | 入 | 間 | Ш | 落合橋(川島町・川越市) | 0.6 | (14) | 0.7 | 6 | 0.8 |
| | 神 | 流 | Ш | 神流川橋(上里町・群馬県高崎市) | 0.6 | 14) | 0.7 | 6 | 0.8 |
| | 荒 | | Ш | 御成橋 (鴻巣市) | 0.6 | 19 | 0.8 | (14) | 1.1 |

イ BOD年度平均値の高い地点

| 1001 310 3101 | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|------------------|----------------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|
| 順位 | 河川名 | 地 点 名(所在地) | BOD年度平均値(mg/L) | | | | | | | | |
| 川貝口。 | 例川石 | | 23年度 | 22年度 | 21年度 | | | | | | |
| 1 | 中 川 | 道橋(加須市) | 10 | ② 7.2 | 3.1 | | | | | | |
| 2 | 古綾瀬川 | 綾瀬川合流点前 (草加市) | 6.0 | 10 4.3 | 15 3.9 | | | | | | |
| 3 | 藤右衛門淵 | 論處橋 (川口市) | 5.5 | ① 7.3 | 1 8.4 | | | | | | |
| 4 | 中 川 | 潮止橋(八潮市) | 4.9 | ①7 3.3 | 18 3.7 | | | | | | |
| 5 | 新 芝 川 | 山王橋(川口市・東京都足立区) | 4.8 | ⑤ 5.2 | 6 4.8 | | | | | | |
| 6 | 元 荒 川 | 八幡橋(白岡市・蓮田市) | 4.5 | 1.8 | 2.6 | | | | | | |
| 7 | 元 荒 川 | 中島橋(越谷市) | 4.4 | 19 3.2 | 2.5 | | | | | | |
| 7 | 福川 | 昭和橋 (熊谷市) | 4.4 | ① 3.5 | ③ 5.5 | | | | | | |
| 9 | 大落古利根川 | ふれあい橋 (松伏町・越谷市) | 4.2 | 2.5 | 3.0 | | | | | | |
| 9 | 元 小 山 川 | 県道本庄妻沼線交差点 (本庄市) | 4.2 | 6 5.1 | 19 3.6 | | | | | | |

[※] 丸数字は各年度の順位 (空欄は21位以下)

(7)湖沼水質調査結果(平成23年度)

【夏季】

| | 湖沼名 | | 採取 年月日 | 採取時刻 | 天候 | 気温 (℃) | 水温 (℃) | 全水深 (m) | 透明度 (m) | 色相 | 濁り | рН | DO (mg/L) |
|---|-----|---|---------------|--------------|---------------|---------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|----------------------|-----------------------|
| 玉 | 淀 | 湖 | H23.10.20 | 11:00 | 曇り | 19.6 | 17.4 | 14.80 | 3.58 | 淡黄緑色 | 無し | 8.4 | 9.6 |
| 円 | 良 田 | 湖 | H23.9.8 | 13:40 | 晴れ | 32.3 | 25.8 | 13.25 | 1.80 | 淡白黄色 | 無し | 8.4 | 11 |
| 間 | 瀬 | 湖 | H23.9.8 | 11:00 | 晴れ | 35.6 | 23.1 | 16.85 | 1.63 | 淡黄色 | 無し | 7.3 | 9.1 |
| 鎌 | 北 | 湖 | H23.9.7 | 13:40 | 晴れ | 35.2 | 21.3 | 15.60 | 1.90 | 淡白黄色 | 無し | 7.7 | 9.1 |
| 宮 | 沢 | 湖 | H23.9.7 | 10:40 | 晴れ | 34.5 | 26.2 | 7.00 | 1.80 | 淡黄色 | 無し | 8.6 | 9.6 |
| 伊 | 佐 | 沼 | H23.9.7 | 15:55 | 晴れ | 32.5 | 31.0 | 2.20 | 0.24 | 中白黄色 | 有り | 8.8 | 11 |
| 柴 | Щ | 沼 | H23.8.24 | 10:05 | 晴れ | 36.6 | 27.8 | 4.40 | 1.41 | 淡黄色 | 無し | 7.2 | 4.6 |
| Ш | ノ 神 | 沼 | H23.8.24 | 11:10 | 曇り | 31.1 | 28.0 | 1.80 | 0.35 | 中黄緑色 | 有り | 8.6 | 13 |
| 别 | 所 | 沼 | H23.8.24 | 14:00 | 晴れ | 32.8 | 28.4 | 1.50 | 0.64 | 淡黄緑色 | やや有り | 9.3 | 14 |
| | 湖沼名 | | COD (mg/L) | SS (mg/L) | 導電率 (mS/m) | 全窒素 (mg/L) | アンモニア 性窒素 (mg/L) | 亜硝酸 性窒素 (mg/L) | 硝酸性 窒 素 (mg/L) | 有機性 窒 素 (mg/L) | 全りん (mg/L) | りん酸 性りん (mg/L) | クロロ フィルa (μg/L) |
| 玉 | 淀 | 湖 | 0.7 | <1 | 15 | 0.97 | < 0.1 | 0.010 | 0.98 | 0.16 | 0.019 | < 0.01 | <1 |
| 円 | 良 田 | 湖 | 3.0 | 3 | 10 | 2.4 | < 0.1 | 0.006 | 2.0 | 0.15 | 0.013 | < 0.01 | 8 |
| 間 | 瀬 | 湖 | 2.4 | 3 | 8 | 3.6 | < 0.1 | 0.005 | 3.9 | 0.10 | 0.012 | < 0.01 | 2 |
| 鎌 | 北 | 湖 | 0.5 | 2 | 10 | 2.2 | < 0.1 | 0.010 | 1.9 | 0.08 | 0.007 | < 0.01 | 6 |
| 宮 | 沢 | 湖 | 2.8 | 3 | 11 | 1.2 | < 0.1 | 0.008 | 0.59 | 0.37 | 0.020 | < 0.01 | 9 |
| 伊 | 佐 | 沼 | 5.7 | 33 | 19 | 1.7 | < 0.1 | 0.074 | 0.37 | 0.70 | 0.12 | 0.04 | 37 |
| 柴 | Щ | 沼 | 3.4 | 2 | 25 | 1.3 | 0.3 | 0.017 | 0.67 | 0.36 | 0.027 | < 0.01 | 6 |
| 山 | ノ 神 | 沼 | 16 | 33 | 23 | 3.2 | 0.4 | 0.040 | 0.46 | 2.9 | 0.19 | < 0.01 | 170 |
| 別 | 所 | 沼 | 12 | 23 | 20 | 1.6 | < 0.1 | 0.006 | 0.11 | 1.5 | 0.078 | < 0.01 | 76 |

[※] 各湖沼とも表層水 (水面下0.5m) を採取した。

【冬季】

| | 湖沼名 | | 採取 年月日 | 採取時刻 | 天候 | 気温 (℃) | 水温 (℃) | 全水深 (m) | 透明度 (m) | 色相 | 濁り | рН | DO (mg/L) |
|-------|-------|-----|-------------------|--------------|----------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 玉 | 淀 | 湖 | H24.2.21 | 14:30 | 晴れ | 7.2 | 4.6 | 13.55 | 9.08 | 無色 | 無し | 8.1 | 13 |
| 円 | 良 田 | 湖 | H24.2.21 | 13:30 | 晴れ | 9.5 | 4.5 | 12.95 | 3.08 | 淡黄色 | 無し | 7.6 | 13 |
| 間 | 瀬 | 湖 | H24.2.21 | 10:40 | 晴れ | 9.0 | 4.9 | 14.87 | 4.73 | 淡黄緑色 | 無し | 7.4 | 13 |
| 鎌 | 北 | 湖 | H24.2.6 | 13:50 | 雨 | 7.1 | 5.3 | 15.10 | 2.80 | 淡黄色 | 無し | 7.4 | 11 |
| 宮 | 沢 | 湖 | H24.2.6 | 11:10 | 曇り | 10.6 | 6.6 | 7.60 | 1.95 | 淡黄色 | 無し | 7.7 | 12 |
| 柴 | Щ | 沼 | H24.2.1 | 11:00 | 曇り | 10.5 | 4.5 | 3.85 | 1.20 | 淡黄色 | 無し | 7.9 | 13 |
| Ш | ノ 神 | 沼 | H24.2.1 | 11:40 | 晴れ | 10.2 | 5.0 | 1.40 | 0.80 | 中黄色 | 無し | 8.0 | 13 |
| 别 | 所 | 沼 | H24.2.1 | 14:30 | 曇り | 9.5 | 6.6 | 1.50 | 0.80 | 淡黄色 | 無し | 8.1 | 14 |
| | 湖沼名 | | COD (mg/L) | SS (mg/L) | 導電率 (mS/m) | 全窒素 (mg/L) | アンモニア 性窒素 (mg/L) | 亜硝酸 性窒素 (mg/L) | 硝酸性 窒 素 (mg/L) | 有機性 窒素 (mg/L) | 全りん (mg/L) | りん酸 性りん (mg/L) | クロロ フィルa (μg/L) |
| 玉 | 淀 | 湖 | 1.9 | <1 | 21 | 1.8 | 0.1 | 0 0 4 0 | 1 - | 0.10 | 0.049 | 0.04 | <1 |
| 円 | | | | | | 1.0 | 0.1 | 0.016 | 1.5 | 0.18 | 0.049 | 0.04 | /1 |
| 111 | 良 田 | 湖 | 3.7 | 2 | 14 | 1.1 | <0.1 | 0.016 | 0.75 | 0.18 | 0.049 | < 0.04 | 7 |
| 間 | 良 田 瀬 | 湖湖 | 3.7 2.7 | 2 <1 | | | | | | | | | |
| - | | | | | 14 | 1.1 | < 0.1 | 0.007 | 0.75 | 0.28 | 0.018 | < 0.01 | 7 |
| 間 | 瀬 | 湖 | 2.7 | <1 | 14 10 | 1.1 2.1 | <0.1 <0.1 | 0.007 0.013 | 0.75 1.7 | 0.28 | 0.018 0.018 | <0.01 <0.01 | 7 3 |
| 間鎌 | 瀬北 | 湖湖 | 2.7 2.0 | <1 2 | 14 10 13 | 1.1 2.1 1.5 | <0.1 <0.1 0.1 | 0.007 0.013 0.012 | 0.75 1.7 1.2 | 0.28 0.21 0.14 | 0.018 0.018 0.012 | <0.01 <0.01 <0.01 | 7 3 5 |
| 間 鎌 宮 | 瀬 北 沢 | 湖湖湖 | 2.7 2.0 4.0 | <1 2 2 | 14 10 13 14 | 1.1 2.1 1.5 1.2 | <0.1 <0.1 0.1 0.5 | 0.007 0.013 0.012 0.011 | 0.75 1.7 1.2 0.40 | 0.28 0.21 0.14 0.32 | 0.018 0.018 0.012 0.032 | <0.01 <0.01 <0.01 <0.01 | 7 3 5 11 |

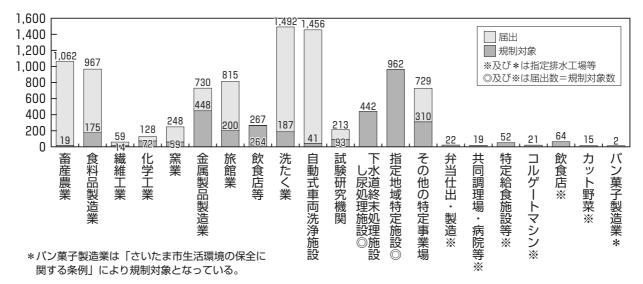
[※] 各湖沼とも表層水 (水面下0.5m) を採取した。 ※ 伊佐沼については、改修工事のため欠測。

(8) 県全域水質汚濁発生源総括表(平成22年度)

| | 区 | 分 | | 基礎データ | 排水量 (×10³m³/日) | BOD負荷量 (t/日) (構成比%) |
|---------|------------|--------|-------|--------------------|-------------------|---------------------------|
| | 下 | 水 | 道 | 5,291千人 | 1,433 | 7.3 |
| | 5 0 1 ~ | 合併処理 | 浄 化 槽 | 118 " | 38 | 0.6 |
| | \sim 500 | 合併 処理 | 浄 化 槽 | 745 " | 209 | 6.3 |
| | 501~単 | 独処理浄化槽 | | (0) " | 0 | 0.0 |
| 生活系 | ~500単 | 独処理浄化槽 | | (935) " | 80 | 4.3 |
| | し尿 | 処 理 場 | | (166) " | 6 | 0.0 |
| | そ | の他 | | (6) " | 1 | 0.2 |
| | 雑 | 排 | 水 | 1,107 " | 87 | 41.0 |
| | 小 | | 計 | 7,261 " | 1,766 | 59.7 (70.4) |
| | 下 | 水 | 道 | 28 件 | 171 | 0.7 |
| 産業系 | 規制 | 対 象 事 | 業場 | 652 " | 161 | 2.5 |
| 性未示 | その | 他の事 | 業場 | - " | 95 | 12.2 |
| | 小 | | 計 | _ | 427 | 15.4 (18.2) |
| | 下 | 水 | 道 | 28 件 | 0.0 | 0.0 |
| | 規制 | 対 象 | 畜 舎 | 1 " | 0.2 | 0.0 |
| | その他 | 牛 | | 348百頭 | 0.3 | 2.2 |
| 畜産系 | の畜舎 | 豚 | | 1,215 " | 0.1 | 2.4 |
| | の留古 | 馬 | | 11 " | 0.0 | 0.1 |
| | 小 | | 計 | (全飼育頭数) 2,016 / | 0.6 | 4.7 (5.5) |
| | 下 | 水 | 道 | 28 件 | 289 | 1.3 |
| | Щ | | 林 | 62,722 ha | _ | 0.5 |
| その他系 | 水 | | 田 | 42,076 " | _ | 0.4 |
| | そ | の | 他 | 275,009 " | _ | 2.8 |
| | 小 | | 計 | 379,807 " | 289 | 5.0 (5.9) |
| / | 合 | | • | | 2,483 | 84.8 (100.0) |

^{※「}排水量」及び「BOD負荷量」は「基礎データ」を基に計算。

(9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容(平成23年度・政令市等を含む)

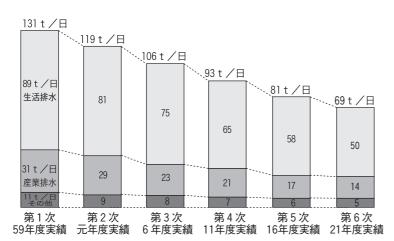


(10) 埼玉県における総量規制

①指定地域(太線枠内)(平成24年4月1日現在)



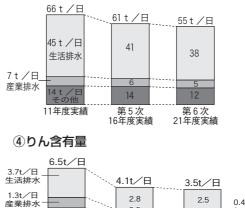




③窒素含有量

1.5t/日 その他

11年度実績



第5次 16年度実績 第6次 21年度実績

(11) 排水基準超過に対する行政措置状況(平成23年度)

| | 立入検査 | 排水検査 | 排水基準 | 行 政 処 分 | | | | | | |
|----------|-------|-------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--|--|
| | 件数 | 検査数 | 超過件数 | 一時停止命令 | 改善命令 | 改善勧告 | 注 意 | その他 | | |
| 県 | 1,421 | 929 | 75 | 0 | 1 | 11 | 63 | 0 | | |
| 万 | 1,421 | 929 | (8.1%) | (0.0%) | (0.1) | (1.2%) | (6.8%) | (0.0%) | | |
| 政令市等 | 1,298 | 1,165 | 203 | 0 | 0 | 10 | 168 | 25 | | |
| 以中川寺 | 1,290 | 1,105 | (17.4%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.9%) | (14.4%) | (2.1%) | | |
| 合 計 | 2,719 | 2,094 | 278 | 0 | 1 | 21 | 231 | 25 | | |
| | 2,719 | 2,094 | (13.3%) | (0.0%) | (0.0%) | (1.0%) | (11.1%) | (1.2%) | | |

^{※ ()} 内は排水検査件数に対する同欄件数の割合

(12) 生活排水対策重点地域の指定状況(平成24年4月1日現在)

| 流域名 | 関連流域市町村 | 生活排水対策重点 地域指定年月日 | 生活排水対策推進 計画策定年月 | 生活排水対策推進 協議会設置年月 |
|---------------|------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 不老川流域 | 川越市、所沢市、 狭山市、入間市 | 平成3年8月9日 | 第1次 平成4年3月 第2次 平成19年3月 | 平成5年4月 |
| 元小山川流域 | 本庄市、上里町 | 平成4年7月6日 | 平成5年3月 | 平成 5 年10月 |
| 中川上流域 | 加須市、羽生市、 久喜市 | 平成6年3月10日 | 平成7年3月 | 平成8年3月 |
| 赤平川流域 | 秩父市、小鹿野町 | 平成12年9月6日 | 平成14年3月 | 平成14年11月 |
| 荒川上流域 | 秩父市、横瀬町、 皆野町、長瀞町 | 平成14年2月18日 | 平成15年3月 | 平成15年11月 |
| 槻川・都幾川 上流域 | 嵐山町、小川町、 ときがわ町、東秩父村 | 平成14年12月19日 | 平成16年3月 | 平成17年2月 |

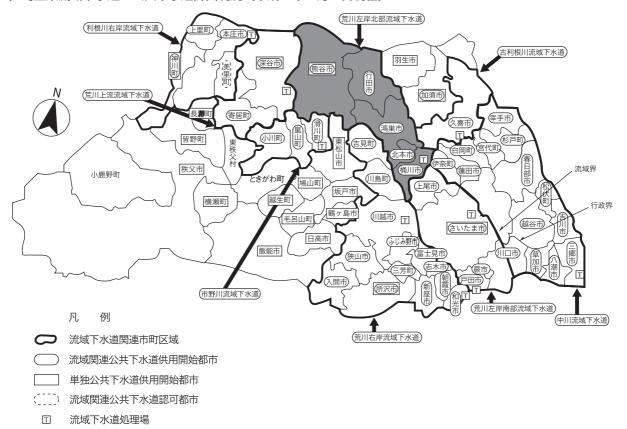
(13) 浄化槽設置基数及び浄化槽整備事業の推移

| | 浄 | 化槽設置基 | 数 | 浄化村 | 曹整備事業(県費 | 補助) |
|------|--------------|------------------|-------------------|------|----------|---------------|
| | 総設置基数 (基) | うち合併処理 浄化槽(基) | 合併処理浄化 槽の割合(%) | 市町村数 | 補助基数(基) | 補 助 額 (千円) |
| 13年度 | 627,541 | 123,921 | 19.7 | 69 | 3,585 | 384,293 |
| 14年度 | 638,709 | 135,089 | 21.2 | 71 | 3,369 | 302,636 |
| 15年度 | 649,895 | 146,275 | 22.5 | 72 | 3,354 | 308,720 |
| 16年度 | 662,486 | 158,866 | 24.0 | 72 | 3,472 | 306,447 |
| 17年度 | 675,026 | 171,406 | 25.4 | 55 | 3,071 | 220,108 |
| 18年度 | 688,118 | 184,498 | 26.8 | 52 | 2,744 | 208,796 |
| 19年度 | 616,351 | 180,902 | 29.4 | 53 | 2,497 | 214,034 |
| 20年度 | 613,098 | 189,001 | 30.8 | 53 | 2,365 | 171,422 |
| 21年度 | 611,574 | 196,675 | 32.2 | 46 | 2,080 | 153,683 |
| 22年度 | 566,469 | 199,383 | 35.2 | 44 | 1,970 | 146,689 |
| 23年度 | 551,317 | 210,893 | 38.3 | 45 | 894 | 285,529 |

(14) 下水道普及状況

| | | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|----|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 整備 | 処理人口(万人) | 482 | 489 | 496 | 501 | 511 | 518 | 526 | 533 | 542 | 548 | 553 |
| 状況 | 処理面積 (km²) | 551 | 564 | 575 | 586 | 599 | 608 | 622 | 633 | 644 | 654 | 665 |
| 処理 | 人口普及率(%) | 69.6 | 70.4 | 71.0 | 71.6 | 72.9 | 73.5 | 74.5 | 75.2 | 76.1 | 76.7 | 77.4 |
| 処理 | 面積整備率(%) | 14.5 | 14.9 | 15.1 | 15.4 | 15.8 | 16.0 | 16.4 | 16.7 | 16.9 | 17.2 | 17.5 |

(15) 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況(平成24年4月1日現在)



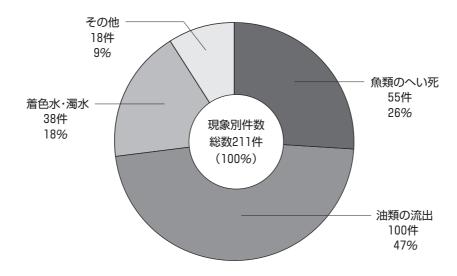
(注1) 単独公共下水道は、一部事務組合が事業主体となる下水道を含む。(坂戸、鶴ヶ島下水道組合、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合及び皆野・長瀞上下水道組合の3組合)

(16) 流域下水道の計画と現況(平成24年4月1日現在)

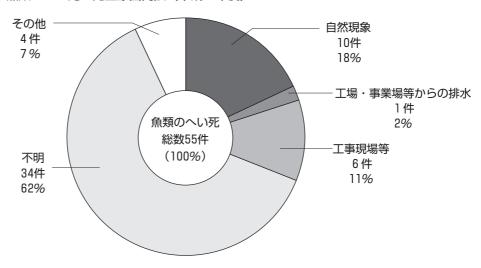
| | 項目 | 古光关工 | An TER HELAN | 全体 | 計画 | 現 | | 況 | |
|--------------|--------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|--|
| 流域名 | 処理場 | 事業着手年 月日 | 知理開始 年 月 日 | 処理能力 (㎡/日) | 処理区域内 人口(人) | 処理能力 (m³/日) | 処理水量 (m³/日) | 処理区域内 人口(人) | |
| 荒川左岸 南 部 | 荒 川水循環センター | 昭和42年 3月27日 | 昭和47年 10月1日 | 895,400 8 系列 | 1,764,500 | 935,000 7 系列 | 657,578 | 1,729,816 | |
| 荒川左岸 北 部 | 元 荒 川 水循環センター | 昭和46年 12月13日 | 昭和56年 4月1日 | 233,100 5 系列 | 434,300 | 223,750 3.5系列 | 139,790 | 322,703 | |
| 荒川右岸 | 新 河 岸 川 水循環センター | 昭和46年 12月13日 | 昭和56年 4月1日 | 789,900 8系列 | 1,574,000 | 699,660 5 系列 | 470,986 | 1 441 905 | |
| | 新河岸川上流水循環センター | _ | 平成18年 4月1日 | 709,900 3系列 | 1,374,000 | 52,700 2 系列 | 51,783 | 1,441,895 | |
| 中 川 | 中州水循環センター | 昭和48年 3月29日 | 昭和58年4月1日 | 765,000 14系列 | 1,454,000 | 549,580 8 系列 | 393,584 | 1,253,920 | |
| 古利根川 | 古利根川水循環センター | 昭和52年 9月17日 | 昭和58年 4月1日 | 89,500 4 系列 | 131,600 | 75,000 3 系列 | 44,714 | 110,187 | |
| 荒川上流 | 荒 川 上 流水循環センター | 昭和61年 3月15日 | 平成4年 4月1日 | 15,900 3 系列 | 25,600 | 10,152 1.5系列 | 3,868 | 16,083 | |
| 市野川 | 市野川水循環センター | 平成元年 10月3日 | 平成6年 4月1日 | 22,800 4 系列 | 42,200 | 17,600 3 系列 | 10,652 | 34,653 | |
| 利 根 川 右 岸 | 小 山 川 水循環センター | 平成17年 3月14日 | 平成21年 4月1日 | 77,700 5 系列 | 120,800 | 30,000 2 系列 | 14,188 | 44,614 | |
| 計 | _ | _ | _ | 2,889,300 | 5,547,000 | 2,593,450 | 1,787,143 | 4,953,871 | |

(注)処理水量は、23年度実績(日平均)であり、計欄は、各流域処理水量(m³/日)の合計値である。

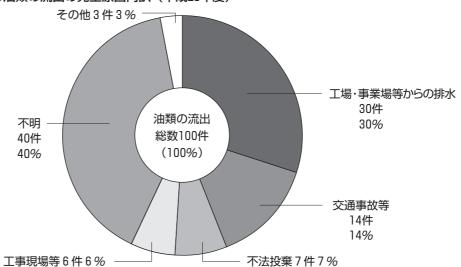
(17) 異常水質事故の現象別発生件数(平成23年度)



(18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳(平成23年度)



(19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳(平成23年度)



(20) 雑用水利用施設の推移

| | 区 | | 分 | | 昭和 50年度 | 55年度 | 60年度 | 平成 6 年度 | 9年度 | 12年度 | 15年度 | 18年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|----|------------|-------------------|--------|----------|------------|------|------|------------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 雨 | 水 | 0) | 利 | 用 | 1 | 1 | 6 | 60 | 93 | 169 | 227 | 267 | 299 | 323 | 333 |
| | タビル とした | | | | 0 | 6 | 12 | 42 | 46 | 56 | 58 | 71 | 72 | 75 | 75 |
| 下処 | 水道理。 | . 処 水 <i>0</i> | 理 場) 利 | · の 用 | 3 | 8 | 16 | 21 | 21 | 22 | 22 | 22 | 23 | 23 | 23 |
| 工美 | 業用 水 | 道用 | 水のマ | 利用 | 2 | 9 | 13 | 23 | 24 | 34 | 40 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| | | 計 | | | 6 | 24 | 47 | 146 | 184 | 281 | 347 | 409 | 443 | 470 | 480 |

⁽注)施設数について、平成18年度までは埼玉県長期水需給の見通し(平成19年12月)から掲載。 平成20年度以降は土地水政策課の調査による。

(21) 原水別・利用用途別雑用水利用の状況(平成23年度)

| 原水別用途別施設 | 水 洗トイレ | 冷房· 冷却用 | 散水用水 | 洗車 | 洗浄用水 | 環境· | その他 | 施設数 |
|------------------------------|--------|------------|------|----|------|-----|-----|-----|
| 雨 水 の 利 用 | 221 | 12 | 111 | 6 | 11 | 16 | 40 | 333 |
| 業務ビル等の各施設から発 生した下水の再利用 | 64 | 15 | 18 | 4 | 5 | 7 | 2 | 75 |
| 下 水 道 処 理 場 の 処 理 水 の 利 用 | 2 | 20 | 1 | 0 | 24 | 2 | 5 | 23 |
| 工業用水道用水の利用 | 29 | 35 | 9 | 0 | 15 | 3 | 18 | 49 |
| 計 | 316 | 82 | 139 | 10 | 55 | 28 | 65 | 480 |

⁽注) 雑用水を複数の用途に使用している例が多いため、施設数と用途別件数の合計は一致しない。

(22) 地域別地下水採取量

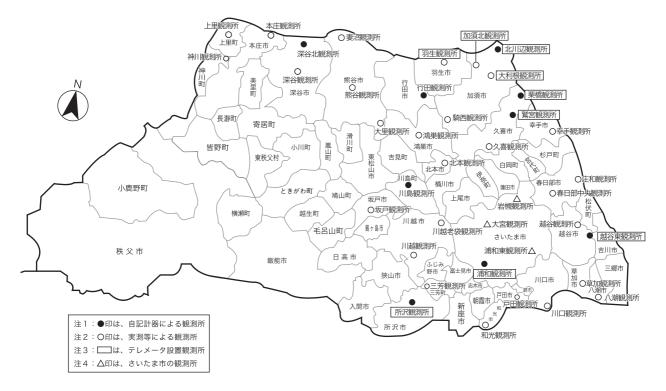
(単位:千m³/日)

| 年次 | | 平 成 | 18 年 | | | 平 成 | 19 年 | | | 平 成 | 20 年 | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 地域名 | 水道用 | 建築物用 | 工業用 | 計 | 水道用 | 建築物用 | 工業用 | 計 | 水道用 | 建築物用 | 工業用 | 計 |
| 東部地域 | 46.9 | 1.3 | 11.8 | 60.0 | 46.8 | 1.8 | 12.7 | 61.3 | 42.3 | 1.9 | 13.6 | 57.8 |
| 中央部地域 | 120.6 | 2.3 | 30.3 | 153.2 | 123.8 | 3.3 | 31.5 | 158.6 | 115.5 | 2.1 | 37.2 | 154.8 |
| 西部地域 | 105.2 | 11.3 | 45.4 | 161.9 | 103.7 | 9.8 | 42.9 | 156.4 | 102.4 | 10.2 | 44.5 | 157.1 |
| 北東部地域 | 62.7 | 2.9 | 19.5 | 85.1 | 67.0 | 2.6 | 20.0 | 89.6 | 67.5 | 2.8 | 21.2 | 91.5 |
| 比企地域 | 26.5 | 0.5 | 4.6 | 31.6 | 26.7 | 0.6 | 5.2 | 32.5 | 25.3 | 0.9 | 5.2 | 31.4 |
| 北部地域 | 142.2 | 3.3 | 51.4 | 196.9 | 146.5 | 6.8 | 55.4 | 208.7 | 140.3 | 3.8 | 54.5 | 198.6 |
| =1 | 504.1 | 21.6 | 163.0 | 688.7 | 514.5 | 24.9 | 167.7 | 707.1 | 493.3 | 21.7 | 176.2 | 691.2 |
| 計 | 73.2% | 3.1% | 23.7% | 100% | 72.8% | 3.5% | 23.7% | 100% | 71.4% | 3.1% | 25.5% | 100% |
| | | | | | | | | | | | | |
| 年次 | | 平 成 | 21 年 | | | 平 成 | 22 年 | | | 平 成 | 23 年 | |
| 年次地域名 | 水道用 | 平 成建築物用 | 21 年 工業用 | 計 | 水道用 | 平 成建築物用 | 22 年 工業用 | 計 | 水道用 | 平 成建築物用 | 23 年 工業用 | 計 |
| | 水道用 45.4 | | | 計 59.7 | 水道用 54.2 | | | 計 69.2 | 水道用 51.9 | | | 計 66.0 |
| 地域名 | | 建築物用 | 工業用 | | | 建築物用 | 工業用 | | | 建築物用 | 工業用 | |
| 地域名 東部地域 | 45.4 | 建築物用 2.9 | 工業用 11.4 | 59.7 | 54.2 | 建築物用 3.5 | 工業用 11.5 | 69.2 | 51.9 | 建築物用 3.3 | 工業用 10.8 | 66.0 |
| 地域名 東部地域 中央部地域 | 45.4 113.2 | 建築物用 2.9 3.5 | 工業用 11.4 28.1 | 59.7 144.8 | 54.2 131.6 | 建築物用 3.5 3.7 | 工業用 11.5 30.1 | 69.2 165.4 | 51.9 122.0 | 建築物用 3.3 4.0 | 工業用 10.8 26.7 | 66.0 152.7 |
| 地域名 東部地域 中央部地域 西部地域 | 45.4 113.2 105.6 | 建築物用 2.9 3.5 12.0 | 工業用 11.4 28.1 40.2 | 59.7 144.8 157.8 | 54.2 131.6 113.8 | 建築物用 3.5 3.7 12.9 | 工業用 11.5 30.1 40.6 | 69.2 165.4 167.3 | 51.9 122.0 104.4 | 建築物用 3.3 4.0 12.2 | 工業用 10.8 26.7 36.8 | 66.0 152.7 153.4 |
| 地域名 東部地域 中央部地域 西部地域 北東部地域 | 45.4 113.2 105.6 65.3 | 建築物用 2.9 3.5 12.0 3.0 | 工業用 11.4 28.1 40.2 18.7 | 59.7 144.8 157.8 87.0 | 54.2 131.6 113.8 64.6 | 建築物用 3.5 3.7 12.9 3.4 | 工業用 11.5 30.1 40.6 19.1 | 69.2 165.4 167.3 87.1 | 51.9 122.0 104.4 59.2 | 建築物用 3.3 4.0 12.2 3.4 | 工業用 10.8 26.7 36.8 18.7 | 66.0 152.7 153.4 81.3 |
| 地域名 東部地域 中央部地域 西部地域 北東部地域 比企地域 | 45.4 113.2 105.6 65.3 23.7 | 建築物用 2.9 3.5 12.0 3.0 0.6 | 工業用 11.4 28.1 40.2 18.7 5.2 | 59.7 144.8 157.8 87.0 29.5 | 54.2 131.6 113.8 64.6 21.9 | 建築物用 3.5 3.7 12.9 3.4 0.8 | 工業用 11.5 30.1 40.6 19.1 4.4 | 69.2 165.4 167.3 87.1 27.2 | 51.9 122.0 104.4 59.2 21.1 | 建築物用 3.3 4.0 12.2 3.4 0.7 | 工業用 10.8 26.7 36.8 18.7 4.1 | 66.0 152.7 153.4 81.3 26.0 |

注 (1) 水道用は採取量報告に基づく数量。

- (2) 建築物用は条例に基づく採取量報告と建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく採取量報告数値を合 算。
- (3) 工業用は条例に基づく採取量報告と工業用水法に基づく採取量報告を合算。 但し、2種指定地域やその他の地域は工業統計による数値を採用。

(23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図(平成24年4月1日現在)

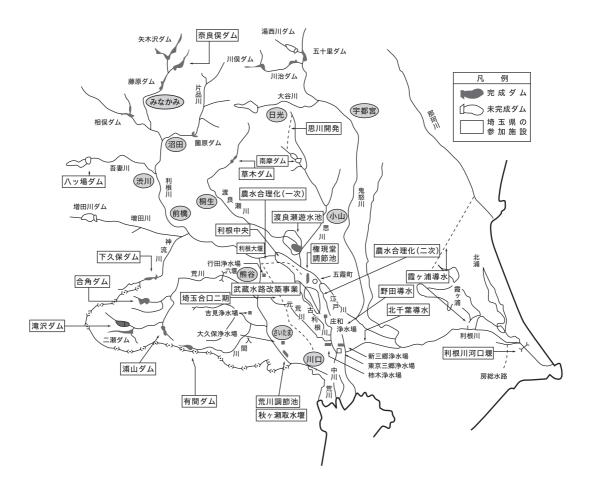


(24) 年間最大沈下量 経年変化

単位:cm

| (24) 年底 | 间取人沉 | P.重 栓牛发化 | | | | | | 単心.cm |
|---------|-------------|----------------|-------|-------------|------------|--------------|-------------|-------------------------|
| 年次 | 年間最大 沈下量 | 観測市町村 | 年次 | 年間最大 沈下量 | 観測市町村 | 年次 | 年間最大 沈下量 | 観測市町村 |
| 昭和36年 | 18.7 | | 昭和56年 | 6.7 | 久喜市(旧鷲宮町) | 13年 | 2.2 | 越谷市 |
| 37年 | 23.6 | | 57年 | 5.3 | 久喜市(旧栗橋町) | 14年 | 2.4 | 加須市(旧北川辺町) |
| 38年 | 20.8 | | 58年 | 5.2 | 久喜市(旧鷲宮町) | 15年 | 2.5 | 所沢市 |
| 39年 | 18.8 | 川口市 | 59年 | 6.0 | | 16年 | 4.7 | 越谷市 |
| 40年 | 18.5 | | 60年 | 5.6 | | 17年 | 1.8 | 久喜市 (旧栗橋町) |
| 41年 | 15.6 | | 61年 | 4.7 | | 18年 | 1.9 | |
| 42年 | 16.5 | | 62年 | 4.8 | 久喜市(旧栗橋町) | 19年 | 2.7 | 加須市(旧大利根町) |
| 43年 | 16.0 | 戸田市 | 63年 | 5.4 | 八音川(旧木侗門) | 20年 | 1.1 | |
| 44年 | 13.8 | 草加市 | 平成元年 | 4.6 | | 21年 | 1.6 | 所沢市 |
| 45年 | 20.9 | 朝霞市 | 2年 | 4.4 | | 22年 | 2.4 | 加須市 |
| 46年 | 19.4 | 新座市 | 3年 | 4.2 | | 23年 | 12.5* | 加須巾 |
| 47年 | 23.8 | | 4年 | 4.7 | 加須市(旧北川辺町) | | | 1日の東北地方太平洋 |
| 48年 | 25.2 | | 5年 | 3.2 | 久喜市(旧鷲宮町) | | | 投変動による地盤沈下 にめ参考値とする。 |
| 49年 | 27.2 | 所沢市 | 6年 | 4.8 | 八音川(旧鳥百門) | マノ が一 | 4 /Ce (1) | この多句にこうる。 |
| 50年 | 14.7 | 110/10/10 | 7年 | 4.4 | 越谷市 | | | |
| 51年 | 14.1 | | 8年 | 4.0 | 久喜市(旧栗橋町) | | | |
| 52年 | 9.8 | | 9年 | 3.4 | 越谷市 | | | |
| 53年 | 12.5 | 久喜市(旧鷲宮町) | 10年 | 2.4 | NG 다 내 | | | |
| 54年 | 9.6 | 久喜市(旧鷲宮町·旧栗橋町) | 11年 | 3.3 | 久喜市(旧鷲宮町) | | | |
| 55年 | 7.9 | 久喜市(旧鷲宮町) | 12年 | 2.9 | 八百川(旧鳥白門) | | | |

(25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設現況図(平成24年4月1日現在)



騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準(騒音の評価手法は、等価騒音レベル)

ア 一般地域の環境基準

| | | 時 間 0 |)区分 |
|-------|---|-----------------------------|---------------------------------|
| 地域の類型 | 該 当 地 域 | 昼 間 〔午前6時から〕 午後10時まで〕 | 夜 間 (午後10時から 翌日の午前 6 時まで |
| А | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| В | 第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 用途地域の定めのない地域 | 337 2 (()) | 437 2 ((())) |
| С | 近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 工 業 地 域 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

⁽備考) 工業専用地域については適用されない。

イ 道路に面する地域の環境基準

| 地域の区分 | 昼間 | 夜 間 |
|--|----------|----------|
| A地域のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有す る道路に面する地域及びC地域のうち 車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

⁽備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

| 区 分 | 昼間 | 夜間 |
|---------|----------|----------|
| 屋外 | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |
| 窓を閉めた屋内 | 45デシベル以下 | 40デシベル以下 |

- 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。 (備考) 1

 - 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を 主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

(2) 悪臭防止法に基づく規制内容

| 物質濃度規制地域 | 臭気指数規制地域 |
|--------------------------|------------------|
| 22の特定悪臭物質の濃度(単位ppm)による規制 | 臭気全体のにおいの強さによる規制 |

[※]臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気で希釈した時の希釈倍率(臭気濃度)を対数化して、10倍 した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数

(H24.3.31現在)

| 金属加工機械 | 区 | 分 | 施設・作業の種類 | 工場等数 |
|--|-----|--------------|---------------------------------------|-------|
| 安気圧縮機等 3,95 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 | | // | | 2,663 |
| 特 定 施 設 | | | | 3,918 |
| (特) 定 施 機 | | rlat- | | 237 |
| 定施 設 | | 符 | | 321 |
| 服 音 規 制 法 対 象 | | <u>, 4</u> , | 建設用資材製造機械 | 176 |
| 施 設 | | 疋 | 穀物用製粉機 | 24 |
| 騒音 規制法対象 | | 17. | 木材加工機械 | 929 |
| 音 規制 法 対象 | 臣又. | 施 | 抄紙機 | 60 |
| 規制 | | | 印刷機械 | 837 |
| 制法対象 | | 設 | 合成樹脂用射出成形機 | 677 |
| 法対象 | | | 鋳型製造機 | 99 |
| 対象 | | | 計 | 9,941 |
| (お) 1 (表 で) | | くい打機等を使用する作業 | 110 |
| 特別 では、 | | | びょう打機を使用する作業 | 3 |
| 建 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 作 アスウターショベルを使用する作業 計 1,44 金属加工機械 2,32 日本 | 家 | 特 | さく岩機を使用する作業 | 799 |
| 世界の では、 | | 定 | 空気圧縮機を使用する作業 | 184 |
| 作 バックホウを使用する作業 7ルドーザーを使用する作業 計 1,44 金属加工機械 2,32 圧縮機 1,83 土 石 | | 建 | コンクリートプラント又はアスファ | 4 |
| *** | | 設 | ルトプラントを設けて行う作業 | |
| ブルドーザーを使用する作業 計 1,44 金属加工機械 2,32 圧縮機 1,83 土石用粉砕機等 36 機 26 土石用粉砕機等 26 本材加工機械 50 中 26 大材加工機械 50 お 26 大材加工機械 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形機 50 会成樹脂用射出成形体 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂用射出成形成 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹脂和 50 会成樹和 50 会成樹和 50 会成樹和 50 会成樹和 50 | | 作 | バックホウを使用する作業 | 295 |
| 計 1,44 金属加工機械 2,32 圧縮機 1,83 | | 業 | トラクターショベルを使用する作業 | 5 |
| 金属加工機械 圧縮機 井石用粉砕機等 織機 土石用粉砕機等 織機 コンクリートブロックマシン等 木材加工機械 印刷機械 ゴム練用のロール機等 合成樹脂用射出成形機 鋳型製造機 特定建設 特定建設 作業 では が打機等を使用する作業 舗装版粉砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業 ブレーカーを使用する作業 | | | ブルドーザーを使用する作業 | 46 |
| 圧縮機 1,83 土石用粉砕機等 16 織機 26 コンクリートブロックマシン等 2 木材加工機械 50 印刷機械 50 ゴム練用のロール機等 50 合成樹脂用射出成形機 50 鋳型製造機 5 特定建設 計 体費 5 場球を使用して破壊する作業 2 が上機等を使用する作業 2 が上のカーを使用する作業 2 がレーカーを使用する作業 2 で 7 | | | 計 | 1,446 |
| 大石用粉砕機等 | | | | 2,324 |
| 様 機機 26 26 27 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 | | | 圧縮機 | 1,837 |
| 振 動 想 コンクリートブロックマシン等 | | | 土石用粉砕機等 | 170 |
| 振 カ 規 | | 特 | | 263 |
| 動 施 ため加工機械 切刷機械 50 可刷機械 50 可刷機械 50 方成樹脂用射出成形機 57 鋳型製造機 5 計 5,86 特定 鋼球を使用する作業 運搬 舗装版粉砕機を使用する作業 がレーカーを使用する作業 7 | 振 | | - | 22 |
| 規制 設 印刷機械 ゴム練用のロール機等 | | | | 61 |
| 制 コム緑用のロール候等 合成樹脂用射出成形機 57 | | | | 502 |
| 古成倒加用別出成形候 5.86 | | ΠX | | 57 |
| 対 ま 5,86 | | | | 574 |
| **** | | | | 54 |
| 特 | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 5,864 |
| 定 鋼球を使用して破壊する作業 建 舗装版粉砕機を使用する作業 作 ブレーカーを使用する作業 74 | 豕 | 特 | | 110 |
| 校 | | 定 | | 1 |
| 作。プレーカーを使用する作業 74 | | 建設 | | 23 |
| | | 作 | | 742 |
| | | 釆 | 計 | 876 |

(4) 自動車騒音に係る要請限度(騒音の評価手法 は、等価騒音レベル)

ア 区域の区分と要請限度

| | 区域の区分 | 時間の区分 | | |
|---|--|--------|--------|--|
| | 区域の区別 | 昼間 | 夜間 | |
| 1 | a区域及びb区域のうち1車 線を有する道路に面する区域 | 65デシベル | 55デシベル | |
| 2 | a 区域のうち2 車線以上の車 線を有する道路に面する区域 | 70デシベル | 65デシベル | |
| 3 | b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル | |

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請 限度(特例)

| 昼 間 | 夜 間 |
|--------|--------|
| 75デシベル | 70デシベル |

ウ 区域の類型

| 区域の 類 型 | 該当地域 |
|---------|--|
| a区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 |
| b区域 | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域 |
| c区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業 地域 |

※用途地域については都市計画法による。

(5)新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要 環境基準

| 地域の類型 | 基 準 値 |
|-------|----------|
| I | 70デシベル以下 |
| П | 75デシベル以下 |

(注) 地域の類型 I : 主として住居の用に供される地域。 地域の類型 II : I 以外の地域であって通常の生活を 保全する必要がある地域。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1 指定地域の範囲

東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く。)の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。

2 類型の当てはめ

類型 I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住 居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域

類型Ⅱ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3 指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域 工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果(平成23年度)

| | | | 33323737274777 (1 770-2 1 32) | | | | |
|------|------|------------------------|--------------------------------|-----------|-------------|------|-------------|
| 李卜 古 | 幹線名 | 測 定 区 域 | 用途地域(類型) | 騒音レ | 騒音レベル(デシベル) | | 振動レベル(デシベル) |
| 利毕 | 干涨石 | (測定年月日) | 用透地域 (類型) | 25m | 50m | 100m | 25m |
| | 大 | 上 尾(上り位 (H23.10.2 | (I) | <u>78</u> | 69 | _ | 51 |
| 東 | 宮駅 | 伊 奈(上り1 (H23.10. | | <u>73</u> | 67 | 64 | 54 |
| 北新 | 以 | 白 岡(下り1 (H23.11.1 | | <u>72</u> | 69 | 61 | 57 |
| 幹 | 北 | 久 喜(下り1 (H23.11.3 | | 68 | 64 | 63 | 63 |
| 線 | 大宮駅以 | 戸 田(下り1 (H23.12.2 | 第1種住居地域 | 70 | 66 | _ | 52 |
| | 以南 | 戸 田(上り1 (H23.12.2 | (0) | <u>77</u> | 67 | _ | 53 |
| | | 上 尾(下り1 (H23. 6.1 | 4) (I) | <u>72</u> | 69 | 69 | 52 |
| | 上 | 鴻 巣(上り1 (H23.11.2 | | <u>75</u> | <u>71</u> | 69 | 62 |
| | 越新 | 行 田(下り10 (H23.5.3 | | <u>76</u> | 68 | 63 | 62 |
| | 幹 | 熊谷宮本(下り10 (H23. 5.1 | 3) (II) | 72 | 65 | 64 | 62 |
| | 線 | 熊谷三ヶ尻(下り (H23.4. | 20) (I) | <u>75</u> | 70 | 68 | 43 |
| | | 本 庄(下り1 (H23.5. | | <u>75</u> | 68 | 67 | 57 |

- (注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。
 - 2 測定結果欄の_は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準

| 地域の類型 | 基 準 値 (単位:WECPNL) |
|-------|-------------------|
| I | 70以下 |
| II | 75以下 |

(備考) I 類型:専ら住居の用に供される区域

Ⅱ類型:Ⅰ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※うるさざ指数 (WECPNL) とは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定評価のために考案されたもの。これは、1 機ごとの騒音の大きさに、夕 (19:00~22:00) に 1 機飛行すると昼間 (7:00~19:00) の 3 機分、夜間 (22:00~7:00) に 1 機飛行すると昼間の10機分に相当するとして時間帯ごとの飛行回数を重み付けして算出するもので、単位として使用される。

○新環境基準(Lden): 平成25年4月1日施行

| 地域の類型 | 基 準 値 |
|-------|----------|
| I | 57デシベル以下 |
| П | 62デシベル以下 |

[※]Lden (時間帯補正等価騒音レベル) とは、昼間 ($7:00\sim19:00$)、夕 ($19:00\sim22:00$)、夜間 ($22:00\sim7:00$) の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

| 対象 | | 範 囲 (滑) | 走路中心線から) | |
|-------|------|---------|----------|------|
| XI X | 東側 | 西 側 | 南 側 | 北側 |
| 入間飛行場 | 3 km | 2 km | 7 km | 10km |
| 横田飛行場 | 3 km | 2 km | 都県境 | 17km |

ウ 地域の類型を当てはめる地域

| 地域の類型 | 当てはめる地域 |
|-------|--|
| I | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域 |
| П | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

(10) 航空機騒音発生状況概要(平成23年度)

| | 番号 | 測定地点 | 類型 | うるささ指数 (WECPNL値) | Lden (dB) | 騒音発生回数 (上段:総数、 下段:1日平均) | 有効測定日数(日) |
|------------|----|-----------------------|----|---------------------|--------------|-------------------------------|-----------|
| 7 | 1 | 康寿園 (所沢市東狭山ヶ丘) | I | <u>76</u> | <u>60</u> | 14,821 | 366 |
| 入間飛行場南 | 2 | 宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘) | I | <u>73</u> | <u>58</u> | 14,602 40 | 366 |
| 1場南側 | 3 | 所沢西高等学校 (所沢市北野新町) | I | 71 | 55 | 9,089 | 366 |
| 例 | 4 | 小手指小学校 (所沢市小手指元町) | I | 67 | 52 | 6,176 19 | 330 |
| 7 | 5 | 狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東) | I | 71 | 57 | 15,029 44 | 339 |
| 人間 飛行 | 6 | 綜研化学㈱駐車場 (狭山市柏原) | I | <u>78</u> | <u>62</u> | 18, 168 50 | 366 |
| 入間飛行場北側 | 7 | 柏原幼稚園 (狭山市柏原) | I | <u>75</u> | <u>60</u> | 16, 139 44 | 366 |
| | 8 | 老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原) | I | 67 | 53 | 10,566 29 | 366 |
| 444. | 9 | 金子小学校 (入間市西三ツ木) | I | <u>72</u> | 57 | 5,009 14 | 366 |
| 横田飛 | 10 | 飯能南高等学校 (飯能市阿須) | I | 67 | 54 | 4,282 12 | 366 |
| 田飛行場北側 | 11 | 加治東小学校 (飯能市岩沢) | I | 62 | 50 | 3,043 8 | 366 |
| | 12 | 飯能第一中学校 (飯能市双柳) | Ι | 64 | 51 | 3,922 11 | 366 |

[※] うるささ指数及びLden欄の__は、環境基準値を超えたことを示す。

環境基準値

| | 類 型 | 基準値 | | 類型 | 基準値 |
|--------|-----|-----|------------|----|-----|
| うるささ指数 | I | 70 | I J., (JD) | I | 57 |
| | П | 75 | Lden (dB) | П | 62 |

(11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要

ア 敷地境界線における規制基準

| | 区域区分 | 基準値 (臭気指数) | | |
|-------|---------------|------------|-----|--|
| | 应域区 第 | (1) | (2) | |
| A 区 域 | (B、C区域を除く区域) | 15 | 15 | |
| B 区 域 | (農業振興地域) | 18 | 21 | |
| C 区 域 | (工業地域・工業専用地域) | 18 | 18 | |

イ 煙突等の排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出します。 換算式 Iw=L+16

Iw: (排出水の臭気指数)

L:(敷地境界線における規制基準)

(12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位:件)

| | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 工事・事業場 | 395 | 406 | 365 | 373 | 308 |
| | 建設作業 | 314 | 258 | 259 | 230 | 304 |
| 騒 | 交通 | 72 | 53 | 71 | 69 | 70 |
| 音 | 近隣 | 210 | 202 | 184 | 184 | 180 |
| | その他 | 266 | 318 | 250 | 259 | 261 |
| | 合 計 | 1,257 | 1,237 | 1,129 | 1,115 | 1,123 |
| | 工事・事業場 | 38 | 43 | 38 | 36 | 48 |
| 振 | 建設作業 | 96 | 74 | 63 | 77 | 99 |
| | 交通 | 32 | 13 | 16 | 12 | 18 |
| 動 | その他 | 20 | 16 | 18 | 9 | 14 |
| | 合 計 | 186 | 146 | 135 | 134 | 179 |
| | 製造事業所 | 216 | 187 | 161 | 138 | 115 |
| 悪 | 家 庭 生 活 | 151 | 110 | 120 | 107 | 121 |
| | 商店・飲食店 | 23 | 24 | 31 | 18 | 34 |
| 臭 | その他 | 641 | 541 | 515 | 497 | 448 |
| | 合 計 | 1,031 | 862 | 827 | 760 | 718 |

6 公害防止制度関係

(1) 公害防止計画

ア 公害防止計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく計画であり、公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する計画です。

本計画に基づいて実施される環境大臣の同意を得た公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、国の負担または補助の割合について、かさ上げの措置が講じられています。

イ 計画策定状況

計画策定状況については、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 公害防止計画の策定状況

| 計画の名称 | 計画期間 | 目 的 | 対象市町村 | 承認年月日 |
|--------------|------------|----------------------------|-----------------------|-------------|
| 荒川水系流域公害防止計画 | 昭和47~56年度 | 水 質 汚 泥 防 止 | 54市町村 | 昭和47年12月19日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 昭和48~56年度 | 水質以外の公害防止 | 36市町村 | 昭和48年12月18日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 昭和52~56年度 | 前期2計画の一本化 (大気、水質等の公害防止) | 54市町村 | 昭和53年3月17日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 昭和57~61年度 | 大気、水質等の公害防止 | 54市町村 | 昭和58年3月15日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 昭和62~平成3年度 | 大気、水質等の公害防止 | 54市町 | 昭和63年3月14日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 平成4~8年度 | 大気、水質等の公害防止 | 54市町 | 平成5年3月11日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 平成 9~13年度 | 大気、水質等の公害防止 | 52市町 (後、合併により50市町) | 平成10年2月26日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 平成14~18年度 | 大気、水質等の公害防止 | 49市町 (後、合併により46市町) | 平成15年2月24日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 平成19~22年度 | 大気、水質等の公害防止 | 23市町 | 平成20年3月17日 |
| 埼玉地域公害防止計画 | 平成23~32年度 | 大気、水質等の公害防止 | 16市町 | 平成24年3月16日※ |

[※]公害防止対策事業計画承認日

ウ対象地域

直近の公害防止計画(平成23~32年度)における計画地域は図6-1-1のとおりです。

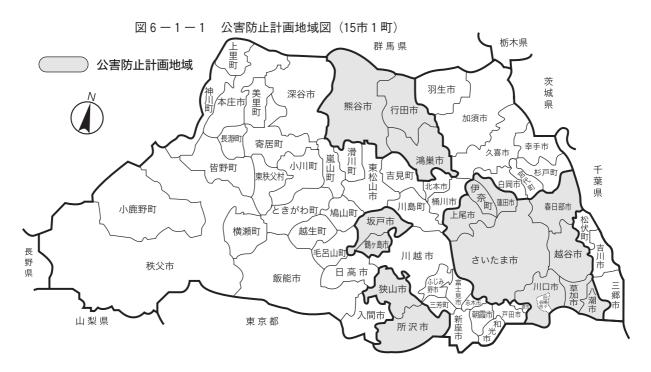


表6-1-2 公害防止計画の実施状況(地方公共団体等が主体となって講ずる経費) (単位:百万円)

| 豆八 | 事業名 | 承認時における | 平成22年度 | 左欄の |)国費 | 進捗率 |
|-----------|-----------------|-------------|----------------|--------|------|--------|
| 区分 | 事 未 石 | お け る 計画事業費 | 事 業 費 (見込み) | 補助金 | 嵩上げ額 | (累計) |
| | 下水道 (終末処理場) | 74,868 | 16, 569 | 10,824 | 0 | 78.9% |
| 特例 | 廃棄物処理施設整備 | 1,253 | 0 | 0 | 0 | 83.0% |
| 負担適用事業 | 航空機騒音防止対策 | 1,403 | 187 | 96 | 0 | 98.5% |
| 適用 | 河川環境・流域保全整備事業 | 380 | 96 | 48 | 16 | 143.4% |
| 事業 | 監視測定施設等 | 0 | 52 | 0 | 0 | 皆増 |
| | 特例負担適用事業 (計) | 77,904 | 16,904 | 10,968 | 16 | 79.8% |
| 特例 | 下水道 (管渠) | 133,690 | 16,975 | | | 99.1% |
| 特例負担非適用事業 | 合併浄化槽設置費補助 | 2,616 | 344 | | | 66.0% |
| 非演 | 農業集落排水補助 | 2,047 | 490 | | | 90.4% |
| 用東 | その他 | 4,553 | 667 | | | 366.4% |
| 業 | 特例負担非適用事業(計) | 142,906 | 18,476 | | | 106.9% |
| 2 | 公 害 対 策 事 業 (計) | 220,810 | 35, 380 | | | 97.3% |

(2)融資等助成制度

ア 環境みらい資金貸付制度

この制度は、都市・生活型公害の拡大や地球温暖化問題などに適切に対応するため、公害の防止をはじめ、 環境の保全と創造に必要な資金を長期間低利で貸し付けるものです。

表6-2-1 環境みらい資金貸付制度の概要

(H24.4.1現在)

| 対 | 1 | 象 | | 者 | 県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等 |
|--------|------|----|--------------------------|--|--|
| 融 | 融資対象 | | 象 | 公害発生防止機器・装置・施設の整備及び処理、吹き付けアスベストの飛散防止 工事等、事業系廃棄物処理施設の整備、フロン等の代替装置及び回収・破壊装置 の購入、低公害車用燃料供給施設の整備、再生資源利用促進施設の整備、省エネ ルギー設備の導入、再生可能エネルギー利用設備の整備、産業廃棄物の適正処理 に要する経費 | |
| | 限 | 度 | Ę | 額 | 1 億5,000万円 |
| | 融 | 資 | 割 | 合 | 融資対象経費の100%以内(ただし、10万円未満切り捨て) |
| 融資 | 利率 | (固 | 定金 | 利) | 年1.55%(ただし、信用保証付きは年1.25%)、地球温暖化対策特別利率年0.90% (ただし、信用保証付きは年0.60%) |
| 条 | 返 | 済 | 期 | 間 | 10年以内(ただし融資額3,000万円以内、産業廃棄物の適正処理に要する経費及び 大企業の場合は7年以内) |
| 件 | 返 | 済 | 方 | 法 | 1年以内据置、元金均等月賦返済 |
| 担保・保証人 | | 人 | 借入希望者と取扱金融機関との協議により定めます。 | | |
| | 信 | 用 | 保 | 証 | 必要に応じて付します。 |
| 取 | 扱 金 | 融 | 機 | 関 | 銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店 |

平成23年度の融資実績は、8件、2億1,320万円でした。

貸付対象別の融資額の割合は、「地球温暖化対策」が1億2,060万円(5件)で56.6%、「公害防止施設等」が 9,260万円 (3件) で43.4%となっています。(図6-2-2)

業種別の融資額の割合は、食料品製造が3,880万円(18.2%)、産業廃棄物処理業が7,960万円(37.3%)、不動 産業が8,180万円(38.4%)、給食サービスが1,300万円(6.1%)となっています。(図6-2-3)

図6-2-1 年度別融資額

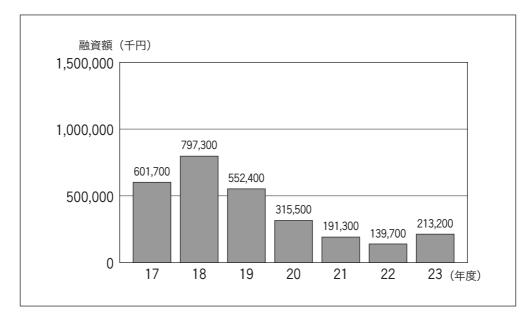


図6-2-2 貸付対象別融資額の割合

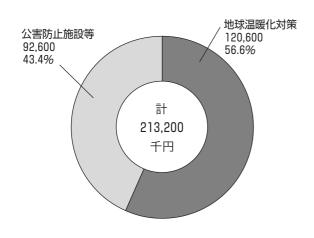
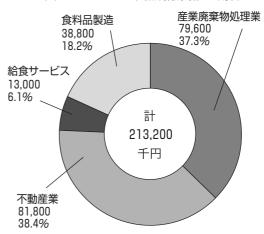


図6-2-3 業種別融資額の割合



イ 環境みらい資金利子補助制度

この制度は、環境みらい資金を借り受けた者に対し、その利子の一部を補助し、借受者の金利負担を軽減するものです。(表6-2-2)

平成17年度から平成23年度までの利子補助実績は、表6-2-3のとおりです。

表6-2-2 環境みらい資金利子補助制度の概要

(H24.4.1現在)

環境みらい資金を借り受けた者 年0.25% (小規模企業者) 環境みらい資金借受期間内

※平成17年度申込み分まで。平成18年度で廃止

表6-2-3 環境みらい資金利子補助金交付状況

(単位:千円)

| 年 度 | 交 付 | 実 績 |
|-----|-----|--------|
| 中 及 | 件数 | 金 額 |
| 17 | 39 | 2,887 |
| 18 | 33 | 2, 138 |
| 19 | 28 | 1,715 |
| 20 | 18 | 1,206 |
| 21 | 16 | 793 |
| 22 | 10 | 397 |
| 23 | 9 | 205 |

対

補

象

助

利子補助期間

者

率

7 自然環境関係

(1)森林の現況 (H20.3.31現在)

| 区 分 | 国 有 林 | 民 有 林 | 計 |
|------------|--------|---------|----------|
| 面 積 (ha) | 12,233 | 109,885 | 122, 118 |
| 蓄 積(千m³) | 2,632 | 29, 197 | 31,829 |
| 人 工 林(ha) | 2,613 | 57, 559 | 60, 172 |
| 人工林率(%) | 21 | 52 | 49 |

(2)保安林の種類別面積

(H24.3.31現在)

| 保安林の種類 | | 面 積 (ha) | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 床女仆V7性規 | 国 有 林 | 民 有 林 | 計 |
| 水源證養保安林 | 11,859 | 26, 192 | 38,051 |
| 土砂流出防備保安林 | 106 | 9, 172 | 9,278 |
| 土砂崩壊防備保安林 | | 345 | 345 |
| 防風保安林 | | 53 | 53 |
| 干害防備保安林 | | 967 | 967 |
| 防火保安林 | | 1 | 1 |
| 魚つき保安林 | | 35 | 35 |
| 保健保安林 | 3,062 | 3,541 | 6,603 |
| 風 致 保 安 林 | | 2 | 2 |
| 総 数 | 11,863 | 36,030 | 47,893 |

総数欄は、2種類以上重複指定した保安林があるため、各保安林の合計に合致しない。

(3)森林整備の実績

(単位:ha)

| | 区分 | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|----|---|--------|--------|--------|
| 造 | | 林 | 174 | 102 | 104 |
| 下 | | 刈 | 340 | 230 | 225 |
| 除 | | 伐 | 69 | 105 | 37 |
| 枝 | 打 | ち | 90 | 211 | 157 |
| 間 | | 伐 | 2,705 | 2,491 | 2,035 |

(4) 県自然環境保全地域の指定状況

| | | 指定年月日 | 面 積 (ha) | | | |
|----------------------------|--|---------|----------|--------|------------|--|
| 保全地域名 | 所 在 地 | (昭和) | 保全地域 | 特別地区 | 野生動植物保護 地区 | |
| 小 鹿 野 町 滝 前 県自然環境保全地域 | 小鹿野町両神小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部 | 50.3.28 | 293.00 | | | |
| 三 芳 町 多 福 寺 県自然環境保全地域 | 三芳町大字上富 字木の宮の一部 | 51.3.30 | 20.10 | | | |
| 加 須 市 志 多 見 東 県自然環境保全地域 | 加須市志多見 字深町の一部 | " | 4.46 | | | |
| 加須市志多見中央 県自然環境保全地域 | 加須市志多見 字中川面の一部 | " | 2.43 | | | |
| 加須市志多見西県自然環境保全地域 | 加須市志多見 字中川面の一部 | " | 2.00 | | | |
| 小 鹿 野 町 般 若 県自然環境保全地域 | 小鹿野町般若 字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部 | 52.3.29 | 16.80 | 8.20 | | |
| 小鹿野町ようばけ 県自然環境保全地域 | 小鹿野町長留 字サスの一部 | " | 12.30 | 10.30 | | |
| 秩 父 市 白 砂 県自然環境保全地域 | 秩父市吉田久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部 | " | 6.00 | 6.00 | | |
| 小 鹿 野 町 尾 の 内 県自然環境保全地域 | 小鹿野町河原沢 字皆和田の一部 | 53.3.22 | 115.00 | 115.00 | | |
| ときがわ町道元平 県自然環境保全地域 | ときがわ町大字田黒 字滝の入の一部 | " | 2.00 | 2.00 | 2.00 | |
| 熊 谷 市 大 沼 県自然環境保全地域 | 熊谷市小江川 字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部 | " | 10.00 | | | |
| 嵐 山 町 杉 山 県自然環境保全地域 | 嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部 | 53.5.29 | 14.00 | | | |
| 蓮 田 市 上 沼 県自然環境保全地域 | 蓮田市大字黒浜 字上沼の一部 | 54.3.20 | 2.63 | | | |
| 蓮 田 市 下 沼 県自然環境保全地域 | 蓮田市大字黒浜 字十九町の一部 | " | 2.50 | | | |
| 秩 父 市 田 中 山 県自然環境保全地域 | 秩父市下吉田 字田中山の一部 | " | 10.71 | 5.06 | 5.06 | |
| 秩 父 市 女 形 県自然環境保全地域 | 秩父市上吉田 字向堂の一部 | " | 4.31 | 4.31 | 4.31 | |
| 合 計 | 16地域 | | 518.24 | 150.87 | 11.37 | |

(5)特別緑地保全地区の指定状況

(H24.3.31現在)

| | | (112 | 4.0.01%(工/ |
|---|-------|--------------------------|--------------|
| 地 区 名 | 市町村名 | 計画決定 年月日 | 指定面積 (ha) |
| 石戸(いしど)特別緑地保全地区 | 北 本 市 | Н 4.11.24 | 5.1 |
| 稲荷山(いなりやま)特別緑地保全地区 | 狭 山 市 | H12. 4. 5 | 2.0 |
| 妙音沢(みょうおんさわ)特別緑地保全地区 | 新 座 市 | H16. 2. 5 | 3.3 |
| 午王山(ごぼうやま)特別緑地保全地区 | 和 光 市 | Н17. 3.16 | 0.2 |
| 岡(おか)特別緑地保全地区 | 朝霞市 | H18. 8.25 | 0.4 |
| 宮戸(みやど)特別緑地保全地区 | 朝霞市 | H18. 8.25 | 0.5 |
| 大和田緑地公園 (おおわだりょくちこうえん) 特別緑地保全地区 | さいたま市 | H 18. 12. 22 | 1.3 |
| 小深作(こふかさく)特別緑地保全地区 | さいたま市 | H 19. 12. 28 | 0.2 |
| 東内野前町(ひがしうちのまえちょう)特別緑地保全地区 | 川口市 | H20. 3. 3 | 0.3 |
| 金崎(かなざき)特別緑地保全地区 | 川口市 | H20. 3. 3 | 1.4 |
| 権現山(ごんげんやま)特別緑地保全地区 | ふじみ野市 | H20. 3.25 変更H21. 2.10 | 0.4 |
| 黒浜日野手(くろはまひので)特別緑地保全地区 | 蓮 田 市 | H21. 3. 2 | 0.7 |
| 千手堂小千代山緑地 (せんじゅどうこちよやまりょくち) 特別緑地保全地区 | 嵐山町 | H21. 4. 1 | 3.7 |
| 大和田町一丁目 (おおわだちょういっちょうめ) 特別緑地保全地区 | さいたま市 | H21.12.28 | 0.4 |
| 合 計 | | | 19.9 |

(6) 近郊緑地保全区域

| 区域名 | 都市名 | 計画決定 年月日 | 指定面積 (ha) |
|----------------------------|--|---|----------------|
| 狭山近郊緑地保全区域 | 所沢市、入間市 | S 42. 2. 16 | 882.0 |
| 荒川近郊緑地保全区域 | 川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、 志木市、和光市、桶川市、富士見市、川島町 | S 42. 2. 16 | 3,304.0 |
| 安行近郊緑地保全区域 | 川口市 | S 42. 2. 16 | 580.0 |
| 平林寺近郊緑地保全区域(平林寺近郊緑地特別保全地区) | 新座市 | S 44. 3.28 (S 45.10.13 最終日 6. 3.29) | 68.0 (60.4) |
| 入間近郊緑地保全区域 | 入間市 | S 44.3.28 | 398.0 |
| 合 計 | | | 5, 232. 0 |

(7) ふるさとの緑の景観地の指定状況

| (/) ふるさとの緑の景観地の指定状況 | | | (日24.3.31現在) |
|-------------------------|----------------------|---|--------------|
| 名称 | 所 在 地 | 指定年月日 | 規 模 (ha) |
| 川越市 中福ふるさとの緑の景観地 | 川越市 大字中福地内 | S 55.3.25 | 17.00 |
| 川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地 | 川越市 大字下赤坂地内 外 | S 56.3.20 | 19.04 |
| 川越市 上松原ふるさとの緑の景観地 | 川越市 大字上松原地内 | " | 10.50 |
| 川口市 西立野ふるさとの緑の景観地 | 川口市 大字西立野地内 外 | S 57.3.30 | 8.00 |
| さいたま市 染谷ふるさとの緑の景観地 | さいたま市 見沼区大字染谷地内 外 | S 60.3.29 | 6.34 |
| さいたま市 西新井ふるさとの緑の景観地 | さいたま市 西区大字西新井地内 | S 61.3.25 | 4.12 |
| 所沢市 北中ふるさとの緑の景観地 | 所沢市東狭山ヶ丘地内 | H8.12.10 10.2.20 12.3.14 24.3.23 | 17.43 |
| 所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地 | 所沢市 大字下富地内 | H11.2.19 | 11.36 |
| 狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地 | 狭山市 大字堀兼地内 外 | S 56.3.20 58.3.31 59.3.31 60.3.29 61.3.25 H7.12.22 | 78.77 |
| 狭山市 椚山ふるさとの緑の景観地 | 狭山市 大字上赤坂地内 外 | \$ 62.3.31 63.7.29 H2.9.21 3.10.11 5.8.20 6.12.9 7.12.22 11.2.19 | 19.32 |
| 狭山市 水野ふるさとの緑の景観地 | 狭山市 大字南入曽地内 | H8.12.10 10.2.20 11.2.19 | 11.84 |
| 狭山市 南入間野ふるさとの緑の景観地 | 狭山市 大字北入曽地内 | H11.2.19 | 7.05 |
| 狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地 | 狭山市 大字水野地内 | H12.3.14 13.3.6 | 10.64 |
| 深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地 | 深谷市 | H元.8.15 | 17.81 |
| 深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地 | 深谷市(旧 岡部町) 櫛挽地内 | H2.9.21 | 15.58 |
| 上尾市 藤波・中分ふるさとの緑の景観地 | 上尾市 中分地内 外 | S 56.3.20 | 6.26 |
| 上尾市原市ふるさとの緑の景観地 | 上尾市大字原市地内 | S 61.3.25 | 4.94 |
| 新座市 平林寺ふるさとの緑の景観地 | 新座市 野火止地内 | S 55.3.25 | 48.50 |
| 北本市高尾宮岡ふるさとの緑の景観地 | 北本市高尾地内 | H4.10.9 14.3.29 | 5.48 |
| 蓮田市 堀の内ふるさとの緑の景観地 | 蓮田市 大字黒浜地内 | S 58.3.31 | 3.12 |
| 鶴ヶ島市 高倉ふるさとの緑の景観地 | 鶴ヶ島市 大字高倉地内 | H8.12.10 13.3.6 | 8.70 |
| ふじみ野市 八丁ふるさとの緑の景観地 | ふじみ野市 亀久保地内 外 | S 56.3.20 | 12.94 |
| ふじみ野市 武蔵野ふるさとの緑の景観地 | るじみ野市 大井武蔵野地内 | S 59.3.31 | 6.51 |
| 三芳町上富ふるさとの緑の景観地 | 三芳町大字上富地内 | S 55.3.25 56.3.20 58.3.31 | 19.74 |
| 三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地 | 三芳町 大字上富地内 | S 59.3.31 60.3.29 H 13.3.6 | 10.62 |
| 吉見町 百穴ふるさとの緑の景観地 | 吉見町 大字南吉見地内 外 | H3.10.11 4.10.9 5.8.20 6.12.9 7.12.22 | 10.55 |
| 吉見町 和名沼ふるさとの緑の景観地 | 吉見町 大字久米田地内 | H4.10.9 5.8.20 6.12.9 7.12.12 8.12.10 | 7.22 |
| 寄居町 櫛挽ふるさとの緑の景観地 | 寄居町 大字用土地内 | H3.10.11 22.2.19 | 4.61 |
| 合 計 | 28地区 | _ | 403.99 |

(8)緑のトラスト保全地の取得状況

(H24.3.31現在)

| | ノヘド休主地の採付状ル | | | | (1124 | . 3. 31-光生/ |
|-------|---------------------------------|--------|---------------------------|---------------|--------------------------|---------------------|
| | 緑のトラスト保全地名称 所在地 | 取得年度 | 保全面積 (うち県保全面積) (m²) | 県負担額 (百万円) | 地元市町 (地元保全面積) (m²) | 地 元 負担額 (百万円) |
| 第1号地 | 見沼田圃(たんぽ)周辺斜面林 さいたま市緑区南部領辻地内 | Н2,3 | 11,336 (11,336) | 478 | 旧浦和市 (0) | 238 |
| 第2号地 | 狭山丘陵・雑魚入樹林地 所沢市上山口地内 | Н6,7 | 33, 837 (33, 837) | 1,058 | 所 沢 市 (0) | 529 |
| 第3号地 | 武蔵嵐山渓谷周辺樹林地 嵐山町鎌形地内 | Н9 | 135, 038 (96, 689) | 773 | 嵐 山 町 (38,349) | 392 |
| 第4号地 | 飯能河原周辺河岸緑地 飯能市矢颪(やおろし)地内 | H10,11 | 23, 196 (16, 389) | 189 | 飯 能 市 (6,753) | 79 |
| 第5号地 | 山崎山の雑木林 宮代町山崎地内 | H13 | 13, 216 (7, 244) | 94 | 宮 代 町 (5,972) | 47 |
| 第6号地 | 加治丘陵·唐沢流域樹林地 入間市寺竹地内 | H14,15 | 111, 397 (59, 182) | 300 | 入 間 市 (52,215) | 199 |
| 第7号地 | 小川原家屋敷林 さいたま市岩槻区馬込地内 | H12,13 | 7, 340 (4, 722) | (寄贈) | 旧岩槻市 (2,618) | 15 |
| 第8号地 | 高尾宮岡の景観地 北本市高尾地内 | H18 | 35, 499 (22, 191) | 123 | 北 本 市 (13,308) | 71 |
| 第9号地 | 堀兼・上赤坂の森 狭山市堀兼地内 | H19 | 59, 802 (42, 608) | 352 | 狭 山 市 (17,194) | 159 |
| 第10号地 | 浮野の里 加須市北篠崎・多門寺地内 | H20 | 53, 779 (43, 222) | 47 | 加 須 市 (10,557) | 26 |
| 第11号地 | 黒浜沼 蓮田市黒浜地内 | H21 | 66, 286 (44, 687) | 105 | 蓮 田 市 (21,599) | 51 |
| 計 | | | 550, 726 (382, 107) | 3,519 | (168, 565) | 1,806 |

^{※7}号地は、保全面積7,340m²のうち、6,850m²は寄贈によるものである。

(9) 身近な緑公有地化の状況

(H24.3.31現在)

| 市 | 町 | 村 | 県取得分(m²) | 市取得分(m²) | 計 (m²) | 対象件数 |
|----|---|----|-------------|-------------|--------------|------|
| さい | た | ま市 | 3, 559. 44 | 3,645.37 | 7,204.81 | 6 |
| Ш | | 市 | 9, 335. 79 | 9,864.64 | 19, 200. 43 | 10 |
| 所 | 沢 | 市 | 15, 515. 07 | 19, 376. 94 | 34,892.01 | 11 |
| 狭 | 山 | 市 | 31, 208. 44 | 31, 460. 17 | 62,668.59 | 24 |
| 上 | 尾 | 市 | 19, 890. 48 | 26, 267. 43 | 46, 157. 91 | 12 |
| 北 | 本 | 市 | 902.00 | 858.00 | 1,760.00 | 1 |
| 八 | 潮 | 市 | 655.00 | 660.00 | 1,315.00 | 2 |
| | 計 | | 81,066.20 | 92, 132. 55 | 173, 198. 75 | 66 |

(10) まちのエコ・オアシス保全推進事業

| 保全地の名称 | 所 在 地 | 面 積(m²) | 取得年度 |
|-----------------|----------------|-----------|------|
| 谷田の泉 | 入間市大字野田地内 | 9,978.48 | 20年度 |
| 菩 提 樹 池 周 辺 緑 地 | 所沢市大字山口及び上山口地内 | 12,396.68 | 20年度 |
| ムサシトミヨ生息地周辺緑地 | 熊谷市大字久下及び佐谷田地内 | 4,576.11 | 21年度 |
| 彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森 | 白岡町大字彦兵衛地内 | 9,668.71 | 22年度 |
| 金崎斜面林保全緑地 | 川口市大字東内野地内 | 794.09 | 22年度 |
| 計 | | 37,414.07 | |

(11) 緑化計画届出書による創出面積(平成17年10月~平成24年3月届出分)

(H24.3.31現在)

| | 創出面積 | | | | うち |
|------------|------|-------|-----|-----|---------------|
| | (ha) | 地上部 | 屋上 | 壁面 | 駐車場緑化 (ha) |
| 平成 17年度分 | 42 | 41.4 | 0.6 | 0.5 | 0.9 |
| 平成 18 年度 分 | 147 | 144.3 | 1.1 | 1.4 | 3.8 |
| 平成 19 年度分 | 126 | 122.8 | 1.3 | 1.8 | 2.3 |
| 平成 20 年度 分 | 77 | 74.8 | 0.9 | 1.0 | 2.0 |
| 平成21年度分 | 70 | 69.3 | 0.5 | 0.3 | 1.8 |
| 平成22年度分 | 105 | 103.0 | 1.3 | 1.1 | 2.6 |
| 平成23年度分 | 109 | 104.7 | 3.1 | 1.2 | 2.3 |
| 合 計 | 676 | 660.3 | 8.9 | 7.3 | 15.8 |

(12) 都市公園整備状況

| <u> </u> | | 区 | | 国営公園 | 県営公園 | 市町村公園 | 埼玉県全体 |
|----------|--------|---------------------------------------|--------|--------|----------|------------|----------|
| | | 箇 所 | 数 | 1 | 30 | 4,645 | 4,676 |
| | | 面 | 積(ha) | 304.00 | 1,271.08 | 3, 131. 56 | 4,706.64 |
| | | 40日11日 | 箇所 数 | | | 3,708 | 3,708 |
| | 佳 | 街区公園 | 面積(ha) | | | 596.42 | 596.42 |
| | 住区基幹公園 | 15 | 箇 所 数 | | 1 | 263 | 264 |
| | 幹 | 近隣公園 | 面積(ha) | | 3.50 | 480.10 | 483.60 |
| | 園 | 과 다 것 [| 箇 所 数 | | | 41 | 41 |
| | | 地区公园 | 面積(ha) | | | 183.30 | 183.30 |
| 都 | 都 | 総合公園 | 箇 所 数 | | 9 | 53 | 62 |
| | 市基幹公園 | 松石公区 | 面積(ha) | | 218.70 | 610.92 | 829.62 |
| | 幹 | 運動公園 | 箇 所 数 | | 2 | 26 | 28 |
| | 園 | 理 助 公 🗈 | 面積(ha) | | 66.60 | 330.86 | 397.46 |
| | | 風致公園 | 箇 所 数 | | | 7 | 7 |
| — | 胜 | 黑 玖 公 图 | 面積(ha) | | | 42.88 | 42.88 |
| 市 | 特 - | 歷史公園 | 箇 所 数 | | | 17 | 17 |
| | 殊 | 産 丈 公 🛭 | 面積(ha) | | | 36.82 | 36.82 |
| | 公 | 墓 | 箇 所 数 | | | 2 | 2 |
| | 園 _ | 秦 Þ | 面積(ha) | | | 41.14 | 41.14 |
| | | 動植物公園 | 箇 所 数 | | | 1 | 1 |
| 公 | | 野他が公臣 | 面積(ha) | | | 0.63 | 0.63 |
| | 力 | 域 公 園 | 箇 所 数 | | 10 | 2 | 12 |
| |),2 | 1 域 五 1 | 面積(ha) | | 488.60 | 153.40 | 642.00 |
| | 3 | 国営公園 | 箇 所 数 | 1 | | | 1 |
| | | | 面積(ha) | 304.00 | | | 304.00 |
| | 糸 | 爱 衝 緑 坩 | 箇所数 | | | 40 | 40 |
| 遠 | /D | 女 1 利 水 八 | 面積(ha) | | | 33.05 | 33.05 |
| | 垃圾 | 式 場 公 園 | 箇 所 数 | | | 5 | 5 |
| |),2 | 1 物石区 | 面積(ha) | | | 1.57 | 1.57 |
| | 者 | 下 市 緑 均 | 箇所数 | | 4 | 371 | 375 |
| | 日 |) III A)K A | 面積(ha) | | 471.40 | 532.76 | 1,004.16 |
| | ± | 下 市 杉 | 箇 所 数 | | | 3 | 3 |
| | | √ا اا دا | 面積(ha) | | | 58.83 | 58.83 |
| | 糸 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 箇 所 数 | | 4 | 106 | 110 |
| | 形 | J. // | 面積(ha) | | 22.28 | 28.88 | 51.16 |

(13) 埼玉県レッドデータブック掲載種

ア 動物編

| 種 | 類 | ブック2008 | ブック2002 | 初 版 | 主な掲載種 |
|------|----|---------|---------|------|--------------|
| 哺 乳 | 類 | 39種 | 40種 | 39種 | ホンドキツネ |
| 鳥 | 類 | 104種 | 101種 | 92種 | オオタカ |
| 爬 虫 | 類 | 12種 | 9種 | 8種 | ヤモリ(ニホンヤモリ) |
| 両 生 | 類 | 14種 | 13種 | 11種 | イモリ(アカハライモリ) |
| 魚類・円 | 口類 | 34種 | 36種 | 36種 | ムサシトミヨ |
| 無脊椎 | 動物 | 584種 | 510種 | 413種 | ゲンジボタル |
| 合 | 計 | 787種 | 709種 | 599種 | |

イ 植物編

| 種 | 類 | ブック2011 | ブック2005 | 初 版 | 主 な 掲 載 種 |
|-----|-------|---------|---------|------|--------------|
| 維 管 | 束 植 物 | 764種 | 769種 | 596種 | カモメラン、ヤマブキソウ |
| 蘚 | 苔 類 | 114種 | 107種 | 101種 | ヒカリゴケ |
| 藻 | 類 | 31種 | 31種 | 31種 | シャジクモ |
| 地 | 衣 類 | 69種 | 65種 | 39種 | ヒラミヤイトゴケ |
| 菌 | 類 | 53種 | 63種 | 65種 | チチブクチキムシタケ |
| 合 | 計 | 1,031種 | 1,035種 | 832種 | |

(14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧

| | 17 周玉宗布ク野工動作物の住の休時に関する末内に至して旧た住 見 (1124.5.5) | | | | | |
|-----|--|----------|-------------|----------------|-----|--|
| 区分 | 種名 | 科 名 | 指定年月日 | 保護管理事業 計 画 策 定 | 備考 | |
| 動 | ムサシトミヨ | トゲウオ科 | H 12. 12. 1 | H14. 3 | 県の魚 | |
| | アカハライモリ | イモリ科 | H 12. 12. 1 | H17. 3 | | |
| 物 | ソボツチスガリ | フシダカバチ科 | H 12. 12. 1 | H17.11 | | |
| | アオネカズラ | ウラボシ科 | H 12. 12. 1 | H19. 3 | | |
| | キレハオオクボシダ | ヒメウラボシ科 | H 12. 12. 1 | H14. 3 | | |
| | デンジソウ | デンジソウ科 | H 12. 12. 1 | H17. 3 | | |
| | イトハコベ | ナデシコ科 | H 13. 12. 1 | | | |
| | オニバス | スイレン科 | H 12. 12. 1 | | | |
| | タマノカンアオイ | ウマノスズクサ科 | H 12. 12. 1 | H15. 3 | | |
| | サワトラノオ | サクラソウ科 | H 13. 12. 1 | | | |
| 植 | サクラソウ | サクラソウ科 | H 12. 12. 1 | | 県の花 | |
| | チチブイワザクラ | サクラソウ科 | H12.12.1 | | | |
| | チチブリンドウ | リンドウ科 | H 13. 12. 1 | H20. 3 | | |
| | キタミソウ | ゴマノハグサ科 | H 12. 12. 1 | H22. 3 | | |
| 物 | キバナコウリンカ | キク科 | H 12. 12. 1 | H20. 3 | | |
| 123 | ミヤマスカシユリ | ユリ科 | H 12. 12. 1 | | | |
| | トダスゲ | カヤツリグサ科 | H 13. 12. 1 | H19. 3 | | |
| | ムギラン | ラン科 | H 13. 12. 1 | H17. 3 | | |
| | ホテイラン | ラン科 | H12.12.1 | H21. 3 | | |
| | コクラン | ラン科 | H12.12.1 | H17.11 | | |
| | トキソウ | ラン科 | H12.12.1 | | | |
| | ムカデラン | ラン科 | H 12. 12. 1 | H17.11 | | |
| | | | | | | |

(15) 鳥獣保護区 (H24.3.31現在)

| 亚口 | ta st. | 武士山 | 云(‡ /1) | #0 70 | 亚口 | ta II. | =c += 10. | ヹば () | #11 1711 |
|----|---------|------------------------------|----------|----------|----|-----------|------------------------------------|--------------|------------|
| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 面積(ha) | 期限 | 番号 | 名 | 所 在 地 | 面積(ha) | 期限 |
| 1 | Ш П | 川口市 | 1074.0 | 30.10.31 | 37 | 遺跡の森総合公園 | 児玉郡美里町 | 15.0 | 26. 10. 31 |
| 2 | 大 宮 公 園 | さいたま市 | 65.2 | 29.10.31 | 38 | 男衾中学校 | 大里郡寄居町 | 4.0 | 29.10.31 |
| 3 | 新座 | 新座市 | 530.0 | 26.10.31 | 39 | 奥 橋 立 | 秩父市 | 52.0 | 24.10.31 |
| 4 | 北本 | 北本市、比企郡川島町 | 624.0 | 28.10.31 | 40 | 新河岸川·柳瀬川 | 富士見市、志木市 | 52.5 | 30.10.31 |
| 5 | 喜 多 院 | 川越市 | 7.0 | 26.10.31 | 41 | 久喜菖蒲公園 | 久喜市 | 40.0 | 31.10.31 |
| 6 | 東 入 間 | 川越市、狭山市、所沢市、 ふじみ野市、入間郡三芳町 | 1511.0 | 33.10.31 | 42 | 倉尾 小学 校 | 秩父郡小鹿野町 | 15.6 | 32.10.31 |
| 7 | 狭 山 湖 | 所沢市、入間市 | 597.0 | 28.10.31 | 43 | 小川げんきプラザ | 比企郡小川町 | 43.0 | 33.10.31 |
| 8 | 西 武 蔵 | 飯能市 | 913.0 | 29.10.31 | 44 | 鷲 宮 神 社 | 久喜市 | 2.8 | 24.10.31 |
| 9 | 堂 平 山 | 秩父市、比企郡ときがわ町、 小川町、秩父郡東秩父村 | 755.0 | 26.10.31 | 45 | 名栗げんきプラザ | 飯能市 | 600.0 | 25. 10. 31 |
| 10 | 滑 川 | 熊谷市、東松山市、比 企郡滑川町 | 802.0 | 31.10.31 | 46 | 智光山公園 | 狭山市 | 54.0 | 26.10.31 |
| 11 | 野 上 | 秩父郡長瀞町 | 306.0 | 33.10.31 | 47 | 笹井小学校 | 狭山市 | 12.0 | 26.10.31 |
| 12 | 羊 山 公 園 | 秩父市、秩父郡横瀬町 | 103.0 | 27.10.31 | 48 | 若 泉 公 園 | 本庄市 | 8.0 | 27.10.31 |
| 13 | 矢 岳 | 秩父市 | 790.0 | 31.10.31 | 49 | 岩 槻 公 園 | さいたま市 | 18.0 | 27.10.31 |
| 14 | 大 血 川 奥 | 秩父市 | 180.0 | 26.10.31 | 50 | 上 尾 | 上尾市 | 6.3 | 29.10.31 |
| 15 | 奥 秩 父 | 秩父市 | 6498.0 | 26.10.31 | 51 | 荒 川 南 部 | さいたま市、戸田市、朝霞市、志 木市、和光市、富士見市、川越市 | 2070.6 | 30.10.31 |
| 16 | 白 石 山 | 秩父市 | 3274.0 | 33.10.31 | 52 | さきたま古墳公園 | 行田市 | 494.9 | 31.10.31 |
| 17 | 中 津 川 | 秩父市 | 302.0 | 27.10.31 | 53 | 川本 | 深谷市 | 16.5 | 32.10.31 |
| 18 | 両 神 山 | 秩父市、秩父郡小鹿野 町 | 2911.0 | 30.10.31 | 54 | 東武動物公園 | 南埼玉郡宮代町、白岡町 | 47.9 | 32.10.31 |
| 19 | 両 神 | 秩父郡小鹿野町 | 165.0 | 28.10.31 | 55 | 児玉白楊高等学校 | 本庄市 | 8.8 | 33.10.31 |
| 20 | 西 秩 父 | 秩父市、秩父郡小鹿野町 | 575.0 | 27.10.31 | 56 | 玉川村川の広場 | 比企郡ときがわ町 | 77.3 | 24.10.31 |
| 21 | 観 音 山 | 秩父市、秩父郡小鹿野町 | 1199.0 | 26.10.31 | 57 | 横瀬 | 秩父郡横瀬町 | 66.0 | 24.10.31 |
| 22 | 神 川 | 児玉郡神川町 | 318.0 | 32.10.31 | 58 | 仙元山公園 | 深谷市 | 35.0 | 24.10.31 |
| 23 | 秋 平 | 本庄市、児玉郡美里町 | 736.0 | 33.10.31 | 59 | 長瀞第二小学校 | 秩父郡長瀞町 | 5.5 | 25. 10. 31 |
| 24 | 美 里 | 児玉郡美里町 | 194.0 | 29.10.31 | 60 | 荒川大麻生 | 熊谷市 | 707.1 | 25. 10. 31 |
| 25 | 神 流 湖 | 秩父市、児玉郡神川町 | 280.0 | 29.10.31 | 61 | 立正大学・文殊寺 | 熊谷市 | 101.0 | 26.10.31 |
| 26 | 折原 | 大里郡寄居町、秩父郡 皆野町 | 785.0 | 25.10.31 | 62 | 大 吉 | 越谷市 | 10.3 | 26.10.31 |
| 27 | 越谷 | 越谷市 | 145.0 | 29.10.31 | 63 | みさと公園 | 三郷市 | 16.9 | 28. 10. 31 |
| 28 | 越生中学校 | 入間郡越生町 | 27.0 | 26.10.31 | 64 | かわせみ河原 | 深谷市、大里郡寄居町 | 67.1 | 29.10.31 |
| 29 | 名栗小学校 | 飯能市 | 15.0 | 27.10.31 | 65 | まつぶし緑の丘公園 | 北葛飾郡松伏町 | 26.5 | 30.10.31 |
| 30 | 萩ヶ丘小学校 | 比企郡ときがわ町 | 16.0 | 26.10.31 | | 合 | 計 | 30, 452. 0 | |
| 31 | 小川西中学校 | 比企郡小川町 | 5.0 | 28.10.31 | | u+ | 미 /ㅁ =쓛 뫄┖ | <u></u> | |
| 32 | 宮前小学校 | 比企郡滑川町 | 35.0 | 27.10.31 | | 特 | 別保護地 | 凶 | |
| 33 | 高篠中学校 | 秩父市 | 7.0 | 26.10.31 | 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 面積(ha) | 期限 |
| 34 | 両神小学校 | 秩父郡小鹿野町 | 5.8 | 30.10.31 | ア | 狭 山 湖 | 所沢市、入間市 | 591.0 | 28. 10. 31 |
| 35 | 金沢小学校 | 秩父郡皆野町 | 6.4 | 30.10.31 | イ | 奥 秩 父 | 秩父市 | 1,943.7 | 26.10.31 |
| 36 | 旧芝川 | 川口市 | 21.0 | 28.10.31 | | 合 | 計 | 2,534.7 | |
| | | | | | | | | 1 | |

(16) 傷病野生鳥獣保護診療機関

| (16) 傷 | 易病野生鳥獣保護診療機 関 | (H24.4.1現在) |
|--------|----------------------|----------------------------|
| No. | 診療機関名 | 所 在 地 |
| 1 | エンゼル動物病院 | さいたま市北区日進町3-262 |
| 2 | 滝沢犬猫鳥の病院 | さいたま市北区宮原町 2 -95-3 |
| 3 | おおわだ動物病院 | さいたま市見沼区大和田町1-493-1 |
| 4 | よしたに動物病院 | さいたま市中央区大戸4-26-11 |
| 5 | あず小鳥の診療所 | さいたま市南区南浦和2-14-12 |
| 6 | 池谷犬・猫・鳥の病院 | 川口市前川 4 -24-5 |
| 7 | 戸田動物病院 | 戸田市笹目 4 -19-16 |
| 8 | ナカムラペット病院 | 桶川市坂田1558-105 |
| 9 | 石黒動物病院 | 北本市東間 4 -48 |
| 10 | 川辺家畜診療所 | 鴻巣市屈巣2553 |
| 11 | アリス動物病院 | 川越市南台2-4-8 |
| 12 | 霞ヶ関動物外科クリニック | 川越市霞ヶ関北5-9-16 |
| 13 | マリー動物病院 | 川越市久保町5-9ドミール川越1階 |
| 14 | しんせつ動物病院 | 川越市城下町27-3 |
| 15 | 嵯峨獣医科 | 志木市柏町 6-30-54 |
| 16 | みずほ台動物病院 | 富士見市西みずほ台 1 -21-5 |
| 17 | 上福岡動物病院 | ふじみ野市清見 4 - 1 - 27 |
| 18 | 所沢愛犬病院 | 所沢市上新井106 |
| 19 | シマダ動物病院 | 所沢市東所沢 1 -30-3 |
| 20 | 高倉動物病院 | 入間市高倉5-4-5 |
| 21 | 比留間獣医科医院 | 入間市大字上谷ヶ貫601 |
| 22 | かしま動物病院 | 日高市高萩590-5 |
| 23 | 中居動物病院 | 飯能市大字中居53-5 |
| 24 | ベル動物病院 | 飯能市双柳694-1 |
| 25 | オオヤマ野生動物診療所 | 東松山市美土里町2-2 |
| 26 | 東松山動物病院 | 東松山市石橋1108-1 |
| 27 | 高坂どうぶつ病院 | 東松山市高坂1201-2-2 |
| 28 | 岡動物病院 | 鶴ヶ島市脚折町 5 -10-28 |
| 29 | 山田獣医科病院 | 坂戸市大字長岡50-1 |
| 30 | ちちぶ動物病院 | 秩父市下宮地町18-22 |
| 31 | スー動物病院 | 秩父市山田1298 |
| 32 | 坂本動物病院 | 熊谷市榎町347 |
| 33 | 篭原獣医科医院 | 熊谷市新堀1071-7 |
| 34 | あらい犬猫鳥の病院 | 熊谷市上之1774-21 |
| 35 | 森の樹どうぶつ病院 | 熊谷市別府 5-108-1 |
| 36 | 田坂どうぶつ病院 | 深谷市西島町 3 -14-9 |
| 37 | アニマルクリニックこばやし | 深谷市境715-3 |
| 38 | 大野犬猫病院 | 本庄市大字栗崎5-2 |
| 39 | コニーペットクリニック | 本庄市児玉町金屋931-4 |
| 40 | 大橋獣医科医院 | 上里町大字七本木3501-82 |
| 41 | 久保山動物医院 | 上里町大字三町525-2 |
| 42 | 浜坂動物病院 | 草加市吉町 5 - 5 - 16 |
| 43 | 荒川動物病院 | 越谷市東越谷 4 - 3 - 24 |
| 44 | ほーむず動物病院 | 越谷市瓦曾根 1 -22-11 S Kハイム 1 F |
| 45 | 大相模動物クリニック | 越谷市大成町 3 -62-1 |
| 46 | 佐藤犬猫病院 | 三郷市戸ヶ崎 5 -43- 2 |
| 47 | 森田一獣医科病院 | 春日部市大場1173-2 |
| 48 | 柿沼動物病院 | 蓮田市城518-2 |
| 49 | 八木動物病院 | 蓮田市見沼町14-13 |
| 50 | 中村動物病院 | 加須市下高柳1562番地 |
| 51 | シロー動物病院 | 久喜市東 1 -12-12 |
| 52 | くりはし動物病院 | 久喜市大字松永231 |
| _ | | |

(17) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化

(単位:頭、羽)

| 種 | 年度 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|------------|--|--------------|------------------|-----------|---------------|--------|---------|---------|------------|
| | 狩 猟 | 538 | 336 | 568 | 360 | 494 | 381 | 380 | 259 |
| イノシシ | 有害捕獲等 | 323 | 262 | 532 | 207 | 381 | 573 | 467 | 376 |
| | 計 | 861 | 598 | 1,100 | 567 | 875 | 954 | 847 | 635 |
| | 狩 猟 | 372 | 335 | 781 | 471 | 750 | 833 | 721 | 867 |
| シカ | 有害捕獲等 | 176 | 144 | 217 | 281 | 401 | 560 | 660 | 633 |
| • | 計 | 548 | 479 | 998 | 752 | 1, 151 | 1,393 | 1,381 | 1,500 |
| | 狩 猟 | 1 | 4 | 0 | 2 | 15 | 3 | 3 | 3 |
| クマ | | 3 | 0 | 36 | <u>-</u> 5 | 6 | 6 | 11 | 12 |
| , | 計 | 4 | 4 | 36 | 7 | 21 | 9 | 14 | 15 |
| | 狩 猟 | 6 | 12 | 32 | 35 | 37 | 20 | 25 | 8 |
| ハクビシン | | 115 | 180 | 320 | 396 | 937 | 623 | 665 | 552 |
| / ·/ C V V | 計 | 121 | 192 | 352 | 431 | 974 | 643 | 690 | 560 |
| | 狩猟 | 10 | 9 | 33 | 29 | 11 | 30 | 16 | 24 |
| アライグマ | | 21 | 60 | 417 | 906 | 1,756 | 2,358 | 1,999 | 2,047 |
| 7 7 1 7 3 | 有音研发 寸 計 | 31 | 69 | 450 | 935 | 1,767 | 2,388 | 2,015 | 2,047 |
| | 狩 猟 | 31 | 09 | 430 | 933 | 1,707 | 2,300 | 2,015 | 2,071 |
| サル | | 64 | 52 | 96 | 67 | 133 | 162 | 163 | 103 |
| 1) // | 有音冊接守 計 | 64 | 52 | 96 | 67 | 133 | 162 | 163 | 103 |
| | V.1. 2017 | 378 | 276 | 287 | 240 | 232 | 177 | 176 | 167 |
| その他 | 有害捕獲等 | 23 | $\frac{270}{12}$ | 22 | 47 | 144 | 254 | 132 | |
| 獣 類 | 有音角接守 計 | 401 | 288 | 309 | 287 | 376 | 431 | 308 | 186 353 |
| | БI | | | | | | | | |
| 獣 類 | 狩 猟 | 1,305 | 972 | 1,701 | 1, 137 | 1,539 | 1,444 | 1,321 | 1,328 |
| 総 計 | 有害捕獲等 | 725 | 710 | 1,640 | 1,909 | 3,758 | 4,536 | 4,097 | 3,909 |
| /hu/ [1] | HI. | 2,030 | 1,682 | 3,341 | 3,046 | 5, 297 | 5,980 | 5,418 | 5,237 |
| | 辞 猟 | - | - | | 141 | 76 | 65 | 76 | 108 |
| カワウ | 有害捕獲等 | 0 | 0 | 0 | 12 | 48 | 22 | 65 | 21 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 153 | 124 | 87 | 141 | 129 |
| | 狩猟 | 1,218 | 984 | 947 | 807 | 776 | 556 | 529 | 480 |
| カラス類 | | 2,464 | 2,420 | 2,488 | 2,268 | 1,411 | 1,871 | 1,558 | 1,796 |
| | 計 | 3,682 | 3,404 | 3,435 | 3,075 | 2, 187 | 2,427 | 2,087 | 2,276 |
| | 辞 猟 | 5,470 | 3,525 | 2,579 | 2,837 | 1,293 | 1,276 | 1,186 | 840 |
| スズメ類 | | 1,133 | 903 | 170 | 629 | 563 | 438 | 463 | 664 |
| | 計 | 6,603 | 4,428 | 2,749 | 3,466 | 1,856 | 1,714 | 1,649 | 1,504 |
| | 辞 猟 | 1,010 | 587 | 467 | 379 | 341 | 224 | 185 | 154 |
| ムクドリ | 有害捕獲等 | 280 | 241 | 93 | 228 | 93 | 150 | 127 | 161 |
| | 計 | 1,290 | 828 | 560 | 607 | 434 | 374 | 312 | 315 |
| | 一一一一一八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八 | | | | | | | | |
| ドバト | 有害捕獲等 | 1,325 | 885 | 1,192 | 899 | 523 | 1,336 | 320 | 633 |
| | 計 | 1,325 | 885 | 1,192 | 899 | 523 | 1,336 | 320 | 633 |
| その他 | 狩 猟 | 17,012 | 12,800 | 13,321 | 11,586 | 10,867 | 11,062 | 8, 191 | 6,669 |
| · · | 有害捕獲等 | 779 | 621 | 359 | 566 | 442 | 746 | 1,045 | 396 |
| 鳥 類 | 計 | 17,791 | 13,421 | 13,680 | 12, 152 | 11,309 | 11,808 | 9,236 | 7,065 |
| 鳥 類 | 狩 猟 | 24,710 | 17,896 | 17,314 | 15, 750 | 13,353 | 13, 183 | 10, 167 | 8,251 |
| | 右宇宙確等 | 5,981 | 5,070 | 4,302 | 4,602 | 3,080 | 4,563 | 3,578 | 3,671 |
| 総 計 | 計 | 30,691 | 22,966 | 21,616 | 20, 352 | 16,433 | 17,746 | 13, 745 | 11,922 |
| | 1 | / | , | , , , , , | - / | -, | | -/: - | |

(18) 市民管理協定の設定状況

| 市民管理協定の名称 | 協定の対象緑地の所在地 | 面積(m²) | 協定期間 | 認定年月日 |
|-------------------|--------------|--------|---------------------|-----------|
| 第1号太田ヶ谷市民の森市民管理協定 | 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内 | 11,315 | H23. 4. 1~H28. 3.31 | H23. 3.29 |
| 第5号五味ヶ谷市民の森市民管理協定 | 鶴ヶ島市大字五味ヶ谷地内 | 9,371 | H23. 4. 1~H28. 3.31 | H23. 3.29 |
| 第8号藤金市民の森市民管理協定 | 鶴ヶ島市大字藤金地内 | 10,631 | H23. 1. 1~H27.12.31 | H23. 3.29 |
| 川田谷市民緑地(2)市民管理協定 | 桶川市大字川田谷地内 | 3,272 | H20. 4. 1~H25. 3.31 | H18. 1.19 |
| 川田谷栗原市民緑地市民管理協定 | 桶川市大字川田谷地内 | 1,347 | H20. 1. 1~H25. 3.31 | H20. 1.31 |
| 川田谷武城市民緑地市民管理協定 | 桶川市大字川田谷地内 | 1,698 | H20. 1. 1~H25. 3.31 | H20. 1.31 |
| 三芳町市民緑地市民管理協定 | 三芳町大字北永井地内 | 4,962 | H19.11.11~H25. 3.31 | H20. 5.20 |
| 加納峯市民緑地市民管理協定 | 桶川市大字加納地内 | 3,859 | H21. 1. 1~H26.12.31 | H21. 2. 3 |
| 北本市市民緑地市民管理協定第1号 | 北本市大字北本宿地内 | 2, 147 | H22. 4. 1~H27. 3.31 | H22. 5.27 |
| 北本市市民緑地市民管理協定第2号 | 北本市大字北本宿地内 | 1,890 | H22. 4. 1~H27. 3.31 | H22. 5.27 |
| 計 | | 50,492 | | |

8 廃棄物関係

(1)廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

1 循環型社会形成推進基本法(平成12年制定)

循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。

2 廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (昭和45年制定)

廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

3 資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)(平成12年制定)

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。

- 4 容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)(平成7年制定) 家庭等から排出されるごみの約60%(容積比)を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者など によるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
- 5 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) (平成10年制定)

家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。

6 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) (平成12年制定)

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る 資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

7 食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)(平成12年制定)

売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。

8 自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)(平成14年制定)

自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。

9 グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)(平成12年制定)

国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

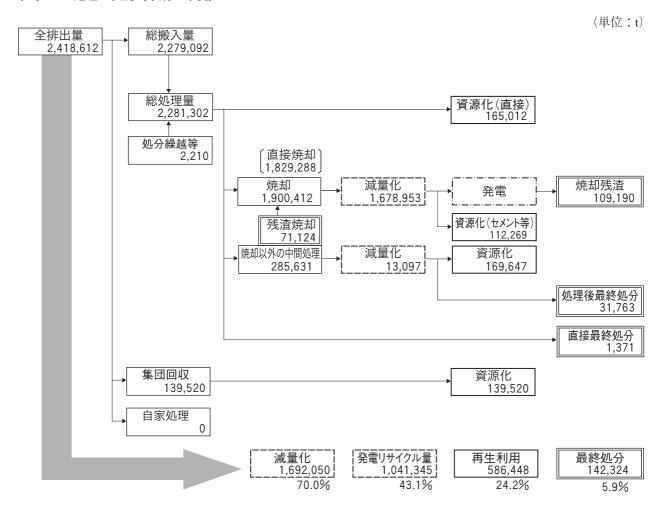
- 10 PCB特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法) (平成13年制定) PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。
- 11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年制定)

東日本大震災により生じた災害廃棄物を国が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

12 小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)(平成24年制定)

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

(2) ごみ処理の状況(平成22年度)



(3) ごみ処理状況の推移

(単位:t)

| 年度 | 計画収集 処理量 ① | 直接搬入量② | 総搬入量 ①+② | 自家処理量 | 資源ごみ 集団回収量 ④ | 全排出量 ①+② +③+④ |
|----|------------------|---------|-------------|-------|--------------------|---------------------|
| 19 | 2,315,034 | 167,836 | 2,482,870 | 1,055 | 164,967 | 2,648,892 |
| 20 | 2,267,047 | 138,865 | 2,405,912 | 1,364 | 152,229 | 2,559,505 |
| 21 | 2,184,800 | 141,152 | 2,325,952 | 0* | 141,284 | 2,467,236 |
| 22 | 2,145,050 | 134,042 | 2,279,092 | 0* | 139,520 | 2,418,612 |

^{※ 21}年度から推計値のため、計上しないこととしました。

(4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(単位:千t)

| 年度 | 混合ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 資源ごみ* | その他*** | 合計 |
|----|------|-------|------|------|-------|--------|----------|
| 19 | 169 | 1,817 | 113 | 36 | 346 | 2 | 2,483 |
| 19 | 6.8% | 73.2% | 4.6% | 1.4% | 13.9% | 0.1% | 100% |
| 20 | 163 | 1,782 | 107 | 35 | 317 | 2 | 2,406 |
| 20 | 6.8% | 74.1% | 4.4% | 1.4% | 13.2% | 0.1% | 100% |
| 21 | 158 | 1,724 | 102 | 34 | 305 | 2 | 2,326*** |
| 21 | 6.8% | 74.1% | 4.4% | 1.5% | 13.1% | 0.1% | 100% |
| 22 | 154 | 1,690 | 100 | 35 | 298 | 2 | 2,279 |
| 22 | 6.8% | 74.1% | 4.4% | 1.5% | 13.1% | 0.1% | 100% |

[※] 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

^{※※} 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

^{※※※} 端数処理の関係で合計が合いません。

(5) 1日当たりのごみ排出量の推移

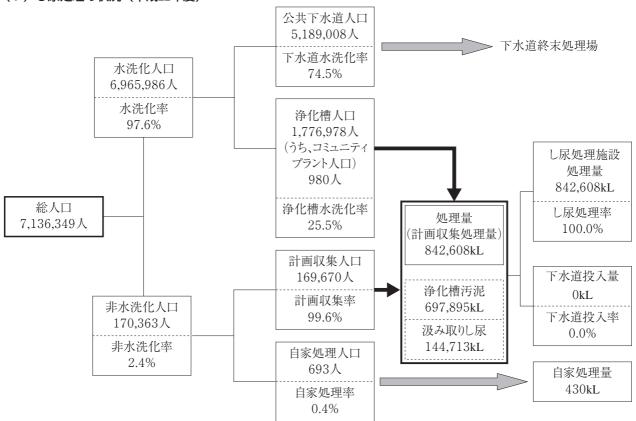
| 年度 | 1日当たりのごみ排出量 (t) | 1人1日当たりのごみ排出量 (g) |
|----|--------------------|----------------------|
| 19 | 6,787 | 962 |
| 20 | 6,595 | 931 |
| 21 | 6,372 | 896 |
| 22 | 6,244 | 875 |

(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況(平成22年度)

| | | 収 集 | | | 再商品化 | | |
|-----------|---------------|---------------|-------------|----------|-----------------|---------------------|--------|
| 品目名 | 収集計画量(t) A | 分別収集量(t) B | 達成率(%) C | 再商品化量(t) | 前年度保管残量(t) E | 再商品化率(%) D/(B+E) | 実施市町村数 |
| 無色ガラス | 18,278 | 16,034 | 87.7 | 14,117 | 49 | 87.8 | 64 |
| 茶色ガラス | 14,778 | 13,217 | 89.4 | 12,287 | 45 | 92.6 | 64 |
| その他ガラス | 7,800 | 7,933 | 101.7 | 7,705 | 29 | 96.8 | 57 |
| ペットボトル | 20,190 | 19,890 | 98.5 | 18,181 | 77 | 91.1 | 63 |
| その他プラスチック | 49,968 | 42,179 | 84.4 | 42,016 | 72 | 99.4 | 37 |
| (うち白色トレイ) | (68) | (29) | (42.6) | (29) | (0) | 100.0 | (6) |
| その他紙 | 1,402 | 2,383 | 170.0 | 1,661 | 0 | 69.7 | 6 |
| スチール缶 | 14,954 | 11,580 | 77.4 | 11,587 | 14 | 99.9 | 64 |
| アルミ缶 | 9,539 | 9,863 | 103.4 | 9,904 | 46 | 99.9 | 64 |
| 紙パック | 1,337 | 1,211 | 90.6 | 1,211 | 0 | 100.0 | 64 |
| 段ボール | 50,544 | 44,612 | 88.3 | 44,612 | 0 | 100.0 | 64 |
| 合 計 | 188,790 | 168,902 | 89.5 | 163,281 | 332 | 96.5 | _ |

- 注1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。
- 注2 実施市町村数は、第6期埼玉県分別収集促進計画に基づき分別収集を実施している市町村の数です。

(7) し尿処理の状況(平成22年度)



(**8**) 水洗化人口 (単位:人)

| 年度 | 総人口 | 水洗イ | 水洗化人口 | | 非水洗化人口 | | |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|--------|--|--|
| 十 及 | 形 八 口 | 公共下水道人口 | 浄化槽人口 | 計画収集人口 | 自家処理人口 | | |
| 19 | 7.057.566 | 4,940,278 | 1,919,173 | 196,362 | 1,753 | | |
| 19 | 7,057,566 | 70.0% | 27.2% | 2.8% | 0.0% | | |
| 20 | 7 094 750 | 5,039,758 | 1,857,942 | 185,523 | 1,536 | | |
| 20 | 7,084,759 | 71.1% | 26.2% | 2.6% | 0.0% | | |
| 21 | 7 114 507 | 5,091,305 | 1,849,618 | 172,836 | 748 | | |
| 21 | 7,114,507 | 71.6% | 26.0% | 2.4% | 0.0% | | |
| 22 | 7 126 240 | 5,189,008 | 1,776,978 | 169,670 | 693 | | |
| 42 | 7,136,349 | 72.7% | 24.9% | 2.4% | 0.0% | | |

(9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位:千kL)

| 年度 総排出量 | | 排 | 排出内訳 | | | 処 理 | 内 訳 |
|---------|--------|-------|-------|------|------|--------|-------|
| 平及 | 総排出量 | 生し尿 | 浄化槽汚泥 | 自家処理 | 総処理量 | し尿処理施設 | 下水道投入 |
| 19 | 907 | 188 | 718 | 1 | 905 | 880 | 25 |
| 19 | 907 | 20.7% | 79.2% | 0.1% | 905 | 97.2% | 2.8% |
| 20 | 911 | 175 | 735 | 1 | 910 | 910 | 0 |
| 20 | 911 | 19.2% | 80.7% | 0.1% | 910 | 100.0% | 0.0% |
| 21 | 872 | 156 | 716 | 0 | 871 | 871 | 0 |
| 21 | 012 | 17.9% | 82.1% | 0.0% | 0/1 | 100.0% | 0.0% |
| 22 | 00 040 | 145 | 698 | 0 | 843 | 843 | 0 |
| 22 | 843 | 17.2% | 82.8% | 0.0% | 043 | 100.0% | 0.0% |

(10) 環境整備センターの埋立実績

(単位:t)

| 年 度 | 埋立量 | 埋 立 量 | の内訳 |
|------------|------------|-----------|---------|
| 十 及 | 性 <u> </u> | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 |
| 19 | 65,653 | 47,380 | 18,273 |
| 20 | 56,694 | 39,145 | 17,549 |
| 21 | 45,189 | 35,709 | 9,480 |
| 22 | 42,679 | 31,927 | 10,752 |
| 23 | 41,691 | 30,593 | 11,098 |
| 埋 立 量 累 計* | 1,484,508 | 1,314,442 | 170,066 |

[※] 平成元年2月供用開始

(11) 登録廃棄物再生事業者数(平成24年3月31日現在)

| 再生する廃棄物の種類 | 平成23年度登録事業者数 | 登録事業者総数 |
|-------------------|--------------|---------|
| 古紙・古繊維・紙くず | 5 | 112 |
| 金属くず | 2 | 92 |
| 廃プラスチック類 | 0 | 23 |
| 木くず | 1 | 20 |
| がれき類・コンクリートくず・鉱さい | 0 | 22 |
| ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶 | 0 | 25 |
| その他 | 0 | 10 |

(12) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数(平成23年度)

| 業務内容 | 申請件数 | 許可件数 | 総許可件数(年度末) |
|----------------|-------|-------|------------|
| 産業廃棄物収集運搬業 | 2,578 | 2,500 | 11,086 |
| 産業廃棄物中間処分業 | 91 | 88 | 348 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 132 | 130 | 816 |
| 特別管理産業廃棄物中間処分業 | 3 | 3 | 33 |
| 最終処分業 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 2,804 | 2,721 | 12,284 |

(13) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

| 年 度 | 申 | 請 件 | 数 | 許 | 可 件 | 数 | 不計 | 中可 | 件 数 |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|----|----|-----|
| 平 及 | 新規 | 変更 | 更新 | 新規 | 変更 | 更新 | 新規 | 変更 | 更新 |
| 14 | 909 | 259 | 800 | 928 | 265 | 743 | 11 | 0 | 12 |
| 15 | 968 | 246 | 1,153 | 872 | 223 | 1,025 | 15 | 2 | 5 |
| 16 | 997 | 233 | 1,250 | 960 | 233 | 1,240 | 7 | 3 | 16 |
| 17 | 920 | 216 | 1,320 | 859 | 198 | 1,266 | 8 | 2 | 4 |
| 18 | 893 | 206 | 1,419 | 857 | 184 | 1,322 | 6 | 0 | 6 |
| 19 | 882 | 218 | 1,220 | 876 | 232 | 1,208 | 3 | 0 | 2 |
| 20 | 723 | 190 | 1,558 | 707 | 179 | 1,505 | 3 | 0 | 4 |
| 21 | 748 | 198 | 1,630 | 736 | 189 | 1,587 | 4 | 0 | 4 |
| 22 | 631 | 184 | 1,636 | 636 | 181 | 1,572 | 3 | 0 | 4 |
| 23 | 780 | 241 | 1,783 | 753 | 230 | 1,738 | 3 | 1 | 5 |

^{**}(13) の表の平成23年度分について「申請件数」「許可件数」の「新規」「変更」「更新」を足すと、(12) の表のそれ ぞれ「申請件数」「許可件数」の合計になります。

(14) 産業廃棄物中間処理施設数(平成23年度末)

| 処理方法 | 産 業 廃 棄 物 の 種 類 | 施設数 |
|-------|--------------------|-----|
| 破碎 | 廃プラスチック類、木くず、がれき類等 | 415 |
| 焼 却 | 廃酸、紙くず、木くず、繊維くず等 | 87 |
| 切 断 | 金属くず | 64 |
| 圧 縮 | 金属くず | 60 |
| 圧縮梱包 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等 | 80 |
| 溶融減容 | 廃プラスチック類 | 49 |
| 破砕・減容 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等 | 42 |
| 脱 水 | 汚泥 | 34 |
| 中 和 | 廃酸、廃アルカリ | 29 |
| 発 酵 | 動植物性残さ、家畜ふん尿 | 20 |
| 溶融 | 燃え殻、ばいじん等 | 13 |
| 圧縮減容 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等 | 10 |
| 乾 燥 | 汚泥、動植物性残さ | 10 |
| 蒸 留 | 廃油 | 10 |
| その他 | 汚泥等 | 75 |
| | 合 計 | 998 |

(15) 産業廃棄物最終処分場数(平成23年度末)

| 施設 | 箇 所 数 | 残 余 容 量 (m³) |
|-------|-------|--------------|
| 安 定 型 | 1 | 763 |
| 管 理 型 | 0 | 0 |
| 計 | 1 | 763 |

[※] 産業廃棄物処分業の許可を有するものに限る。

(16) 不適正処理の内容(平成23年度)

| | 不 | | | 処 | 理 | 基 | 準 | 違 | 反 | | | 反委 | |
|---------|-----|-------|--------|-------|-----|--------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 種 | | 地下 | 事 | 廃棄物 | 悪 | 衛 | 野 | 粉 | 騒 | 保 | そ | 反、 命 | 合 |
| 7里 | 法 | - 水 穴 | 故 発 | 物 | 臭 | 生害 | 外 | じ | 音 | 管 | | | |
| | 投 | 水公共用水 | 生 | の飛散 | 0) | 虫 | | んの | • | の | の | 令等違反、 | |
| 類 | 仅 | 水の | の 危 | • | 発 | の 発 | 焼 | 飛 | 振 | 高 | | 手 | 計 |
| | 棄 | の汚染 | 険 | 流出 | 散 | 生 | 却 | 散 | 動 | さ | 他 | 続違 | |
| 件 数 | 102 | 11 | 2 | 1,358 | 90 | 28 | 273 | 33 | 20 | 1,493 | 2,670 | 546 | 6,626 |
| 構成比 (%) | 1.5 | 0.2 | 0.0 | 20.5 | 1.4 | 0.4 | 4.1 | 0.5 | 0.3 | 22.5 | 40.3 | 8.3 | 100 |

(17) 不適正処理された廃棄物の種類(平成23年度)

| | 種 | 類 | | | 件数 | 構成比 (%) | | 種 | | 類 | | 件数 | 構成比 (%) |
|---|-----|-----|---|----|-------|------------|----|-----|----|-------|----|-------|------------|
| 燃 | Ž | È | | 殼 | 114 | 1.6 | 鉱 | | さ | | Λì | 18 | 0.2 |
| 汚 | | | | 泥 | 85 | 1.2 | が | れ | | き | 類 | 2,354 | 32.7 |
| (| うち変 | 建 設 | 系 |) | (25) | (0.3) | 動 | 物 | の | 糞 | 尿 | 6 | 0.1 |
| 廃 | | | | 油 | 57 | 0.8 | 動 | 物 | の | 死 | 体 | 0 | 0.0 |
| 廃 | | | | 酸 | 3 | 0.0 | ば | V 3 | | じ | ん | 0 | 0.0 |
| 廃 | アリ | レガ | ל | 1) | 11 | 0.2 | 動 | 物系 | 固形 | 彡 不 要 | 物 | 12 | 0.2 |
| 廃 | プラス | チッ | ク | 類 | 880 | 12.2 | 13 | 号 | 廃 | 棄 | 物 | 0 | 0.0 |
| 紙 | < | < | | ず | 18 | 0.2 | 特 | 管 | : | 廃 | 油 | 13 | 0.2 |
| 木 | < | < | | ず | 1,033 | 14.4 | 特 | 管 | : | 廃 | 酸 | 0 | 0.0 |
| 繊 | 維 | < | | ず | 35 | 0.5 | 特 | 管 廃 | ア | ルカ | 1) | 2 | 0.0 |
| 動 | 植物 | 性 | 残 | さ | 163 | 2.3 | 感 | 染 | 性 | 産 | 廃 | 52 | 0.7 |
| ゴ | 4 | < | | ず | 8 | 0.1 | 特 | 定 | 有 | 害 | 物 | 166 | 2.3 |
| 金 | 属 | < | | ず | 158 | 2.2 | そ | | の | | 他 | 1,805 | 25.1 |
| ガ | ラス陶 | 磁器 | < | ず | 205 | 2.8 | 合 | | | - | 計 | 7,198 | 100 |

(18) 不法投棄発生場所(平成23年度)

| 発生力 | 場所 | 河 | Ш | 用排水路 | 湖 | 沼 | 河川敷 | 土砂採 取跡地 | 農 | 地 | 草 | 地 | Ш | 林 | 住宅造 成区域 | その他 | 計 |
|-----|-----|------|---|------|---|----|------|---------|-----|----|---|-----|---|----|------------|------|-----|
| 件 | 数 | 11 | 1 | 0 | | 0 | 23 | 0 | 1 | .1 | | 4 | | 8 | 3 | 42 | 102 |
| 構成比 | (%) | 10.8 | 3 | 0.0 | 0 | .0 | 22.6 | 0.0 | 10. | .8 | 3 | 3.9 | 7 | .8 | 2.9 | 41.2 | 100 |

9 調査研究関係

(1)温暖化対策関係

| (1) 温暖化对汞関係 | |
|--|--|
| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
| 温暖化および大気環境変化が 埼玉県の植物に及ぼす影響予測 (平成22~24年度) | 地球温暖化や光化学オキシダント濃度上昇等の大気環境変化が、農作物などの植物に及ぼす影響が懸念されている。そこで、農作物などへの影響を定量的に評価することを目的に、シミュレーションモデルなどによる検討を行っている。 平成23年度は、埼玉県ではほとんど栽培されていないが、地球温暖化により栽培に適した気象環境になると予測される温州みかんを対象に、栽培可能開始年及び栽培限界年の推計を行った。その結果、県東部の広い地域で既に温州みかんの栽培可能地域に入っていることが判明した。 |
| 自然環境データベースのGIS による構築・運用 一自然環境 変遷の把握とその影響— (平成22~24年度) | 近年、様々な分野で地理情報システム (GIS) データの整備が進みつつあり、 当センターも自然環境情報を中心にデータの収集や作成に取り組んできた。こ の様なGISデータは研究だけではなく、環境情報を分かりやすく可視化し伝え る目的にも利用されている。 当センターでは構築したGISデータベースを用い同一箇所における多時期デ ータを解析し、埼玉県の土地利用や自然環境の変遷を調査している。 平成23年度は、昭和51年~平成18年の森林面積の推移について解析を行っ た。入間台地や比企丘陵など県中央部で森林が大きく減少し、また、秩父盆地 周辺でも減少率が大きいことが判明した。 一方秩父地方の吉田丘陵や上武山地、県南部の和光市周辺では、増加が認め られるなど、地域により複雑な増減が起こっていることが明らかになった。 |
| 熱中症予防対策のための簡易 な大気熱環境指標の検討 (平成22~23年度) | 夏季の高温による熱中症問題が顕在化してきている。近年、埼玉県では国内観測史上最高気温を記録するなど高温化が進むとともに、熱中症による救急搬送者や死亡者の数も増加している。そこで、熱中症を予防するための簡易な熱環境指標の検討を行った。 平成23年度は、出来るだけ多地点における熱中症指数の情報提供の可能性について検討を行った。その結果、大気汚染状況を監視するための測定局18地点に併設されている温湿度データを用いて、熱中症指数(WBGTモデル値)による熱中症予防情報の発信が可能であることがわかった。 |

(2) 大気環境関係

| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|--|---|
| 環境基準の設定を踏まえた大 気中微小粒子状物質の特性解明 (平成21~23年度) | 大気中を浮遊する粒径2.5µm以下の微小粒子状物質 (PM2.5) は平成21年9月に大気環境基準値が告示された。埼玉県では、1週間単位のPM2.5の測定を2000年から継続しているが、平成21年度から、これと並行して、標準測定法に基づくPM2.5測定を行っている。平成21~23年度の観測結果では、年平均値には緩やかな減少傾向が見られた。また、環境基準値35µg m ⁻³ を超過した日が10月から2月に集中していた。PM2.5の環境基準達成には、秋季から冬季の濃度低減が不可欠であるといえる。 |

| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|---|--|
| 工場内で利用可能なVOC局 所対策手法の開発 (平成23~24年度) | 埼玉県は、光化学大気汚染が特に深刻な地域であり、法規制対象外の中小施策における自主的取組も求められている。 当センターは、県事業である中小企業の自主的取組の一環として、使用済ウエス入れを対象に、VOCの大気中への排出を効果的に抑制するための方法(装置)の開発を行っている。 平成23年度は、ウエス入れ内のVOC(トルエン)濃度変動を定量的に明らかにするため、実験用の廃ウエス入れを作成し、蓋の構造(開け閉め方向や二重構造)を検討し、VOC漏洩の抑制効果を確認した。 |
| 微小有機成分粒子の一次排出 および二次生成の寄与割合推定 に関する基礎的研究 (平成23~26年度) | PM2.5濃度は年々低下してきているものの、現状では環境基準を超えるレベルにある。そこで、バイオマス燃焼起源及び二次生成の指標となるレボグルコサン及び水溶性有機炭素 (WSOC) を測定し、微小有機成分粒子の発生源を適切に推定するための手法検討やデータ収集などを行っている。平成23年度は、バイオマス燃焼起源が卓越すると考えられる秋季(平成23年 $10\sim12$ 月)に、加須で日単位のサンプリングを実施した。PM2.5が短期基準(日平均35 μ g/m³)を超過した日数は9日であり、特に11月3日、5~6日はバイオマス燃焼起源の影響が大きいことが推測された。 |

(3)自然環境関係

| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|--|--|
| 埼玉県における回遊魚の遡上 及び陸封に関する実態調査 (平成23~25年度) | 近年、東京湾を含む下流域の水質改善により平成20年には荒川へ約100万尾の稚アユが遡上している。そこで、遡上する生物種(魚類・円口類・甲殻類)や時期等の生態特性の実態を把握している。 平成23年度は、回遊魚の遡上状況を調査した。ワカサギは幸手市中川で、マルタウグイは、新河岸川、黒目川、柳瀬川、中川で確認された。アユは、新河岸川、黒目川、柳瀬川、中川、綾瀬川、また、ボラは綾瀬川、黒目川、中川、スズキは黒目川、柳瀬川、綾瀬川、モクズガニは黒目川でそれぞれ確認された。アユの陸封について、利根川などで調査を実施したが実態は把握できなかった。 |
| 光化学オキシダントによる植物被害の軽減手法に関する検討 (平成23~25年度) | 埼玉県では、夏季の光化学オキシダント濃度が著しく高く、その主成分であるオゾンによる植物被害が顕在化している。ホウレンソウなどの葉物野菜では、オゾンの被害が直接葉に現れるため、農業者にとって、経済的に極めて深刻な問題となっている。そこで、このようなオゾンによる被害を軽減するため、オゾンに強い品種の選定やオゾン被害を軽減する手法の検討を行っている。平成23年度は、ホウレンソウにオゾンを人工的に暴露し、可視被害の発現程度に基づいて、品種間におけるオゾン感受性の差異を評価し、その成因を検討した。その結果、気孔密度の高い品種ほど、オゾンに対する感受性が高く、葉に被害が発現されやすいことが示唆された。 |

(4) 資源循環・廃棄物関係

| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|---|--|
| PRBシステムを応用した廃棄 物最終処分浸出水の場内浄化シ ステムの構築 (平成19~23年度) | 安全・安心な廃棄物最終処分場を作るための資材を開発するため、大規模な埋立実験装置を用いて研究を行った。県内の火山灰土壌と鋳物工場から排出される鉄粉廃棄物、溶融スラグを素材としたPRB(浸透性反応壁)を埋立地覆土として実験装置で埋立地浸出水に対する浄化機能の持続性を検証している。また、埋立地内部保有水中の汚濁物質についてもその挙動解明を行っている。PRBによる保有水の浄化効果は実験装置設置後約6年が経過したが、持続していることが確認された。また、PRBを最終処分場に用いた場合のコストについては、約30%削減可能と推定された。 |
| 廃棄物処理における省エネと 温室効果ガスの発生抑制 (平成21~23年度) | 本研究は、エネルギー投入量・コスト・温室効果ガス排出量削減の3つの視点を基に、埼玉県における一般廃棄物処理の方向性を提示することを目的とした。一般廃棄物処理における温室効果ガス排出量のうち、そのほとんどは焼却処理によるものであることがわかった。廃棄物処理における実質的な温室効果ガス排出量を削減するためには、廃棄物焼却量の削減、廃棄物発電の一層の導入、白煙防止の停止が重要である。 |

(5) 化学物質関係

| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|--|--|
| カオリン及び関連年度中のダ イオキシン類分布調査と環境負 荷量推定 (平成22~23年度) | 近年、新たなダイオキシン類の発生源として窯業原料である「カオリン粘土」が注目されている。米国カオリンでは、日本の土壌環境基準を超えるダイオキシン類が検出されており、国内においても早急な汚染状況の把握が望まれている。 平成23年度は、高濃度でダイオキシン類を含有する米国産粘土(ボールクレイ)を使用し、加熱試験を行った。発生したガス及び残さ中のダイオキシン量を測定した結果、ともに低い値であった。 |
| 雨水中のダイオキシンに関する研究 (平成23~25年度) | ダイオキシン類の環境基準は、人体への取り込みリスクをもとに制定されたものであることから、大気環境基準を満たしていても、その大気を介した水が水質環境基準を満たせない可能性が考えられる。そこで、大気から雨とともに水環境に流入し得るダイオキシン類の量を把握する。 平成23年度は、降雨終了時から次の降雨の終了までの乾性および湿性の降下物をステンレス製のポットに採取し、ダイオキシン類の濃度を調べた。16試料中13試料は水質の環境基準を超過し、そのうちの2試料は排水基準を超過していた。汚染源解析を行ったところ、雨水試料中のダイオキシン類は主に燃焼由来と判定され、現在でも廃棄物焼却で大気中に放出されたダイオキシン類が、雨水として河川へ移行している可能性が考えられた。 |

(6)水環境関係

| 課題名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|--|---|
| 生活排水中および河川水中の 重金属ナノ粒子の汎用的な定性 ・定量分析方法の確立 (平成23~25年度) | 酸化チタン(年間国内使用量1250t)と酸化亜鉛(480t)は、その大半が化粧品に使用されている。化粧品は特に毎日消費者によって使用され、下水処理場での処理後、河川等への水環境へと排出される。そこで、亜鉛ナノ粒子及びチタンナノ粒子の環境水中の粒径・形状別濃度分析手法の確立と挙動の評価を目指している。 平成23年度は超遠心分離器の調整など測定に必要な条件整備を行った。 |

課 題 名 (実施期間) 調査研究結果概要 活性汚泥モデルの活用による 下水処理プロセスから発生する亜酸化窒素 (N2O) の量は、曝気量などの運転 下水処理プロセスからの温室効 条件と密接に関わっている。そこで、下水処理場において、運転条件の変更に 果ガス発生抑制の検討 伴う水処理系からのN₂O発生特性を調査した。 (平成21~23年度) 対象とした県内の下水処理場では、平成23年3月以前は硝化促進運転であっ たが、それ以降は節電のため硝化抑制運転に切り替わり、曝気量を抑制してい た。硝化促進運転では処理水のNO3-Nが高く、発生したN2Oも高かった。硝化抑 制運転に変更されると、NO3-NおよびN2Oが減少した。このように、硝化量が抑 制されたことでN2O発生が抑制されたことが明らかになった。 親しみやすい水環境の維持・創造が望まれる一方で、河川・池沼の発泡や油 河川・池沼表面水の水質汚濁 特性評価と発泡・ぎらつき現象 膜様のぎらつきが観察されており、人為起源のみならず、自然由来の物質も原 因となることが報告されている。そこで、河川・池沼の発泡やぎらつき現象の の原因解明 (平成21~23年度) 実態把握を行い、その原因解明を目的とする。 平成23年度も引き続き、比企丘陵の河川を対象に発泡原因物質調査を行っ た。調査の結果、特に、晩秋から冬期は落葉の影響で水が滞留しやすく、また 落葉に付着した泡が安定化するため、泡が流下・消滅せずよくたい積していた。 この川の発泡原因物質は糖類である。水源からすでにある程度の濃度で存在し ており、また付着藻類や植物なども寄与していることがわかった。またサポニ ンなどの疎水性糖が発泡に関係している可能性が示唆された。 イシガイ科二枚貝は大きなろ過能力を有し、水質の長期安定化に寄与してい 水環境における大型二枚貝の る。また、タナゴ類の産卵母貝となるなど、様々な重要な役割を担っている。 多元的活用に関する基礎研究 一二枚貝の安定供給化の検討一 しかし、近年、生息域や個体数が減少しており、二枚貝の保護や有効活用のた (平成22~24年度) めには、安定した稚貝供給手法を確立する必要がある。そのための基礎的情報 として、二枚貝の生息阻害環境因子を明らかにする目的で、埼玉県、富山県及 び岡山県の二枚貝生息地において、水質モニタリングを行った。 平成23年度は、更に川島町の用水に隣接する休耕田にオンサイト実験装置を 設置し、生息流域で採取した二枚貝を放流し、実験に必要な通年の運転調整を 行った。

(7) 土壌・地下水・地盤関係

| 課 題 名(実施期間) | 調査研究結果概要 |
|--|---|
| 微動探査法における深度方向 指向性に関する研究 (平成23~24年度) | 地表に設置された複数の微動センサ(微動アレイ)を用いた地下構造調査では、深度の方向性について十分な検討が行われていない。そこで、深度方向指向性を理論的に明らかにすることを目的とし、基礎的な検討を行っている。 平成23年度は、基礎的な検討として、地表面に設置した2点アレイについて2次元断面内の指向性を検討した。その結果、深度方向も地表面方向と同一の指向性を持つことが分かった。 |
| 埼玉県における地下水質特性 の総合評価とその応用に関する 研究 (平成23~26年度) | 山地を除く埼玉県内全域を対象として地下水質の特性を総合的に評価することにより、各地域の地下水汚染問題の解決に役立つ効率的な環境マネジメント手法を検討する。 平成23年度は、井戸の諸元などの既存情報を取りまとめるとともに、約230か所の井戸の水質を測定した。深度30mを境に浅井戸と深井戸に区分したところ、浅井戸は県北部から県西部に分布する小起伏山地・丘陵・台地群、そして県央部の大宮台地等において顕著に確認された。一方深井戸は県東部の中川低地や北東部の加須低地において確認された。また、浅井戸のpHは平均6.5であり弱酸性を示すことが多く、深井戸は平均7.7の弱アルカリ性を示すことが多かった。 |

課 題 名 (実施期間) 調査研究結果概要 低温地熱資源整備を目的とし 地下温度、地質情報、地下構造、水理学情報等の基礎情報を取得し、数値シ た地中熱利用地域特性解析 ミュレーションにより利用可能量を推定することで、埼玉県における地中熱工 (平成21~23年度) ネルギーの利用を推進することを目的とする。 平成23年度は、県内の平野部をほぼ網羅する地盤沈下監視用の地下水観測井 を活用し、深さ方向の地下温度分布を計測した(県内25地点)。測定の結果、埼 玉県内の地下温度は、概ね16℃~19℃であり、地温勾配(深さ方向における温 度上昇の割合) は、 $0.02\sim0.03$ \mathbb{C}/m であることが分かった。また、埼玉県の地 質構造モデル、地下温度、地下水特性を用いて、埼玉県平野部における地中熱 利用ポテンシャルを見積もった。この結果、低地よりも台地のほうが、地中熱 ポテンシャルは高めであることがわかった。 沖積たい積物からの重金属類 硫化鉱物を含む海成たい積物は、空気中に放置されることで酸性土壌へと変 溶出特性の解析と海成たい積物 化し、様々な塩類とともに有害重金属類が溶出することが知られている。そこ の簡易判定法の開発 で、海成たい積物からの重金属類溶出特性について検討し、硫黄含有量測定に (平成21~23年度) 替わる海成たい積物の簡易な判別法を開発して、自然土壌による汚染リスクを 評価・管理することを目的とする。 平成23年度は、土壌pHを中性付近に設定することで重金属類を不溶化する方 法について試みた。重金属類の不溶化条件は元素によって大きく異なり、鉄、 アルミニウム、カドミウム、亜鉛等は中性から塩基性領域で確実に不溶化でき ることが分かった。一方、砒素、クロム、銅はpH8以上になると再び溶出し、 不溶化には土壌pHを中性付近に調整しなければならないことが分かった。 ホウ素は土壌pHを中性付近に設定しても不溶化することが困難であった。ホ ウ素を不溶化するには、ホウ酸が解離するpH10以上の設定が必要と考えられ る。

10 埼玉県環境マネジメントシステムの取組

(1)環境マネジメントシステムによる環境配慮の推進

環境マネジメントシステムは、PDCAというサイクルにより、各機関が環境配慮について自由に取り組むシステムであり、全ての事業に環境配慮の視点を加えようとするものです。

(2) 平成23年度の取組状況

① 取組状況の内訳

| 区 分 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 事 例 |
|----------------|-------|-------|-------|---------------------------------------|
| エコオフィス活動に関するもの | 1,845 | 2,160 | 2,198 | 紙・電気使用量の削減、廃棄物の削減、エコドライブ、 リサイクルの推進 |
| 緑化活動に関するもの | 90 | 225 | 243 | 緑のカーテン、花植え、植栽 |
| 本来事業に関するもの | 421 | 609 | 602 | バイパスの整備など本来業務について取り組むもの |
| 計 | 2,356 | 2,994 | 3,043 | |

② 本来事業に関する取組状況

本来事業に関する取組は602件で、主な取組状況は以下のとおり。

- ・県有施設への太陽光発電設備の設置 (彩の国さいたま芸術劇場)
- ・講演会・企業訪問による中小企業の省エネサポート
- ・緑のカーテン設置支援
- ・バイパス整備によるCO₂削減
- ·県庁PCの省電力化推進
- ・エコ資材の導入促進
- ・民間企業と協力した自転車シェアリング

【埼玉県における自らについての環境配慮の取組】

平成9年9月 「埼玉県環境配慮方針」策定

県が実施する公共事業や事務事業において環境配慮を徹底する手順を定めた。

平成11年2月 環境管理システム国際規格「ISO14001」を取得

本庁の機関について認証を取得。期間は平成19年2月まで。

平成13年3月 「埼玉県地球温暖化対策実行計画」策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「環境配慮方針」の事務事業部門を盛り込み、 「埼玉県温室効果ガス削減計画」として策定。

平成14年3月 「埼玉県環境配慮方針~公共事業関連~|

「環境配慮方針」の公共事業部門についても対象事業の拡大や評価方法の見直しを行い、

新たに「埼玉県環境配慮方針~公共事業関連~」を策定。

平成19年5月 「埼玉県環境マネジメントシステム」開始

県独自のマネジメントシステムを開始。全庁を対象。

マネジメントシステムの枠組

埼玉県環境方針

基本理念

地球環境は人類生存の基盤です。私達は、これを次世代に引き継いでいきます。 埼玉県は秩父の山々や武蔵野の雑木林、荒川など、緑と川の豊かな自然に恵まれています。

私達は、この潤いと安らぎのある自然を守り、持続可能な循環型社会を築いていきます。

埼玉県は、「地球的規模で考え地域から行動する」を実践し、地球環境の保全に 貢献します。

そして、恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現を目指します。

このため、全庁の職員が一致協力し、日本一の環境にやさしい県づくりを推進します。

環境方針

- 1 埼玉県は、県行政のすべての分野で環境の保全と創造のための目標を定めます。目標達成のための取組の後、それを点検・評価し、取組の継続的な改善を 進めます。
- 2 埼玉県は、事務・事業が環境に与える影響を認識し、自らの役割と責任を自覚 して業務を遂行します。
- 3 埼玉県は、県民・事業者と協働して省エネルギー・省資源活動を行い、循環型 社会を築きます。
- 4 埼玉県は、環境に関する法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 埼玉県は、環境の保全と創造のための取組を積極的に公表します。

2007年5月22日 埼玉県知事 上田 清司

(3)環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

1 公共事業の推進における環境配慮

① 対象

1 市街地の整備7 住宅団地の建設2 道路の整備8 農業農村の整備

3 河川・ダムの整備 9 治山、森林管理道整備

4 公園、緑地の整備 10 工業団地、工場用地の造成

5 下水道の整備 11 水道施設の整備

6 廃棄物処理施設の整備 12 建築物の建設、工作物の設置

② 平成23年度における状況

「埼玉県環境配慮方針(埼玉県環境保全率先実行計画)〜公共事業関連〜進捗状況評価実施要領」により、 平成23年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合の評価を各部局で行いま した。

③ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は83件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価(評価基準については別記のとおり)「5」の事業は47件 (56.6%)、総合評価「4」の事業は33件 (39.8%)、総合評価「3」の事業は3件 (2.6%) でした。

なお、総合評価「2」以下の事業はありませんでした。

評価結果の概要は表10-3-1「平成23年度公共事業自己評価事業種別一覧」のとおりです。

別記

【評価基準】

総合評価5: 当該事業に適用できた項目の割合(以下「実施率 | という)が90%以上で、かつ、技術・社会動向か

ら見て最大限の措置を講じている。

総合評価4:実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3:実施率が70%以上である。

総合評価2:実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1:実施率が50%未満である。

表10-3-1 平成23年度公共事業自己評価事業種別一覧

| | -l 301 | | 環境配慮 | 環境配慮 | 環境 | , | 個 別 | 事 業 | 評 佃 | j |
|----|---------------|-----|------------|--------------|--------|----|-----|-----|-----|---|
| | 事 業 種 名 | 事業数 | 必 チェック数 | 実 施 チェック数 | 配 慮実施率 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1 | 市街地の整備 | 0 | 0 | 0 | _ | | | | | |
| 2 | 道路の整備 | 3 | 42 | 36 | 85.7% | 1 | 1 | 1 | | |
| 3 | 河川・ダムの整備 | 1 | 31 | 31 | 100.0% | 1 | | | | |
| 4 | 公園、緑地の整備 | 6 | 145 | 135 | 93.1% | 4 | 2 | | | |
| 5 | 下水道の整備 | 24 | 363 | 330 | 90.9% | 12 | 12 | | | |
| 6 | 廃棄物処理施設の整備 | 2 | 23 | 23 | 100.0% | 2 | | | | |
| 7 | 住宅団地の建設 | 2 | 30 | 26 | 86.7% | | 2 | | | |
| 8 | 農業農村の整備 | 14 | 212 | 185 | 87.3% | 4 | 9 | 1 | | |
| 9 | 治山、森林管理道整備 | 24 | 199 | 186 | 93.5% | 19 | 4 | 1 | | |
| 10 | 工業団地、工業用地の造成 | 1 | 41 | 38 | 92.7% | 1 | | | | |
| 11 | 水道施設の整備 | 0 | 0 | 0 | _ | | | | | |
| 12 | 建築物の建設、工作物の設置 | 6 | 237 | 219 | 92.4% | 3 | 3 | | | |
| | 全 事 業 合 計 | 83 | 1,323 | 1,209 | 91.4% | 47 | 33 | 3 | 0 | 0 |

評価 評価 評価 評価 評価 [5 <u>]</u> [3] $\lceil 2 \mid$ Γ1 I 割合 割合 割合 割合 割合 56.6% 39.8% 2.6% 0.0% 0.0%

2 環境配慮の取組

① 市街地の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

② 道路の整備

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|-------------------------|-------|---------|---------|---------|-------|----|
| 1 | 一般国道254号和光富士見バイパス | 県土整備部 | 施工段階 | 16 | 15 | 93.8% | 5 |
| 2 | 主要地方道葛飾吉川松伏線(三郷工区・吉川工区) | 県土整備部 | 施工段階 | 14 | 12 | 85.7% | 4 |
| 3 | 一般県道蓮田杉戸線(新橋通り線) | 県土整備部 | 施工段階 | 12 | 9 | 75.0% | 3 |

道路の整備に当たっては、「安心・安全の確保」「元気・活力の発現」「ゆとり・潤いの創出」を道づくりの目指すべき基本的方向として、道路の整備を進めています。

これらの基本的方向のもと、計画段階においては、希少種への影響や地形、景観、建設副産物の再資源化などを考慮した上でルートや道路構造について検討し、施工段階においても、時期や方法等について、希少種や周辺環境への影響に配慮しながら工事を実施しています。また、剪定街路樹のチップ化による再利用、アスファルト、コンクリート廃材の再利用など建設資材の再資源化にも取り組んでいます。

③ 河川・ダムの整備

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|------------------------|-------|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | 社会資本整備総合交付金(河川)事業(不老川) | 県土整備部 | 設計·施工段階 | 31 | 31 | 100.0% | 5 |

河川の整備については、河川法に基づき、概ね30年間に整備を実施する区間を定めた「河川整備計画」に沿って実施しています。同計画内の「河川環境の整備と保全に関する事項」の中で、環境への配慮についての基本的な取組を定めています。

事業を推進するに当たっては、地域社会に必要とされる治水上の安全性を確保しつつ「多自然川づくり」を基本とし、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、生物の生息・生育環境や多様な河川環境を保全・創出するよう努めています。

当該箇所では、「不老川 かわづくり検討会 | を設置し多自然川づくりによる施工を検討してきました。

河道改修の断面においては、河岸の安定による治水と併せて水辺環境に配慮したものとしました。特に流路の線形については、水制工や床止工の設置による瀬と淵を計画し、護岸は親水性を確保しつつ植生や河川景観に配慮した環境ブロックを採用しました。また、護岸には植生を促す小段を設け、河床には形状に変化を持たせて多様な水深を確保することにより、魚類の移動、生息に配慮した環境となるよう整備を行いました。

④ 公園、緑地の整備

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|-----------------------|-------|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | 自然学習センター・北本自然観察公園管理運営 | 環境部 | 管理段階 | 20 | 20 | 100.0% | 5 |
| 2 | 狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営 | 環境部 | 管理段階 | 19 | 19 | 100.0% | 5 |
| 3 | さいたま緑の森博物館管理運営 | 環境部 | 管理段階 | 20 | 20 | 100.0% | 5 |
| 4 | 自然公園等管理事業 | 環境部 | 管理段階 | 20 | 19 | 95.0% | 5 |
| 5 | 羽生水郷公園 | 都市整備部 | 設計·施工段階 | 33 | 28 | 84.8% | 4 |
| 6 | まつぶし緑の丘公園 | 都市整備部 | 設計·施工段階 | 33 | 29 | 87.9% | 4 |

公園、緑地の整備に当たっては、既存の地形・地域環境の特性等を生かした計画により、周辺の自然環境と一体化した公園づくりを行っています。公園や園内施設の整備・改修に当たっては、建設発生土の区域内利用や地域特性に配慮した植生の選定、低排出ガス対策重機の使用など環境に配慮しています。

維持管理においては、公園内で発生する落ち葉等をコンポスト化などにより公園内で利用し、外へ持ち出さない「循環型管理」に取り組むとともに、適切な時期に剪定を行い樹木の活性化を図るなど、多様な緑の創造の推進に取り組んでいます。また、樹林地・湿地・水辺環境などの適切な保全に努め、必要に応じてボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

平成24年4月現在、公園スタジアム課が所管する供用済み27公園は、大宮公園の一部を除き指定管理者により管理運営されていますが、環境配慮の推進については、指定管理者においても県営公園において行うべき管理運営水準を満たすよう取り組んでいます。また、自然学習施設の管理運営においても指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めています。

⑤ 下水道の整備

| 番号 | 事業名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|---------------|------|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | 荒川左岸南部流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 8 | 8 | 100.0% | 5 |
| 2 | 荒川左岸南部流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 16 | 16 | 100.0% | 5 |
| 3 | 荒川左岸南部流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 19 | 17 | 89.5% | 4 |
| 4 | 荒川左岸北部流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 12 | 11 | 91.7% | 5 |
| 5 | 荒川左岸北部流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 16 | 14 | 87.5% | 4 |
| 6 | 荒川左岸北部流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 22 | 18 | 81.8% | 4 |
| 7 | 荒川右岸流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 11 | 11 | 100.0% | 5 |
| 8 | 荒川右岸流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 17 | 16 | 94.1% | 5 |
| 9 | 荒川右岸流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 18 | 18 | 100.0% | 5 |
| 10 | 中川流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 12 | 12 | 100.0% | 5 |
| 11 | 中川流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 19 | 18 | 94.7% | 5 |
| 12 | 中川流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 22 | 21 | 95.5% | 5 |
| 13 | 古利根川流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 12 | 12 | 100.0% | 5 |
| 14 | 古利根川流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 17 | 14 | 82.4% | 4 |
| 15 | 古利根川流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 22 | 18 | 81.8% | 4 |
| 16 | 荒川上流流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 8 | 8 | 100.0% | 5 |
| 17 | 荒川上流流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 14 | 12 | 85.7% | 4 |
| 18 | 荒川上流流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 17 | 15 | 88.2% | 4 |
| 19 | 市野川流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 9 | 8 | 88.9% | 4 |
| 20 | 市野川流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 16 | 14 | 87.5% | 4 |
| 21 | 市野川流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 18 | 16 | 88.9% | 4 |
| 22 | 利根川右岸流域下水道事業 | 下水道局 | 計画段階 | 8 | 8 | 100.0% | 5 |
| 23 | 利根川右岸流域下水道事業 | 下水道局 | 設計·施工段階 | 12 | 10 | 83.3% | 4 |
| 24 | 利根川右岸流域下水道事業 | 下水道局 | 管理段階 | 18 | 15 | 83.3% | 4 |

流域下水道事業は、関連市町からの流入下水量の増加に対応するため、終末処理場、ポンプ場の施設の増設を行っています。また、施設の老朽化に伴う改築・更新も並行して行っています。

計画段階では、流域別下水道整備総合計画に基づいて、東京湾の水質環境基準を達成するための事業計画を 策定しました。設計・施工段階では、環境に十分配慮した設計を心がけ、特に建設副産物の削減、リサイクル の推進に配慮しています。管理段階では、発生汚泥のセメント化、処理水の再利用等によりリサイクルの推進 を図り、また、下水道フェアの開催や下水道局のホームページによる情報提供の実施など、県民に対する下水 道の普及啓発を行っています。

⑥ 廃棄物処理施設の整備

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|----------------|-----|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | 3号埋立地埋立 | 環境部 | 管理段階 | 11 | 11 | 100.0% | 5 |
| 2 | 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業 | 環境部 | 施工段階 | 12 | 12 | 100.0% | 5 |

廃棄物処理施設の整備に当たっては、新技術を導入し、公害のない衛生的な最終処分場として建設・管理を 行い、地域環境の保全を図っています。

具体的には、廃棄物の飛散や流出、害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日受入れが終了した後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っています。また、廃棄物に触れた水については、水質汚濁防止法の基準よりさらに厳しい基準を設定し処理しています。さらに、資源の有効活用のため、覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし使用しています。

新しく造成する埋立地は、漏水検知システムを設置するなど、一層環境に配慮した構造となっています。

⑦ 住宅団地の建設

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|------------|-------|---------|---------|---------|-------|----|
| 1 | 20県住浦和高層団地 | 都市整備部 | 施工段階 | 15 | 13 | 86.7% | 4 |
| 2 | 20県住七里団地 | 都市整備部 | 施工段階 | 15 | 13 | 86.7% | 4 |

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫するとともに、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っています。また、建物の耐久性に配慮するほか、太陽光の活用やエネルギーの効率的利用を図るなど、設計段階においても環境配慮に努めています。さらに、施工段階においても、造成工事を最小限に抑えるなど周辺環境への負荷を少なくするとともに、再生品の使用を推進し再資源化に努めています。

具体的には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減するため、平成9年度から着工した団地に「太陽光発電システム」を導入し、再生可能エネルギーの活用に積極的に努めています。

省エネルギー等については、トイレの便器や水道の蛇口に節水型器具を採用して節水対策を実施しているほか、共用廊下へのLED照明器具の導入や、従来型のエレベーターに比べ電動機の容量が小さく、ランニングコストが低減でき、同時にイニシャルコストの低減もできる「マシンルームレスエレベーター」を採用し電力削減を図っています。

⑧ 農業農村の整備

| 番号 | 事業名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|--------------------|-----|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | かんがい排水事業 (北川辺地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 13 | 11 | 84.6% | 4 |
| 2 | 地域用水環境整備事業 (伊佐沼地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 18 | 17 | 94.4% | 5 |
| 3 | 水辺再生事業 (赤間川用水地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 14 | 14 | 100.0% | 5 |
| 4 | 水辺再生事業 (弁天堀地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 14 | 14 | 100.0% | 5 |
| 5 | 水辺再生事業 (谷在家沼下地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 16 | 14 | 87.5% | 4 |
| 6 | 水辺再生事業 (ほたる池地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 16 | 12 | 75.0% | 3 |
| 7 | 水辺再生事業 (五明用水地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 13 | 11 | 84.6% | 4 |
| 8 | 水辺再生事業 (楠川用水路地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 12 | 10 | 83.3% | 4 |
| 9 | 水辺再生事業 (鍋小路用水路地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 16 | 13 | 81.3% | 4 |
| 10 | 水辺再生事業 (谷古田用水路地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 17 | 14 | 82.4% | 4 |
| 11 | ほ場整備事業 (上福田地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 17 | 15 | 88.2% | 4 |
| 12 | ほ場整備事業 (上里西部地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 16 | 13 | 81.3% | 4 |
| 13 | ほ場整備事業 (熊谷中央地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 12 | 10 | 83.3% | 4 |
| 14 | ほ場整備事業 (種足野通川地区) | 農林部 | 設計·施工段階 | 18 | 17 | 94.4% | 5 |

農業農村整備事業の実施に当たっては、美しい水辺空間や多様な生物が生息する環境を保全するための取組 を進めています。

例えば、農業水利施設はかんがいや排水の機能が優先される傾向にありますが、動植物の生息の場として貴重な水際であるとの認識を持ち、施工地区周辺の既存の植物を残すようにし、護岸に玉石や割石を利用して多彩な河川環境を創出するなど多様な生態系に配慮しています。また、水路法面へのカバープランツの植栽により景観に配慮しているほか、工事の施工に当たっては施工区間に隣接した住宅街に配慮し、低騒音・低振動型の建設機械により施工を行っています。

⑨ 治山、森林管理道整備

| 番号 | 事業名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|-----------------|-----|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | 復旧治山事業 (栗山) | 農林部 | 施工段階 | 10 | 10 | 100.0% | 5 |
| 2 | 復旧治山事業 (大血川) | 農林部 | 計画段階 | 5 | 4 | 80.0% | 4 |
| 3 | 復旧治山事業 (大血川) | 農林部 | 設計段階 | 10 | 9 | 90.0% | 5 |
| 4 | 復旧治山事業 (井戸沢) | 農林部 | 計画段階 | 4 | 4 | 100.0% | 5 |
| 5 | 復旧治山事業 (井戸沢) | 農林部 | 設計段階 | 8 | 8 | 100.0% | 5 |
| 6 | 復旧治山事業 (後山) | 農林部 | 施工段階 | 14 | 13 | 92.9% | 5 |
| 7 | 予防治山事業 (八ヶ原) | 農林部 | 施工段階 | 11 | 11 | 100.0% | 5 |
| 8 | 予防治山事業 (柴原) | 農林部 | 計画段階 | 3 | 3 | 100.0% | 5 |
| 9 | 予防治山事業 (柴原) | 農林部 | 設計段階 | 7 | 7 | 100.0% | 5 |
| 10 | 予防治山事業 (巣場) | 農林部 | 計画段階 | 4 | 4 | 100.0% | 5 |
| 11 | 予防治山事業 (巣場) | 農林部 | 設計段階 | 8 | 8 | 100.0% | 5 |
| 12 | 予防治山事業 (巣場) | 農林部 | 施工段階 | 8 | 8 | 100.0% | 5 |
| 13 | 漁場保全の森づくり事業(浦山) | 農林部 | 施工段階 | 10 | 10 | 100.0% | 5 |

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|-------------------|-----|---------|---------|---------|--------|----|
| 14 | 山地災害総合減災対策事業 (畑井) | 農林部 | 施工段階 | 11 | 11 | 100.0% | 5 |
| 15 | 山地災害総合減災対策事業(下川沢) | 農林部 | 計画段階 | 4 | 4 | 100.0% | 5 |
| 16 | 山地災害総合減災対策事業(下川沢) | 農林部 | 設計段階 | 9 | 9 | 100.0% | 5 |
| 17 | 水源の里緊急保全整備事業(大若沢) | 農林部 | 計画段階 | 5 | 5 | 100.0% | 5 |
| 18 | 水源の里緊急保全整備事業(大若沢) | 農林部 | 設計段階 | 14 | 11 | 78.6% | 3 |
| 19 | 森林管理道開設事業(勝呂入山線) | 農林部 | 施工段階 | 10 | 9 | 90.0% | 5 |
| 20 | 森林管理道改良事業 (城峰2号線) | 農林部 | 施工段階 | 11 | 9 | 81.8% | 4 |
| 21 | 森林管理道改良事業 (茅ノ坂峠線) | 農林部 | 施工段階 | 11 | 9 | 81.8% | 4 |
| 22 | 森林管理道舗装事業(権現堂線) | 農林部 | 施工段階 | 5 | 5 | 100.0% | 5 |
| 23 | 森林管理道舗装事業(栗山七重線) | 農林部 | 施工段階 | 10 | 8 | 80.0% | 4 |
| 24 | 森林管理道舗装事業(大名栗線) | 農林部 | 施工段階 | 7 | 7 | 100.0% | 5 |

治山事業の実施に当たっては、現地発生材や木製品を利用するなど環境への負荷の少ない工種・工法を積極的に取り入れ、さらに環境対策型建設機械を使用するなど、環境への配慮を行っています。

具体的には、木材や自然石など自然素材や自然還元素材の採用に努め、環境負荷の軽減と周辺の景観との調和に配慮しています。また、資材の運搬等でモノレールを使用したり、仮設道作設に当たって最終的に構造物が設置される箇所を極力通ることで、地形や植生への影響を最小限に抑えるように努めています。

森林管理道の整備に当たっては、切土や盛土斜面の法面保護において、周辺環境と調和するような工種・工法を取り入れ、また、環境対策型建設機械の使用や現地発生材の活用を心がけるなど環境への配慮を行っています。

具体的には、木材利用や壁面緑化が可能な補強土壁工を採用し、周囲の景観との調和に配慮したほか、再生資材の活用や建設発生土を現場内で再利用するなど環境への負荷軽減を図っています。また、道路幅員の縮減により、地山の切取・盛土を低減させ、地形の改変を極力抑えています。

⑩ 工業団地、工業用地の造成

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|------------------|-----|---------|---------|---------|-------|----|
| 1 | 杉戸屛風深輪地区産業団地整備事業 | 企業局 | 調査·計画段階 | 41 | 38 | 92.7% | 5 |

工業団地の造成に当たっては、農地等を工業用地へ大規模に変更することになるため、環境調査や環境アセスメントを実施して環境への配慮を行っています。

造成に向けての調査・計画段階においては、緑化率(公園・緑地)が全体面積の15%以上となるようにして、 自然環境との共生、地域の特性を生かした工業団地となるよう配慮しています。

具体的には、公園・緑地の整備について、効果的に植栽を配置するとともに、周辺地域と調和した施設整備計画となるよう努めています。

① 水道施設の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

② 建築物の建設、工作物の設置

| 番号 | 事 業 名 | 部 局 | 配慮時期·段階 | 必要チェック数 | 実施チェック数 | 実施率 | 評価 |
|----|--------------------|-------|---------|---------|---------|--------|----|
| 1 | 西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業 | 産業労働部 | 設計段階 | 60 | 52 | 86.7% | 4 |
| 2 | 東部地域振興ふれあい拠点施設整備 | 都市整備部 | 施工段階 | 21 | 17 | 81.0% | 4 |
| 3 | 蓮田特別支援学校給食棟ほか新築工事 | 都市整備部 | 施工段階 | 20 | 17 | 85.0% | 4 |
| 4 | がんセンター施設整備事業 | 病院局 | 設計段階 | 62 | 60 | 96.8% | 5 |
| 5 | 東部機動センター(仮称)庁舎新築工事 | 警察本部 | 設計段階 | 50 | 50 | 100.0% | 5 |
| 6 | 寄居警察署庁舎新築工事 | 警察本部 | 施工段階 | 24 | 23 | 95.8% | 5 |

建築物の建設や工作物の設置に当たっては、環境配慮方針の趣旨に基づき、企画・設計・施工等の各段階において配慮事項をもとに検討を加え、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用による建物の環境負荷の低減や自然環境の保全に努めています。

具体的には、太陽光発電設備、屋上や駐車場への緑化の導入を図り、省エネルギーの推進やヒートアイランド対策を実施しています。

3 今後の課題

今後とも公共事業における環境への配慮は重要な課題です。

事業の実施に当たっては、さまざまな工法を検討し、生態系や自然環境の保全、地球温暖化対策を推進していく必要があります。また、厳しい財政状況の中で公共事業のコスト削減も求められていることから、将来の管理や撤去の段階までを含めたライフサイクルの視点を持ち、環境配慮と低コスト化をともに実現できるような工法等の導入を検討していく必要があります。

さらに、県民からの意見や事業担当部署の自己評価により洗い出された改善点を、新たな計画や運用面にフィードバックして環境配慮の継続的な向上を図っていく必要があります。

(4) エコオフィス活動の実施結果について

1 平成23年度「エコオフィス活動」推進状況

平成23年度は、本庁舎ESCO事業を開始し、高効率機器の導入などによる空調システムの再構築をはじめとす る取組を実施したことなどにより、「エネルギー供給設備の燃料使用量」が減少しました。また、東日本大震災に 伴う供給電力の不足に対応するため、電力削減の取組を実施したことなどにより「事務所の単位面積当たりの電 気使用量」も減少しました。

一方、コピー用紙の使用量の増加などにより、廃棄物の量は増加し、ごみのリサイクル率も低下しました。

表10-4-1 エコオフィス活動に関する実績値の推移

| | 項目 | 平成23年度及 | び過去3年間の推移 |
|---|-------------------------------------|---|--|
| 1 | コピー用紙の使用量 (A 4 換算) (全庁) | 平成23年度 : 3 億9,875万枚 平成22年度 : 3 億2,682万枚 平成21年度 : 3 億2,402万枚 | 対前年度比 +22.0% +0.9% -5.4% |
| 2 | 公用車に占める 次世代自動車の割合 (知事部局及び教育局) | 平成23年度 : 17.7% (245台) 平成22年度 : 14.8% (209台) 平成21年度 : 11.8% (175台) | /1,412台中) |
| 3 | 事務所の単位面積当たりの 電気使用量 (本庁) | 平成23年度 : 123.1kWh/m² 平成22年度 : 143.5kWh/m² 平成21年度 : 136.5kWh/m² | 対前年度比 -14.2% +5.1% -3.4% |
| 4 | エネルギー供給設備の 燃料使用量 (原油換算) (本庁) | 平成23年度 : 490kL 平成22年度 : 701kL 平成21年度 : 681kL | 対前年度比 -30.1% +2.9% +4.9% |
| 5 | 廃棄物の量 (本庁) | 平成23年度 : 229トン 平成22年度 : 197トン 平成21年度 : 232トン | 対前年度比 +16.2% -15.1% -55.4% |
| 6 | ごみのリサイクル率 (本庁) | 平成23年度 : 71.8% 平成22年度 : 74.9% 平成21年度 : 72.1% | 対前年度比 -3.1ポイント +2.8ポイント +20.4ポイント |

2 今後の改善方向

毎年の状況改善に向けて、以下の取組を推進、検討する必要があります。

燃料使用量については、気候による影響を受けますが、本庁舎ESCO事業を導入した影響で使用量が減少しま した。

一方、リサイクル率は低下し、廃棄物の量は増加しています。

今後も引き続き、ESCO事業等によるハード面での省エネ対応や、事務作業において電気を使用する際に、こま めな節電を実施するなどの省エネ活動を進めていくことが必要です。

その他、省エネ以外のエコオフィス活動(リサイクル、グリーン調達等)についても、環境配慮の取組を進め てまいります。

1) 埼玉県環境基本計画関係

(1) 平成24年度環境の保全と創造に関する事業一覧(18の施策別)

埼玉県環境基本計画 [第4次] (平成24年7月策定) 第3章 「環境の保全と創造に関する施策展開の方向」に係る 事業一覧表

※ 環境の保全と創造に関する経費のみの算出が困難な事業については、関連予算額の欄に事業費総額を表示しています。

I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり

1 大気環境の保全

| 1 人気現場の休主 | obe MV. I selec | H24年度当初 | H24年度関連 | In its Sm | der 🖂 |
|-------------------------------------|--|----------------|-------------------------|-------------------------|-------|
| 事業名 | 事業内容 | 予算額(千円) | | 担当課 | 部局 |
| バス活性化事業費 | バス路線の維持・確保を図るため、バス事業者等に対する支援を行うと ともに、路線バスの利便性・快適性の向上を図るため、ノンステップバ スの導入に対して、市町村と協調してバス事業者に補助する。 | | 86,704 | 交通政策課 | 企画財政部 |
| 交通結節点乗継案内調査費 | 公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者等交通弱者を含めたすべて の利用者の視点から、駅等交通結節点における案内標示の問題点を調査 し、案内標示の改善に向けて取り組むべき課題を検討する。 | | (新規) 12,000 | 人 過 以 來 脉 | 正画用政品 |
| 工場・事業場大気規制事業費 | 工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を 図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行 う。 | 22,537 | | | |
| NOx·PM総量削減調査費 | 「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に掲げる目標を達成するため、自動車からの汚染物質排出状況等の解析や基礎資料等の収集を行う。あわせて汚染物質総排出量の算定など大気環境の改善に資する調査を実施する。 | 15,851 | | | |
| どこでもEV・PHV普及推進事業費 | EV・PHVにつき、県内はもとより広く普及推進を図るため、EV・PHV タウンの実証実験や三県知事会議(群馬県、埼玉県、新潟県)での普及 を進めるとともに自動車から自転車への転換を促進する。 | (新規) 16,080 | | | |
| 青空再生自動車対策事業費 | 自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を削減す るため、自動車対策を総合的に推進する。 | 52,948 | | | |
| 自動車公害監察事業費 | 埼玉県生活環境保全条例に基づき、ディーゼル車の運行規制等を実施することにより、規制の実効性を確保し、自動車対策を円滑に推進する。 | 39, 178 | | | |
| 次世代自動車普及促進事業費 | 二酸化炭素や有害物質の排出が少ない次世代自動車とエコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。 | 5,647 | | 大気環境課 | 環境部 |
| 低炭素なクルマ利用促進事業費 | 自動車から排出されるCO2を削減するため、次世代自動車のなかでももっとも効果が見込める電気自動車 (EV) 及びプラグインハイブリッド自動車 (PHV) の普及を促進する。 | 6,837 | | | |
| 揮発性有機化合物対策事業費 | 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)について、事業者の排出抑制への取組を強力に促進させることによりVOCの大気への排出削減を図る。 | 2,864 | | | |
| 大気汚染常時監視運営管理費 | 大気汚染状況を常時把握するため、大気常時監視システム運用管理を行い、環境基準の達成状況等の評価を行う。また、大気汚染緊急時に光化学スモッグ注意報等を発令し、県民に周知することにより健康被害の未然防止並びに緊急事態の改善を図る。 | 90,508 | | | |
| 大気汚染常時監視測定局整備事業費 | 大気汚染状況を的確かつ効率的に把握するため、常時監視測定局を適正 に設置し、老朽化した自動測定機等を更新整備する。 | 123,590 | | | |
| 有害大気汚染物質等モニタリング調査費 | 健康被害の防止や大気環境の現況把握を図るため、有害大気汚染物質、 酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。 | 10,213 | | | |
| 畜政推進事業のうちの一部 | 「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用 を推進する。 | 979 | | 女立 少人訓 | 農林部 |
| 畜政推進事業のうちの一部 | 良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の 生産と有効利用を図る。 | 480 | | 畜産安全課 | 辰 怀 部 |
| 道路改築費 | | | 452, 990 | | |
| 重要区間解消推進費 | | | 185,000 | | |
| 地方特定道路(改築)整備費 | | | 3,716,000 | | |
| 道路改築事業費 | バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の | | 1,035,000 | | |
| 社会資本整備総合交付金(改築)整備事業費 | 解消を図る。 | | 6,299,000 | 道路街路課 | |
| 街路整備費 | | | 799, 898 990, 320 | 但如内如林 | |
| 地方特定道路街路整備費 社会資本整備総合交付金(街路)整備事業費 | | | 3, 129, 900 | 0 | 県土整備部 |
| 情りょう架換費 | 耐久力が不足したり、耐震性の劣る橋梁の架換え、河川改修に伴う架換 | | 337,000 | | |
| 社会資本整備総合交付金(橋りょう) 整備事業費 | 高人のが一定となり、高度はジカる高深や未接た、初川は同じに対す来接 え及び道路改良工事に伴う新たな橋の架設を行い、交通安全の確保と円 滑な連行を図る。 | | 827,000 | | |
| 交差点整備費 | | | 356,000 | | |
| | 交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。 | | 1, 187, 900 609, 600 | 道路環境課 | |
| 自動車更新整備費 | 出納総務課及び12集中管理地域機関等保有の公用車につき、「埼玉県次世 代自動車導入指針」等に基づき更新を行う。 | 46,711 | 220,000 | 出納総務課 | 会計管理者 |

2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|------------------|---|--------------------|--------------------|-------|-------|
| 工場・事業場水質規制事業費 | 工場・事業場に対して立入検査を行い、また、特定施設等の新増設時の 届出に際して事前指導などを行うことにより、排出水の規制を徹底し、 公共用水域の水質保全を図る。 | 22,454 | | | |
| 水質監視事業費 | 公共用水域の水質・底質・流量の測定、地下水の水質測定及び主要湖沼 の水質調査を実施する。また、ダイオキシン類や健康項目の環境基準超 過時における追跡調査等を行う。 | 51,880 | | | |
| 土壌・地下水汚染対策事業費 | 土壌・地下水汚染の調査及び対策を実施することにより、土壌・地下水 汚染による県民の健康被害の防止を図る。 | 19,076 | | 水環境課 | 環境音 |
| 水質事故対策費 | 油類の流出、魚類の浮上・へい死等の水質事故発生時に適切な措置を講 じることにより汚染の拡大を防止する。 | 2,076 | | | |
| 水質環境基準類型指定見直し事業費 | 近年特に工場事業場の排水規制等により水質改善が進んでおり、一部の 水域で現在の環境基準と現況に不整合が生じているため、実態に即した 見直しを適宜行っていく。 | 3,711 | | | |
| 工場立地指導費 | 工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の 促進を図る。 | | 913 | 企業立地課 | 産業労働部 |

3 化学物質対策の推進

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 | 局 |
|------------------|--|--------------------|--------------------|-------|---|----|
| 化学物質総合対策推進事業費 | 化学物質の環境中への排出抑制をはじめとする適正管理及びリスクコミュニケーションの普及等により環境リスクの低減を図る。 | 10,987 | | | | |
| 大気環境石綿対策事業費 | 大気汚染防止法に基づき、石綿使用建築物解体工事等の立入検査を実施 するとともに、石綿の飛散状況を把握し、石綿による健康被害の防止を 図る。 | 9,999 | | 十左環接調 | 環 | 境部 |
| 石綿健康被害救済基金拠出金 | 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設立された石綿健康被 害救済基金へ埼玉県割当額を拠出する。 | 34, 150 | | 人风垛児床 | 垛 | 児可 |
| ダイオキシン類大気関係対策事業費 | ダイオキシン類対策特別措置法 (大気) に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。 | 23,504 | | | | |

4 身近な生活環境の保全

| 事 業 名 | 事業内容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|------------------------------------|--|--------------------|--------------------|-------|-------|
| 公害紛争総合調整事業費 | 公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害審査会の運営、 公害苦情調査等を実施する。 | 2,478 | | 環境政策課 | |
| 公害防止事務市町村指導費 | 条例で市町村が処理することとされた大気・水質保全、騒音・振動・悪 臭防止等の公害防止業務について、各市町村が円滑に実施できるよう総 合的に支援する。 | 13,331 | | | 環境部 |
| 騒音・振動・悪臭防止対策費 | 市町村の騒音・振動・悪臭事務の支援を行うとともに、自動車交通騒音、 新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音について環境基準の達成状況を調 査する。 | 6,951 | | 水環境課 | |
| 公害防止組織整備費 | 公害の発生を未然に防止させるための公害防止主任者の資格認定講習を 行う。 | 1,838 | | | |
| 工場立地指導費 (再掲) | 工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の 促進を図る。 | | 913 | 企業立地課 | 産業労働部 |
| 舗装道整備費 社会資本整備総合交付金(維持)整 備事業費 | 舗装の破損を修繕することにより、交通の安全を確保し、破損に起因する騒音、振動から住民を守る。 | | 7,026,220 | 道路環境課 | 県土整備部 |

5 水循環の健全化と地盤環境の保全

| 事 業 名 | 事業内容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|---------------|--|--------------------|--------------------|--------|-------|
| 水循環推進費 | 限りある水資源を有効に活用し、節水型社会を形成するため、「水の日、 水の週間」等の行事を通じた節水思想の啓発を図るものである。 | | 3,068 | 土地水政策課 | 企画財政部 |
| 地盤沈下防止対策事業費 | 法令に基づく地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下の実態調査及 び地下水位等の観測により地盤沈下の防止と地下水資源の保全を図る。 | 67,420 | | 水環境課 | 環境部 |
| 森をまもる活動支援事業 | 施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。 | 14, 129 | | | |
| 美しい森づくり事業 | 針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水 源滴(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の 増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとと もに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。 | 112,072 | | | |
| 革新的低コスト造林事業 | さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林 を実現する。 | 3,180 | | | |
| 県営林事業 | 森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山 村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。 | 103,952 | | 森づくり課 | 農林部 |
| 治山事業 | 山地治山、保安林改良、保育 | | 582,237 | 林つくり詠 | 辰 怀 叩 |
| みんなで育てる森づくり事業 | 健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。 | 10,588 | | | |
| 水源地域の森づくり事業 | 水源酒(かん)養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。 | 490,000 | | | |
| 里山・平地林再生事業 | 放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、 公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場 を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなど により、森林に関する意識の醸成を図る。 | 260, 175 | | | |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|-------------------------|---|--------------------|--------------------|-------|-------|
| 森林整備加速化・林業再生事業 | 森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森 林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。 | 300, 195 | | 森づくり課 | 農林部 |
| 社会資本整備総合交付金(河川)事業費 | 水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。 | | 8,056,200 | 河川砂防課 | |
| 社会資本整備総合交付金(河川)事業費 (水辺) | 水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、 水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。 | | 240,000 | 水辺再生課 | 県土整備部 |
| 自転車歩行者道整備費 | 人と自然に優しい道づくりを推進するため、利根川自転車道を整備し、 中川自転車道の検討調査を行う。また、歩道の整備において、透水性舗 装を実施することにより、雨水の地下浸透を促し、地下水の酒(かん)養 を図る。 | | 448,000 | 道路環境課 | |
| 地方特定道路(交通安全)整備事業費 | 交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。また、 歩道の整備において、透水性舗装を実施することにより、雨水の地下浸 透を促し、地下水の涵(かん)養を図る。 | | 446, 150 | | |
| 埼玉県水道用水供給事業 | 地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止対策として、水源を河川表流水として、55団体(58市町)に水道用水を卸供給。 | 71,034,857 | | 水道企画課 | 企業局 |
| 埼玉県南部工業用水道事業 | 地盤沈下の防止を図るため、県南東部に工業用水を供給。 | 3, 415, 665 | | | |

6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|-------------------------------------|--|---------------------|--------------------|-----------------|---------------|
| 申請届出手続電子化推進事業費 | 申請・届出等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。 | | | 情報企画課 | 企画財政部 |
| 净書事務集中管理費 | 製版印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙 の使用量を抑制する。 | 20,956 | | 文 書 課 | 総 務 部 |
| 文書指導及び文書管理費 | 保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。 | 334 | | | 70元 7分 司) |
| 県庁舎環境管理事業費 | 県庁舎廃棄物収集運搬、古紙等リサイクル | | 26, 737 | 管 財 課 | |
| 消費者啓発事業費 | 社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種 講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。 | | 4,832 | 消費生活課 | 県民生活部 |
| ダイオキシン類大気関係対策事業費 (再掲) | ダイオキシン類対策特別措置法 (大気) に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。 | 23,504 | | 大気環境課 | |
| PCB廃棄物保管事業者指導費 | PCB廃棄物の保管事業者に対する監視指導を強化し、その実態把握と適 正処理の指導を行う。また、適正処理の推進のため、独立行政法人環境 再生保全機構の基金に拠出を行う。 | 82,653 | | | |
| 産業廃棄物排出事業者指導費 | 排出事業者への適正処理の指導、減量化に向けた指導などを行うことに より、不適正処理や不法投棄の減少を図る。 | 19,067 | | | |
| 土砂適正処理監視指導費 | 無秩序な土砂のたい積を防止するため、土砂のたい積、排出の規制指導を行う。 | 11,784 | | | |
| 廃棄物関係団体補助 | 廃棄物関係団体の健全な育成を図るため運営費の一部を補助する。 | 130 | | 産業廃棄物 | |
| 廃棄物の山の撤去・環境保全対策費 | 県内(さいたま市、川越市を除く)に存する産業廃棄物の山のうち生活環境の保全上、支障があるものについて、撤去・環境保全し、県民の生活環境の保全を図る。 | 34,662 | | 指導課 | |
| 廃棄物不法投棄特別監視対策費 | 廃棄物の不法投棄や保管と称する悪質な野積み等に対する早期発見・早期対応をさらに進め、これまでの監視指導事業に加えて、広域・巧妙化している不法投棄等の不適正処理への対応力の強化を図る。 | 38,961 | | | |
| 産業廃棄物審査事務費 | 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置並びに使用済自動車解体 ・破砕業の許可事務を円滑に行うとともに、処理業者等の指導を行い、 適正処理を遂行する。 | 13,246 | | | TPR 1-0 - 217 |
| 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業費 | 環境産業の集積と、ひっ迫する最終処分場の確保を図るため、環境整備 センター隣接県有地を活用した彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業を推進す る。 | 2, 194, 587 | | | 環境部 |
| 資源リサイクル拠点環境調査研究事業費 | 彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。 | 48,765 | | | |
| 環境整備センター埋立事業費 | 自ら最終処分場を確保することが困難な市町村及び事業者の廃棄物埋立 処分を補完するため、県営最終処分場を運営する。 | 497, 134 | | | |
| 公共関与による資源循環モデル事業費 | PFI方式及び借地方式により、環境分野の先端技術産業を誘導・集積し、総合的な資源循環型モデル施設である「彩の国資源循環工場」を運営する。 | 191,729 | | 資源循環 推進課 | |
| 産業廃棄物適正処理情報化事業費 | 産業廃棄物処理に関する実績報告書の集計を行い、業者指導、関係機関 等への情報提供、適正処理の推進などに利用する。 | 7,249 | | | |
| 首都圏廃棄物広域処理推進費 | 首都圏の自治体が共同、協調し循環型社会の構築を目指す。 | 4, 182 | | | |
| 循環型社会づくり推進事業費 | ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。 | 3,763 | | | |
| 廃棄物処理施設検査監視指導費 | 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進し、県民の生活環境を守 る。 | 3,961 | | - | |
| 廃棄物処理施設整備指導費 | 国庫補助対象事業として廃棄物処理施設を整備する団体に対し、その施 工における技術及び事務上の指導監督を行う。 | 742 | | | |
| 農山村バイオマス利活用促進事業 | 農山村バイオマスの利活用促進のため、食品リサイクルに関する普及・ 啓発や地域における先進的な取組を支援する。 | 682 | | 農業ビジネス 支 援 課 | 農林部 |
| 建設副産物対策推進費 | 建設副産物対策を推進するため、地区連絡会議、講習会を実施。建設リ サイクル法の適正な執行のため、連絡調整会議、巡回パネル展を実施。 | | 2,320 | 建設管理課 | 県土整備部 |
| 埼玉県水道用水供給事業(再掲) 埼玉県南部工業用水道事業(再掲) | 浄水発生土のリサイクルを推進する。 | 325, 195 30, 802 | | 水道管理課 | 企 業 局 |

Ⅱ 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

7 河川等の環境の保全、創造

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | | 担当課 | 部 局 |
|--|---|--------------------|-----------|-----------|----------|
| 合併処理浄化槽転換促進事業費 | 「川の国埼玉」の実現のため、平成37年度生活排水処理率100%を目指し、浄化槽整備区域において、合併処理浄化槽への転換に係る補助を実施している市町村に補助金を交付する。あわせて、市町村整備型の導入促進策や個人費用の負担軽減により転換を促進し、公共用水域の水質改善を図る。 | (新規) 460,320 | | | |
| 净化槽関係団体補助 | 浄化槽関係団体の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。 | 350 | | 水環境課 | 環境部 |
| 浄化槽検査監視指導費 | 浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活環境の保全を図る。 | 18,714 | | 7,7 % % % | ok og hi |
| 水環境事務費 | 水環境対策の円滑な推進を図る。 | 1,111 | | | |
| 共助による川の再生事業費 | 五感による河川環境指標の導入や川の国応援団サポートデスク運営事業、川の国アドバイザー活動事業などにより、川の国応援団を中心とした民と民との連携強化を図り、共助による川の再生を推進する。 | (新規) 13,293 | | | |
| 彩の国ゆたかなむらづくり整備事業 (農業集落排水事業) | 農村地域における混住化の進展と生活様式の多様化から、農業用水の水質が悪化している。そのため、生活排水を集合処理する農業集落排水施設の整備を促進する。 | | 104,688 | 曲斗歌舞調 | 農林部 |
| 川のまるごと再生プロジェクト(農業 用水)推進費(水と緑の田園都市・ 水辺再生事業) | 「川の国 埼玉」を実現するため、親水護岸や緑道を整備し、安らぎと 賑わいの空間を創出する。また、冬期の水の流れを復活し、水辺の創出 や魚などの生態系の保全を図る。 | | 258,300 | 農村整備課 | 辰 怀 司 |
| 社会資本整備総合(河川)事業費(再掲) | 水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。 | | 8,056,200 | 河川砂防課 | |
| 社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)(再掲) | 水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、 水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。 | | 240,000 | | 県土整備部 |
| 川のまるごと再生プロジェクト推進費 | 平成20年度から「川の再生」のリーディング事業として実施した「水辺再生100プラン」の取組をさらにステップアップし、一つの市町村若しくは複数の市町村に流れる川をまるごと対象にまちづくりと一体となった川の再生を行う。 | (新規) 1,220,671 | | 水辺再生課 | |
| 川の再生県民運動推進費 | 川の国応援団美化活動団体などの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国 埼玉」の実現を図る。 | 10, 158 | | | |
| 埼玉県流域下水道事業 (流域下水道建設費〔県単〕) | 国庫補助事業の対象とならない流域下水道事業で、補助事業と併行して 早急に実施する。 | 243,738 | | | |
| 埼玉県流域下水道事業 (収益的支出) | 流域関連市町からの下水を効率的に処理し、生活環境の向上及び公共用 水域の水質保全に資する。 | 31, 427, 592 | | 下水道管理課 | 下水道局 |
| 埼玉県流域下水道事業 (流域下水道建設費〔公共〕) | 公共用水域の水質保全と都市環境の整備を図るため、公共下水道からの 下水を受け、これを合理的かつ経済的に処理する。 | 20,097,896 | | | |

8 みどりの保全と再生

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | | 担当課 | 部局 |
|------------------------------------|--|--------------------|----------|-----------------|-------|
| 見沼田圃(たんぽ)保全·活用·創造事 業推進費 | 見沼田圃(たんぽ)の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃 土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公 有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。 | | 546, 301 | 土地水政策課 | 企画財政部 |
| グリーン庁舎化推進事業費 | 県庁舎をグリーン庁舎化することにより、環境負荷低減、地球温暖化対 策を図る。 | (新規) 84,106 | | | |
| 身近なみどり重点創出事業 | 県内の緑化可能なスペースを短期集中的に緑化することで県民の目に見 える形でみどりの再生を図るとともに、将来に向けての環境意識の醸成 を図る。 | 284,722 | | | |
| 彩の国みどりの基金積立金 | 彩の国みどりの基金への積み立てを行う。 | 1,341,947 | | | |
| 身近な緑の保全事業費 | 埼玉県広域緑地計画の施策を展開し、官民一体となって身近な緑の保全 と創出を推進する。 | 74,958 | | | |
| 一人一本植樹運動推進事業費 | みどりの再生を県民運動として展開するため、県民、行政、民間が一体 となった一人一本植樹運動を展開する。 | 47,532 | | | |
| ふるさと自然再生事業費 | くぬぎ山地区の保全・再生を図り、平地林や農地が一体となった豊かな 自然環境を次世代へ継承する。 | 87,304 | | みどり再生課 | 環境部 |
| 自然環境保全推進事業費 | 県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想 の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。 | 45,342 | | | |
| 緑のトラスト運動推進費 | 緑のトラスト運動を推進し、埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を 保全する。 | 399, 273 | | | |
| 彩の国みどりの基金運営・広報事業費 | 彩の国みどりの基金について、県民に導入の必要性などを理解してもら うとともに、県民会議を開催し県民参加による基金運営を図る。 | 21,301 | | | |
| みどりの埼玉づくり県民提案事業費 | 森林や身近な緑の価値や重要性についての理解と関心を高め、県民共有の財産として社会全体で支えていくため、県民提案によるみどりの保全と創出を推進する。 | 41,220 | | | |
| 工場立地指導費 (再掲) | 工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の 促進を図る。 | | 913 | 企業立地課 | 産業労働部 |
| 農村地域整備促進費 | 優良農地を確保・保全し秩序ある土地利用を図るために、市町村農業振 興地域整備計画の策定・管理の指導を行う。 | | 247 | 農業政策課 | |
| 農林公園管理事業 | 農林公園の適切な管理、運営を行い、農林業関係者の資質の向上及び都市住民の農林業に対する理解の促進を図る。 | | 74, 153 | 辰米以來誅 | |
| 農林総合研究センター試験研究費の 一部(農林総合研究センター) | 安全で安心できる農産物の生産技術、新品種の育成や優良種苗の大量増殖技術、高収益・高付加価値化技術、農林水産業の多面的機能の利活用技術等に関する試験研究を行う。その一部として①環境と調和した生産技術や農林水産業の多面的機能の維持・利活用技術の開発、②減農業・減化学肥料栽培技術の開発を行う。 | | 150,932 | 2 生産振興課 | 農林部 |
| 見沼農業活性化対策事業 | 都市と調和した特色ある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃(たんぽ)の保全、活用、創造を図る。 | | 38,376 | 農業ビジネス 支 援 課 | |

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|--|---|-------------------|--------------------|-----------------|-------|
| 三富地域平地林活用型農業特別対策 事業 | 循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランド の確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に 資する。 | | 1,000 | | |
| 彩の国グリーンツーリズム総合対策事業 | 農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林 業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備や施設整備を行 うとともに交流活動を推進する。 | | 21,539 | 農業ビジネス 支援 課 | |
| 農との共生 田園都市豊かなくらし 満喫事業 | NPO等の民間団体が自主的に農村の環境資源を維持・活用する実践的な 取組みについて支援する。 | | 12,444 | | |
| 農薬安全対策事業 | 農薬による危被害防止のため、農薬安全使用の徹底、農薬販売業者等へ の指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。 | 6,401 | | 農産物安全課 | 農林部 |
| 都市と山村交流の森管理事業 | 「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。 | 42,685 | | 森づくり課 | |
| 川のまるごと再生プロジェクト (農業 用水) 推進費 (水と緑の田園都市・ 水辺再生事業 (再掲)) | 「川の国 埼玉」を実現するため、親水護岸や緑道を整備し、安らぎと 賑わいの空間を創出する。また、冬期の水の流れを復活し、水辺の創出 や魚などの生態系の保全を図る。 | 258,300 | | 農村整備課 | |
| 農地・水・環境保全支援事業 | 地域ぐるみで行う農地・農業用水路等の保全管理に必要な共同活動と化 学肥料・農薬を大幅に削減する先進的な営農活動を支援する。 | 82,356 | | 農村整備課 農産物安全課 | |
| 道路環境整備費 | 安心・安全な道路交通及び沿道環境を確保するため、側溝整備、路面清掃及び雑草刈払い等を行う。 | | 2,331,691 | 道路環境課 | |
| 社会資本整備総合交付金(河川)事 業費(再掲) | 水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。 | | 8,056,200 | 河川砂防課 | |
| 社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)(再掲) | 水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、 水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。 | | 240,000 | | 県土整備部 |
| 川のまるごと再生プロジェクト推進費 (再掲) | 平成20年度から「川の再生」のリーディング事業として実施した「水辺 再生100プラン」の取組をさらにステップアップし、一つの市町村若しく は複数の市町村に流れる川をまるごと対象にまちづくりと一体となった 川の再生を行う。 | (新規) 1,220,671 | | 水辺再生課 | |
| 川の再生県民運動推進費 (再掲) | 川の国応援団美化活動団体などの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国 埼玉」の実現を図る。 | 10, 158 | | | |
| 公園等建設費 | 自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的 | 1,811,342 | | | |
| 社会資本整備総合交付金(公園)事 業費 | な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能 の強化が図られる公園を整備する。 | 1,374,200 | | | |
| 新たな森づくり推進費 | 彩の国みどりの基金を財源とし、既存の県営公園に植樹を行う。一定金 額以上の寄付をいただいた方には、希望により名前やメッセージを記し たプレートを設置することにより、広く人生の節目などでの植樹を働き かけ、次世代に引き継ぐ森づくりを実施する。 | 15,000 | | 公園スタジアム課 | 都市整備部 |
| 新たな森建設費 | 平地林などの緑が少ない都市部に、潤いや安らぎのある自然環境を次の世代に引き継ぐため、森を中心とした県営公園を整備する。 | 101,972 | | | |
| 埼玉県地域整備事業 | 産業団地の造成にあたり、緑地帯を確保し、調整池等において環境に配慮する。 | | 7,261,153 | 地域整備課 | 企 業 局 |

9 森林の整備と保全

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 | 局 |
|----------------------------|--|--------------------|--------------------|-----------------|----|---|
| 山村等振興対策事業 | 山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村 地域の活性化を図る。 | 41,017 | | | | |
| 中山間地域等支援事業 | 中山間地域の農業生産活動者を支援し、活力ある中山間地域農業及び多 面的機能の維持を図る。 | | 28,741 | 農業ビジネス 支 援 課 | | |
| 彩の樹の森づくり事業 | 中山間地域における集落周辺の山林において、山林・原野化した「非農地」を含めた伐採・下草刈り・補植などの整備を行う。 | 15,651 | | | | |
| 木のある生活空間づくり事業 | 県産木材の供給・加工・流通体制を整備し、PR効果の高い公共施設・土 木工事や木材需要の多い民間住宅等での利用を促進する。 | 2,871 | | | | |
| 県産木材流通販売促進事業 | 民間市場等における県産木材の新たな需要を喚起し、県産木材の需要拡大を図る。 | 900 | | | | |
| 林業・木材産業構造改革事業 | 質・量の安定した県産木材を供給するため、加工・流通体制の整備を進めるとともに、民間利用への波及効果をねらい、公共施設等への利用促進を図る。 | 53,080 | | | | |
| CO ₂ 吸収·貯蔵量認証事業 | 森林のCO2吸収量や木材へのCO2貯蔵量を県が認証することにより、社会全体でCO2削減に取り組む意識の醸成を図る。 | 400 | | | | |
| 森をまもる活動支援事業 (再掲) | 施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。 | 14, 129 | | | | |
| 美しい森づくり事業 (再掲) | 針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源海(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。 | 112,072 | | | 農林 | 部 |
| 革新的低コスト造林事業(再掲) | さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林 を実現する。 | 3,180 | | 森づくり課 | | |
| 県営林事業 (再掲) | 森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山 村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。 | 103,952 | | | | |
| 治山事業 (再掲) | 山地治山、保安林改良、保育 | | 582, 237 | | | |
| みんなで育てる森づくり事業(再掲) | 健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。 | 10,588 | | | | |
| 水源地域の森づくり事業 (再掲) | 水源涵(かん)養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。 | 490,000 | | | | |
| 里山・平地林再生事業(再掲) | 放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、 公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を 創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどによ り、森林に関する意識の醸成を図る。 | 260, 175 | | | | |
| 森林整備加速化·林業再生事業(再掲) | 森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林 整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。 | 300, 195 | | | | |

10 生物多様性の保全

| 事業名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 | 担当課 | 部 | 后 | j |
|--------------------------|---|--------------------|-----------|-----------|---|---|---|
| 希少野生生物保護事業費 | 希少野生生物保護施策の推進に取り組むとともに、県民の保護意識の醸成を図る。 | 14,691 | 了异俄(丁门) | | | | |
| 鳥獣保護対策費 | 鳥獣保護思想の普及啓発や狩猟・密猟取締りを実施するほか、鳥獣保護 区等を整備し、鳥獣の保護繁殖を図る。また、狩猟免許試験等を実施す る。 | 29,604 | | | | | |
| 侵略的外来生物対策事業費 | 特定外来生物の生息状況等の調査を行うとともに防除体制を整備し、被 害の拡散を防止する。 | 8,792 | | | | | |
| 野生動物レスキュー事業費 | 傷病野生鳥獣等への市町村相談窓口の設置を推進することにより、傷病 野生鳥獣等への対応の迅速化を図る。 | 3,504 | | | | | |
| 鳥獸保護団体等育成事業費 | 鳥獣保護事業の推進を図るため、鳥獣保護思想の普及啓発活動を実施する各団体を育成・指導する。 | 900 | | | | | |
| 野生生物保護事業費 | 自然環境の重要な構成要素である多様な野生生物の保全を図るため、その生息状況等に関する調査を行うとともに、保護体制の整備を推進する。 | 11,963 | | | | | |
| 森林保全対策・「森の番人」育成事業費 | 増加したシカなどを適正な数に減少させる担い手となる狩猟者を育成・ 確保し、森林の保全を図る。 | 4,500 | | | | | |
| まちのエコ・オアシス保全推進事業費 | 都市周辺の多様な生物が暮らす水辺空間や平地林等で、地域住民に親しまれる身近で貴重なみどりを公有地化し、地域の自主・持続的な活動によって守りながら、次世代に良好な自然環境を引き継ぐ。 | 0 | | 自然環境課 | 環 | 境 | 部 |
| 都市(まち)の生物多様性創出事業費 | 希少な生き物の保護・増殖活動の試行による良好な自然環境の創造や、 保全活動を行っている団体の活性化を図ることで、都市の生物多様性を 創出する。 | (新規) 3,000 | | | | | |
| 生き物再生推進事業費 | 多種多様な生き物からもたらされる自然の恵みを受け続けるため、生き物が棲(す)みやすい環境づくりを県民参加によって推進する。 | 0 | | | | | |
| 身近なふる里みどり創造事業費 (名称変更) | 県民参加の取組による動植物のモニタリング調査や在来植物等の復元・ 育成を図り、着実にみどりの再生を実現する。 | 4,050 | | | | | |
| アライグマ緊急捕獲事業費 | アライグマの捕獲数が急増している市町村において、県がアライグマ防 除実施計画に基づく緊急捕獲を実施して、市町村が実施する捕獲と協調 しながら捕獲圧を高め、アライグマ被害の軽減を図る。 | 19, 268 | | | | | |
| 自然植生被害等調査事業費 | ニホンジカによる自然植生に対する影響や生息状況有害捕獲の実施者の 確保・育成を図る。 | 0 | | | | | |
| 長瀞総合射撃場管理運営事業費 | 長瀞総合射撃場の管理運営を行うとともに、鉛散弾による周辺汚染を監 視するため水質検査を実施する。 | 13,491 | | | | | |
| 埼玉県地域整備事業 (再掲) | 産業団地の造成にあたり、緑地帯を確保し、調整池等において環境に配慮する。 | | 7,261,153 | 地域整備課 | 企 | 業 | 局 |
| 特別天然記念物カモシカ保護対策事業 | 特別天然記念物カモシカの保護対策を推進するため、関東山地カモシカ 保護地域内における生息状況や生息環境を継続的に把握するとともに、 生息密度や食害状況等の情報を収集する。 | 696 | | 生涯学習 文化財課 | 教 | 育 | 局 |

Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

11 地球温暖化対策の総合的推進

| | , H-114C | | | | |
|--|---|--------------------|---------|--------|-------|
| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | | 担当課 | 部 局 |
| 申請届出手続電子化推進事業費(再掲) | 申請・届出等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。 | | 42,004 | 情報企画課 | 企画財政部 |
| 浄書事務集中管理費 (再掲) | 製版印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙 の使用量を抑制する。 | 20,956 | | 文 書 課 | |
| 文書指導及び文書管理費 (再掲) | 保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。 | 334 | | | |
| ①省エネルギーサービス委託事業費 ②県有施設省エネルギーサービス導 入事業費 | 県有施設を対象にESCO事業導入を促進し、エネルギー消費量の削減を図る。 「内訳」 総合リハビリ、浦和地方庁舎、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、本庁舎、嵐山郷 省エネルギーサービス委託事業費→① 県有施設省エネルギーサービス導入事業費→② | ① 276,740 ② 0 | | 管 財 課 | 総 務 部 |
| 県有施設エコオフィス化改修事業費 | 県有施設の改修工事を行い省エネルギーを推進する。 | 233,798 | | | |
| 県有施設エコオフィス化サービス委 託事業費 | 省エネルギーサービス契約をした施設の委託事業費 | 59,337 | | | |
| 県庁舎環境管理事業費 (再掲) | 県庁舎廃棄物収集運搬、古紙等リサイクル | | 26, 737 | | |
| 消費者啓発事業費 (再掲) | 社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種 講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。 | | 4,832 | 消費生活課 | 県民生活部 |
| 環境にやさしい県庁推進事業費 | 本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した 「ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン」「環境配慮方針」の適切な 推進管理を行う。 | 782 | | 環境政策課 | |
| 低炭素型ライフスタイル推進事業費 | 低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。 | 7,735 | | | |
| 環境学習推進事業費 | 県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。 | 4,079 | | | |
| 地球にいいことグリーンチャレンジ 事業費 | 小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校 の内外で進める体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。 | 18,425 | | | |
| 地球温暖化対策事業者計画制度推進費 | 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画」制度及び「エコアップ認証」制度により、事業者の地球温暖化対策を促進・支援する。 | 23,080 | | 温暖化対策課 | 環境部 |
| 地域エコマネー導入促進事業費 | 環境配慮行動にポイントを付与し、特典等と交換できる制度(地域エコマネー制度)を実施する団体に助成するとともに、連絡協議会を設置して各地域の相互交流を促進する。 | 1,200 | | | |
| ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050推進事業費 | 埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050) 及び埼玉県地球温暖化対策推進条例に定める施策を着実に実行し、総合的に温暖化対策を推進する。 | 4,522 | | | |
| 電力自活住宅等普及拡大事業費 | 住宅用太陽光発電設備の設置や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。 | (新規) 833,663 | | | |

| 事業名 | 事 業 内 容 | | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部局 |
|-------------------------------|--|-----------------|--------------------|-----------------|-------|
| 目標設定型排出量取引制度推進事業費 | 目標設定型排出量取引制度を円滑に運営し、産業・業務部門の温室効果 ガス排出量の計画的な削減を図る。 | 41,697 | 了异识(1口) | | |
| クレジット創出・中小事業者支援事 業費 | 中小事業者等の温室効果ガス排出量の削減を促進し、排出量取引における削減量供給として必要な新たなクレジットの創出を支援することにより、目標設定型排出量取引制度を円滑かつ活発に運営する。 | (新規) 8,330 | | 温暖化対策課 | |
| 埼玉版グリーンニューディール推進 ・事業者支援事業費 | 目標設定型排出量取引制度により事業者のCO ₂ 削減を推進するため、事業者が行う太陽光発電設備とCO ₂ 排出削減設備の複合的整備に対して補助を行う。 | (新規) 185,000 | | | |
| エコタウンプロジェクト推進事業費 | 再生可能エネルギーを中心とした創エネと徹底した省エネに取り組むことにより、エネルギーの地産地消を具体的に進めるモデルを全国に発信する。 | (新規) 41,901 | | エコタウン課 | |
| 工場·事業場大気規制事業費(再掲) | 工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を 図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。 | 22,537 | | | |
| 有害大気汚染物質等モニタリング調 査費 (再掲) | 健康被害の防止や大気環境の現況把握を図るため、有害大気汚染物質、 酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。 | 10,213 | | | 環境部 |
| 次世代自動車普及促進事業費(再掲) | 二酸化炭素や有害物質の排出が少ない次世代自動車とエコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。 | 5,647 | | 大気環境課 | |
| 低炭素なクルマ利用促進事業費(再掲) | 自動車から排出される CO_2 を削減するため、次世代自動車のなかでももっとも効果が見込める電気自動車 (EV) 及びプラグインハイブリッド自動車 (PHV) の普及を促進する。 | 6,837 | | | |
| どこでもEV・PHV普及推進事業費 (再掲) | EV・PHVにつき、県内はもとより広く普及推進を図るため、EV・PHV タウンの実証実験や三県知事会議での普及を進めるとともに自動車から 自転車への転換を促進する。 | (新規) 16,080 | | | |
| 資源リサイクル拠点環境調査研究事 業費(再掲) | 彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。 | 48, 765 | | 資源循環 | |
| 循環型社会づくり推進事業費(再掲) | ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。 | 3,763 | | 推進課 | |
| 山村等振興対策事業 (再掲) | 山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村 地域の活性化を図る。 | 41,017 | | 農業ビジネス 支 援 課 | |
| 森をまもる活動支援事業 (再掲) | 施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。 | 14, 129 | | | |
| 美しい森づくり事業 (再掲) | 針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源面(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。 | 112,072 | | | |
| 革新的低コスト造林事業(再掲) | さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林を実現する。 | 3,180 | | | |
| 県営林事業 (再掲) | 森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山 村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。 | 103,952 | | 森づくり課 | 農林部 |
| 治山事業 (再掲) | 山地治山、保安林改良、保育 | | 582, 237 | 林づくり詠 | |
| 水源地域の森づくり事業 (再掲) | 水源酒(かん)養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。 | 490,000 | | | |
| 里山・平地林再生事業(再掲) | 放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、 公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場 を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなど により、森林に関する意識の醸成を図る。 | 260, 175 | | | |
| 森林整備加速化・林業再生事業(再掲) | 森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森 林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。 | 300, 195 | | | |
| 建築物環境配慮制度推進事業費 | 埼玉県地球温暖化対策条例に基づく建築物環境配慮制度により、建築主 の総合的な環境配慮に対する取組の促進を図る。 | 1,013 | | 建築安全課 | |
| 公営住宅エコアップ推進事業費 | 県営住宅においてCO-削減対策を実施し、地球温暖化対策の必要性を広くアピールするため、立替工事中の住棟と既存住棟に太陽光発電システムを設置する。 | 58,054 | | 住 宅 課 | 都市整備部 |
| 埼玉県水道用水供給事業 (再掲) | 庄和浄水場の取水ポンプに回転速度制御装置を設置し省エネルギーの推 進を図る。 | 270,742 | | 水道管理課 | 企 業 局 |

12 ヒートアイランド対策の推進

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 | 局 |
|-----------------|--|--------------------|--------------------|--------|---|-----|
| ヒートアイランド現象対策事業費 | 「埼玉県ヒートアイランド現象対策ガイドライン」を周知し、これに基づく対策を推進する。また、県内観測調査を実施し、ヒートアイランド現象の状況を把握する。 | 0 | | 温暖化対策課 | 環 | 境部 |
| 美しい森づくり事業 (再掲) | 針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源酒(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。 | 112,072 | | 森づくり課 | 農 | 林 部 |
| 県立学校等みどり生き生き事業 | 緑の少ない地域にある県立学校等において、身近な緑を県民の皆様に「見 える」形で新たに創出することにより、街中に潤いと安らぎの空間の整 備を図る。 | | (新規) 28,496 | 財 務 課 | 教 | 育 局 |

13 再生可能エネルギーの活用

| 15 15 150 177 1 | | | | |
|------------------------|---|--------------------|-----------------|-------|
| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
| 再生可能エネルギー地域活用推進事 業費 | 再生可能エネルギーの導入施策の検討及び具体的な導入に向けた取組を 行う。 | 4,104 | 環境政策課 | 環境部 |
| 電力自活住宅等普及拡大事業費(再掲) | 住宅用太陽光発電設備の設置や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。 | (新規) 833,663 | 温暖化対策課 | 水 児 叩 |
| 山村等振興対策事業 (再掲) | 山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村 地域の活性化を図る。 | 41,017 | 農業ビジネス 支 援 課 | 農林部 |
| 公営住宅エコアップ推進事業費(再掲) | 県営住宅においてCO ₂ 削減対策を実施し、地球温暖化対策の必要性を広くアピールするため、立替工事中の住棟と既存住棟に太陽光発電システムを設置する。 | 58,054 | 住 宅 課 | 都市整備部 |

14 環境に配慮した交通の実施

| 事 業 名 | 事業内容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|--------------------------------|--|--------------------|--------------------|-------|-------|
| 次世代自動車普及促進事業費(再掲) | 二酸化炭素や有害物質の排出が少ない次世代自動車とエコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。 | 5,647 | | | |
| 低炭素なクルマ利用促進事業費 (再掲) | 自動車から排出されるCO2を削減するため、次世代自動車のなかでももっとも効果が見込める電気自動車 (EV) 及びプラグインハイブリッド自動車 (PHV) の普及を促進する。 | 6,837 | | 大気環境課 | 環境部 |
| どこでもEV・PHV普及推進事業費 (再掲) | EV・PHVにつき、県内はもとより広く普及推進を図るため、EV・PHV タウンの実証実験や三県知事会議での普及を進めるとともに自動車から 自転車への転換を促進する。 | (新規) 16,080 | | | |
| 道路改築費 (再掲) | | | 452, 990 | | |
| 重要区間解消推進費 (再掲) | | | 185,000 | | |
| 地方特定道路(改築)整備費(再掲) | | | 3,716,000 | | |
| 道路改築事業費 (再掲) | | | 1,035,000 | | |
| 社会資本整備総合交付金(改築)整 備事業費(再掲) | バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の 解消を図る。 | | 6,299,000 | | |
| 街路整備費 (再掲) | | | 799,898 | 道路街路課 | |
| 地方特定道路街路整備費(再掲) | | | 990,320 | | |
| 社会資本整備総合交付金(街路)整備事業費(再掲) | | | 3, 129, 900 | | 県土整備部 |
| 橋りょう架換費 (再掲) | 耐久力が不足したり、耐震性の劣る橋梁の架換え、河川改修に伴う架換 | | 337,000 | | |
| 社会資本整備総合交付金(橋りょう) 整備事業費(再掲) | え及び道路改良工事に伴う新たな橋の架設を行い、交通安全の確保と円 滑な運行を図る。 | | 827,000 | | |
| 交差点整備費 (再掲) | | | 356,000 | | |
| 地域自主戦略交付金(交通安全)事 業費(再掲) | 交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。 | | 1, 187, 900 | 道路環境課 | |
| 地方特定道路(交通安全)整備費 (再掲) | | | 609,600 | | |
| 自動車更新整備費 (再掲) | 出納総務課及び12集中管理地域機関等保有の公用車につき、「埼玉県次世 代自動車導入指針」等に基づき更新を行う。 | 46,711 | | 出納総務課 | 会計管理者 |

Ⅳ 環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

15 環境に配慮した産業・地域づくり

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 | 局 |
|---------------------------------|--|--------------------|--------------------|--------|------|----|
| 見沼田圃(たんぽ)保全・活用・創造 事業推進費 (再掲) | 見沼田圃(たんぽ)の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃 土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公 有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。 | | 546, 301 | 土地水政策課 | 企画財政 | 政部 |
| 国土利用計画等管理運営費 | 「埼玉県国土利用計画」に基づく、計画的かつ適正な土地利用を進める。 | | 9,343 | | | |
| 環境政策推進費 | 環境基本法第43条に基づき設置されている埼玉県環境審議会の運営、また、国、他都道府県、市町村の環境担当職員との情報交換等を行う。 | 7,101 | | | | |
| 環境にやさしい県庁推進事業費(再掲) | 本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した 「ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン」「環境配慮方針」の適切な 推進管理を行う。 | 782 | | | | |
| 環境基本計画推進費 | 埼玉県環境基本計画の効果的な推進と適正な進行管理を行うとともに、 市町村への普及に努める。また、公害防止計画の策定、推進及び適切な 進行管理を行う。 | 0 | | | | |
| 環境管理事務所運営費 | 公害の監視指導、苦情処理等環境管理事務所の円滑な運営を図る。 | 14,333 | | | | |
| 環境影響評価制度運営費 | 埼玉県環境影響評価条例及び戦略的環境影響評価実施要綱に基づく制度 の円滑な運営を図る。 | 13,672 | | | | |
| 水ビジネス海外展開チャレンジ事業費 | 県と連携して水ビジネスを行う意欲のある民間企業及び関係機関と環境 ビジネスフォーラム内に「ウォータービジネスメンバーズ埼玉」を設置 するとともに、県内水ビジネスを支援するため、水ビジネス関連情報の 発信、県内企業の技術紹介、ワンストップサービスなどを目的にポータ ルサイトを設置する。また、中国四川省において、環境科学国際センタ 一及び県内企業が蓄積した水処理技術やノウハウを移転し、中国の環境 改善に寄与するため、環境技術セミナーを開催する。 | 3,578 | | 環境政策課 | | |
| 環境ビジネス推進事業費 | 県内経済の活性化と環境問題の改善を進める環境ビジネスの振興を図る ため、環境ビジネスセミナーなどにより交流の促進やビジネスチャンスの 拡大を図るとともに、情報提供を行うことで県内環境力の集結を進める。 | 566 | | | 環境 | 部 |
| 再生可能エネルギー地域活用推進事 業費 (再掲) | 再生可能エネルギーの導入施策の検討及び具体的な導入に向けた取組を 行う。 | 4,104 | | | | |
| 環境創造融資事業費 | 中小企業者等への長期、低利融資を行い、環境改善施設の整備や環境に 配慮した施設整備等の推進を図る。 | 21,622 | | | | |
| 地球温暖化対策事業者計画制度推進 費(再掲) | 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画」制度及び「エコアップ認証」制度により、事業者の地球温暖化対策を促進・支援する。 | 23,080 | | | | |
| 低炭素型ライフスタイル推進事業費 (再掲) | 低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。 | 7,735 | | 温暖化対策課 | | |
| クレジット創出・中小事業者支援事 業費 | 中小事業者等の温室効果ガス排出量の削減を促進し、排出量取引における削減量供給として必要な新たなクレジットの創出を支援することにより、目標設定型排出量取引制度を円滑かつ活発に運営する。 | (新規) 8,330 | | | | |
| 埼玉版グリーンニューディール推進 ・事業者支援事業費 | 目標設定型排出量取引制度により事業者のCO ₂ 削減を推進するため、事業者が行う太陽光発電設備とCO ₂ 排出削減設備の複合的整備に対して補助を行う。 | (新規) 185,000 | | | | |
| 埼玉県環境事務研究会連合会補助費 | 埼玉県環境事務研究会連合会の健全な育成を図るため、運営費の補助を 行う。 | 170 | | 水環境課 | | |

| 事 業 名 | 事業内容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部局 |
|--|--|--------------------|--------------------|----------|---------------|
| 彩の国新産業創出研究開発推進事業費 | 産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、環境・エネルギー関連技術、人と社会に優しい技術に重点を置いて 研究開発を進め、その成果を企業に提供する。 | 10,340 | | 産業支援課 | マルン科 ☆ |
| 彩の国工場づくり等推進事業 | 環境面で優れた工場などを指定し、地域に開かれた工場づくりを進める。 | | 1,427 | | 産業労働部 |
| 工場立地指導費 (再掲) | 工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の 促進を図る。 | | 913 | 企業立地課 | |
| 見沼農業活性化対策事業(再掲) | 都市と調和した特色ある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃(たんぽ)の保全、活用、創造を図る。 | | 38, 376 | | |
| 三富地域平地林活用型農業特別対策事 業(再掲) | 循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランド の確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に 資する。 | | 1,000 | 農業ビジネス | |
| 農山村バイオマス利活用促進事業 (再掲) | 農山村バイオマスの利活用促進のため、食品リサイクルに関する普及・ 啓発や地域における先進的な取組を支援する。 | | 682 | 支援課 | |
| 彩の国グリーンツーリズム総合対策 事業(再掲) | 農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備や施設整備を行うとともに交流活動を推進する。 | | 21,539 | | |
| 農林総合研究センター試験研究費の 一部(再掲)(農林総合研究センター) | 従来の研究で得られた知見・技術を基に、他の研究機関等との共同研究を進めるなど、更に高次の技術の開発・実証を行う。その一部として①環境と調和した生産技術や農林水産業の多面的機能の維持・利活用技術の開発、②減農薬・減化学肥料栽培技術の開発を行う。 | | 150, 932 | 生産振興課 | |
| 安全安心農産物確保対策推進事業 | 生産現場における残留農薬自主チェックの推進や、化学物質等による農産物への影響回避技術の開発、農産物の自主生産管理の普及などにより、安全で安心できる農産物の供給を確保する。 | 9,035 | | 農産物安全課 | 農林部 |
| 農薬安全対策事業 (再掲) | 農薬による危被害防止のため、農薬安全使用の徹底、農薬販売業者等へ の指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。 | 6,401 | | | |
| 畜政推進事業のうちの一部 (再掲) | 「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用 を推進する。 | 979 | | 女女小人調 | |
| 畜政推進事業のうちの一部 (再掲) | 良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の 生産と有効利用を図る。 | 480 | | - 畜産安全課 | |
| 都市と山村交流の森管理事業(再掲) | 「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。 | 42,685 | | 森づくり課 | |
| みんなで育てる森づくり事業(再掲) | 健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。 | 10,588 | | | |
| 埼玉農業エコひいき推進事業(新規) | 環境負荷軽減を図る「エコ」農業に取り組む産地を育成するとともに、 消費者の環境保全型農業への理解を促進し、「エコ」農産物を「ひいき」 にしてもらう取組を推進する。 | 8,856 | | 農産物安全課 | |
| 街路整備費 (再掲) | バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の | | 799, 898 | | |
| 地方特定道路街路整備費(再掲) | 解消を図る。また、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上を図 | | 990, 320 | 道路街路課 | |
| 社会資本整備総合交付金(街路)整備事業費(再掲) | るため、電線類を地中化する。 | | 3, 129, 900 | | |
| 社会資本整備総合交付金(維持)整 備事業費(再掲) | 安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図る ため、電線類を地中化する。 | | 30,000 | | 県土整備部 |
| 電線地中化(道路)整備費 | | | 150,000 | 道路環境課 | |
| 道路美化推進費 | 街路樹の剪定枝や刈草の堆肥化の推進と、道路構造の改善や道路緑化により、安全で快適な歩行空間の確保と道路景観の向上を図り、「ゆとり」 社会の実現を目指す。 | | 64, 125 | | |
| 用途地域指定·変更 | 将来市街地像に基づき、適切な土地利用の建築物の規制・誘導を図る。 | | 54, 597 | 都市計画課 | |
| 景観行政推進事業費 | 田園と都市が織りなす美しい景観を守り、活かし、創造するために景観 施策及び屋外広告物施策を推進する。 | 6,288 | | | |
| 田園都市産業ゾーン環境共生推進事 業費 | 圏央道沿線地域は、豊かな自然環境が広がっていることから、産業基盤 づくりにあたり田園環境との調和が必要である。そのため、埼玉の原風 景をイメージさせる緑地空間(高木植栽空間)創出等の取組に対し支援 を行い、田園環境と調和した産業基盤づくりを促進する。 | 2,450 | | 田園都市づくり課 | 都市整備部 |
| 建築協定 | 住民の自主的な協定に基づき、良好な住環境を維持、増進する。 | | 22,473 | 建築安全課 | |
| エコ住宅ローン負担軽減事業 | 成長が期待される環境産業の柱の1つであるエコ住宅の建設を促進し、 県内地域産業の活性化を図る。 | 198,653 | | 住 宅 課 | |
| 三富地域の文化財普及・啓発事業 | 県指定旧跡を中心とした三富新田地域の歴史的価値と現在的意義、保全 の必要性について普及・啓発を行う。 | 166 | | 生涯学習 | 教育局 |
| 文化財保護事業補助 | 文化財の所有者、管理者が行う文化財保存事業を補助する。 | 117,778 | | 文化財課 | |

16 連携・協働による取組の拡大

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|-----------------------------|--|--------------------|--------------------|----------|-------|
| 首都圈廃棄物広域処理推進費(再掲) | 首都圏の自治体が共同、協調し循環型社会の構築を目指す。 | 4,182 | | 次酒無理 | |
| 循環型社会づくり推進事業費(再掲) | ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。 | 3,763 | | 資源循環推 進課 | 環境部 |
| 工場立地指導費 (再掲) | 工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の 促進を図る。 | | 913 | 企業立地課 | 産業労働部 |
| 森をまもる活動支援事業 (再掲) | 施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。 | 14, 129 | | 森づくり課 | 農林部 |
| みんなで育てる森づくり事業(再掲) | 健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。 | 10,588 | | 林ンくり味 | 辰 竹 部 |
| みどりの再生に取り組む県立高校パ ワーアップ事業 | 高校生が教育活動の一環として郷土埼玉のみどりの再生に貢献するとと もに、みどりを守り育てる教育の一層の充実を図る。 | 6,558 | | 高校教育指 導課 | 教 育 局 |

17 環境を守り育てる次世代の人材育成

| 事 業 名 | 事 業 内 谷 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|-----------------------------|--|--------------------|--------------------|--------|-------|
| 消費者啓発事業費(再掲) | 社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活 を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講 座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。 | | 4,832 | 消費生活課 | 県民生活部 |
| 環境科学国際センター事業費 (環境学習分) | 環境問題に対する意識の向上を図るため、環境学習の機会及び活動の場 を提供するとともに学習活動の支援を行う。 | 28,234 | | 環境政策課 | |
| 環境学習推進事業費 (再掲) | 県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。 | 4,079 | | 温暖化 | |
| 地球にいいことグリーンチャレンジ 事業費(再掲) | 小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校 の内外で進める体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。 | 18,425 | | 対 策 課 | |
| 自然公園等管理事業費 | 県内の優れた自然の風景地を自然公園に指定し、施設の整備、維持管理 を行うとともに、自然公園内における開発行為等の規制を行う。 | 49,512 | | | 環境部 |
| 自然ふれあい施設等管理費 | 自然学習センター・北本自然観察公園など自然ふれあい施設等4施設の 管理運営を行う。 | 137,617 | | 自然環境課 | |
| 里山・平地林保全イニシアチブ事業費 | 里山の保全作業への県民参加を図るため、緑の森博物館において、官民 連携による保全活動のシステム構築やマニュアル作りを行う。 | (新規) 2,000 | | | |
| 自然環境保全推進事業費 (再掲) | 県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想 の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。 | 45,342 | | みどり再生課 | |
| 都市と山村交流の森管理事業(再掲) | 「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。 | 42,685 | | 森づくり課 | 農林部 |
| 公園等建設費 (再掲) | 自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的 | 1,811,342 | | 公 園 | |
| 社会資本整備総合交付金(公園)事業費(再掲) | な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能 の強化が図られる公園を整備する。 | 1,374,200 | | スタジアム課 | 都市整備部 |

18 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

| 事 業 名 | 事 業 内 容 | H24年度当初 予算額(千円) | H24年度関連 予算額(千円) | 担当課 | 部 局 |
|--|---|--------------------|--------------------|-------|-------|
| 環境保全思想の普及啓発費 | 環境保全の重要性を認識してもらうため、環境白書の発行等により、本 県の環境の現状と県の施策を広く県民に知らせ、環境保全思想の普及・ 啓発を図る。 | 2,970 | | | |
| 環境科学国際センター運営費 | 総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う環境科学国際センターの施設運営を行う。 | 65,907 | | | |
| 環境科学国際センター事業費(試験 研究費その他) | 広範な環境問題に対応するため、試験研究機能の充実強化を図るととも に、環境に関する総合的・学際的な研究を推進する。 | 217, 182 | | 環境政策課 | 環境部 |
| 環境科学国際センター事業費(国際 貢献分) | 海外において、環境科学国際センターが蓄積した環境に関する技術や/ ウハウを移転し、環境改善に寄与する。 | 7,196 | | | |
| 環境科学国際センター分析研究機器 整備事業 | 環境科学国際センターに期待される役割と機能を果たしていくため、センター内の老朽化した分析機器を更新する。 | 22, 179 | | | |
| 彩の国新産業創出研究開発推進事業 費 (再掲) | 産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、環境・エネルギー関連技術、人と社会に優しい技術に重点を置いて 研究開発を進め、その成果を企業に提供する。 | 10,340 | | 産業支援課 | 産業労働部 |
| 農林総合研究センター試験研究費の 一部(再掲)(農林総合研究センター) | 従来の研究で得られた知見・技術を基に、他の研究機関等との共同研究 を進めるなど、更に高次の技術の開発・実証を行う。その一部として① 環境と調和した生産技術や農林水産業の多面的機能の維持・利活用技術 の開発、②減農薬・減化学肥料栽培技術の開発を行う。 | | 150,932 | 生産振興課 | 農林部 |
| 埼玉県水道用水供給事業 埼玉県南部工業用水道事業 埼玉県地域整備事業 | 事業活動に伴う環境負荷、環境保全対策などを取りまとめた「環境報告 書」を作成し公表。 | 0 | | 総 務 課 | 企 業 局 |

○ 放射性物質による環境汚染への対応

| 事業名 | | H24年度当初 予算額(千円) | | 部 | 局 |
|------------|--|--------------------|-------|---|----|
| 放射線測定体制強化費 | モニタリングポストによる空間放射線量の24時間連続監視及び公共用水域や土壌などの一般環境中の放射性物質の測定などを行う。 | 5,970 | 環境政策課 | 環 | 境部 |

(2)環境基本計画に掲げた施策指標の推移

I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり

| _ | 保児員刊のグゆい女心・女王 | ONDACTION | | | |
|---|-------------------------|---|----------------------|----------------------|----------------|
| | 施策展開の方向 重点取組施策 | 指標名 | 目標設定時 (H22年度) | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
| | | 次世代自動車の普及割合 | 3.2% | 4.7% | 13.0% |
| 1 | 大気環境の保全 | 光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の 排出量 | 41,618t/年 (H21年度) | 39,723t/年 (H22年度) | 33,000t/年 |
| 2 | 公共用水域・地下水及び土 壌の汚染防止 | アユが棲(す)める水質の河川の割合 | 77% | 63% | 90% |
| | | 全国水質ワースト5河川(国土 交通省直轄管理区間) | 綾瀬川・中川 | 綾瀬川・中川 | 該当河川なし |
| | | リスクコミュニケーション実施数 | 82事業所 | 100事業所 | 200事業所 |
| 3 | 化学物質対策の推進 | 石綿使用建築物の届出解体工事 における作業基準違反件数 | 1件 | 0件 | 0件 |
| 4 | 身近な生活環境の保全 | 公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者 数 | 85人 | 139人 | 2,300人 |
| 5 | 水循環の健全化と地盤環境の保全 | 5年間の累積沈下量が4cm未満 の地盤観測基準点の割合(平成 23年度を除く) | 97.8% | 97.8% (H22年度) | 99.0% |
| | 資源の有効利用と廃棄物の 適正処理の推進 | レジ袋削減に積極的に取り組ん でいるスーパーマーケット等の 店舗数 | 375店舗 | 382店舗 | 760店舗 |
| | | 一般廃棄物の1人1日当たりの 最終処分量 | 61g/人·日 (H21年度) | 55g/人・日 (H22年度) | 54g/人·日 |
| 6 | | 産業廃棄物の最終処分率 | 1.6% (H21年度) | 1.6% (H22年度) | 1.3% |
| | | 新たな産業廃棄物の山(大量たい積)の発生件数 | (H | 0件 24年度~H28年 | 度) |
| | | 県と民間団体との不法投棄通報 協定団体数 | 18団体 | 23団体 | 36団体 |
| | | 3 R推進員の登録者数 | 70人 | 966人 | 10,000人 |

Ⅱ 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

| | 施策展開の方向 重点取組施策 | 指標名 | 目標設定時 | 現状値 (集計年度) | 目標値 (H28年度末) |
|----|-------------------|------------------------------------|-----------|-------------------|-------------------------------|
| 7 | 河川等の保全と再生 | アユが棲(す)める水質の河川の 割合 (再掲) | 77% | 63% | 90% |
| | | 全国水質ワースト5河川(国土 交通省直轄管理区間)(再掲) | 綾瀬川・中川 | 綾瀬川・中川 | 該当河川なし |
| | | 生活排水処理率 | 88.0% | 88.4% (H23年度末) | 92.0% |
| | | 県民が川の再生に取り組む河川 の延長 | 371km | 400km | 550km |
| | みどりの保全と再生 | 緑の保全面積 | 488ha | 495ha | 542ha |
| 8 | | 身近な緑の創出面積 | 576ha | 689ha | 1,060ha |
| 0 | | 彩の国みどりのサポーターズク ラブ入会団体数 | 77団体 | 122団体 | 200団体 |
| | 森林の整備と保全 | 森林の整備・保全面積 | _ | 2,467ha | 14,000ha (H24年度~ H28年度) |
| 9 | | 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数 | 118団体 | 132団体 | 220団体 |
| | | 県産木材の供給量 | 75,000㎡/年 | 81,000㎡/年 | 111,000㎡/年 |
| 10 | 生物多様性の保全 | 希少野生動植物種の保護など生物 多様性保全活動に取り組む団体数 | 38団体 | 48団体 | 200団体 |
| | | 希少野生動植物の保護増殖箇所数 | 54か所 | 60か所 | 90か所 |

Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

| | 施策展開の方向 重点取組施策 | 指 標 名 | 目標設定時 | 現状値 (集計年度) | 目標値 (H28年度末) |
|----|-------------------|---|------------------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 11 | 地球温暖化対策の総合的推進 | 産業・業務部門における温室効 果ガスの排出削減量(※)(平成 17年度比) | 155万t - CO ₂ (H21年度) | 228万t - CO ₂ | 250万t - CO ₂ |
| | | 環境アドバイザー、環境教育ア シスタント、環境学習応援隊の 派遣回数 | 227回 | 191回 | 280回 |
| | | 森林の整備・保全面積(再掲) | _ | 2,467ha | 14,000ha (H24年度~ H28年度) |
| 12 | ヒートアイランド対策の推進 | 産業・業務部門における温室効 果ガスの排出削減量(平成17年 度比)(※)(再掲) | 155万t - CO ₂ (H21年度) | 228万t - CO ₂ | 250万t - CO ₂ |
| | | 緑の保全面積 (再掲) | 488ha | 495ha | 542ha |
| | | 身近な緑の創出面積(再掲) | 576ha | 689ha | 1,060ha |
| | 再生可能エネルギーの活用 | 住宅用太陽光発電設備の設置数 | 41,637基 | 58,374基 | 140,000基 |
| 13 | | 再生可能エネルギーの供給量 (単位:テラジュール) | 3,070TJ (H21年度) | _ | 5,600ТЈ |
| 14 | 環境に配慮した交通の実現 | 次世代自動車の普及割合(再掲) | 3.2% | 4.7% | 13.0% |
| | | エコドライブアドバイザーの認 定者数 | 0人 | _ | 2,500人 |

※発電時に発生するCO2の増減による影響を除いた実質的な削減量

Ⅳ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

| | 施策展開の方向 重点取組施策 | 指標名 | 目標設定時 | 現状値 (集計年度) | 目標値 (H28年度末) |
|----|------------------------|---|--------------------|---------------|-----------------|
| 15 | 環境に配慮した産業・地域 づくり | 環境ビジネス関連セミナーの参 加企業数 | 349社 | 551社 | 580社 |
| | | 住宅用太陽光発電設備の設置数 (再掲) | 41,637基 | 58,374基 | 140,000基 |
| | | 再生可能エネルギーの供給量 (単位:テラジュール)(再掲) | 3,070TJ (H21年度) | _ | 5,600ТЈ |
| | | 希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数(再掲) | 38団体 | 48団体 | 200団体 |
| | | 希少野生動植物の保護増殖箇所 数 (再掲) | 54か所 | 60か所 | 90か所 |
| | | 県民が川の再生に取り組む河川 の延長(再掲) | 371km | 400km | 550km |
| | | 彩の国みどりのサポーターズク ラブ入会団体数 (再掲) | 77団体 | 122団体 | 200団体 |
| 16 | 連携・協働による取組の拡大 | 地域清掃活動団体の登録数 | 327団体 | 330団体 | 530団体 |
| | | 彩の国ロードサポート団体数 | 531団体 | 603団体 | 780団体 |
| | | 県と民間団体との不法投棄通報 協定団体数(再掲) | 18団体 | 23団体 | 36団体 |
| | | レジ袋削減に積極的に取り組ん でいるスーパーマーケット等の 店舗数(再掲) | 375店舗 | 382店舗 | 760店舗 |
| | | 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の 派遣回数 (再掲) | 227回 | 191回 | 280回 |
| 17 | 環境を守り育てる次世代の 人材育成 | 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の 派遣回数(再掲) | 227回 | 191回 | 280回 |
| 11 | | 環境科学国際センター展示館の 入館者数(平成12年度からの累 計) | 536,931人 | 579,539人 | 807,000人 |
| | 環境科学·技術の振興と国 際協力の推進 | 環境科学国際センターの共同研 究数(平成12年度からの累計) | 236件 | 277件 | 390件 |
| | | 環境科学国際センター研究発表 数(平成12年度からの累計) | 1,464件 | 1,680件 | 2,430件 |
| 18 | | 海外からの環境分野の研修員な どの県受入者数(平成12年度か らの累計) | 210人 | 251人 | 365人 |
| | | 海外との環境分野の交流のため の県派遣者数(平成12年度から の累計) | 213人 | 257人 | 365人 |

印刷物等の作成状況

環境政策課

(048-830-3015)

- ●埼玉県環境白書
- ●埼玉県環境基本計画

環境アセスメント

―埼玉県環境影響評価条例のあらまし―

埼玉県戦略的環境アセスメント

温暖化対策課

(048-830-3035)

環境みらい資金

埼玉県ヒートアイランド対策ガイドライン

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050概要版

家庭のCO₂削減ハンドブック

やさしいCO2削減シート

環境学習支援制度案内パンフレット

大気環境課

(048-830-3055)

埼玉県における光化学スモッグの発生状況

大気汚染常時監視測定結果報告書

埼玉の大気環境

大気環境調査事業報告書

生活環境保全条例、化学物質管理促進法

PRTR制度の電子届出のご案内

化学物質と私たちのくらし

化学物質問題総合ガイドブック 目から鱗!

環境コミュニケーション事例集

化学物質取扱事業者の皆さまへ

埼玉県におけるダイオキシン類対策の概要

みんなでVOCの排出を減らそう!

埼玉県の大気規制 (ばい煙関係)

埼玉県の大気規制 (粉じん発生施設関係)

大気汚染防止法に基づく特定粉じん (石綿)

排出等作業に係る規制

廃棄物焼却炉の規制について

ダイオキシン類に関する規制について

有害大気汚染物質の規制について

埼玉県の大気規制(揮発性有機化合物(VOC)・

炭化水素類関係)

私たちの生活と石綿(アスベスト)

石綿 (アスベスト) 使用建築物等における

解体等工事時の規制

石綿飛散防止対策マニュアル

埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事

ガイドライン・同解説

アイドリング・ストップ

埼玉県の地球温暖化対策<自動車対策の概要>

水環境課

(048-830-3078)

自動車交通騒音·道路交通振動実態調査結果 航空機騒音調査結果

東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果

●埼玉県地盤沈下調査報告書

地盤沈下·地下水位観測年報

公共用水域及び地下水の水質測定結果

事業者のみなさまへ (悪臭の規制)

事業者のみなさまへ

(工場・事業場における騒音・振動の規制)

事業者のみなさまへ

(屋外作業場等の騒音・振動の規制)

建設業のみなさまへ

深夜に営業を行うみなさまへ

公害防止組織制度について

埼玉県の水質規制

工場・事業場等排水の水質規制

工場・事業場等の水質規制

(地下水汚染の未然防止)

工場・事業場排水の総量規制

埼玉県生活排水処理施設整備構想

カッパのキューちゃん街へ来る!

川にやさしい 生活知恵袋

地下水採取の規制

きれいな地下水を次世代へ

産業廃棄物指導課

(048-830-3125)

野外燒却、不法投棄禁止

●産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物処分業

許可業者名簿

排出事業者の皆様へ

産業廃棄物の取扱いについて

PCB廃棄物の適正保管について

建設業・解体業のみなさまへ

石綿含有産業廃棄物を適正に処理しましょう 建設系廃棄物を取り扱う排出事業者の皆様へ

廃棄物処理法が大きく改正されました。 産業廃棄物を処理する責任は排出事業者にありま す。

資源循環推進課

(048-830-3105)

一般廃棄物処理事業の概況

自然環境課

(048-830-3140)

- ●埼玉県レッドデータブック2008 動物編
- ●埼玉県レッドデータブック2011 植物編 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例 生物多様性保全県戦略

特定外来生物にご注意ください<アライグマ編> 特定外来生物にご注意ください

<カミツキガメ編>

特定外来生物にご注意ください

<外国産カブトムシ編>

外来生物に注意しよう~アライグマ、カミツキガ メ~

カラスとどうつきあうか

一カラス被害対策―

野生動物にエサを与えないで

生物多様性を考えよう

人と自然が共生する埼玉へ (リーフレット)

人と自然が共生する埼玉へ

—グリーンアクションデータブック—

ナチュラリッ子クラブ 一身近な自然観察手帳-埼玉県自然学習センター

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里

ガイドマップ

さいたま緑の森博物館

埼玉県山西省友好記念館神怡館

埼玉県の自然公園

●関東ふれあいの道埼玉県コースルートマップ 奥武蔵自然歩道

みどり再生課

(048-830-3190)

緑化計画届出制度の手引き

緑化計画届出制度のあらまし

緑化計画届出制度事例集

埼玉県広域緑地計画概要版

みどりと自然への招待状

(緑のトラスト運動普及啓発リーフレット)

よりどり緑、楽しもう

彩の国みどりの基金ビジョン

彩の国みどりの基金への御寄附のお願い

1人1本植樹運動、埼玉県植樹エントリー

環境科学国際センター (0480-73-8331)

埼玉県環境科学国際センター報

●埼玉県地質地盤資料集

環境整備センター

(048–581–4070)

施設案内

(埼玉県環境整備センター・彩の国資源循環工場)

印刷物の詳細については、各課所へお問い合 わせください。

「●」は県政情報センターで販売していま す。購入方法については、

県政情報センター(☎ 048-830-2545)

にお問い合わせください。

施設の設置状況

【埼玉県環境科学国際センター】

《場 所》加須市上種足914

《電 話》0480-73-8363

《交 通》・JR高崎線鴻巣駅東口から加須車庫・加須駅 行きバス「環境科学国際センター|下車

> ・東武伊勢崎線加須駅北口から免許センター ・鴻巣駅行きバス「環境科学国際センター」 下車

http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f16/

《開館時間》9:30~16:30(入館は16:00まで)

《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、開 館した月曜日の翌平日、12月29日~1月3

《入 場 料》一般300円、大学生・高校生200円(中学生以下、65歳以上の方、障害者の方は無料)

子どもから大人までが環境問題に興味を持ち、気軽に、楽しく学べる体感型の展示館のほか、屋外には自然観察や野外作業など、身近な自然とふれあいながら環境学習できる生態園がある。また、環境学習のための情報コーナー、図書コーナー、研修室などを備え、各種講座や研修を実施している。

【埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園】

《場 所》北本市荒井5-200

《電話》048-593-2891

《交 通》JR高崎線北本駅西口から、北里メディカルセンター病院行きバス「自然観察公園前 | 下車

《開館時間》9:00~17:00(夏休み期間中・年末年始 は時間変更あり)

《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌日(土、日、休日の場合は開館) (休館日であっても、夏休み春休み期間中、年末年始 は臨時開館しています)

http://www.saitama-shizen.info/

《入館料》無料

自然学習センターには自然について学習し理解してもらうための展示やシアター、図書情報コーナーを設置している。また、自然観察会や実験教室など週末を中心に多くのイベントを実施している。

【埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター】

《場 所》所沢市大字荒幡782番地

《電 話》04-2939-9412

《交 通》西武狭山線下山口駅から約1km、徒歩約15分

《開館時間》9:00~17:00

《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12 月29日~1月3日

《入館料》無料

狭山丘陵いきものふれあいの里の中心施設として、展示室、観察バルコニー、講義室などがあり、狭山丘陵の自然 や文化について学び、体験することができる。自然観察会や里山体験講座など様々なプログラムを実施している。

【さいたま緑の森博物館】

http://www.ikifure.info/

《場 所》入間市宮寺889-1

《電 話》04-2934-4396

《交 通》西武池袋線小手指駅南口から宮寺西もしくは 箱根ヶ崎駅行きバス「荻原」下車徒歩約10分

http://www.saitama-midorinomori.jp/

《開館時間》9:00~17:00

《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12 月29日~1月3日

《入館料》無料

狭山丘陵の雑木林を保全し、雑木林や湿地などの自然そのものを野外展示物とした自然観察の場で自然の大切さや 人と自然のかかわりなどを学ぶことができる。自然観察会や雑木林体験イベントなども実施している。

【県民の森】

《場 所》横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896

《電 話》0494-23-8340(FAX同じ) (冬期・埼玉県農林公社森林局0494-25-0291)

《交 通》西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩1時間30分

http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/kenmori.html

《開館時間》9:00~16:30 《休 館 日》(冬期休業) 12月1日~2月末日

《利用料》無料

横瀬町の丸山の北側にあり、面積68ha。森林学習展示館をはじめ、デイ・キャンプ場、野鳥の森などがあり、楽しみながら自然に触れることができる。冬期休業。

【彩の国ふれあいの森】

《場 所》秩父市中津川447

《電 話》0494-56-0026

《FAX》0494−56−0028

《交 通》秩父鉄道三峰口駅から中津川行きバス「中津 川」下車

http://www.chichibu.ne.jp/~furemori/

《開館時間》9:00~17:00

《休館日》12月29日~1月3日

《入場料》無料

(ただし、木工工作室、学習室を利用する 場合は有料)

約3,000haの森の中に、原生林の散策ができる七つの森ゾーンや森林の働きを学習できる森林科学館などがあり、 自然体験を通して、森林の大切さや人と自然との関わりなどを学ぶことができる。宿泊施設こまどり荘が併設されている。

【みどりの村】

《場 所》小鹿野町大字飯田853

《電 話》0494-75-3441

《交 通》西武秩父線西武秩父駅から小鹿野車庫行きバス「小鹿野役場前」下車乗換、長沢行きバス「みどりの村吉田口」徒歩約25分又は、坂本行き 又は栗尾行きバス「滝原団地前」徒歩約20分 《利用時間》9:00~16:30

《休 業 日》12月29日~1月3日

《利用料等》無料

(一部有料施設あり)

http://www.chichibu.ne.jp/~takahasi/index.htm

西秩父に位置し、面積約17haの緑に親しみながら農林業の理解を深め、都市と山村の交流ができる施設。キャンプ場、フィールドアスレチック、子どもの広場、テニスコート等があり、年間を通して楽しめる。

【埼玉県立自然の博物館】

《場 所》長瀞町長瀞1417-1

《電話》0494-66-0404

《FAX》0494−69−1002

《交 通》秩父鉄道上長瀞駅から徒歩5分

http://www.shizen.spec.ed.jp/

《開館時間》9:00~16:30 (入館は16:00まで)

※7・8月は30分延長

《休 館 日》月曜日(祝日・振替休日、5/1、5/2、 $7\cdot8$ 月の月曜日は開館)、12月29日 ~1 月

《入場料》一般200円、学生100円(中学生以下、65歳以上の方、障害者の方は無料)

埼玉の自然とその生いたち、自然と人との共生について、化石や岩石、動物や植物など多くの資料によりわかりやすく展示・解説している。また、科学教室や野外観察会などの各種イベントを行っているほか、県内の自然史に関する資料の収集、整理及び調査研究等を行っている。

【埼玉県青少年総合野外活動センター ((愛称)彩の国グリーンビレッジ)】

《場 所》秩父市山田4386

《電 話》0494-24-1463

《FAX》 0494−24−6887

《交 通》秩父鉄道大野原駅か西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩約2時間

http://yakatu.shopro.co.jp/

《開館時間》8:30~17:00

《利用料等》宿泊の場合使用料・食事代等

日帰り利用1日50円

その他利用内容に応じ、有料のものもあり

《休 所 日》火曜日(月曜が祝日の場合は水曜日、火又は 水曜日が祝日の場合はその週は休所日な し)、12月29日~1月3日

※7月21日から8月末とGWは休所日なし

秩父市高篠山の中腹にある面積70haの総合野外活動施設で、キャンプやその他レクリエーションの楽しさを自然の中で満喫できる。丸太小屋のログハウスなどの宿泊施設あり。

【三峰ビジターセンター】

《場 所》秩父市三峰8-1

《電 話》0494-55-0862

(秩父市大滝総合支所地域振興課)

《交 通》西武秩父線西武秩父駅から西武バス「三峰神 社」行き終点下車 《開館時間》9:00~17:00

《入館料》無料

秩父多摩甲斐国立公園が総合的に理解できる施設。自然のしくみと人間とのかかわり合いについて、分かりやすく 展示している。

【首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)インフォメーションセンター(美の山公園内)】

《場所》秩父市黒谷地内(美の山・山頂)

《電話》なし

《交通》秩父鉄道皆野駅から徒歩90分、黒谷駅から徒

http://www.pref.saitama.lg.jp/site/minoyamakouen-top/ 《入 場 料》無 料

《開館時間》9:00~16:30

《休 館 日》月曜日(休日の場合は翌日)

※月曜日以外も、利用者状況に応じて休館になる場合があります。

11月21日~3月20日

首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)を総合的に案内する施設。県内のコース図、主要地点からの眺望写真などを展示している。

【埼玉県立元気プラザ】

【長瀞げんきプラザ】

《場 所》長瀞町井戸367

《電話》0494-66-0177

《交 通》秩父鉄道「野上」駅下車、徒歩10分

【小川げんきプラザ】

《場 所》小川町木呂子561

《電話》0493-72-2220

《交 通》JR八高線「竹沢」駅下車、徒歩30分 東武東上線「東武竹沢」駅下車、徒歩40分

【神川げんきプラザ】

《場 所》神川町池田756

《電話》0495-77-3442

《交通》上越新幹線「本庄早稲田」駅、 高崎線「本庄」駅、八高線「丹荘」駅から神 泉総合支所行きバス「池田」下車徒歩15分

【名栗げんきプラザ】

《場 所》飯能市上名栗1289-2

《電 話》042-979-1011

《交 通》西武秩父線「正丸」駅下車約4km

【大滝げんきプラザ】

《場 所》秩父市大滝5944-2

《電話》0494-55-0014

《交 通》秩父鉄道「三峰口」駅から秩父湖行きバス「大 《休 所 日》月曜日(休日の場合は開所) 久保 | 下車約5km

※各所共通

《利用料等》宿泊に要する食事代、その他活動内容に応 じて実費負担

12月29日~1月3日

子どもから大人まですべての県民が、体験・交流・宿泊の場として利用できる社会教育施設。豊かな自然環境のも と環境分野を含め様々な生涯学習活動を行うことができる。

【埼玉県山西省友好記念館】

《場 所》小鹿野町両神薄2245

《電話》0494-79-1493

《交 通》秩父鉄道三峰口駅から小鹿野町役場行き町営 バス「薬師堂」下車徒歩3分

《開館時間》9:00~17:00

《休館 日》火曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休 日の翌々日(土・日・休日の場合は開館)、 12月29日~1月3日

《入 館 料》大人350円 小学生150円(小学校就学前、 65歳以上の方、障害者の方は無料)

http://www18.ocn.ne.jp/~ogano/shenyi.html

中国山西省との友好県省締結10周年を記念して建てられた山西省の歴史、自然、文化等を紹介する中国唐代寺院風建築の展示館。

【埼玉県長瀞総合射撃場】(平成13年11月1日からクレー射撃場供用一時停止)

《場 所》長瀞町大字野上下郷2395-1

《電 話》0494-66-1111

《FAX》0494−66−1112

《交 通》秩父鉄道野上駅または長瀞駅下車

http://www.nsr.bz

E-mail: nsr@crda.co.jp

《開館時間》 4 月~10月 8:30~17:30 11月~3月 9:00~17:00

《休業日》毎週月曜日及び11月~3月までの第2・4 火曜日(ただし、休業日が祝日に当たる場 合はその翌日)、11月15~21日、年末年始

《利 用 料》ライフル射撃 610~3,560円(個人)

日本でも有数の規模の射撃場。クレー射撃場5面、ライフル射撃場116射座(射程300メートルの大口径射場もあり)。 平成21年6月、ライフル射撃のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定。

〔事前の申込み等により、見学が可能な施設〕

【彩の国資源循環工場(埼玉県環境整備センター)】

《場 所》寄居町三ケ山368

《電 話》048-581-4070

《交 通》JR八高線·秩父鉄道·東武東上線「寄居駅」 からタクシー8分

《見学時間》9:00~16:00

送迎バス有(詳細はお問い合わせください)

《休 日》土・日曜日・祝日

12月29日~1月3日

8つの民間リサイクル施設(彩の国資源循環工場)及び県営の廃棄物最終処分場(環境整備センター)の施設を公開している。

用語解説

〈あ行〉

RDF (Refuse Derived Fuel)

可燃ごみ(生ごみ、紙ごみ、廃プラスチック等)を破砕、 選別、乾燥、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にし たもの

ISO14000シリーズ、ISO14001

環境マネジメント(管理)システムの項参照。

アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が共催する国際機関として1988年に設立され、気候変動の原因や影響について、最新の科学的・技術的・社会的な知見を集約し、評価や助言をおこなっている。各国政府が参加し協議する「政府間パネル」は、三つの作業部会から構成されている。

硫黄酸化物(SOx)

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

石綿 (アスベスト)

繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管や自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在では製造や輸入などが禁止されている。

一酸化炭素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主要な排出源は自動車である。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ(いわゆる家庭ごみ)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ(いわゆるオフィスごみなど)として含まれる。

一般廃棄物会計基準

市町村が、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に取り組むとともに、外部へのわかりやすい財務情報の開示を実施するための方法である。一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めたもので、平成19年に環境省で作成された。

上乗せ基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対 策特別措置法に基づき、都道府県が国の定める一律の排出 (水)基準に代えて適用するもので、国の定める排出(水) 基準より厳しい基準をいう。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための、環境省が策定したガイドラインに基づく、認証・登録制度。

エコカー (低公害車)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

エコマーク

私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けら



れるマークであり、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。(財日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん(回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。

エコライフDAY

簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者にCO₂削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

エスコ (ESCO) 事業

ESCO(Energy Service Company)事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行うビジネスのこと。ESCO事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的サービス(①省エネルギー診断、②設計・施工、③導入設備の保守・運転管理、④事業資金調達、⑤省エネルギー効果の保証など)を提供し、光熱水費の削減分の一部を報酬として受取る。

NGO Ł NPO

NGOはNon-Governmental-Organization (非政府組織)、NPO はNon-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。近年は、環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。

オゾン層

地上10~50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、太陽光線中で酸素から生成され、有害な紫外線を吸収するはたらきをもつため、フロンによって破壊されると、皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

汚濁負荷量

工場・事業場、各家庭等からの排水に含まれる汚濁する物質量のこと。主として生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、窒素(N)、りん(P)の1日当たりの総量で表される。これは都市下水や工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や内湾などでは汚濁物質が蓄積しやすいため、流入する河川の汚濁の濃度ばかりでなく、汚濁物質の総量も問題となり、この

汚濁負荷量の削減が重要となる。

温室効果ガス

太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇(地球温暖化)をもたらしていると指摘されている。

〈か行〉

カーボンオフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出努力をした上で、それでも排出削減が困難な部分について、他の場所で排出削減・吸収を実現する活動などに資金提供すること等によって、その全部又は一部を相殺(オフセット)すること。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的) に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息ま たは生育する生物。

化学的酸素要求量(COD)

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物(硫化物、第一鉄、アンモニアなど)が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

環境アドバイザー制度

地域における自主的な環境保全活動を支援するために、本県(温暖化対策課)が設ける制度。原則として30人以上の参加が見込まれる環境問題に関する講演会・研修会などに、主催者からの申請に基づいて、県があらかじめ委嘱した講師(環境アドバイザー)を派遣する。派遣に要する費用は県が負担する。

環境影響評価(環境アセスメント)

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について 事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境へ の影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価 すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境ア セスメントを戦略的環境アセスメントという。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人をいう。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業を環境学習応援隊として登録している。

環境家計簿

日常生活において、電気、ガスなどのエネルギーや水道 水等をどのくらい使用したかを家計簿風にまとめ、それら の使用により自分たちがどれくらいの二酸化炭素を排出し ているかを計算できるもの。自分たちの生活における二酸 化炭素排出量を知ることにより、それまでのライフスタイルを見直して生活の中の無駄をなくし、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を減らしていくことをその目的としている。

環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、 土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持 されることが望ましい基準」であると定めている。ダイオ キシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定 めている。

これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制 基準)とは異なる。

環境基準 (水質)

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として、公共用水域(河川、湖沼などの水域及びこれに接続する水路など)について、達成し維持することが望ましい水質の基準として定められているもので、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)がある。前者の基準は、全公共用水域につき一律に定められ、後者の基準は、河川の利用目的に応じ設定された水域類型ごとに基準値が定められ、類型が当てはめられた水域について適用される。

環境教育アシスタント制度

学校における環境教育の支援を図ることを目的に、環境 に関する豊かな知識や経験を有する人(環境教育アシスタ ント)を派遣する制度。

環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)

化学物質の中には、生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を及ぼすものがあり、このような化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。

これらの物質による影響は、化学的には未解明な点が多く残されているものの、生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を超えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要課題となっている。

環境省は平成22年7月、「化学物質の内分泌かく乱作用に 関する今後の対応方針-EXTEND2010-」を定めた。

環境マネジメント(管理)システム

企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」、達成度を「評価(Check)」し、結果をもとに「更なる改善(Action)」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。

1996年(平成8年)に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構 (ISO) により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、その中の認証取得の対象となる「ISO 14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

環境リスク

人の活動などによって、環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のことを「環境リスク」という。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などにより、どれだけ化学物質に接したか(暴露量)によって決定される。

希少野生生物

野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。

揮発性有機化合物(VOC:Volatile Organic Compounds)

炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称(二酸化炭素など一部例外を除く)。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。 塗料、インク、接着剤、クリーニングなどの溶剤などに含まれる。光化学スモッグなどの原因となる。

九都県市指定公害車

首都圏の広域的な課題について取り組む九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)が広く一般への導入を推奨するため、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量が少ない自動車を指定している。

京都議定書

1997年12月に京都で第3回地球温暖化防止条約締結国会議(COP3)が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上(日本6%、アメリカ7%、EU8%)削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

近隘騒音

商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音をいう。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

K値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容排出量で表せる。

 \mathbf{q} = $\mathbf{K} \times 10^{-3} \times \mathbf{He^2}$ (\mathbf{q} :硫黄酸化物の許容排出量 ($\mathbf{m^3}_N / \mathbf{h}$), He:煙突の有効高さ (\mathbf{m}))

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

県外産業廃棄物事前協議制度

県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に、排出事業者に対し県への事前協議を義務付ける制度。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質のことである。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境 基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められてい

る。

公 害

環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

光化学オキシダント (光化学スモッグ)

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物)が太陽の紫外線で光化学反応を起こし、有害な酸化性物質である光化学オキシダントが発生する。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共用に供される水路のこと。

公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成24年法律第57号)による小型電子機器からレアメタ ル等有用資源を回収することを目的としたリサイクル。

コージェネレーション(熱電供給システム)

エンジンやタービンなどで発電を行い、同時にその排熱 を冷暖房や給湯に利用するなど、一つのエネルギー源から 電気と熱のように二つ以上のエネルギーを発生させるシス テムのこと。

コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物のはたらきで発酵、分解してできる堆肥をいう。

〈さ行〉

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型(廃プラスチック等)、管理型(汚泥等)、しゃ断型(有害物質を埋立基準以上含む廃棄物)がある。

最終処分率

廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。 再牛可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対 策推進法」という。)に基づき県が委嘱する。

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の啓発活動や民間団体の支援を行う機関

として、地球温暖化対策推進法に基づき、国においては全 国地球温暖化防止活動推進センターが、都道府県において は都道府県地球温暖化防止活動推進センターが指定されて いる。本県では平成17年4月に、「特定非営利活動法人環境 ネットワーク埼玉」をセンターとして指定。

彩の国資源循環工場第2期事業

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在、第1期事業者8社が立地して事業を展開している。第2期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などを誘致するとともに、埋立処分場の整備を行う。

里 川

人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる 水辺。

産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20品目(汚泥、廃油、廃プラスチック等)。このうち、危険性の高いものや有害なものを含む場合は、特別管理産業廃棄物に分類される。

産業廃棄物の山

産業廃棄物処理業者の倒産や悪質な業者による不適正保管、不法投棄などによって、建設廃材や廃タイヤなどの廃棄物が山積みされた状態のこと。火災、崩落、悪臭、有害物質の発生などにより生活環境を損なうおそれがある。平成17年5月末日時点で3,000㎡以上の大量たい積の山は県内91か所。平成23年度末までに、そのうち16か所を解決している。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象(湿性沈着)。広義にはガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象(乾性沈着)を含む。

次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。

地盤沈下観測井

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるため の施設。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上が り量によって沈下量を測定する。また、普通はその井戸に より地下水位の変動を同時に測定する。

シーベルト

放射線による人体への影響を表す単位(Sv)。数字が大きいほど、人体(健康)への影響が大きい。

車種規制 (NOx·PM法)

自動車NOx・PM法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない車は、平成14年10月1日以降、対策地域内に新車登録及び移転登録できず、対策地域内で既に使用されている自動車についても車種に応じて定められた猶予期間を超えると登録できなくなる規制。貨物・バス・ディーゼル乗用車などに適用される。

臭気指数規制

悪臭防止法に基づき、平成18年10月1日から、多くの市町で導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」

の物質に対応が可能である。この臭気指数規制の導入により、従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

住工混在

同一地域に住宅と工場とが画然と区別されずに存在していること。住工混在により、ばい煙、騒音等の都市公害が発生しやすくなるばかりでなく、土地の高度利用や都市の防災の面からも障害となる。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

循環型ライフスタイル

県民が、ものを大切にし、ごみになるものはもらわない、環境に配慮した買い物をするなど環境にやさしい生活スタイルをいう。外出時に水筒などを携帯したり、マイバッグを利用することなど。

循環資源

廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち 有用なもの。

浄化槽

し尿・生活雑排水(炊事、洗濯、入浴等の排水)を沈殿 分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設 をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿 及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽と いう。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理 浄化槽のみを指す。

植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のことで、今日ではほとんど消滅している。

② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

③ 現存植生

現実に触れ、見ることのできる植生のことで、人間の 生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

振動加速度レベル/振動レベル

振動の物理的なエネルギーの大きさを示した量のこと。 ある大きさの振動の加速度と基準となる加速度との比を対 数化して表したもの、またはこの値に経済産業省令で定め る感覚補正を行ったもので、単位はデシベル (dB) が用い られる。振動の規制等で用いるのは、感覚補正を行ったも ので、通常、計量法第71条の条件に合格した感覚補正回路 を持つ振動レベル計により測定される。

なお、感覚補正を行ったものを特に振動レベルとして区別することがある。

侵略的外来生物

外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。

森林のCO₂貯蔵

樹木は、光合成により大気中のCO2 (二酸化炭素)を同化

し、幹や枝として貯える。80年生のスギ人工林は、1 ha当たり約620tの CO_2 を貯蔵している。

水準点

地盤標高を測定するために設置した水準基標のこと。埼 玉県では毎年1月1日を基準とした標高を水準測量により 測定し、前年の標高と比較することで、地盤変動量を算出 している。

水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。

ストレーナー

地下水を井戸管の中に取り入れるために、井戸管の途中 に小さい穴が数多く開けられている集水部分のことで、「井 戸(揚水設備)のストレーナーの深さ」によって、その井 戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかが決ま る。

3R (スリーアール)

循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)の3つの頭文字をとったもの。

3 R推進員

循環型社会を支える人づくりを促進するため、3Rに関する取組を積極的に行う方々を3R推進員として登録する制度のこと。

生活環境項目

水質汚濁に係る基準のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌群数、全亜鉛などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業 用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息 状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基 準は、健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水 を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排 出される。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を 図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を 防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に 必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定 した地域をいう。

生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系(システム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物化学的酸素要求量(BOD)

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の

量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

牛物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

精密水準測量

水準測量は地面の標高を測る測量のこと。精密水準測量は最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるような、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

騒音レベル

ある大きさの音圧と基準の音圧との比を対数化して表したもの、またはこの値に経済産業省令で定める聴感補正を行ったもので、単位はデシベル(dB)が用いられる。騒音の規制等で用いるのは、聴感補正を行ったもので通常、計量法第71条の条件に合格した騒音計で、周波数補正回路A特性により測定される。

総量規制 (水質)

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では平成19年6月に、平成21年度を目標年度とした第6次水質総量削減計画を策定し、平成19年9月から新しい総量規制基準が適用されている。

〈た行〉

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。

帯水層

地層を構成する粒子間の空隙・間隙が大きく、かつ、地下水によって飽和されている地層。

大腸菌群数

生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を知る尺度として用いられる。人畜の腸内に寄生する細菌に大腸菌群と呼ばれる一群の種類があり、これが多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

WECPNI

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level(加重等価平均感覚騒音レベル)の略で、航空機騒音の測定評価のために考案されたものである。時間帯ごとに飛行回数を重ねづけして算出するもので、単位としても使用される。「うるささ指数」と呼ばれることもある。

なお、告示改正が行なわれ、平成25年4月1日以降は時間帯補正等価騒音レベル(Lden)が用いられることとなった。

地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全 が図られている地区。

都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の

景観地」などがある。

地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化するために 行う焼却・中和・脱水・破砕・圧縮・蒸留などの処理をい う。

鳥獣保護員

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

底 質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上のたい積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい周波数の音(20~100へルツ程度)と、可聴域の下限(20ヘルツ)より低くて耳には聞こえないとされる超低周波音(1~20ヘルツ程度)をさす。建具や家具のガタつきのほか、人の体には圧迫感や振動感、頭痛、不眠などの症状がでる場合がある。発生源はプレス機械、ディーゼルエンジン、鉄道トンネルなど幅広く、最近は送風機や屋上の冷却塔など、生活の場に近いものも原因になりうるとされている。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再生利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金(デポジット)を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

登録廃棄物再生事業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2により知事の登録を受けた者

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、

「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染

性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物 に区分される。

特別管理一般廃棄物は、①廃家電製品(廃エアコンディショナー、廃テレビジョン、廃電子レンジ)に含まれるPCB使用部品、②一定のごみ焼却施設から生じるばいじん、③病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所等から生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石綿等など特定有害産業廃棄物である。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地形成や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公 事のこと。

トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こり、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性について疑いがあるとされている。

〈な行〉

二酸化硫黄(SO2)

硫黄酸化物の項参照。

二酸化窒素(NO2)

窒素酸化物の項参照。

農業集落排水施設

農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設(通常は浄化槽として設置される。)のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準(濃度規制)には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50㎡以上の特定事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

NOx·PM法

車種規制(NOx・PM法)の項を参照。

m¾ ∕ h

 m_N^3 は、「ノルマル(リュウベイ)」と読み、0 \mathbb{C} 1 気圧の標準状態を表すもので、主として排ガス量等を表す場合に用いられ、1 m_N /hは、1 時間当たりの標準状態(0 \mathbb{C} 1 気圧) に換算した1 m_N のガス量を表す。

〈は行〉

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。(1)燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化

物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの(有害物質という)。

バイオディーゼル燃料

生物由来の油を原料として、ディーゼルエンジンの燃料 に加工したもの。

バイオマス

再生可能な生物(植物や動物)由来の有機資源で、化石 資源(石油や石炭)を除いたもの。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

灰溶融

焼却灰を減容化、無害化するために、融点以上(概ね 1,200℃以上)の高温で溶融処理すること。

焼却灰の状態に比べ $1/2\sim1/3$ に減容できるとともに、重金属類が溶出しにくくなる。処理された生成物は「溶融スラグ」と呼ばれ、道路工事用の資材などに再生利用されている。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出)制度

人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質について、環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物等に伴う事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、県を通して国に届け出、国や県がその届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営力及び技術力を活用して行う手法をいう。

ヒートアイランド

冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの冷気のにじみ出しの活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

ヒートポンプ

大気や川の水などの熱を圧縮機 (コンプレッサ) を利用 して効率よくくみあげ、移動することにより冷却や加熱を 行うシステムのこと。

ppm (Part Per Million)

割合を表示する単位。100万分の1をppmと表示する。例 えば1㎡ (100万㎡)の空気中に1㎡の硫黄酸化物がまじっ ている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。

ビオトープ

生物を意味する "Bio" と場所を意味する "Tope" を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

ビオトープ創造事業は、自然環境を野生動植物とその生息・生育空間に注目してとらえなおし、従来の自然環境の保全に加え、質の高い自然環境の復元・創造を目指す事業を展開していこうとするものである。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5 μ m(マイクロメートル: μ m=100万分の1 μ)以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの 総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の 濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりや すい。(「揮発性有機化合物」の項参照。)

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類(代表的なものとして窒素、りん)が、次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

浮遊物質量 (SS)

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が10µm以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

フロン類

炭素、フッ素、塩素等の化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、 発泡剤等に使用されている。特にオゾン層を破壊する作用 の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書で特定 フロンに指定され、1996年から生産が全廃されている。

粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

ベクレル

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す 単位(Bq)。数字が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動 く粒子」のこと。

放射能

放射線を出す能力のこと。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マイバッグ

購入時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

マイボトル

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの 使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マ イボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化な ど環境にやさしいライフスタイルを促進する。

ミティゲーション

開発に伴う環境への影響を緩和することで、次のような内容からなる。①開発行為の全部又は一部を行わないことによる影響の「回避」、②影響の発現を最小限に抑えたり、発現した影響を修復する「低減」(「最小化」、「修正」、「軽減/除去」といった環境保全措置が含まれる)、③代替的な資源又は環境によって影響を埋め合わせる「代償」。

緑のトラスト運動

広く寄附を募り、それを資金として土地を取得することにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

民生部門

家庭分野と事務所などの業務分野をあわせていう。

目標設定型排出量取引制度

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用(排出量取引)できる。

〈や行〉

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレン等が規制の対象とされている。

有機塩素化合物

塩素を構造の一部に含む有機化合物のこと。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタンなどは、化学的に安定しており、脱脂性に富んでいるため、メッキやドライクリーニング等の洗浄剤として使用されている。これらの中には発がん性が疑われるものがある。これらの物質による土壌・地下水汚染が問題になっている。

有機農業

化学合成農薬及び化学肥料を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

溶存酸素量(DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10mg/L程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

溶融スラグ

灰溶融の項参照。

〈ら行〉

ライフスタイルキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房温度(夏は28℃、冬は20℃)の適温設定やクールビズ、ウォームビズなどの実践を夏と冬に県民や事業者に呼びかける県民運

動。

リサイクルプラザ

びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをリサイクルするために選別や梱包を行う施設(リサイクルセンター)の機能に加えて、再生品の展示・販売や普及啓発を行うリサイクル活動の拠点としての機能を持つ施設をいう。

リスクコミュニケーション

地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。

開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住 民の不安解消が図られる。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、県が建設し管理を行う。

粒子状物質 (PM)

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、 固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

粒子状物質減少装置

DPFと酸化触媒を総称する。DPFは、ディーゼル・パティキュレート・フィルター (Diesel Particulate Filter) の略で、ディーゼルエンジンの排出ガスに含まれる粒子状物質(黒煙)を、排気管に装着されるフィルターで捕集し除去する装置。酸化触媒は、白金などの触媒による酸化作用で、粒子状物質を減少させる装置。粒子状物質の減少率はDPFよりも低いが、一酸化炭素及び炭化水素を大幅に減少させるとともに、ディーゼル車特有の排気ガス臭を低減させる。

緑化計画届出制度

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、3,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画の届け出を 義務付け、敷地の一定規模以上の緑を確保する制度。

平成24年4月からは小規模な敷地(1,000㎡~3,000㎡未満)においても届け出を義務付ける「小規模緑化計画届出制度」を実施している。

類型指定(水質)

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、河川の利用目的等に応じて、一般項目6段階、水生生物保全項目4段階に区分した類型ごとに基準が設定されている。これに基づき、国及び県が水域ごとに類型を指定している。

類型指定 (騒音)

騒音環境基準については、一般地域では3段階に区分した類型ごとに、道路に面する地域では道路やその周辺の状況に応じて、基準が設定されている。これに基づき、国及び県が、騒音に関係する都市計画地域等を勘案し、地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック (レッドリスト)

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合(IUCN)が昭和41年(1966年)に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物(脊椎動物編)」を発行し、以後順次発行・改訂している。

埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に 発行し、以降動物編を2回、植物編を2回改訂している。

埼玉環境年表

| 年 | 月 | 県内 | 全 国 |
|---------------|--------|--|--|
| S26 | 3 | ○「県立狭山自然公園」「県立奥武蔵自然公園」「県 | |
| (1951) | 1 | 立黒山自然公園」「県立長瀞自然公園」の指定 | |
| S28 (1953) | 4 | ○「県立長瀞自然公園」を「県立長瀞玉淀自然公園」 に名称変更 | |
| S29 | 3 | ○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の | |
| (1954) | | 指定 | |
| S31 | 5 | | ○熊本県で水俣病第1号患者発生 |
| (1956) | | | |
| S32 | 6 | | ○自然公園法制定、国立公園法の廃止 |
| (1957) | 7 | ○「県立武甲自然公園」の指定 | |
| S33 | 4 | ○県立自然公園条例制定 | |
| (1958) | 11 | ○「用さかに土まり除八国」の北点 | |
| S35 | 11 | ○「県立安行武南自然公園」の指定 | |
| (1960) S36 | 2 | ○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始 | |
| (1961) | : 3 | ○宗育司地域の地盤化下の監視のため側足を開始 | ○四日市市でぜんそく患者多発 |
| S37 | . 6 | ○公害防止条例制定 | ○四百印印 くどんく 添有多光 |
| (1962) | . 0 | | |
| S38 | 7 | ○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定 | |
| (1963) | | | |
| S 39 | 4 | ○衛生部公衆衛生課に公害係設置 | |
| (1964) | 9 | | ○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの 進出を阻止 |
| S40 | 5 | | ○新潟県で新潟水俣病患者発生 |
| (1965) | | | O4/11/07/1 |
| S41 | 4 | ○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる | |
| (1966) | 9 | | ○新型車の排出ガス規制実施(CO濃度3%) |
| S42 | 6 | | ○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起(4 |
| (1967) | | | 大公害訴訟の第1号) |
| | 8 | | ○公害対策基本法制定 |
| | 9 | | ○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係 |
| | | | 6 社を相手に訴訟提起 |
| | 11 | ○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発 生 | |
| S43 | 3 | | ○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟 |
| (1968) | | | 提起 |
| | 6 | | ○大気汚染防止法制定 |
| | | | ○騒音規制法制定 |
| | 9 | | ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多 発(PCB中毒) |
| S44 | 5 | | ○政府、初の公害白書を発表 |
| (1969) | 6 | | ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 |
| | 7 | | ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準 |
| | | | 告示 |
| | 9 | | ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領 を制定 |
| | 10 | ○公害防止条例全部改正 | |
| | 12 | | ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起 |
| | ! ! | | |

| 年 | 月 | 県内 | 全 国 |
|------------|------------|--|--|
| S44 | 12 | | ○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公 |
| (1969) | - | | 一 |
| S45 (1970) | 5 | | ○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発 ○ ひまめ 条 加 理 計 制 ウ |
| (1970) | 6 | ○大気汚染緊急時対策要綱制定(硫黄酸化物) | ○公害紛争処理法制定 |
| | 7 | ○県南地域に初めて光化学スモッグ発生 ○光化学スモッグ暫定対策要綱制定 | ○田子の浦港のヘドロ公害表面化 |
| | 8 | ○九11子/スピック 智足/2 泉安柵 間足 | │ │ ○農林省、BHC・DDTの稲作への使用全面禁止 |
| | 11 | | ○ 震怀有、BHC・DDIの相信・の使用主面宗正 ○ 第64回国会(公害国会)において公害関係14法案 |
| | | | が可決(公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正) |
| | 12 | ○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度(玄 | |
| | | 米0.4ppm以上)を超える玄米を発見 | |
| | ! ! | ○公害審査会設置 | |
| S46 | 3 | ○土採取条例制定 | |
| (1971) | ¦ 5 | ○各地域に公害苦情相談員設置 | |
| | 6 | ○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制 とし、19市町を規制地域に指定 | ○悪臭防止法制定○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 |
| | | | ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴(富山地裁) |
| | 7 | ○地盤沈下西部台地への拡大を確認 | ○環境庁発足 |
| | | ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念 | |
| | 8 | ○公害対策審議会及び水質審議会設置 | |
| | 9 | ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国の基 | ○中央公害対策審議会発足 |
| | | 準より厳しい上乗せ条例を制定 | ○新潟水俣病判決、原告勝訴(新潟地裁) |
| | 10 | ○自然保護条例制定 | |
| | | ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定(大気) | |
| | 12 | | ○水質汚濁に係る環境基準の告示 |
| S47 | 1 | ○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制 | |
| (1972) | | にする | |
| | 3 | ○大気汚染測定車運用開始 | ○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中 |
| | | | 止を指示 |
| | | | ○大気汚染防止法一部改正公布・施行(ディーゼル 車黒煙の規制) |
| | ¦ 5 | ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定 | |
| | | 地域に川口市等7市が指定される | |
| | | 県公害センター完成 | |
| | 6 | ○大気汚染緊急時対策要綱制定(硫黄酸化物、光化 | ○公害等調整委員会設置法制定 |
| | | 学スモッグ) | ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催 |
| | | | 「人間環境宣言」 |
| | | | ○自然環境保全法制定 |
| | 7 | | ○四日市公害第1審判決、原告勝訴(津地裁四日市 |
| | | | 支部) |
| | 8 | | ○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被 |
| | - | | 害 |
| | | | ○イタイイタイ病控訴審判決(名古屋高裁金沢支部) |
| | 9 | ○浦和市でサギの肝臓から高濃度(130ppm)のPCB 検出 | |
| | | | |

| 年 | : 月 | | 全国 |
|---------------|---------------------|---|--|
| · | | ΣI/ [.] | |
| S47 (1972) | 10 | | ○環境庁が米国マスキー法並の自動車排出ガスの量 の許容限度の設定方針を告示 |
| | 12 | ○荒川水系流域公害防止計画の承認 | |
| S48 | 1 | ○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追 | |
| (1973) | : 3 | 加 ○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定 | ○水俣病訴訟判決、原告勝訴(熊本地裁) |
| | 4 | ○1ルノ物寸V/但风事末に因りる旧寺安們叫た | ○緑の国勢調査開始 |
| | 5 | ○都市計画法による線引き凍結宣言 | ○大気の汚染に係る環境基準について告示 |
| | 6 | | ○第1回環境週間始まる(6月5日~11日) |
| | ¦ 7 ¦ 8 | ○環境部の設置 | ○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境 |
| | : : : : | | 権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡 地裁小倉支部に提訴 |
| | 9 | ○自然環境保全審議会の設置 | ○都市緑地保全法制定 |
| | 1 | ○緑化対策総合推進要綱の制定 | |
| | 10 | ○第1次県廃棄物処理基本計画の策定 | ○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制 |
| | | | ○化字物質の番金及の製造寺の規制に関する法律制 定 |
| | | | ○公害健康被害の補償等に関する法律制定 |
| | 12 | ○埼玉地域公害防止計画(第1期)の承認(水質以外) ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一 | ○航空機騒音に係る環境基準告示 |
| S49 | 1 | ○廃棄物処理公社の設立 | |
| (1974) | | ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定 | |
| | 2 | | ○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7 時までの発着禁止 |
| | 3 | ○自然環境保全条例制定 | ○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 |
| | i i | ○土採取条例全面改正(届出制から認可制へ) | ○国立公害研究所発足 |
| | ; 5 ; 6 | ○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定(水質) | ○大気汚染防止法改正(総量規制の導入) |
| | 7 | ○酸性降雨による被害届1,706人 | ○尺式行来防止法以正(総重規制の導入) ○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相 |
| | ! ! | | 次ぐ |
| | 9 | ○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制(以後段階 | |
| | | の 1 ーゼル単に対 9 る 至系酸化物規制 (以後权権 的に規制強化) | |
| | 10 | ○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故(大 | |
| | : : : : 13 | 久保浄水場取水停止) ○周中のか形の水田からの4~~・た初えてカドミウ | |
| | 11 | ○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見 | |
| | 12 | | ○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万 |
| 950 | | | kLが流出、瀬戸内海を広く汚染 |
| S50 (1975) | 2 3 | ○自然環境保全地域の指定開始 | ○水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (PCB追加) |
| (1010) | 4 | ○悪臭防止法に基づく規制地域指定(追加) | |
| | | ○入間川水質自動測定機稼働 | |
| | 7 | ○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害 | ○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する 六価クロム検出 |
| | : : | 届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下(S49) | 「六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示 |
| | 8 | ○六価クロム対策合同会議設置 | |
| | | ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部、 | |
| | 11 | 蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市) ○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施(寄居 | ○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利 |
| | ** | 町三ヶ山)を政策会議で決定 | CAMPAGE HIM ATM BING CENTRAL |
| | 12 | | ○小沢環境庁長官、中央公害対策審議会に環境影響 |
| | ! ! | | 評価制度について諮問 |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|---------------|--------------------------------|---|---|
| S51 (1976) | 1 | ○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、 東京都・埼玉県・千葉県の3都県で総額1億4千 万円余を請求 | ○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失 致死傷で熊本地裁に起訴 |
| | 6 | ○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置○川口市等県南7市が硫黄酸化物に係る総量規制対象地域に指定 | ○振動規制法制定 ○第1回日本近海海洋汚染実態調査結果発表 |
| | 10 | ○日高町の山善大野製作所による重油流出(小畔川)大久保浄水場取水停止 | ○経済協力開発機構 (OECD)、日本の環境政策につ |
| | 12 | | いて報告 ○環境庁、長野県のビーナスライン美ヶ原線計画を 承認 |
| S52 (1977) | 2 | ○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出(狭山市取水停止) | |
| (1011) | 3 | ○光化学スモッグ注意報発令(全国で初めて3月中 に) | ○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付 き同意 |
| | 4 | ○春日部保健所に公害監視室設置 ○市野川水質自動測定機稼働 | |
| | 6 | ○大宮市のし尿たれ流し事件発覚(芝川汚濁)○県緑化推進協議会設置要綱制定 | |
| 1 | 7 | ○県民植樹週間制定○振動規制法に基づく規制地域指定 | |
| | 10 | ○環境影響評価制度検討会議設置 | |
| S53 (1978) | 1 | ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部・ 草加市・八潮市の一部) | |
| 1 | 2 | ○川口市等県南7市に硫黄酸化物に係る総量規制を 適用 | ○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み |
| | 3 | ○埼玉地域公害防止計画 (第2期) の承認 (水質と 水質以外のものを統合) | |
| | 4 | ○「県立両神自然公園」の指定○県緑化推奨樹種の制定 | |
| 1 | ! ! | ○ふるさと歩道の整備開始 | |
| | 6 | ○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下(原因は東京都 三郷浄水場の建設) | ○瀬戸内海環境保全特別措置法成立○政府、水俣病患者への補償金でチッソへテコ入れ 決定 |
| | 7 | ○知事、NO2の環境基準の緩和について遺憾の意表明 | ○水質汚濁防止法改正による総量規制導入 ○環境庁がNO2の環境基準の大幅緩和を告示 |
| | 10 | ○公害防止条例全部改正 | ○水池川〃1102×/水児坐午×/八門附川4口小 |
| S54 | 12 | ○窒素酸化物対策委員会発足 ○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定 | |
| (1979) | 3 - - - - | ○ふるさと時玉の緑を守る条例制定 ○両神国民休養地計画が承認・整備開始 ○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策につ いて報告書策定 | |
| | 4 | ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定 ○美の山公園開園 ○環境情報システム (水質) 開発に着手 | ○中央公害対策審議会が環境影響評価のすみやかな 法制化を答申 |
| | 5 | ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制 地域指定・規制基準設定○国に対し緑の政策に関する提言 | |
| 1 | | ○セメント工場の石炭転換開始 | |

| 年 | 月 | 県 内 | 全国 |
|---------------|---------|---|---|
| S54 (1979) | 6 | ○緑の審議会の設置 | ○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京 で日本環境会議を開催 |
| | 7 | ○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議○工業用水法地域指定拡大(川口市の一部・浦和市の一部・与野市) | |
| | 8 | ○地盤沈下県北東部に拡大、鷲宮町で最高12.5cm沈 下 (S53) | |
| | 9 | ○緑の協定実施要綱制定○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村 追加 | ○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合 |
| QEE. | | ○緑の推進員設置要綱制定 | 成洗剤追放へ |
| S55 (1980) | 2 | ○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有り ん合成洗剤の使用転換決定 | |
| | 3 | ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定○ふるさとの緑の景観地等指定開始 | |
| | 4 | ○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表 | ○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン 条約の批准承認 |
| | 5 | ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定 | ○環境影響評価法政府案の国会提出を断念○環境庁が空き缶問題検討会を設置○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問 |
| | 9 | ○環境保全連絡協議会設立 | , sale () 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | 10 | ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ | ○ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)加入○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置 |
| | 10 | ○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | ○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催 |
| S56 | 12 | ○環境影響評価技術審議会の設置○荒川(熊谷市)に不法投棄廃棄物によるシアン流 | ○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け |
| (1981) | | 出(大久保浄水場取水停止) | 開始 |
| | 2 | ○環境影響評価に関する指導要網の告示 | |
| | | ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快 適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発 足 | |
| | 3 | ○「県立西秩父自然公園」指定 | |
| | 4 | ○環境審査室設置 ○環境緊急運転とは ○電域緊急を対象を表現立るま | ○環境影響評価法案を国会に提出 |
| | 5 | ○環境影響評価技術指針を制定公表○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分(営業停止1年6か月) | |
| | 6 | ○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を 許可(79万㎡) | ○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別 区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量 規制地域指定 |
| | 7 | ○水質総量規制の全面実施○工業用水法水源転換府省令公布(八潮市の一部) | ////////////////////////////////////// |
| | 8 | ○地盤沈下対策調査専門委員会の発足○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件(日本 | |
| | 9 | 硝子(株) 手続開始 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止 | |
| | | される | |
| | 10 | ○綾瀬川浄化対策懇談会開催 | |
| | 11 12 | ○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定○深夜営業騒音に係る条例改正(公害防止資金貸付制度適用) | |
| | ! ! | | |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|----------------|--------|--|---|
| \$57 (1982) | 3 | ○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分(許可取消)○廃棄物行政を環境部へ移管(環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設)○県民休養地(嵐山・飯能)の整備開始○環境管理計画検討開始、環境情報システム(大気) | ○首都圏自然歩道整備計画策定 |
| | 5 | 開発に着手 ○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総 ぐるみ運動の展開 | ○国連環境計画管理理事会特別会合開催(於ナイロビ)○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施 |
| | 6 | ○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国 鉄等へ要望 | X/IIB |
| | 7 9 | ○窒素酸化物(NOx)による大気汚染の予測結果発表○東京湾富栄養化対策指導指針施行○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施 | ○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 |
| | | | ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や 科学者が参加し、21世紀の環境問題などについて 意見交換 |
| | 11 | ○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国 鉄等へ要望○産業廃棄物行政推進会議設置 | |
| | | ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする | |
| G 50 | 12 | ○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ | ○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定 |
| \$58 (1983) | 3 | ○首都圏自然歩道の整備開始○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成○埼玉地域公害防止計画(第3期)承認○窒素酸化物対策委員会が報告書提出 | |
| | 4 | ○環境審査室を環境審査課に名称変更○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分 (許可取消)○生活排水の水質浄化対策指針施行 | ○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申 |
| | 5 8 | ○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催 | ○浄化槽法公布○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水 汚染実態調査結果を公表 |
| | 10 | | ○ナショナルトラストを進める会第 1 回全国大会開 催 |
| | 11 | ○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申○湖沼水質調査結果を公表 | ○環境影響評価法案が衆議院解散により廃案 ○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される ○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り |
| S59 | 3 | ○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質 | ○ ○ |
| (1984) | 4 | 検出 ○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁 防止法違反で摘発 ○川はまれるまれるませた。(小気) | ○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題 となる |
| | | ○川越市・所沢市の政令市指定(大気) | ○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表 |
| | 8 | ○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令○働さいたま緑のトラスト協会発足 | ○湖沼水質保全特別措置法成立 ○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定 指針を設定 |
| | 9 | | ○環境影響評価実施要綱を閣議決定 ○'84世界湖沼環境会議(於大津市)で「琵琶湖宣言」 採択 |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|----------------|---------------|--|--|
| S59 (1984) | 10 | ○第2次廃棄物処理基本計画策定 | |
| S60 (1985) | 3 | ○廃棄物広域処分場建設対策本部設置 ○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定 | ○環境庁「名水百選」発表 |
| | 5 | ○さいたま緑のトラスト基金設置○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結 | |
| | 8 10 12 | ○河川浄化対策推進委員会設置○浄化槽保守点検業者登録条例制定○小規模事業所排水指導指針を施行 | ○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚 染は大都市で依然深刻 |
| S61 (1986) | 1 4 5 | ○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される | ○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全 ビジョン・シンポジウムを開催○名古屋新幹線訴訟の和解成立○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改 正される(難分解、低濃縮性物質に対する規制の 追加) |
| | 6 7 | ○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催○地下水採取規制地域に北川辺町追加 | ○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘 ○米国で初の電波の環境基準まとまる |
| | 8 | ○デポジット実施6地域の相互乗り入れ開始 | ○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンと TBTOが魚介類を汚染していることが判明 |
| | 9 | ○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄 化対策実験始まる | ○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定 |
| | 10 | ○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らか になる | ○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申 |
| | 11 | ○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催(於浦和市) | |
| | 12 | | ○環境庁「環境保全長期構想」を発表 |
| \$62 (1987) | 2 | ○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの 森づくり」を発表 | ○和歌山県の「働天神崎の自然を大切にする会」が 全国初の自然環境保全法人に認定○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけ た東京宣言を採択 |
| | 3 | 州ノ (り」と元以 | ○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間 でハイテク公害防止のための協定を締結 |
| | 4 | ○環境管理事務所設置(中央、西部、秩父、北部、 東部)○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針 に基づく指導方針制定 | |
| | 5 | ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第2次) 策定○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定○両神国民休養地開園 | ○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表 |
| | 6 | | ○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に 関する法律成立 |
| | 9 12 | ○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表 | ○公害健康被害補償法改正○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び 地下水等の汚染状況について」を発表 |
| S63 (1988) | 3 | ○埼玉地域公害防止計画(第4期)の承認 | ○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車 交通対策等計画」を発表 |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|----------------|-------------|--|---|
| \$63 (1988) | 3 | ○デーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故 (大久保浄水場取水停止) | ○公害健康被害の補償等に関する法律改正 |
| | 5 | (((((((((((((((((((| ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する 法律公布・施行○地球的規模の環境問題に関する懇談会報告書公表 |
| | 7 | ○炭化水素類対策指導指針施行 | |
| | 8 12 | ○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定 | ○全国星空継続観察開始 ○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報 事業を実施 |
| S64 | 1 | | ○ウィーン条約に加入○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール |
| H元 (1989) | 2 | ○環境整備センター(三ヶ山廃棄物埋立処分場) 一 部供用開始 | 議定書日本国について発効 |
| | 3 | ○環境管理指針策定 | ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布 (有害物質としてのトリクロロエチレン及びテ |
| | 5 | ○全国野鳥保護のつどいを開催 | トラクロロエチレンを追加) ○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 ○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を発表 ○大気汚染防止法改正(特定粉じん(石綿)排出規制) ○水質汚濁防止法の一部改正(有害物質の地下浸透 防止) |
| | 9 | ○メタノール自動車導入 | |
| H 2 (1990) | 1 3 4 | ○地球環境を考える県民のつどいを開催○環境保全基金を設置○低公害車買換資金融資制度を設置 | |
| | 5 | ○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定 | ○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知 ○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布(生活排水対策に関する規定の整備) ○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定 |
| | 7 | | ○スパイクタイト初じん完全が正伝制定○環境庁に地球環境部を設置○国立公害研究所が国立環境研究所となる |
| | 9 | ○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催 | ○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化 防止行動計画」を決定 |
| H 3 (1991) | 2 | ○地球環境モニタリング調査開始 ○電気自動車を導入 | |
| | 3 | ○第3次廃棄物処理基本計画策定○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第3次) 策定 | ○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(法律の有効期限の10年延長) |
| | 4 | ○自動車交通公害防止基本計画策定○地球環境保全推進室を設置○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示 | ○再生資源の利用の促進に関する法律公布 |
| | 6 7 | ○環境影響評価技術指針を改正○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加 | ○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁 防止に係る暫定指導指針の一部改正について通 知 |
| | 8 | ○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定 ○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定 | ○土壌の汚染に係る環境基準について告示 |
| | 9 | ○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催 | |

| - | <u> </u> | | |
|---------------|--------------------|---|--|
| 年 | 月 | 県 内 | 全国 |
| H 3 (1991) | 10 | | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布 |
| | 11 | ○冬季自動車交通量対策を実施(11月から3か月) ○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」 の指定 | ○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定 |
| | 12 | ○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める 上乗せ条例の改正 | |
| H 4 (1992) | 3 | ○自動車交通公害防止実施計画を策定 ○トラスト保全1号地(見沼田圃周辺斜面林)取得 | |
| (1002) | 5 | ○山西省友好記念館「神怡館」開設 | ○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピー |
| | 6 | | ル」を採択 ○環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催 (於ブラジル) |
| | | | ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 |
| | 7 | ○自然学習センター開設 | - 1-11 2 |
| | - - - | ○北本自然観察公園供用開始○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定 | |
| | 11 | ○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定 | ○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特 定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の 規制物質への追加等の採択 |
| | 12 | | ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 公布 |
| H 5 (1993) | 2 | | ○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本 方針を告示 |
| | 3 | ○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地 球環境シアターを策定 | ○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示 |
| | | ○埼玉地域公害防止計画(第5期)の承認 | |
| | 4 | ○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定 ○さいたま環境創造基金を設置 | |
| | 6 | ○化学物質環境安全管理指針を策定 | ○ラムサール条約締約国会議を開催(於釧路市) ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布 (海域のN(窒素)・P(リン)規制) |
| | 11 | ○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定 | ○環境基本法公布 |
| | 12 | | ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく 車種規制を施行 |
| | | | ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公 布 (13有害物質の追加) |
| | | | ○バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及 びその処分の規制に関する条約)日本において発 効 |
| Н 6 | 3 | ○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定 | ○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指 |
| (1994) | | ○公害防止条例施行規則の改正(13有害物質の追加) ○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定 | 針を設定 |
| | 5 | - ··- | ○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布 |
| | | | ○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の |
| | 6 | ○長瀞総合射撃場の開設 | 水質の保全に関する特別措置法公布 |
| | - - - | ○エコアジア'94開催 | |

| 年 | - 月 | 県内 | 全国 |
|---------------|------------------|--|--|
| H 6 (1994) | 7 8 9 | ○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設○環境審議会を設置○県立安行武南自然公園の区域変更 | |
| | 12 | ○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定 | ○環境基本計画閣議決定 |
| H 7 (1995) | 6 | ○さいたま緑の森博物館開設 | ○容器包装リサイクル法公布 |
| (1000) | 10 | ○第3回気候変動に関する世界自治体サミット(埼 玉サミット)開催 | ○生物多様性国家戦略策定 |
| H 8 (1996) | 3 | ○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック(動物編)」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○トラスト保全2号地(狭山丘陵・雑魚入樹林地)取得 ○第4次廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件(セッツ(株)手続開始 | ○七都県市低公害車指定制度の発足 |
| | 5 | C SK SGSS E HT IMESKEP SSN I I STREET (I S S K H) J TJABASH | ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布 (汚染 された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の 措置) |
| | 7 | ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第4次)策定 | |
| | 11 | ○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催 | |
| | 12 | ○第1期分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大(0.5→9.63ha) | |
| H 9 (1997) | 1 2 | | ○ナホトカ号原油流出事故○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準環境庁告示 |
| | 3 | ○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催(於川口市) ○HOTな地域を救うホットな行動プラン-彩の国ローカルアジェンダ21-策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプラン-埼玉県ごみ減量推進計画 - 策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針 策定 | ○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示 |
| | 4 6 8 9 | ○環境生活部の設置、緑政課の設置○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置○彩の国こどもエコクラブ交流会開催○彩の国環境大学開講○環境配慮方針策定 | ○環境影響評価法公布○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布○第4回気候変動に関する世界自治体サミット(名 古屋サミット)開催○地球温暖化防止京都会議(COP3)開催、京都議定 |
| | | | 書採択 ○ハイブリッド自動車(乗用車)発売 |
| H10 (1998) | 4 | ○フロン回収・処理推進協議会設立○埼玉地域公害防止計画(第6期)の承認○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定 | |

| 年 | - - - 月 | 県 内 | 全 国 |
|---------------|---------------|---|---|
| | 1 | *** | 土 |
| H10 (1998) | 4 | ○「さいたまレッドデータブック(植物編)」刊行○地球温暖化ワークショップの開催○自動車交通公害防止実施計画策定○エネルギービジョン策定○埼玉ゼロエミッション行動計画策定○トラスト保全3号地(武蔵嵐山渓谷周辺樹林地)取得 | |
| | 5 6 | ○ダイオキシン対策室の設置○生活排水処理総合基本構想策定 | ○環境庁、環境ホルモン戦略計画 SPEED'98発表 ○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布 |
| | 7 10 12 | ○あらかわビジターセンター開設○彩の国環境保全を実行する県民運動開始○環境影響評価条例の改正○公害防止条例の改正 | ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布 |
| H11 (1999) | 2 | ○ダイオキシン対策県民懇話会の設置 ○県がISO14001認証取得 ○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる | ○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告 示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改 正する件告示 |
| | 3 | ○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○ごみ処理広域化計画策定 | ○ダイオキシン対策基本指針決定 |
| | 7 | ○第2期分別収集促進計画策定 | ○ダイオキシン類対策特別措置法公布○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 |
| | 10 12 | ○第8回ごみ減量化推進全国大会開催○環境影響評価技術指針告示○さいたま環境賞創設 | ○中央環境審議会が「これからの環境教育・環境学習ー持続可能な社会をめざしてー」答申 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布(ダイオキシン類関係施設の追加) ○この頃、有明海ノリ不作問題 |
| H12 (2000) | 2 3 4 5 | ○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰(通称新エネ大賞)導入事例の部で通商産業大臣賞受賞 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定 ○トラスト保全4号地(飯能河原周辺河岸緑地)取得 ○環境防災部の設置 ○環境科学国際センター開設 ○彩の国青空再生戦略の発表 | ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 ○循環型社会形成推進基本法公布・施行 ○豊島不法投棄問題調停成立 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布(マニフェスト見直し、野焼き禁止など) ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源有効利用促進法公布 |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|---------------|--|---|---|
| H12 (2000) | 8 | | ○「秩父多摩国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」 に名称変更 |
| | 9 | ○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 | |
| | | ○二酸化硫黄の大気高濃度汚染時における暫定対応 方針策定 | |
| | | ○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定 | |
| | 10 | ○ごみの散乱防止に関する条例制定 | |
| | 12 | ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく 県内希少野生動植物種17種を指定 | ○第2次環境基本計画閣議決定 |
| H13 (2001) | $\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$ | ○トラスト保全7号地(小川原家屋敷林)取得○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 | ○環境省設置 |
| (2001) | | ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の | |
| | | では、100mmのでは、100mmでは | |
| | | ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取 組方針策定 | |
| | | ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組 | |
| | | 方針策定 ○県緑の骨格づくり計画策定 | |
| | 3 | ○地球温暖化対策実行計画~オフィス・事務所に関 | |
| | | する埼玉県環境配慮方針策定 | |
| | 4 | ○環境基本計画(第2次)の策定○越谷市の政令市指定(大気) | |
| | ; 5 | ○さいたま市の政令市指定 (大気・水質) | |
| | | ○彩の国青空再生戦略21を策定 | |
| | 6 | | ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(3有害物質追加) ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布 |
| | 7 | ○生活環境保全条例制定 | 闵,勿行加旧巨仏公 和 |
| | | ○酸性雨等対策実施要領制定 | |
| | | ○彩の国資源循環工場基本構想策定-公共関与による総合リサイクル施設の整備- | |
| | 8 | ○公害防止条例施行規則の改正(3有害物質の追加) | |
| | 10 | ○戦略的環境アセスメント基本構想策定 | |
| | 11 | ○第5次県廃棄物処理基本計画策定 | ○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別 |
| | ; 11 - - - - | | 措置法施行令の一部を改正する政令の公布(水質 総量規制に窒素及びりんを追加) |
| | | | ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改 正する政令の公布(3特定施設追加) |
| | 12 | ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定め | E / SAF / A IP (O 13 AMBIANEMB) |
| | | る条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく | |
| | | 〇布少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく 県内希少野生動植物種 5 種を追加指定 | |
| | | ○生活環境保全条例施行規則公布 | |
| H14 (2002) | 2 | ○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新 | |
| (2002) | : 3 | ○トラスト保全5号地(山崎山の雑木林)取得 | ○新・生物多様性国家戦略策定 |

| 年 | 月 | 県 内 | 全国 |
|------------|--------|--|---|
| H14 (2002) | 3 | ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」 刊行 | |
| | | ○グリーン調達推進方針策定○戦略的環境影響評価実施要綱制定○環境配慮方針~公共事業関連~改訂 | |
| | 4 | ○ごみの散乱防止に関する基本方針策定○さいたま市に保健所設置 | |
| | 5 6 | | ○土壌汚染対策法公布 ○京都議定書批准 |
| | 7 | ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第5次)策定○第3期分別収集促進計画の策定 | ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布(4特定施設の追加) ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布 |
| | 10 | ○戦略的環境アセスメント第1号案件(地下鉄7号線延伸計画)手続開始○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定 | |
| | 11 | ○産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制 度の導入 | |
| | 12 | ○機川・都幾川上流域を生活排水対策重点地域に指 定 | |
| H15 (2003) | 3 | ○くぬぎ山自然再生計画検討委員会から提言 ○東京電力(㈱埼玉支店との間に「廃棄物不法投棄の 情報提供に関する協定」を締結 ○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布・ 施行 | |
| | 4 | ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布○川越市に保健所設置 | |
| | 6 | | ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する 特別措置法公布・施行 |
| | 7 | ○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画策定 | ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推 進に関する法律公布 |
| | 9 | ○トラスト保全 6 号地(加治丘陵·唐沢流域樹林地) 取得 | |
| | 10 | ○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガ ス規制開始 | |
| H16 (2004) | 2 | | ○都市緑地法閣議決定(都市緑地保全法名称改正 等) |
| | 3 | ○地球温暖化対策地域推進計画(第2次)策定 ○資源循環戦略21策定 | |
| | 5 | | ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制) |
| | 6 | ○県ダイオキシン類削減推進行動計画に定めた2つの目標の達成を確認○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の終了 | ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律公布 |
| | 8 | ○埼玉県生活排水処理施設整備構想策定○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 | |
| H17 | 11 2 | ○くぬぎ山地区自然再生協議会設立 | ○京都議定書発効 |
| (2005) | | | ○石綿障害予防規則公布 |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|------------|------|--|---|
| H17 (2005) | 3 | ○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例)制定○戦略的環境影響評価実施要綱改正 | |
| | 4 7 | ○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定 ○第4期県分別収集促進計画の策定 | ○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表 |
| | 8 | ○石綿対策推進本部設置 | ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改 |
| | | ○石綿(アスベスト)対策に関する緊急要望実施 | 正する政令の公布(3特定施設の追加) |
| | 9 | ○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿(アスベスト)問題に係る埼玉県の当面の 対策」公表 | |
| | 11 | | ○PCB廃棄物処理(東京事業)開始 |
| | 12 | | ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布 (特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃) |
| H18 (2006) | 2 | ○「埼玉県の石綿対策(平成18年度)」公表 | ○石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気 汚染防止法等の一部を改正する法律公布(特定粉 じん排出等作業の規制対象に工作物を追加 他) |
| | 3 | ○第6次廃棄物処理基本計画策定 | ○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開 |
| | 4 | │ ○広域緑地計画策定 │ ○公の施設(自然学習センターほか 5 施設)に指定 | 催 ○第3次環境基本計画閣議決定 |
| | | 管理者制度を導入 | |
| | | ○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制を強化(二段階目規制) | |
| | 6 | へ | ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の 確保等に関する法律の一部を改正する法律公布 (行程管理制度等の導入) |
| | 10 | ○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入 | |
| H19 | 2 | ○トラスト保全8号地(高尾宮岡の景観地)取得 ○四時世末計画(第2次)第章 | |
| (2007) | 3 | ○環境基本計画(第3次)策定○アライグマ防除実施計画策定 | |
| | 6 | ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に | ○エコツーリズム推進法公布 |
| | 7 | 係る総量削減計画(第6次)策定 ○第5期県分別収集促進計画の策定 | |
| | 8 | ○ ○ 6日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を | |
| | | 74年ぶりに更新(40.9℃) | |
| | 9 | ○環境基本計画における大気環境分野の実行プラン を策定 | |
| | 11 | ○川の国埼玉 川の再生基本方針策定 | ○第3次生物多様性国家戦略策定 |
| H20 | 3 | ○第2次ごみ処理広域化計画策定 | |
| (2008) | | ○生物多様性保全県戦略策定○トラスト保全9号地(堀兼・上赤坂の森)取得 | |
| | | ○ドノスト保主する地(畑米・工が扱い森)取得 ○あらかわビジターセンター廃止 | |
| | 4 | ○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自 | ○京都議定書第一約束期間開始 |
| | | 然公園普通地域における工作物の色彩規制開始 ○彩の国みどりの基金設置 | |
| | | ○みどりと川の再生推進本部設置 | |
| | 6 | | ○生物多様性基本法公布 |
| | | | ○環境省「平成の名水百選」発表○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 |
| | 7 | _ | ○第34回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催 |
| | 9 | ○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に 関する協定」の締結 | |
| | ! | 関する協定」の締結 | |

| <i>F</i> | | III da | ۵ ام |
|---------------|-----|--|---|
| 年 ——— | - 月 | 県 内 | 全国 |
| H20 (2008) | 11 | ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴 い、生活環境保全条例により指定する特定化学物 質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理 及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を 追加 ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 | ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正 する政令の公布(指定化学物質の変更、対象業種 に医療業を追加) |
| | | の公布(県が独自に指定する特定化学物質の変更) ○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の 告示 | |
| H21 | 2 | ○トラスト保全10号地(浮野の里)取得 | |
| (2009) | 3 | ○地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)策定 ○地球温暖化対策推進条例制定 | |
| | | ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進 に関する指針策定○環境省による埼玉県アライグマ防除実施計画の変 更確認○まちのエコ・オアシス保全地(菩提樹池周辺緑地、 | |
| | 4 | 谷田の泉)取得○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始○熊谷市の政令市指定(水質、土壌) | ○土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布 |
| | 6 | ○長瀞総合射撃場がナショナルトレーニングセンタ ー競技別強化拠点施設に指定 | |
| | 9 | | ○微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染に係る環境基準の告示 |
| | 10 | ○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮 制度開始 | |
| | 11 | | ○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示 |
| H22 (2010) | 3 | ○トラスト保全11号地(黒浜沼)取得 ○用途地域の指定がされていない区域における開発 行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取 扱方針策定 ○まちのエコ・オアシス保全地(ムサシトミヨ生息 地周辺緑地)取得 | |
| | 4 | ○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖 化対策計画制度開始○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策 計画制度開始 | |
| | 5 | | ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布(ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布(排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化等) |
| | 12 | ○埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置(埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止) | ○第2期EV·PHVタウンとして10自治体を追加選定 |

| 年 | 月 | 県内 | 全国 |
|------------|-----------------------------|--|--|
| H23 (2011) | 3 4 6 8 | ○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布(ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等) ○第7次廃棄物処理基本計画策定 ○まちのエコ・オアシス保全地(彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地)取得 ○目標設定型排出量取引制度導入 ○彩の国資源循環工場第2期事業起工式 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布(特定事業場における排出水の汚染状態の測定回数の規定) | ○福島第一原子力発電所事故発生 ○環境影響評価法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布(地下水汚染の未然防止措置) ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布 |
| | | ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(土壌汚染基準の変更等) | |
| H24 (2012) | 2 5 7 8 9 10 | ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次)策定 ○利根川流域の浄水場で塩素消毒に伴いホルムアルデヒドが水質基準を超過して検出されたため取水停止(ヘキサメチレンテトラミンの流出) ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(工場等の排水の排出基準における有害物質の追加等) ○環境基本計画(第4次)策定 ○埼玉県広域緑地計画を改定 | ○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示 ○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布 ○原子力規制委員会設置 ○埼玉県等の要望によりヘキサメチレンテトラミンを指定物質とする水質汚濁防止法施行規則の改正 |